

平成 28 年 第 1 回 定例会

南種子町議会会議録

平成 28 年 3 月 3 日 開会

平成 28 年 3 月 17 日 閉会

南種子町議会

平成28年第1回南種子町議会定例会会議録目次

第1号 (3月3日) (木曜日)

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第 2 会期の決定	6
1. 日程第 3 議長諸報告	6
1. 日程第 4 平成28年度施政方針及び提案理由の説明	7
1. 休 憩	25
1. 日程第 5 議案第24号 平成28年度南種子町一般会計予算	25
総務課長説明	25
質疑	29
1. 日程第 6 議案第25号 平成28年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計予算	29
保健福祉課長説明	29
質疑	30
1. 日程第 7 議案第26号 平成28年度南種子町簡易水道事業特別会 計予算	30
建設課長説明	30
質疑	31
1. 日程第 8 議案第27号 平成28年度南種子町介護保険特別会計予 算計予算	32
保健福祉課長説明	32
質疑	32
1. 日程第 9 議案第28号 平成28年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計予算	33
保健福祉課長説明	33
質疑	33
1. 休 憩	34
1. 日程第10 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について	34
税務課長説明	34
質疑	35

討論	35
採決	35
1. 日程第11 議案第1号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定について	35
総務課長説明	35
質疑	36
討論	36
採決	36
1. 日程第12 議案第2号 地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定について	36
総務課長説明	37
質疑	37
討論	37
採決	38
1. 日程第13 議案第3号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	38
総務課長説明	38
質疑	38
5番 塩釜俊朗君	38
6番 広浜喜一郎君	40
8番 立石靖夫君	41
7番 上園和信君	42
4番 西園 茂君	43
討論	45
5番 塩釜俊朗君	45
採決	46
1. 日程第14 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について	46
総務課長説明	46
質疑	46
討論	46
採決	47
1. 日程第15 議案第5号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	47

総務課長説明	47
質疑	48
討論	48
採決	48
1. 日程第16 議案第6号 南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について	48
教育委員会管理課長説明	49
質疑	49
討論	49
採決	49
1. 日程第17 議案第7号 南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について	49
教育委員会社会教育課長説明	49
質疑	50
6番 広浜喜一郎君	50
8番 立石靖夫君	51
1. 休憩	54
8番 立石靖夫君	55
7番 上園和信君	56
1. 休憩	57
7番 上園和信君	57
6番 広浜喜一郎君	62
9番 日高澄夫君	62
討論	64
7番 上園和信君	64
採決	65
1. 日程第18 議案第8号 南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について	65
保健福祉課長説明	65
質疑	65
9番 日高澄夫君	65
討論	66
9番 日高澄夫君	66

採決	67
1. 日程第19 議案第9号 南種子町放課後児童健全育成事業条例の 全部を改正する条例制定について	67
保健福祉課長説明	67
質疑	67
8番 立石靖夫君	68
7番 上園和信君	69
討論	70
採決	70
1. 日程第20 議案第10号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関 する条例の一部を改正する条例制定につ いて	70
保健福祉課長説明	70
質疑	70
討論	71
採決	71
1. 日程第21 議案第11号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例制定について	71
税務課長説明	71
質疑	72
討論	72
採決	72
1. 日程第22 議案第12号 南種子町介護保険条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例制定について	72
保健福祉課長説明	73
質疑	73
5番 塩釜俊朗君	73
討論	74
採決	75
1. 日程第23 議案第13号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例 の一部を改正する条例制定について	75
教育委員会管理課長説明	75
質疑	75
討論	75

採決	75
1. 日程第24 議案第14号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	76
建設課長説明	76
質疑	76
討論	76
採決	77
1. 日程第25 議案第15号 南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	77
総務課長説明	77
質疑	77
討論	77
採決	78
1. 休 憩	78
1. 日程第26 議案第16号 種子島産婦人科医院組合規約の変更について	78
保健福祉課長説明	78
質疑	78
6 番 広浜喜一郎君	78
討論	79
採決	79
1. 日程第27 議案第17号 南種子辺地総合整備計画の変更について	79
企画課長説明	79
質疑	79
討論	79
採決	80
1. 日程第28 議案第18号 南種子町過疎地域自立促進計画の策定について	80
企画課長説明	80
質疑	81
8 番 立石靖夫君	81
9 番 日高澄夫君	82
討論	82

採決	82
1. 日程第29 議案第19号 平成27年度南種子町一般会計補正予算 (第9号)	82
総務課長説明	82
質疑	86
5番 塩釜俊朗君	87
8番 立石靖夫君	88
9番 日高澄夫君	88
5番 塩釜俊朗君	90
討論	91
採決	91
1. 日程第30 議案第20号 平成27年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第5号)	91
保健福祉課長説明	91
質疑	92
討論	92
採決	92
1. 日程第31 議案第21号 平成27年度南種子町簡易水道事業特別会 計補正予算(第4号)	92
建設課長説明	93
質疑	94
討論	94
採決	94
1. 日程第32 議案第22号 平成27年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第5号)	94
保健福祉課長説明	94
質疑	95
討論	95
採決	95
1. 日程第33 議案第23号 平成27年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第4号)	95
保健福祉課長説明	95
質疑	96
討論	96

採決	96
1. 散 会	97

第2号（3月16日）（水曜日）

1. 開 議	100
1. 日程第1 一般質問	100
8 番 立石靖夫君	100
1. 名越町長の政治姿勢を問う	
2. 介護予防推進と地区公民館の連携について	
1. 休 憩	114
7 番 上園和信君	114
1. 地方創生と連動した人口減少対策と活性化策について	
2. 公約等への取組みについて	
3. マイナンバー制度について	
4. 公民館の取組みの充実と地域コミュニティ拠点の強化について	
1. 休 憩	130
5 番 塩釜俊朗君	130
1. キャトルセンター・堆肥センターの現状と運営について	
2. 鳥獣対策について	
3. 身体障害者の雇用対策について	
4. 公立種子島病院の今後の運営について	
5. 9月定例会で取り上げた提案事項の進捗状況について	
1. 休 憩	147
2 番 柳田 博君	147
1. 基幹作物に有るサトウキビの収穫（ハーベスター）作業について	
2. 条例公民館の存続と公民館主事を廃止する根拠は	
3. 新教育委員会制度について	
4. 町内老人ホームについて	
5. 島間港の係留バース運用について	
3 番 大崎照男君	157
1. 平山地区河川について	
2. 県道排水対策について	

3. 荃永地区河川について	
4. 国道58号線の安全対策について	
1. 休 憩	162
6 番 広浜喜一郎君	162
1. 公立種子島病院の運営について	
2. 人口減少対策について	
3. 前之峯陸上競技場の整備について	
4. 観光物産館の運営について	
5. キャトルセンター、堆肥センターの運営について	
6. シルバー人材センターの設置について	
1. 散 会	180

第3号（3月17日）（木曜日）

1. 開 議	183
1. 日程第1 一般質問	183
4 番 西園 茂君	183
1. 農業振興について	
2. 町内の食糧自給率の向上について	
3. 保育施設の整備について	
4. 国保の新制度移行に向けて、国民健康保険税滞納者に対する対策について	
1. 休 憩	199
9 番 日高澄夫君	199
1. 名越町長の政治姿勢について	
1. 休 憩	214
1 番 河野浩二君	214
1. トンミー市場の運営と販売状況について	
2. 地域おこし協力隊について	
3. 新規就農支援について	
4. 地域包括ケアシステムの進捗について	
5. 道路（歩道）の緑樹帯の撤去について	
6. 駐在所と交番の違いについて	
7. 町制施行60周年について	
1. 休 憩	231

1. 日程第 2	議案第24号	平成28年度南種子町一般会計予算	231
1. 日程第 3	議案第25号	平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	231
1. 日程第 4	議案第26号	平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算	231
1. 日程第 5	議案第27号	平成28年度南種子町介護保険特別会計予算	231
1. 日程第 6	議案第28号	平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算	231
		産業厚生委員長報告	231
		総務文教委員長報告	236
1. 休 憩			242
		質疑	242
	7 番	上園和信君	242
		討論	243
	8 番	立石靖夫君	243
	8 番	立石靖夫君	245
		採決	245
1. 休 憩			246
1. 日程第 7	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	246
		町長説明	247
		質疑	247
	7 番	上園和信君	247
		討論	248
	7 番	上園和信君	248
		採決	248
1. 日程第 8	委員長報告（総務文教委員会）		249
		総務文教委員長報告	249
1. 日程第 9	閉会中の継続調査申し出		253
1. 日程第10	議員派遣		253
1. 閉 会			253

平成28年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月3日開会～3月17日閉会 会期15日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	3	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 平成28年度施政方針及び提案理由の説明 3. 平成28年度予算（説明－委員会付託） 4. 議案審議 (1)承認 1件（承認第1号） (2)条例 15件（議案第1号～第15号） (3)事件 3件（議案第16号～第18号） (4)予算 5件（議案第19号～第23号）
	4	金	委 員 会	予算委員会
	5	⊕	休 会	
	6	⊕	休 会	
	7	月	委 員 会	予算委員会
	8	火	休 会	
	9	水	休 会	
	10	木	休 会	
	11	金	休 会	
	12	⊕	休 会	

	13	㊥	休 会	
	14	月	休 会	
	15	火	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会
	16	水	本 会 議	1. 一般質問（6名）
	17	木	本 会 議 (閉 会)	1. 一般質問（3名） 2. 平成28年度予算委員会報告（報告一採決） 3. 議案審議 （1）人事 1件（諮問第1号） 4. 委員長報告（総務文教委員会） 5. 閉会中の継続調査申し出 6. 議員派遣

平成28年第 1 回南種子町議会定例会

第 1 日

平成28年 3 月 3 日

平成28年第1回南種子町議会定例会会議録

平成28年3月3日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議長諸報告

○日程第4 平成28年度施政方針及び提案理由の説明

○日程第5 議案第24号 平成28年度南種子町一般会計予算

○日程第6 議案第25号 平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

○日程第7 議案第26号 平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

○日程第8 議案第27号 平成28年度南種子町介護保険特別会計予算

○日程第9 議案第28号 平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○日程第10 承認第1号 専決処分した事件の承認について

（南種子町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例制定について

○日程第11 議案第1号 行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定について

○日程第12 議案第2号 地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定について

○日程第13 議案第3号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○日程第14 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について

○日程第15 議案第5号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程第16 議案第6号 南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○日程第17 議案第7号 南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○日程第18 議案第8号 南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

○日程第19 議案第9号 南種子町放課後児童健全育成事業条例の全部を改正する条例制定について

例制定について

- 日程第20 議案第10号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第11号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第12号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第13号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議案第14号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第25 議案第15号 南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第16号 種子島産婦人科医院組合規約の変更について
- 日程第27 議案第17号 南種子辺地総合整備計画の変更について
- 日程第28 議案第18号 南種子町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第29 議案第19号 平成27年度南種子町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第30 議案第20号 平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第21号 平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第22号 平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第33 議案第23号 平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1 番	河 野 浩 二 君	2 番	柳 田 博 君
3 番	大 崎 照 男 君	4 番	西 園 茂 君
5 番	塩 釜 俊 朗 君	6 番	広 浜 喜一郎 君
7 番	上 園 和 信 君	8 番	立 石 靖 夫 君
9 番	日 高 澄 夫 君	10 番	小 園 實 重 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 日 高 一 幸 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君
教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	野 首 知 子 さん	企 画 課 長	河 口 恵 一 朗 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	観 光 課 長	坂 口 浩 一 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
教育委員会 社会教育課長	高 田 健 一 郎 君	建 設 課 長	島 崎 憲 一 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 市 義 朗 君	教育委員会管理課長兼 給食センター 所長	小 脇 隆 則 君
保 育 園 長	小 川 ひ と み さん		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

- 議長（小園實重君） ただいまから平成28年第1回南種子町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、大崎照男君、4番、西園 茂君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月3日から17日までの15日間に決定しました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議長（小園實重君） 日程第3、議長諸報告を行います。
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局長。
○事務局長（濱田広文君） 御報告申し上げます。
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思います。
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の平成27年11月分から平成28年1月分までを配付しております。それから、町長提出議案一覧表を配付しております。
次に、各種行事・業務及び動静については、平成27年12月9日から平成28年3月2日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。
まず、議長会関係の会議であります。2月16日、県町村議会議長会定期総会が

開催され、平成26年度の決算承認と平成28年度事業計画及び予算が提案され、原案可決しております。

同日、県離島振興町村議会議長会定期総会が開催され、平成26年度の決算の承認と平成28年度事業計画及び予算が提案され、原案可決しております。

次に、一部事務組合関係であります。2月19日、公立種子島病院組合議会定例会が開催され、条例1件、承認1件と平成27年度補正予算（第2号）、平成28年度予算が提案され、原案可決されております。

2月25日、中南衛生管理組合議会定例会が開催され、承認1件と平成27年度補正予算（第2号）、平成28年度予算が提案され、原案可決されております。

2月29日、熊毛地区消防組合議会定例会が開催され、条例13件と承認1件、平成27年度補正予算（第3号）、平成28年度予算が提案され、原案可決しております。

同日、種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催され、条例6件と承認1件、平成27年度補正予算（第2号）、平成28年度予算が提案され、原案可決しております。

次に、その他の会議であります。2月12日、種子島屋久島振興協議会総会が開催され、平成28年度事業計画及び予算が提案され、原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 平成28年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第4、町長提出の承認第1号、議案第1号から議案第28号及び諮問第1号の計30件を一括上程します。

平成28年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 平成28年度施政方針並びに提案理由について御説明申し上げます。

平成28年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案につき、提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

我が国経済は、安倍内閣が掲げた経済政策アベノミクスの取り組みにより緩やかな回復基調を維持しておりますが、個人消費の弱さや新興国を中心とする海外経済の不透明感など、行き先不安材料も見られるところでございます。

こうした中、政府は希望出生率1.8%などを目指す、一億総活躍社会の実現と、強い経済の実現に向けた平成27年度補正予算から新年度予算へと続く、平成28年度の一体的な政策が示されたところでございます。

また、全国の各自治体においても、地方創生総合戦略を柱に、将来を見据えた新

たな社会構築への取り組みが動き始めております。

本町の財政状況は、基金残高の減少や多額の償還金など、依然として厳しい状況が続きますが、選択と集中を基本に慎重かつ効率的な行財政運営を心がけ、諸課題に取り組むとともに、南種子町総合戦略に掲げる施策を実行に移すことで、誰もが住みたい、住み続けたいと感じられる、地域特性を生かした一体的なまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、各施策の主な事項につきまして申し述べたいと思います。

まず、農林水産業政策についてであります。

農業は、本町の地域経済を支える基幹産業として、恵まれた自然条件と豊かな地域特性を生かして発展してきました。

今日の農業・農村を取り巻く情勢は、農業所得の減少、担い手農家不足や農業従事者の高齢化、農家戸数の減少、過疎化の進行による産地力の低下、生産・流通コストの上昇、消費者ニーズの多様化や安心・安全な農畜産の安定供給、耕作放棄地再生、持続的な地域営農の推進など課題を抱えております。

国から新たな農業・農村政策が示され、農林水産・地域の活力創造プランにより、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面的な機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むことの重要性が示されております。

このような状況の中で、本町基幹産業である農業を発展させるため、第5次長期振興計画の重点推進方針に掲げる「農業の発展を支える担い手の育成」「地域資源を活かした特色ある産地づくり」「安心・安全な農産物提供とイメージアップ」「農業の基盤づくり」4つの柱に、あらゆる施策を精査し、迅速な情勢の把握とニーズに合った施策の導入が必要であります。

このため、地域経済の循環づくり、幅広い就業機会の創設、新規就農者の確保・育成のための支援拡充や高収益化と高付加価値化、担い手の育成、施設整備・高性能機械整備等の推進を図り、計画的かつ効率的な経営支援に努めてまいります。

南種子町観光物産館は、地元農産物や加工品等の販売拠点として、また、食育や地元産品の島外発信、販売開拓の推進拠点基地として、農家の所得向上と地域産業の振興が図られるよう早い機会に民営化を目指します。

本町の基幹作物である早期水稻、さとうきび、でん粉用サツマイモについては、現在取り組んでいる国や県の施策などを継続し、経営安定対策と生産量の確保に努めてまいります。

次に、地場野菜、施設花卉、果樹、お茶につきましては、国や県などの事業を活

用して、生産量の確保と商品化を高め、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを推進するとともに、販売促進、販路の拡大にも努めます。

また、地域特産物のレザーリーフファンやロベ、シキミなどについては、引き続き生産組織の育成や生産・流通体制の確立、強化に取り組めます。

近年、化学肥料への偏重による土壌悪化や連作による地力低下、土壌病害虫の発生などによる作柄の不安定、収量・品質の低下が重要な問題であります。この対策として、化学肥料主体から有機物の施用による土づくりが重要であります。これには、町のバイオ堆肥の活用が重要であり、本町の高品質堆肥の増産を図り、他肥料販売価格との格差検討など、適正な販売価格の設定により黒字化を図り、民営化の検討を行います。

畜産につきましては、肥育頭数も横ばい傾向にあり、枝肉相場は好調に推移し、子牛価格も高価で取引されております。畜産振興を図るため、町酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、生産性の向上・経営合理化、自給飼料安定確保、畜産環境対策を積極的に推進するとともに、家畜伝染病の予防と蔓延防止など家畜防疫対策の徹底や家畜の損耗防止対策等を講じてまいります。

また、肉用牛貸付基金による増頭や優良雌牛への更新、乳用牛導入畜産振興資金による優良牛導入支援の拡充を行い、生産基盤の強化に努めてまいります。

肉用牛キャトルセンターについては、飼養改善による預託頭数の確保、高品質肥料の生産供給体制確立により、施設の有効活用による増頭対策や家畜排せつ物の適正な処理に努め、耕畜産連携を強化してまいります。

インギー地鶏の産業化は、インギー地鶏振興会を軸としての生産体制で生産販売を行っておりますが、さらに全国販売を目指すには、鹿児島県の黒さつま地鶏と、姉妹都市秋田県の比内地鶏方式での取り組みが必要でありますので、関係者と協議を進めます。

近年、本町においても、鹿・カラスなどによる鳥獣被害が増加している状況であります。このために鳥獣被害対策協議会を中心に、鳥獣駆除などの鳥獣対策等を引き続き講じてまいります。

次に、林業であります。近年の林業情勢は木材価格の低迷、内地材の競合やプレカット材の移入などによる地場産材の利用減少等が大きな問題であります。

本町の林業対策としては、下刈り・除間伐・利用間伐の推進、地元産材の輸送費支援等、林業の振興を図るとともに、防潮・防風林の管理保全に努めてまいります。

次に、水産であります。沿岸海域における水産資源の大幅な減少に加え、消費量の減少、輸入水産物の増加により魚価の低迷が続く、漁業経営者は極めて厳しい状況にあることから、漁場の環境整備を行う「つくり育てる漁業」の推進と鮮魚活

魚の島外出荷対策支援を講じてまいります。

農業農村整備事業では、生産基盤や安心・安全な生活環境整備、農業の生産性を高めるなどの条件整備をするために重要な施策であります。

本年度は、国・県事業により高田浦・長谷地区の農道整備、中山間地域総合整備事業南種子地区として町内の農道・用排水路整備事業を行います。また、県営農村地域防災減災事業として、ため池・用排水路の整備を行い生産体制の整備を進めます。

また、県農地環境整備事業により、河内浦地区の基盤整備を行い、農業生産基盤の効率化と農地の高度利用を図ります。

町単独事業の認定農道の維持管理、小規模農道整備や農業農村環境整備事業農業用施設等の整備については事業効果を精査し、計画的に生産体制の整備に努めてまいります。

また、多面的機能支払交付金制度については、農業・農村の持つ機能の維持管理が、高齢化や人口減少などにより難しくなっている現状を踏まえて、土地改良施設等の維持管理交付金を活用して、地域ぐるみでの共同活動を積極的に推進してまいります。

農業委員会は、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源として位置づけ、農地法に基づく農地の権利移動や農地転用などについて、公平・公正な審議に努めるとともに、優良農地の確保と農地流動化を推進し、地域農業を支える認定農業者を中心として、担い手農家の育成・確保、農地の有効活用促進を図り、遊休農地・荒廃農地の調査と解消に努めてまいります。

担い手農家への農地の集積と耕作放棄地の発生防止、解消の抜本的な強化を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積推進、農用地利用配分計画案の作成協力など、新たな業務として追加されております。

国が運用を開始した農地情報公開システム「全国農地ナビ」の情報活用推進、農業委員会で管理している農地基本台帳及び農地地図情報の公表など、農家への情報提供のサービス向上に努め、農業・農村が持つ多面的機能を発揮できるよう、集落・地域における話し合い活動を関係機関一体となり進めてまいります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴う組織変更等に関する経過措置につきましては、平成28年度準備期間とし、平成29年度改正の計画であります。

次に、建設事業であります。今後ますます増大する道路や港湾・漁港等、社会資本の維持管理・更新需要に対して、効果的、効率的かつ機動的に对应していくための施策が重要となってきております。町民に身近な生活環境の整備及び社会資本の維持管理を含めた生産基盤の整備促進を図る重要な施策として、各事業の推進を図

ってまいります。

まず、道路整備事業であります。国庫補助事業で宇都浦線ほか3路線の改良舗装工事を実施してまいります。また、舗装補修事業として上中大川線ほか2路線を補修し、幹線道路の保全と安全の確保に努めます。交通量の増加や老朽化等による幹線町道の舗装等維持補修工事を引き続き国の補助事業で実施してまいります。

さらに、道路整備と一体化した効果促進事業で旧中平中跡地を防災拠点施設としての整備を図り、安全安心なまちづくりを図ってまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしており、策定結果を踏まえて老朽化した橋梁の整備について、県のメンテナンス会議等の指導助言を踏まえた整備計画を推進してまいります。

都市公園につきましては、宇宙ヶ丘公園等の維持管理に努めてまいります。

河川管理については、寄り州除去等維持管理に引き続き努めてまいります。

生活環境整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき今後事業化に向けて検討するとともに、本年度も引き続き公営住宅等の維持管理を推進し、入居者が安全・安心して住めるような改修等を行います。

港湾漁港整備につきましては、航路・泊地のしゅんせつを初めとした維持管理経費の増大が見込まれる中で、利用船舶数の関係などから国の補助事業の導入が非常に難しい環境にありますが、可能な事業の導入を検討し、引き続き施設の安全確保と維持管理に努めてまいります。

県単事業の国道・県道整備事業につきましては、国道58号線の上中地区等の継続での道路整備と県道西之表南種子線の島間地区を新規事業としての整備計画であり、本町の基幹道の安全性の向上が図られる計画であります。

県事業の島間港整備につきましては、これまで関係機関と連絡をとり、整備予算確保に向け精力的に要望してきております。静穏度向上を目指し、防波堤（西）を整備中ではありますが、予算の圧縮により進捗において延期化している現状であります。引き続き、防波堤（西）の早期完成を要望しながら、高速船寄港実現化のための防波堤新設・浮き桟橋設置を含め、関係機関と連携をとり、予算獲得・事業化に向けた取り組みを強固なものとして推進してまいります。島間港改修工事につきましては、地元負担を伴う統合補助事業について、地元の要望に合わせた改修事業を進めております。

県営事業の河川・砂防事業につきましては、通常砂防事業として西之田代の小川地区ほか1地区、地すべり対策として河内地区の事業推進に努めてまいります。県管理河川の維持管理につきましても引き続き要望いたしてまいります。

水道事業であります。本町の住民生活に直結する水道供給施設の重要性を常に

認識して、安定的な水道水の供給に鋭意推進しているところであります。給水対象区域を町内全域に広げて、簡易水道事業統合計画に基づき中央地区と平山地区・西之地区の統合事業推進に継続して取り組みます。

その他、簡易水道施設においては、道路改良事業に伴う配水管移設工事、施設の老朽化による補修等、施設の維持管理とメンテナンス事業の推進に努めてまいります。

本町で管理している水道事業については、水道施設の確保及び老朽化施設の更新に伴い、平成29年度を目標に南種子町上水道事業に向けた取り組みを図ってまいります。基金が枯渇して数年が経過しており、一般会計からの法定外繰入金も増大してきております。それは、平成30年度に上水道に移行するための条件整備であります。このことを踏まえての事業である水道使用料金の改正についても、利用者に状況を示して、料金改定に向けた取り組みを行い、安定した経営への基盤づくりを図ってまいります。

次に、福祉関係でございます。

平成28年1月末の本町の高齢化率は33.3%、年少人口は13%となっており、今後とも人口の減少、少子化及び超高齢化が急速に進展することが予想されるところであります。引き続き国・県の福祉施策を基本としながら、本町の保健衛生、福祉施策を積極的に実践し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

高齢者福祉では、高齢者が住みなれた地域や家庭で生き生きとした生活ができるよう、高齢者福祉計画に基づき高齢者福祉事業を推進し、各種サービスを実施してまいります。

特に、独居高齢者の見守り支援事業や国の施策である臨時福祉給付金事業など適切に対応してまいります。

また、元気高齢者の生きがいつくりと社会貢献活動の推進のために、南種子町シルバー人材センターの設置を検討してまいります。

障害者福祉では、障害のある人が安心して生活できる必要なサービスや支援を行い、障害者の福祉増進を図ってまいります。

児童福祉では、子ども・子育て支援法の施行に伴い策定した子ども・子育て支援事業計画に基づきながら、子育て支援事業の推進を図ってまいります。

また、放課後児童健全育成事業では、保護者が仕事などで家庭にいない児童の健全育成のため、中平小学校のみで実施しております放課後児童クラブを全小学校区での実施を進め、対象児童を小学3年生までを6年生までに拡充し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

子育て支援及び少子化対策では、平成27年度から実施しました18歳までの医療費

の無償化に加え、出産祝い金の現行一律10万円を、1子・2子、10万円、3子、20万円、4子以降30万円に拡充いたします。

母子・父子福祉では、引き続き関係団体の活動を支援してまいります。また、ひとり親家庭の医療費助成事業では、県に準じた所得制限を設け、負担の公平化を図ってまいります。

福祉施設としての河内温泉センターは、住民の心身の癒やしの場、健康増進を図る施設として、一層効率的な運営を図ってまいります。また、河内温泉センターの応援団を組織し、売店の運営など温泉施設の利用促進に努めてまいります。経費節減を考慮し、温泉プールの運用を検討いたします。廃泉、やめるということじゃなくて、検討するというところでございます。

町民の生涯を通しての健康づくりのために、保健所はもとより医療関係機関と連携をしながら、各種健康講座、栄養指導教室の開設など、生活習慣病及び感染症の予防対策等に努めてまいります。

また、各種健診の受診率向上を図り、受診後の保健指導を徹底し、疾病の早期発見と早期治療に努め、住民生活の質の向上と全体医療費の削減を図ってまいります。

引き続き、子育て世帯医療費、妊産婦健診費用などの負担軽減を図ってまいります。

環境衛生では、一般廃棄物の適正処理を図るため、リサイクルセンターと管理型最終処分場及び焼却施設の適正な管理運営に努め、公害等の防止に万全を期して運用に努めてまいります。

ごみ分別では、燃やせるごみ、生ごみの分別及び資源ごみの拠点収集など、住民の理解と協力をいただきながら、衛生自治会と連携して循環型社会形成に対する資質向上を図り、生活環境の保全に努めてまいります。

し尿処理では、中南衛生管理組合との連携により、引き続き適切に処理が図られるよう努めてまいります。

また、国・県の補助事業を活用した合併浄化槽設置事業、海岸漂着物地域対策事業などを実施し、公共水域の水質汚染防止と海岸環境の保全に努めてまいります。

次に、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険等でございますが、まず国民健康保険事業では、平成30年度の県と市町村の共同保険者への制度移行に向けて、国保新制度移行準備連絡会等を通して、円滑な制度移行のための準備を進めてまいります。

また、健康づくり増進では、平成27年2月に策定した保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健診の必要な啓発と生活習慣病の改善に向けての動機づけを推進し、受診率60%の目標達成を目指すとともに、健診後の保健指導利用率

の向上を図ってまいります。

後期高齢者医療保険事業では、事業主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、保険料の賦課徴収に努め、適正な運営に努めてまいります。

介護保険事業では、第6期介護保険事業計画に基づき、全ての高齢者が健康寿命を延ばすことができるよう地域包括支援センターなどの体制を強化し、公民館や介護保険事業などと連携しながら、住民主体の介護予防活動の支援を進めてまいります。

また、新たな総合事業を平成28年4月に前倒しして実施することとし、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。この施策として、公立種子島病院に在宅介護・医療連携相談室を開設し、医療と連携した円滑な在宅介護の支援を図ってまいります。また、支援の困難な認知症高齢者への対応を包括的・集中的に行う医師などの専門職による認知症初期集中支援チームを設置してまいります。

さらに、地域における介護予防を推進するため、地区・集落公民館との連携を図りながら、福祉サービスのコーディネートを行う地域支え合い推進員を全地区に配置いたします。

保育園の運営についてであります。 「子供が健康で安心して過ごせる環境の中で、集団生活を通して豊かで健全な心身の発達を培う」を保育理念に掲げ、一人一人の発達過程に沿った保育計画を立てるとともに、年齢に応じて身につけておくべき基本的生活習慣を1年の長い期間で段階を踏み支援し、成長を見守るとともに、保護者との情報の共有を図り、高い専門性を生かした保育運営を進めてまいります。

気になる子供へのかかわりとして、楽しい集団生活を送れるよう子供の「できる」「やれる」を援助してまいります。さらに、就学を見据えた活動として教育相談等への参加を促し、保護者の迷いを軽減させる各関係機関との情報の共有を図ってまいります。

本年度もこれまでにゼロ歳児から5歳児まで受け入れを行い、午前7時30分から午後6時までの繰り上げ繰り下げ保育や、高齢者・幼稚園・小学校との交流を実施し、地域と共存する保育園を目指してまいります。

また、自家保育をしている保護者への子育て支援として、同年齢のママたちが交流できる場の提供や、子供たちが集団の体験活動ができる場の提供を行い、楽しい育児ができるよう情報を提供してまいります。さらに、新規利用者への案内も積極的に行い、各地区に足を運び子育て支援事業の周知を行ってまいります。

隣接町との広域事業であります療育支援事業は一層の充実を図り、通園児の成長を見届ける活動となるよう引き続き行ってまいります。

公立保育園として園児や保護者の目線に立ち、職員のスキルアップに努めてまいります。

教育であります。

教育文化の振興については、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、生涯学習・生涯教育の観点に立ち、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、社会の目まぐるしい変化の中で、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を備え、伝統と文化を尊重し、これらを育んできた我が郷土と国を愛する態度を養い、日本人としての誇りを保ち、国家及び地域社会づくりに貢献できる人材の育成に努めてまいります。

このために、基礎的・基本的学習を重視し、一人一人の個性を生かす教育の充実に努めるとともに、道徳科の新設や小学校の英語科など国の方針を注視しながら、特色ある学校づくりを目指し、必要な条件整備を総合的に推進してまいります。

また、特別支援教育の充実のために、必要な学校に支援員を配置します。

さらに、英語教育推進の町として、ALTや英語指導助手の配置を行い、多様化する国際社会に対応できる児童生徒を育成するため英語教育の推進に努めてまいります。

21年目を向けた宇宙留学制度は、町宇宙留学連絡協議会のもとに「日本一の山村留学の町」を確立し、複式解消や学級数維持など、教育の相乗効果・地域活性化の一翼を担ってきているところであります。里親の確保対策を図り、宇宙留学制度をさらに拡充して小規模校の活性化と交流人口の拡大を図ります。

子供たち一人一人に目の届く小規模校のメリットを最大限に生かし、日本一の宇宙留学制度の充実、施設分離型小中一貫教育の推進や小学校の連携強化による集合学習を拡充するなど、デメリットを最小化する対策を講じ、特に、小中学校における体験活動等において、JAXAや宇宙関連企業との連携を強化しながら、地域とともにある学校づくりの視点に立った学校教育の振興を図ってまいります。

また、種子島中央高等学校通学費補助、奨学金貸与条例等の事務の事業を継続してまいります。

学校施設の整備については、緊急を要するものの中から計画的に整備をしてまいります。

子供たちが食に関する正しい認識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校では食育の取り組みを推進し、学校給食センターでは南種子産の米や地場産野菜の活用など地産地消に配慮した安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

学校給食費については、少子化対策の一環として保護者負担の軽減を図るため、段階的に無償化を進めてまいります。

生涯学習の推進については、町民が心豊かで、ぬくもりと生きがいに満ちた活力あるまちづくりの創造のため、生涯各期にわたり、いつでも自由に学習できる機会を提供し、町民の自主的・意欲的な姿勢を大切にしながら、学習講座等の拡充と推進の拠点となる社会教育施設の整備を図り、「町民一人、1学習、1スポーツ、1ボランティアの運動」を引き続き推進してまいります。

また、行政と公民館が一体となり、地域力の向上と発展を目指し、公民館の取り組みの充実を図り、地域コミュニティ拠点の強化に努めてまいります。

社会教育については、住民が主体となり、健やかで豊かな人間性の育成を目指し、婦人部や青年団組織の拡充、地域課題を解決していくためのリーダーの育成、社会教育団体や地区公民館組織等との連携強化を図ります。

また、地域ぐるみでの安全・安心な環境づくりを推進するため、年3回のクリーン作戦や、町花づくり58人衆事業などによる地域環境整備の推進等を図ってまいります。

青少年の健全育成については、郷土に伝わる伝統と気風を生かしながら本町の未来を担う人材を育成するため、家庭・学校・地域と連携し、家庭の教育力と意識向上を図るとともに、地域等と一体となって青少年育成の日の活動を充実してまいります。

また、友好都市等との交流や、ふるさと学寮、南種子さわやか子供表彰事業、宇宙へはばたけ凧あげ大会などの青少年交流を行うとともに、本町の家庭教育10章を具現化できるよう努めます。

芸術文化の振興につきましては、町内数多く存在する大変貴重な歴史文化遺産の次世代への継承に努めることや、芸術文化の振興と文化財保護活動の条件整備を図ってまいります。

昨年、岡山県総社市において開催された赤米サミットでの赤米伝統文化交流協定に伴い、それぞれ各地域に拠点する赤米文化の遺産を面として活用し、物語でつないで発信することで地域活性化を図ることを目的として、日本遺産を目指す共同宣言の採択をいたしました。これから、総社市・長崎県対馬市・本町が連携して、この事業に取り組んでまいります。

今回国指定を受けた宝満神社のお田植祭、赤米収穫祭などを初め、町内各地域における伝統行事の文化伝承や、記録・保存に努めてまいります。

また、広田遺跡ミュージアムや広田遺跡史跡公園、神社や寺など町内に存在するさまざまな施設や文化財、景勝地などの文化資源を広く町内外に情報発信等を行い、

郷土教育や文化的観光振興の活性化に努めてまいります。

社会体育につきましては、さまざまなスポーツ活動が活発に展開される中で、町民が生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しめるよう、個々の体力づくりや健康づくりのため、「スポーツクラブ宙太くん」の活性化、情報の提供や指導者の育成に努めるとともに、社会体育施設の維持管理や環境整備を図ってまいります。

また、町民大運動会の実施、スポーツ少年団の県大会等補助金の拡充、体育協会加盟団体組織の活発化など、町民の健康増進や体力・競技力向上に努めてまいります。

本町の子供たちのスポーツ競技で、小学校の部で全国優勝、県下一周駅伝重要区間での区間賞3つを受賞するなど、本町からの出場者が上位の成績を残してくれました。

次に、税務についてであります。

厳しい景気の中で、自主財源確保は非常に重要な行政課題となっております。今後とも、さらなる課税客体の適正把握による課税に努めてまいります。

平成28年度の町税は7億2,311万2,000円の計上で、前年度に比較して0.5%の減となっております。

国民健康保険税は、これまで不足する財源を補うため一般会計からの法定外繰り入れによって運営をしてまいりましたが、平成30年度からの広域化に伴い、負担の公平性と広域化を見据えて本年度においては医療費の動向を見ながら税率の改正を行いたいと考えております。

新規滞納者の発生と滞納額の増加を防止するため、少額滞納者に対して早期の納付催告、納税相談を行うとともに、口座振替の推進などにより納付をさらに周知するなど納税率向上に努めます。

また、納付期限内に納付されない町税の徴収を確保し、納税義務を果たしている人と納税義務を果たしていない人との公平を図るため、滞納原因に応じた滞納整理を積極的に推進してまいります。

地籍調査事業は国土の最も貴重な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のために平成28年度は平山地区の一部を計画的に実施してまいります。

企画でございます。

企画部門につきましては、第5次長期振興計画に基づき、本町の恵まれた自然環境の中で、住民・事業者・行政の協力・連携をテーマとして、「人と自然が輝き夢がふくらむ ふれあい元気タウン（自立・自興、参加と連携によるまちづくり）」の実現に向けて事業を推進してまいります。

また、平成27年度に策定した地方版総合戦略計画「トライタウン 南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略」に基づき政策目標を明確にし、客観的な目標に基づく検証を行い、継続的な取り組み改善に努めます。

平成28年10月には、町制施行60周年を迎えることから、記念事業等を開催し、町内外に対して本町の認知度及び好感度の向上を図ります。

宇宙開発の促進については、平成27年度は宇宙ステーション補給機「こうのとり」5号を搭載したH-II Bロケット5号機を皮切りに、H-II Aロケット29号機によるカナダの通信放送衛星、H-II Aロケット30号機によりX線天文衛星「ひとみ」が打ち上げられたところでございます。今後とも数多くのロケットが宇宙へ打ち上げられ、我が国の宇宙開発が着実に発展することを期待しております。

情報通信基盤の整備についてでございますが、全国的に情報通信技術の急速な発展とともに、光ファイバーによる情報通信基盤の整備が進み、全国の世帯普及率も98.7%、平成26年の3月末でございますが、なっております。また、インターネットで提供されるサービスやコンテンツも、そのほとんどを超高速ブロードバンドを前提としたものになっております。

現在、本町における高速インターネット環境は、民間通信事業者が提供するADSLサービスのみで、本町のインターネット利用環境としては不十分な状態となっております。超高速ブロードバンドが整備された他地域との情報格差は、住民や町内業者にとって大きな不利益となっており、この格差解消が喫緊の課題となっております。こうした状況を踏まえ、住民や町内事業者が情報通信技術の恩恵をひとしく受けられるよう町内全域に光ファイバーによる情報通信基盤の整備を平成28年度から29年度へ向けて行います。

地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や住民の生活基盤支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みであります、地域おこし協力隊を導入してまいります。

地域公共交通の確保については、コミュニティバスの運行を継続するとともに、交通弱者の交通の確保と交通体系の調査研究を行い、種子島空港バス路線維持については、種子島空港バス協議会を通して、住民の皆様の利便性を確保してまいります。

また、島間港への高速船就航実現に向けた取り組みを初め、人工衛星を海外から直接種子島に搬入するための種子島空港の滑走路の延長など整備拡充に向けた要望活動をさらに強化してまいります。

自然保護につきましては、ふるさと南種子町のかげがえのない自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくため自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監

視活動を実施してまいります。

米軍基地等馬毛島移転問題については、1市3町で組織している対策協議会を通して、住民の意見を反映しながら対応してまいります。

人材育成事業につきましては、中・高校の海外ホームステイ体験による幅広い視野と国際感覚豊かな青少年の育成を目指して、南種子町青少年人材育成海外派遣事業を継続して実施してまいります。

広報につきましては、常に住民との結びつきを密にしていくためのパイプ役であることから、多くの行政施策を盛り込み、情報収集と内容の充実を図り、広く親しまれる広報紙づくりを目指します。

電算関係については、マイナンバーの導入により平成29年7月から地方公共団体での情報連携が始まることから、庁舎内のネットワークセキュリティ強化に努めます。

交流事業については、ロケットを製造している三菱重工業株式会社飛鳥工場のある愛知県飛島村との友好協定を速やかに締結し、交流を進めてまいります。他の友好都市と継続した交流の推進と各種イベントの開催・支援及び参加を通して、交流人口の増加対策を進めてまいります。

また、種子島スペースキャンプ、種子島ロケットコンテストへ支援を行い、宇宙の町、南種子町ならではの交流人口の増加を目指してまいります。

国は、観光を21世紀における日本の重要な施策の柱として、観光立国推進基本法を平成19年度に制定しました。また、県においても観光産業を宿泊業や観光事業のみならず、基幹産業である農林水産業等の産業と密接な関係を有する総合的な産業であると位置づけました。

本町は、種子島宇宙センターや鉄砲伝来、そして国史跡広田遺跡や科学と文化が共存する観光資源の豊富な町でありますので、平成28年度も南種子町の持つ資源を生かした観光振興を図ってまいります。

平成28年度は、観光施設整備事業としては、昨年度に採択された地域振興推進事業、特別枠であります。恵美之江展望公園整備事業を年度内の完成を目指して実施してまいります。本事業の完成により、ロケット発射場に一番近い見学場所、そして美しい海岸線を見つめる観光スポットとして人気が集まる場所になるものと考えております。

観光イベント事業では、平成29年3月に開催予定のたねがしまロケットマラソン大会が第30回の記念大会を迎えます。島外参加者も年々増加傾向にあり、島内最大のイベントとして定着しておりますので、記念に残るような大会を目指してまいります。

ロケット祭は、特に花火大会やイベントについて来場された皆様から大変好評をいただいておりますので、本年度も町民の皆様にご満足いただけるよう内容の充実を図ってまいります。

種子島宇宙芸術祭は、JAXAや三菱重工業株式会社等の協力のもと平成24年度からプレイベントの実施をしてまいりましたが、本年度からは種子島全島で組織する種子島宇宙芸術祭実行委員会が主催することになり、平成29年度に第1回種子島宇宙芸術祭を開催する予定であります。本祭の開催に向けて、本年度も支援をしてまいります。

商工業の振興につきましては、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するため、商工会やスタンプ会、特産品協会等への支援をしてまいります。また、本年度は、商工会が設置しております街路灯維持管理の支援を強化いたします。特産品については、町の特産品協会を主体として第4回目の参加となる第12回関西かごしまファンデーに参加し、本町の特産品や観光PRを図ってまいります。

独身男女交流イベント実行委員会が主催する町内未婚男性を対象とした婚活イベント第3回の開催を支援いたします。

地方創生事業の取り組みとして、事業を幅広く展開する方や新規に企業を起こす方に対する支援策として、昨年度から実施しております起業家育成セミナーを継続して開催します。

滞在型教育旅行として人気の高いグリーン・ツーリズムについては、みなみたねグリーン・ツーリズム協議会において、平成28年度は3校の受け入れを予定しております。今後も受け入れ家庭への指導・支援を図ってまいります。

次に、行政諸般の施策についてであります。地方分権や住民ニーズに適切に対処するため、より一層の行政組織の合理化と事務改善を促進し、できるものは速やかに対処するよう積極的な姿勢で、公平公正な町政運営を推進してまいります。

また、引き続き各種職員研修を充実強化し、職員の意識改革に努めてまいります。

ふるさと納税については、多くの方々から南種子町を応援していただけるような魅力あるまちづくりを進めるとともに、ふるさと納税としての寄附を行った方々に贈る種子島の特色ある返礼品を充実させ、民間ポータルサイトなどと連携した情報発信の強化にも努めながら、寄附金の増額を目指してまいります。

安心して暮らせるまちづくりを図るため、関係機関・団体等との連携しながら、安全対策の強化に努めてまいります。

消防交通関係であります。消防団員の訓練については、県消防学校での教育訓練を初め、各火災予防運動期間中の訓練や普通救命講習など、団員の技術及び資質の向上に努めてまいります。

消防施設整備につきましては、老朽化した水利の補修や消防ホースの配備など消防力の向上に努めてまいります。

また、火災予防対策については減少傾向にはあるものの、依然としてハカマ焼きなどの火災が発生している状況にあることから、引き続き消防組合や消防団とも連携して広報活動を行い、町民の意識改革に努めてまいります。

常備消防については、消防機材の更新のほか各種講習やセミナーに参加し、救命力の向上に努めてまいります。

防災対策については、地域住民が連携し地域ぐるみの防災体制を確立することが重要でありますので、防災知識の普及・啓発など自主防災組織の育成強化に努めてまいります。また、地震による津波などの災害を想定した住民参加型の防災訓練の実施を予定しております。

交通安全対策については、それぞれ事故の特色に応じた事故防止対策を行うとともに、依然として高齢者が当事者となる交通事故が多く発生していることから、高齢者交通安全教室など関係機関・団体等と連携して、年齢に応じた交通安全教育の推進に努めてまいります。

戸籍住民登録に関する業務は、あらゆる行政の基礎となりますので、関係法令等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。

また、迅速かつ親切丁寧な対応を心がけ、よりよい窓口サービスの提供を行ってまいります。

選挙関係については、7月に参議院議員通常選挙及び県知事選挙、海区漁業調整委員会委員選挙が執行される予定であり、選挙の適正な執行と明るい選挙を推進するための啓発活動を積極的に取り組んでまいります。

行財政改革の推進についてであります。第6次南種子町行財政改革大綱に掲げる「自立・自興、参加と連帯によるまちづくり」の構築に向け、全庁一丸となって改革に取り組むとともに、新たな行政改革や高度化・多様化する町民ニーズにも的確に応え、地域社会にかかわる多様な主体が力を発揮できる、持続可能で質の高い行財政改革体制の確立に努めてまいります。

次に、財政運営及び予算編成について申し上げます。

まず、議案第24号から議案第28号の平成28年度当初予算の主な内容について申し上げます。

平成28年度一般会計予算の総額は51億760万円となり、前年度当初予算に対して12%の増となりました。

また、特別会計については、国民健康保険会計が9億9,288万3,000円で1%の減、簡易水道会計が5億4,909万7,000円で57%の増であります。介護保険会計が6億

6,351万5,000円で11.4%の増、後期高齢者医療保険会計が8,095万円で、0.9%の減となり、特別会計の総額は22億8,644万5,000円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。町税については平成27年度の実績見込みと町内の経済状況を勘案し、前年度比0.5%減の7億2,311万2,000円を計上しております。

次に、地方譲与税等の交付については平成27年度の実績見込みと地方財政計画を勘案し、前年度比26.7%増の1億7,310万円を計上しております。

次に、地方交付税については平成27年度の交付決定額等の諸要因を勘案し、前年度比4%増の21億円を計上しております。

次に、国庫支出金・県支出金については国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を全て計上しております。

次に、繰入金については一般財源の不足額を補うため、減債基金から1億円、財政調整基金から1億4,600万円を繰り入れることとしております。

次に、町債については前年度比率47.7%増の5億7,900万円となっております。

過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置等のある有利債を活用しているところでありまして、通常分で4億3,100万円、臨時財政対策債で1億4,800万円を計上しております。

その他歳入につきましても従来の実績等を勘案し、見込み額を計上したところでございます。

次に、歳出であります。義務的経費については21億1,101万8,000円で、前年度比で0.6%の増となっております。これは、公債費の増が主要な要因でありまして、防災行政無線施設整備事業債の元金償還が始まることなどによるものでございます。

次に、投資的経費については7億5,271万円で、前年度比で48.6%の増となっております。

主な事業費としましては保育所等整備事業補助金6,130万円、恵美之江線道路改良事業5,872万5,000円、情報通信基盤整備事業負担金1億7,000万円などであります。

次に、その他の経費については22億2,387万2,000円で、前年比で14.9%の増となっております。

主なものとしたしましては、ふるさと納税受注管理等業務委託に5,000万円、一般廃棄物処理施設等運転管理業務委託4,730万4,000円、公立種子島病院組合負担金1億9,182万1,000円、熊毛地区消防組合負担金1億5,442万円、介護保険特別会計繰出金1億1,956万3,000円などであります。

以上、平成28年度の一般会計予算の概要について申し述べましたが、特別会計を含め詳細については、後ほど予算審議の折に御説明申し上げます。

次に、議案第19号から議案第23号までの平成27年度補正予算について、概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、国の補正予算を活用した地方創生加速化交付金事業や各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするもので、1,310万円を追加し、予算総額を51億4,986万4,000円とするものでございます。

特別会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び事業実績見込みによる今後の所要額の補正をするものでございます。

それでは、承認案件から順次要約して説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法施行規則の一部改正に伴い、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

次に、条例案件について御説明申し上げます。

議案第1号は、行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定についてでございまして、行政不服審査法の全部改正に伴い、関連条例や条文を整備するものでございます。

議案第2号は、地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定についてでございまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連条例を整備するものでございます。

議案第3号は、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございまして、観光課を企画課に統合することに伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第4号は、町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定についてでございまして、町長、副町長及び教育長の給料を10%削減するというものでございます。

議案第5号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、俸給表の改定等について条例改正するものでございます。

議案第6号は、南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、西野小学校及び長谷小学校の地番変更に伴い、条例改正するものでございます。

議案第7号は、南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、公民館主事の廃止に伴い、条例改正をするものでございます。

議案第8号は、南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてで

ございまして、祝い金の額を改めるため条例改正するものでございます。

議案第9号は、南種子町放課後児童健全育成事業条例の全部を改正する条例制定についてございまして、放課後児童クラブを各地区公民館に設置することに伴い、条例制定するものでございます。

議案第10号は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、対象者を県に準じた範囲とするため条例改正するものでございます。

議案第11号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてございまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例制定をするものでございます。

議案第12号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、介護予防・日常生活支援総合事業等を平成28年4月1日から行うことについて条例制定するものでございます。

議案第13号は、南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてございまして、空き家住宅を一般住宅に転用し活用を図るため条例改正するものでございます。

議案第14号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、既存の一般住宅等の転用に伴い、条例改正するものでございます。

議案第15号は、南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、既存の一般住宅等を特定職員住宅に転用することに伴い、条例改正するものでございます。

次に、事件案件について説明申し上げます。

議案第16号は、種子島産婦人科医院組合規約の変更についてございまして、種子島産婦人科医院の建設に伴い、事務所の位置を変更するものでございます。

議案第17号は、南種子辺地総合整備計画の変更についてございまして、長期振興計画に基づき事業費の変更をするものでございます。

議案第18号は、南種子町過疎地域自立促進計画の策定についてございまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画について、長期振興計画に基づき策定するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。任期満了に伴い、再任により推薦するための議会の意見を求めるものでございます。

今議会に提出しております案件は、以上の30件を提案しております。

詳細については、議案審議の折に担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

以上、平成28年度における施策の基本方針と各会計補正予算など各議案について御説明申し上げましたが、町議会及び町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして私の方針といたしますが、説明事項が長くなりまして、棒読みになったことをおわび申し上げまして、以上で終わりといたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（小園實重君） これで、平成28年度施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで午前11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時35分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第24号 平成28年度南種子町一般会計予算

日程第6 議案第25号 平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第7 議案第26号 平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第27号 平成28年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第9 議案第28号 平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（小園實重君） 日程第5、議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算から日程第9、議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算までを一括して議題とします。

議案第24号から議案第28号までの平成28年度予算案5件について順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。
総務課課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度一般会計当初予算については、先ほど町長から予算編成方針及び提案

理由の中で概略御説明申し上げたので、私のほうでは別途配付しております平成28年度当初予算資料、A4サイズの3枚つづりに沿って、増減の大きいものを中心に概要の御説明を申し上げます。

それでは、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入総額については51億760万円で前年度比12.0%の増となっております。

まず、町税については7億2,311万2,000円で前年度比0.5%の減となっております、法人町民税及び固定資産税の減額が主なものであります。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については平成27年度の実績見込みと地方財政計画に基づき試算をしております。このうち、地方消費税交付金については、引き上げ分に係る地方消費税収分を社会保障施策に要する経費として活用することとしております。

次に、地方交付税については国は平成28年度の地方交付税総額を前年度比0.3%の減としておりますが、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、平成27年度の水準を2.0%程度上回る額を確保することとしております。

このようなことを踏まえ、本町の平成27年度交付決定額等の諸要因を勘案し、21億円を計上をしております。

次に、国庫支出金・県支出金については国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上したところであり、国庫支出金では5億6,889万1,000円で前年度比23.6%の増となっております。主なものといたしましては、臨時福祉給付金補助金、保育所等整備交付金、地域子ども・子育て支援事業補助金、地域活性化・国際発信推進事業補助金、6次産業化サポート事業補助金の増額、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の減額などであります。

次に、寄附金については1億円で前年度比4,900%の増となっております、ふるさと応援寄附金の増額に伴うものであります。

次に、繰入金については2億4,847万1,000円で前年度比4.6%の増となっております。

一般財源の不足額を補うため減債基金から1億円、財政調整基金から1億4,600万円の繰り入れを行ったところであります。

次に、諸収入については1億2,051万6,000円で前年度比31.1%の増となっております、森林組合貸付金収入、スポーツ振興くじ助成金の増額が主なものであります。

次に、町債については5億7,900万円で、前年度比47.7%の増となっております。過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置等のある有利債を活用しているところであり、恵美之江線道路改良事業債、校舎等改修事業債、情報通信基盤整備

事業債の増額、新栄町焼野線道路改良事業債、種子島産婦人科医院建設事業債の減額などが主なものであります。

なお、当初予算に計上している起債事業の内訳については5ページに列記しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が歳入であります。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお開きください。

歳出については、目的別と性質別について示しております。

それでは、目的別比較表から御説明いたします。

まず、総務費については8億9,603万9,000円で前年度比50.2%の増となっております。主なものといたしましては、退職手当組合負担金、町制施行60周年記念事業実行委員会負担金、ふるさと納税推進事業費、情報通信基盤整備事業費の増額、緊急雇用対策費の減額などであります。

次に、民生費については8億844万9,000円で前年度比8.4%の増となっております。主なものといたしましては、低所得高齢者臨時福祉給付金、放課後児童クラブ指導員賃金、保育所等整備事業補助金の増額、地域型保育給付費の減額などであります。

次に、衛生費については4億9,237万9,000円で前年度比2.5%の減となっております。主なものといたしましては、公立種子島病院組合負担金、清掃センター設備補修工事の増額、種子島産婦人科医院組合負担金の減額などであります。

次に、農林水産業費については5億3,191万1,000円で前年度比9.4%の増となっております。主なものといたしましては、6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金、県営土地改良事業負担金、地籍調査測量業務委託、森林環境保全直接支援事業委託、竹崎漁港機能保全計画策定業務委託の増額、農道等整備補助事業の減額などであります。

次に、土木費については5億24万7,000円で前年度比12.1%の増となっております。主なものといたしましては、道路除草等作業委託、堂中野線道路改良事業、恵美之江線道路改良事業、道路建設補助事業の増額、防災拠点施設整備事業、新栄町焼野線道路改良事業、宇都浦線道路改良事業の減額などであります。

次に、消防費については1億8,888万2,000円で前年度比0.7%の減となっております。主なものといたしましては、熊毛地区消防組合負担金の減額などであります。

次に、教育費については4億5,983万3,000円で前年度比11.9%の増となっております。主なものといたしましては、小学校営繕工事、中学校通学バス運行委託、健康公園野球場バックネット張りかえ工事、給食費補助金の増額、特別支援教育支援員賃金、公民館主事賃金の減額などであります。

次に、公債費については7億2,126万1,000円で前年度比2.1%の増となっております。主な要因といたしましては、平成25年度に借り入れた緊急防災・減災事業債（防災行政無線施設整備事業等）の元金償還が開始されたことなどによるものであります。

次に、諸支出金については3億3,574万6,000円で前年度比15.0%の増となっております。主なものといたしましては各特別会計への繰出金でありまして、法定外分として簡易水道特別会計に852万9,000円を繰り出すこととしております。

次に、4ページの性質別比較表をお願いいたします。

まず、義務的経費については前年度比0.6%、1,172万2,000円の増となっております。主なものといたしましては、長期債元金償還金の公債費の増額、地域型保育給付費の扶助費の減額などであります。

次に、投資的経費の普通建設事業費については前年度比で48.6%、2億4,606万9,000円の増となっております。主なものといたしましては、保育所等整備事業、堂中野線改良事業、恵美之江線改良事業、情報通信基盤整備事業、健康公園野球場バックネット張りかえ工事の増額、種子島産婦人科医院建設事業、新栄町焼野線改良事業、宇都浦線改良事業の減額などであります。

次に、その他の経費については前年度比で14.9%、2億8,840万9,000円の増となっております。

まず、物件費については前年度比で14.1%、1億940万9,000円の増となっており、公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備事業委託、ふるさと納税受注管理等業務委託、放課後児童クラブ指導員賃金、地籍調査測量業務委託、森林環境保全直接支援事業委託の増額、緊急雇用対策費、保育士等賃金、特別支援教育支援員賃金の減額などが主なものであります。

次に、補助費等については前年度比で12.3%、9,455万8,000円の増となっており、町制施行60周年記念事業実行委員会負担金、低所得者高齢者臨時福祉給付金、公立種子島病院組合負担金、種子島宇宙芸術祭実行委員会補助金、給食費補助金の増額、臨時福祉給付金の減額が主なものであります。

次に、繰出金については前年度比で15.3%、4,409万1,000円の増となっており、国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

以上で、性質別の説明を終わります。

最後の5ページに平成28年度起債事業の内訳と繰入金の充当状況を示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、債務負担行為について説明をいたしますので予算書のほうをお願いいたし

ます。

予算書の表紙から5枚目の裏面をお開きください。

第2表債務負担行為であります。

南種子町が借り受けるクライアント及びプリンタ機器のリース料ほか4件についてでありまして、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。詳細については、お目通しをお願いいたします。

次に、第3表地方債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。利率につきましては現在の状況を勘案し、年3%以内としているところであります。

最後に、最初のページに戻りますが、表紙を開けていただいて2枚目の条文をお願いいたします。

第4条、一時借入金については、その最高額を10億円に定めるものであります。

次に、第5条、歳出予算の流用については法令等で定められたもの以外で予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な予算内容につきましては、後ほど設置されます予算委員会の中で、それぞれの担当課が資料に基づき御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、平成28年度一般会計当初予算の説明を終わります。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第25号平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） それでは、議案第25号平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

全国の市町村国保の財政状況は、5年連続で3,000億円を超える実質の赤字となっております。法定外の繰り入れは、赤字を補填するために3,000億円台で推移を続けているところでございます。

昨年5月の国会におきまして、国保の財政基盤の強化を図るため医療保険制度改革法案が可決され、国保制度創設以来の大改革が行われることになったところでございます。

この改革におきまして、平成29年度から公費による毎年約3,400億円の財政支援

が行われ、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を行う共同保険者制度が始まることになりました。

このような制度改革の中で、本町におきましても県・市町村・国保連合会で組織をする国保新制度移行準備連絡会などを通して、意見反映や情報の収集を行い円滑な制度移行のための準備を進めているところでございます。

本町の国民健康保険の財政運営につきましては、去年の天候不良等による農作物の収入減も予想されるため、低所得者の増加や超高齢社会の中で引き続き厳しい状況にあるといえるところでございます。

医療費の抑制のため各保健事業を実施し、医療費の適正化を図ってまいります。

また、健康増進の根幹となります特定健診につきましては、国保被保険者の検診意識の向上を図るため公民館や関係機関団体と連携を図りまして、受診率目標60%の達成に向け、取り組みを進めてまいりたいと思います。

平成28年度の予算総額は、9億9,288万3,000円と昨年度比較で971万7,000円の減額計上となっておりますところでございますが、今後の医療費の動向に注視しながら収納率の向上、医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

詳細につきましては、この後、設置予定の予算委員会で御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第26号平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算について説明を求めます。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 平成28年度南種子町簡易水道事業当初予算について、予算書に基づいて説明をいたします。

表紙をあけ最初のページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,909万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるところであります。

第2条、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、第2表地方債において定めるところです。

次に、第3条、一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定により

借入金総額は1億円と定めるところであります。

それでは、歳入から主なものについて説明を申し上げます。

歳入3ページでございますが、水道使用料につきましては、昨年度と同額を見込み1億1,600万円の計上です。

分担金及び負担金につきましては、給水装置負担金収入としまして40万円を見込んでいます。

次に、国庫支出金ですが、中央統合簡易水道事業分として1億6,268万円を計上しております。

繰入金であります、一般会計繰入金として6,089万9,000円の計上で、これにつきましては起債元利償還金や職員給料に充当いたします。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

繰越金につきましては100万円を見込んでおります。

次に、町債についてであります、中央統合簡易水道事業での借り入れで2億680万円でございます。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

歳出の5ページから6ページでございますが、総務費の一般管理費につきましては9,702万2,000円の計上で、前年度比で53.7%の増になっております。

次に、同じく6ページから7ページでございますが、簡易水道施設費に3,382万4,000円の計上で、前年対比31.4%増になっております。

施設の光熱水費1,500万円、修繕費600万円、工事請負費385万1,000円が主なものとなっております。

次に、中央統合簡易水道事業費ですが、3億4,005万5,000円の計上であります。これは簡易水道統合計画に基づく中央地区統合簡易水道事業分の計上であり、平成29年4月給水予定で事業を進めてまいります。

次に、8ページですが、公債費につきましては元金利子合わせて7,519万5,000円の計上でございます。

次に、同じく8ページですが、予備費につきましては300万円の計上であります。

以上で説明を終わりますが、9ページ以降は法令に基づき給与費明細、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、地方債の現在高等に関する調べでございます。ごらんをいただきたいと思います。

本予算の詳細内容につきましては、この後、設置されます予算委員会において説明を申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いし

ます。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第27号平成28年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 平成28年度介護保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

平成28年度は高齢化社会を見据え、介護予防に重点を置いた第6期の介護保険事業の中間の年度でございます。事業計画に基づき全ての高齢者が健康寿命を延ばすことができるよう、地域包括支援センターの体制強化など公民館や介護保険事業所などと連携をしながら、住民主体の介護予防活動の支援を図ってまいりたいと思います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業、新たな総合事業を平成28年4月から実施をする予定でございますが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築が求められているところでございます。各地区に地域支え合い推進員を配置し、公民館などあらゆる機関団体と連携しながら、介護・医療の連携、生活支援、介護予防などの充実を図り、住みなれた地域で安心して暮らすためのまちづくりを進めてまいりたいと思います。

介護保険料は所得金額等に応じた段階設定となっております。平成27年度から平成29年度までの第6期計画では、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から政令が改正され、標準段階がこれまでの6段階から9段階に見直しをされたところでございます。

また、今後のさらなる高齢化の進展に伴い、介護費用の増加と保険料の引き上げが避けられない状況の中、持続可能な制度とするために介護保険法の改正により、平成27年4月より消費税を財源とする公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けたところでございます。

被保険者の御理解を図りながら、適正賦課・収納に努めてまいりたいと思います。

平成28年度の予算は6億6,351万5,000円となっております。対前年比で11.4%の増となっておりますが、保険給付費と地域支援事業費の増額が主なものでございます。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、この後、設置予定の予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

後期高齢者医療費制度につきましては、平成20年度創設から8年となったところでございます。日本は世界一の長寿国でございますが、国においては引き続き、高齢者が安全・安心な生活を営むことができるよう、制度改革に向けて検討がなされているところでございます。

今後も国の動向に注視するとともに、鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携を密にしながら、本町の被保険者の皆さんの福祉向上に努めてまいりたいと思っております。

医療費の高度化等により、被保険者1人当たりの保険給付費の増加や少子高齢化に伴います現役世代からの支援金の減少による後期高齢者負担率の増加によりまして、厳しい財政状況にあるところでございます。

平成28年度は2年ごとの保険料の見直しをする年度となっております。県広域連合会は、平成27年度の余剰金見込みの全額活用と積み立て基金の最大限活用を図り均等割額は据え置かれることになりましたが、所得割率については0.65%増加の9.97%へ引き上げることとなったところでございます。

本町における平成28年度の予算総額については8,095万円と昨年と比較で71万1,000円の減額計上となっております。

歳入は特別徴収と普通徴収によって収納された保険料及び一般会計からの法定内繰入金が主なもので、歳出では総務費、広域連合への納付金が主なものとなっております。

詳細につきましては、この後、設置予定の予算委員会の折に御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元に配付の平成28年度一般会計・特別会計、予算委員会分割付託表のとおり、これ

を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって議案第24号から議案第28号までの予算案5件については、それぞれの委員会に付託し審議することに決定しました。

各委員会は、別紙日程表にしたがって審議されるようお願いします。

ここで暫時休憩します。再開をおおむね午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時07分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 承認第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（小園實重君） 日程第10、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 承認第1号について御説明申し上げます。

承認第1号は、専決第10号南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

平成28年度税制改正において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の負担を軽減するため、国税における取り扱いと同様に一定の場合において個人番号の記載を要しないこととされたため、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので新旧対照表をお開きください。

第1条は、南種子町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。第51条及び第139条を次のように改めるものでございます。

まず、第51条は、町民税の減免申請に添付する書類について、個人番号の記載を要しないことを定めるものでございます。

次に、第139条は、特別土地保有税の減免申請に添付する書類について、個人番号の記載を要しないことを定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから承認第１号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、承認第１号は、これを承認することに決定しました。

—————・—————

日程第11　議案第１号　行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例 制定について

○議長（小園實重君）　日程第11、議案第１号行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君）　議案第１号について御説明申し上げます。

議案第１号は、行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものがあります。

平成26年６月に公布されました行政不服審査法全部改正の施行に伴い、関連する条例や条文を改正するものであります。

今回の行政不服審査法の全改正の概要につきましては、不服申し立ての構造の見直し、不服申し立ての種類を原則「審査請求」に一元化するものと、公正性の向上、審理員制度の導入など使いやすさの向上ということで、審査請求期間を３カ月に延長することと、それから救済手段の充実・拡大がなされたことにより関連条例等の整備を行うものであります。

議案の１枚目をおめくりください。第１条については、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものであります。

委員会における審査の手続については委員会条例で定められておりますが、新法が広範に準用されているため、抵触していたり重複していたりする規定を整備するものでございます。審査の申し出、適用条項の改正、審査に係る手数料の額等減免の規定などを追加するものであります。

次のページをお聞きいただきたいと思います。

下段のほうの第2条につきましては、南種子町職員の給与に関する条例の一部改正、3枚目、第3条、南種子町文化財保護条例の一部改正、第4条、南種子町土地改良事業の分担金等徴収条例の一部改正、第5条、南種子町情報公開条例の一部改正については、行政不服審査法の改正による適用条項の改正と「不服申し立て」の用語を「審査請求」に改めるものであります。また、審査等の期間を3カ月に改正するものであります。

第6条は、南種子町個人情報保護条例の一部を改正するものでありまして、基本的には行政不服審査法の改正による適用条項の改正と「不服申し立て」を「審査請求」に改め、審査等の期間を3カ月に改正すること、情報公開等審議会が新法に規定される第三者機関となること及びこれに伴う必要な規定を追加するものでございます。

附則としまして、第1条は、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、この条例の施行前にされた行政庁の処分等については、この附則に特別の定めがある場合を除き、従前の例による経過措置の原則を規定したものでございます。

附則第3条は、固定資産評価審査委員会の一部改正に伴う経過措置を規定したものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第1号行政不服審査法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第2号　地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制

定について

○議長（小園實重君） 日程第12、議案第2号地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号は、地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い関連条例を整備するものでありまして、地方公務員に係る制度改革により人事評価制度の導入、分限事由の明確化、等級別基準職務表を定めることが義務化されたことによる改正でございます。

1枚目をおめくりください。第1条につきましては、南種子町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給与条例等の制定根拠となる地方公務員法の条項が変わったこと、等級別基準職務表を自治体の給与に関する条例に定めること、勤勉手当に人事評価の結果及び勤務の状況を追加することに伴い改正するものでございます。

次のページになりますが、第2条、南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び第3条、南種子町職員の旅費等に関する条例の一部改正につきましては、給与条例等の制定根拠となる地方公務員法の条項が変わったことによる改正でございます。

第4条、南種子町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正についてであります。分限事由の明確化のための休職に伴う手続の改正でございます。

最後に、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。 「人事評価」 ・ 「退職管理」 が追加されるとともに、勤務成績の評定が削られたことによる改正でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、それぞれの国の本法改正に伴いまして、本町においても今回改正するものでございます。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号地方公務員法の改正に伴う関連条例の整備等に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第13、議案第3号組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号は、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

組織機構改革に伴う条例制定につきましては、観光課を企画課に統合することに伴い、それに伴う分掌事務及び関係条例の整備を行うものであります。

説明につきましては新旧対照表で説明をしたいと思います。新旧対照表をお開きください。

まず、南種子町議会委員会条例の一部改正については、第2条中、産業厚生委員会所管事項の観光課を削るものであります。

次に、南種子町役場課設置条例の一部改正については、観光課を企画課に統合することに伴う分掌事務の改正を行うものであります。観光課を削り、観光課の分掌事務を企画課の分掌事務に追加するものであります。

最後に、南種子町観光開発審議会条例の一部改正については、第6条、審議会の庶務を企画課で行うことの改正であります。

なお、改正条例の附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 町長にお伺いをいたしますけれども、観光課を廃止することにおいて、南種子町の観光行政が停滞するのではないかと、こういうふうに危惧するわけですが、町長の考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、行政改革大綱に基づいて内部調整をやっているんですが、あと1週間か幾らかでは原案ができ上がるんですが、いずれにしても、今、五千八百幾らの人口の中で財政が約52億円という予算を計上しました。これは、いわゆる予算上からいいますと、とてもじゃないが、やっぱり大変な事業でありまして、行きがかり上、それ以上減らすことができないという現状を踏まえると、やっぱり課もスリム化するというのも必要ですが、それからこの連携、これからの観光がどういうように動くかという、企画部門との関係の、そこは非常に重点的に変わっていくという、そういう中でやったほうが望ましいという判断のもとに企画課に統合したほうが望ましいと。

それからもう一つは、企画課、観光課、単独でいきますと、やっぱり職員を抱える比率、給与費の関係を含んで大変な職員を抱えないと、大変というよりも、まあ、職員としては今4人ですが、あと契約職員とか、それはおりますから、それを総合的にやっていく中で、人件費を削減していくということが前提になります。

これは、絶対、停滞はしないということが条件ですので、あと、これを発展的にやっていくという点は、やっぱり企画課においたほうが望ましいということで、一連の広報と含んで観光振興を図っていきたいというのが私の考え方でございます。

以上です。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 総務課長にお尋ねをしますけれども、現在の観光課の職員と委託職員、パートを含めて何名かお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 現在、観光課につきましては、課長を含めて職員が4名、あと契約職員が2名です。

パートについては、それぞれイベントの時期で若干変わりますが、今現在、ロケットマラソンの関係で1名、それから地方創生の関係で1名、合計でパートについては2名、今、配置をしております。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 今、人数については示されておりますけれども、参考にお聞きをしますけれども、その人員については町長は削減というふうなことを答弁されましたけれども、そのことによって、この企画課に統合されれば、そういうふうな形で観光の停滞になると、私はそういうふうと考えておりますけれども、その人員の確保についてはどのように考えているか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 執行部にお願いします。答弁者は挙手をスムーズにお願いします。

す。

町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 人数の点は、やり方の問題であって、内部で調整を図って、いわゆるその観光振興が、観光振興上支障にならないような方法をとるという方針で固めておりますので、その辺は心配なくきちんとやりたいと、こういうことでございます。

鹿児島県下で一番イベントの多い町でもありますし、ですから、實際上を言えば職員が124名いるわけではありますが、そのうち公務員は土曜・日曜休みですから、土曜・日曜を、やはり仕事をする場合、時間外手当を払っておりませんので、やっぱり代休制度です。

大半の職員が、それで言うと20日間の繰り越しですから、年間40日の休暇があります。考えると、365日のその2日を52週ですか、53週ですか、それを加えてみると大変な、職員というのはそういう中で仕事をしているわけではありますが、ということからいうと、当然、職員を配置することがスムーズにいくことは間違いありませんが、やっぱり厳しい状況で言えば、県下では下から5番か6番目の人口の少ない町に変わっておりますので、これは予算を削ることはできませんので、経常経費を少なくする方向としては職員の退職で減じていくという、そういう方法と、もう一つは、今、役場の部内でどういうように仕事を減らしていくかという、つまり、一人一係のその辺を、2人か3人、1人の人が2人、あるいは3人か4人で4つか5つかの仕事をするとか、そういったような事務改善を相当進めないと、南種子町の財政というのは大変な状況になるということだけは間違いのないわけではありますが、今回の場合もそういった関係では予算も組みすぎとは思いますが、前年度からの引き継ぎの関係を含んで約52億円の予算になりましたから、この辺については、今後だんだん予算は少なくなっていくざるを得ないということを考えたら、職員にも協力を願う町民にも理解してもらおう中で、私としては町政運営を図っていきたいと思うところでございます。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長、南種子の発展のためには、もちろん農林水産業も大事ですけども、観光事業の推進が非常に大事だと思います。

ロケットマラソン、それからロケット祭り、先ほど町長も言いましたが、イベントが、大きな事業もあります。企画課で一括してやっていくには大変なことだと思います。観光課を残して観光事業の推進に努めるべきではないかと思いますが、もう一度、町長の考えを伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、2回、私が発言しましたが、それで察しいただきたいと、
こういう趣旨で提案をした次第であります。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長、今、日本全国で外国人の観光客が大幅に増加している
というふうにテレビ等で報道されております。今後、種子島におきましても、この
外国人の観光客誘致にも積極的に取り組んでいく必要があるかと思います。

南種子の商工業の発展のためにも、この観光行政というのは非常に大事だという
ふうに思います。積極的な観光事業に対応していくべきだと思いますが、再度、こ
の観光課を廃止する理由をお伺いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 観光課を廃止する理由については申し上げているわけでありま
すが、実は、南種子町に観光協会がないんです。種子島観光協会なんです。支部と
いう名目はつくっておりますが、実質的審議はありません。

だから、私は種子島観光協会じゃなくて、南種子の商工会に観光部会というのを
きちんとしていただいて、そこに町の、今、種子観に出している負担金、三百数十
万円払っていると思うんですが、それを南種子の商工会に置く、そこでしていただ
いて、それから種子観に上納すると。

つまり、種子観の予算の半分ぐらいは人件費なんです。そういうことを考えたら、
やっぱり南種子の旅館業、それから飲食業、そのほか土産品店、特産品開発セン
ターあるわけでございますから、やはり商工会にも、その一翼を担ってもらうよう
な活動に転機しながら、行政は行政としての役割を関係団体と十分連絡をとること
によって、今やっている事業をきちんとやれるような体制についてはとりたいとい
うのが、私の考え方でございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） まず最初に、町長の観光に対する考え方、これを答弁お願いし
ます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 観光は非常に重要だと思っておりますので、そういうことを含
んで、企画がやろうとしているその中を含んで、総合的に宇宙開発の件を含んで、
それから、これからやはりインターネット等を含んで、南種子町を宣伝する広報の
関係も含んで、そういう連動を、今、観光課がやっているようなことを、その中
で総合的に連携をとってやらせるというのが私の考え方でありますので、観光を重
要視していきたいということは、今までと全く変わりません。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 町長、観光を重点的にやっていくと。先ほどの施政方針の中でも、いろいろなイベントを計画しているということを説明をされました。

私は、町長は政策的に観光を企画の中に入れて、企画課職員全部でやろうということだろうと思うんです。町長の考えは。私は、その企画に統合したときに、先ほど同僚議員の質問には財政の問題で人件費の削減を図るんだという答弁をされましたが、どれだけ財源の軽減が図られるか、総務課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 課長職が1名減りますので、課長職分の人件費が削減になります。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 3回目ですから、1人、定年退職者がいるということでありますので、企画に合併したときに、今、課長がいらっしゃるわけですが、例えば、その方を課長補佐か何かにするかもしれませんが、余り人件費としては変わらんわけですよ、私はそう思うんです。

それに人件費の削減をやるというのが主なような目的なんです、私は、今、企画がやっている企画課を設けて企画課がやっている仕事、これを総務課に合併をして、観光はそのまま残したほうがいいんですよ。どうですか、町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは、立石議員の考えと私の考えと違うわけですから、だから私は、観光は企画と同じようなことで情報収集と、これから、やっぱり宇宙開発のその辺関連して観光を位置づけして、私の提案のほうが一番いいという判断です。

それはどういうことかという、これから姉妹都市、それからいろんなふるさと納税等も含んで、そういった関係で大きくここに来てもらうような対策をとるためには、総合的な企画と総務のその連携も含んでやらせたほうがいいという考え方でございますので、私は課長を格下げするとか、そういうのは全く考えておりません。

これは、職員の身分に対する補償の問題もありますので、適当な場所で、きちんと課長は課長で働いてもらうということを頭の中に入れておくということを御理解いただきたいと、こう思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） 町長の公約は観光の推進ですよ。町長、公約ですよ、選挙の。ちょっと考えが矛盾しているんじゃないですか。

地方創生の南種子の地方版の総合戦略、策定が完了して平成28年度からは実施段階に入ります。南種子町の行政推進の目玉は観光じゃないんですか。

それを、観光課を廃止して係に格下げをする、それじゃあ観光振興は全然成り立

ちませんよ。町長から、この観光課をどうして廃止するのかという明確な答弁が出てきませんので、観光課を廃止しなければならない理由、これをしっかり答弁してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 観光課を縮小するなどということではなくて、（「廃止、廃止」と呼ぶ者あり）観光課を廃止することについては、観光に関するそれを縮小するということではなくて、より一層幅広くやれるというのが、現段階では企画のほうに統合したほうがいいというのが私の考え方でありますから、この辺でいうと、県下の47市町村中、観光課を単独で置いているところがどれくらいあるかは別として、私はこの観光課がなくても同じようにそれ以上にやれるということを自信を持って、私の任期期間中はきちんとやりたいと、それをしばらくは見ていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） その廃止しなければならない理由は、全然答えになっていないです。5,900人の人口だから観光課は要らない、行政のスリム化をするために何とか検討部会で検討してますと。そういうのは、全然廃止の理由じゃないですよ。本当に廃止する考えですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 廃止するという検討の結果、提案をしておりますから、廃止します。

しかし、この観光振興を現状より縮小するとか、そうではなくて、より発展させるために企画と総務課と連携とるようなそういう体制の中で、さらに飛躍的にやっていきたいということで、現状、現在の段階では、そういうことを1つの柱にして、私としては観光振興に取り組みたいと、こう思っているということでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 町長の答弁の中にいろいろあるんですけども、実際、その廃止どうのこうのという以前に、観光課が新たに梶原前町政の中でできて、その実績としても4年間の実績があるわけで、入り込み客数はどげんだったとか、それから数値的には事業団の施設関係の入込み客数なんかも減っているという状態、そういうその数値であるとか、今、既存の広田遺跡の問題についても、当初、その900万程度の収入を見込んでいたのが、今年度については280万の計画になっていると。そういう形で経費節減をしなきゃならんというのは、今、南種子町の大きな課題だと思うんで、町長が、今の企画課だけでの範囲の中での観光関係の推進ができるという形で方向性を示しているわけですから、もろもろの条件を考えると、企画課の

中で、この件については町全体で取り組む課題だと思うんで、町長の考え方が一番スムーズかなというふうに思います。

観光課長のほうにお尋ねしますけれども、その4年間の実績というのをどういうふうに捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 観光課長、坂口浩一君。

○観光課長（坂口浩一君） 観光の実績はと申しますが、これは委員会の中でも、私は議会の中でも答弁いたしましたかと思うんですが、なかなか観光というのは、ことしやったから来年実績が出るというもんじゃないというふうには、前もお答えいたしましたつもりではございます。

ただ、入り込みにつきましては、昨年、種子屋久観光連絡協議会の統計によりますと100.2%、ことしも1月末でしたか101.何%と、屋久島は減少傾向のある中でも種子島は、若干ではありますが伸びてきている状況にあるということはお伝えしておきたいというふうに思います。

○議長（小園實重君） 西園議員、議案の条例の改正に沿った質疑をお願いします。
4番、西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 何を言っても、今までやってきた課があるわけで、その必要性かれこれを審議するわけですから、いずれにしても実績というのが本当に必要な話で。それが、課ができて実績が伸びたかというのが、これ、課題とすべきものじゃないですか。

ただ、さっき101%という話をしましたけれども、実際、その前年に対する101%の伸びであって、101%ですか、何年か前からすれば相当減ってきている数字であって、これが本当に観光課ができて、その0.何%が1%に伸びたという実績だということ言えますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 観光課長は答弁しにくいと思うんですが、実際は観光課ができて、観光の実績と方向性というのは示されてきているんです。いつできたか私は知りません、はっきり言って。ですが、それは観光課ができて4人の体制の職員において、それから契約職員も2人か置いて観光振興をやっているんです、それからイベントをやっているんです。

こういう点では、観光課ができたことによって、そこはこういうもんだというのは確立されてきているんじゃないかと。それを土台にして縮小した課内の職員数を減らす中での行政運営をやっていないと、どうしようもないというのははっきりわかっているわけですから。

このことについては、うちの町でいくと人口的に言えば、はっきり言って5,000

人ちょっとぐらいの規模でいうと七、八十人ぐらいの定数、標準的に言えば100名したらいいほうかどうかと思いますが、こういう状況を頭に置きながら財政指数を考えたときに、税金と地方交付税と国からくる、そこを試算にして将来の人口がどうなっていくかということで行くと、何らかの形で職員減というか縮小をして、その中で行政というのはスリム化して、やっぱり企画的なそれでいかないといけないというのがありますから、やっぱり民間の協力も得ながら関係団体のそれも含んでこれから関係機関団体と連携して、今までの観光課が築いてきたそこをきちんとやっていて、より発展するような方向づけをしたいという考え方で取り組もうと思っているのが私の考えです。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 反対討論をいたします。

御存じのとおり、種子島においては、特に本町は観光のメッカといってもよいのではないのでしょうか。千座の岩屋や国史跡の広田遺跡公園、広田遺跡ミュージアム、種子島宇宙センター、たねがしま赤米館、門倉岬公園などであります。また、観光振興に欠かせないロケットマラソンのイベント等も実施をしております。

そのような中で、本町には観光課があり、観光客の誘致、観光に関するイベント等の実施、また、初めて観光に来た人たちのサポート、受け皿体制なども、観光課の名のもとで実施をしているところでございます。

今後の観光は、このような財産を活用して観光客を待つのではなく、攻めて流通しなければならないこのような大事な時期だと、私はこのように思っております。

将来の本町の人口は、平成52年には3,778人と予測されると言われております。また、南種子町全域が観光地だという認識を持つ必要があると思います。

だからこそ観光課を継続し、これからの南種子町の将来を見越し、交流人口をふやせば定住促進にもつながると思っております。熊毛行政管内随一の観光課というアンテナをなくしてはいけません。

以上のことから、議案第3号には反対するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） さらに、反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第3号組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第14 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第14、議案第4号町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号は、町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、町長、副町長及び教育長の給料を減額する特例について制定を行うものであります。

条例をごらんいただきたいと思います。この条例は、第1条で趣旨、第2条で給料の減額、附則で施行日、有効期限について定めたところでございます。

第1条では、町長、副町長及び教育長の給与について減額する特例を定めるものであります。

次に、第2条の給料の規定におきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、町長、副町長及び教育長の給料月額を10%カットし、給料月額の90%を支給するというものであります。ただし、期末手当、退職手当の算定に当たりましては、10%カットは適用しないというものでございます。

この条例の施行日は平成28年4月1日。それから、条例の施行有効期限は平成29年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（小園實重君） 日程第15、議案第5号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により給与決定に関する原則が定められておりまして、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならないと規定されております。

人事委員会を置かない自治体においては、人事院の給与勧告に伴い、毎年、給与の改正を実施しておりますが、本町においても、これまで人事院勧告に基づき改定を行ってきているところであります。

今回の改正につきましても、平成27年の人事院勧告に基づき給料表、初任給調整手当、勤勉手当の率等の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明したいと思いますので、新旧対照表をお開きください。

第6条の3は、人事院勧告に伴う初任給調整手当の額の改正でありまして、医療職棒給表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給月額の限度額を引き上げるものでございまして、41万2,200円を41万3,300円に、5万300円を5万500円に改めるものでございます。

次に、第17条は勤勉手当の率の改正でありまして、年間の支給割合を0.1月分引き上げるものでございます。しかし、例年であれば年内に臨時国会が招集され、給与法等が成立、実施されるわけですが、今回は年明けの通常国会で給与法等が成立

したため、平成27年度分については6月支給分と12月支給分の率を変更する改正になってございます。

附則第5項については、55歳以上の特定職員に係る部分の改正であります。

次に、給料表の改定であります。行政職棒給表について平均0.4%を引き上げることとしており、若年層の引き上げに重点を置く改正となっております。

また、行政職棒給表以外の棒給表についても、行政職棒給表との均衡を基本に改定を行うこととなっております。

そのため、別表アから別表エの給料表を改正するものであります。別表アからエにつきましては、前のページの条文のほうの途中のほうに掲載をしておりますのでお目通しをお願いしたいと思います。

本文の附則としましては、第1条は施行期日等でありまして、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第2条については平成28年4月1日から施行することとしております。

第2項においては、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日に適用するものでございます。

附則第2条につきましては、給与の内払いの規定を定めたものでございます。

附則第3条は改正条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する規定を定めたものであります。

以上、国の法改正に伴いまして、本町においても改正するものでございます。よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　異議なしと認めます。したがって、議案第5号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第6号　南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第16、議案第6号南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、小脇隆則君。

○教育委員会管理課長（小脇隆則君） 議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号は、南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は地籍調査による地番変更で、西野小学校及び長谷小学校の地番を変更するものでございます。

新旧対照表で御説明をいたします。別表、小学校の項、位置の欄中「1667番地」を「1675番地」に、「1794番地」を「1794番地2」に改めるものでございます。

この条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号南種子町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号 南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第17、議案第7号南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） 議案第7号について御説明を申し上げます。

議案第7号は、南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案の南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定は、公民館主事の見直しに伴いまして条例の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきますので、3枚目の新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

第3条中、「館長及び主事のほか、必要な職員を置く。」を「館長を置くことができる。」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、条例公民館制度に関しましては、地区公民館長はこれまで同様に、条例公民館長として地区公民館の推薦に基づき教育委員会が任命、非常勤とすることとし、館の管理経費等につきましては、これまで同様、引き続き町のほうが負担をすることになります。公民館主事の配置につきましては廃止をし、公民館主事が各地区で行ってございました公民館講座につきましては、社会教育課が企画運営することとするところでございます。地区公民館の会計業務につきましては、各地区のほうで行うこととし、既に公民館長等にも提案をし承諾をいただいているところでございます。

平成28年度からは保健福祉課が主管をいたします「地域支え合い推進員」が配置をされる予定のようでございます。この推進員が業務の中で地区公民館長と密に連携を図り、主事が行ってございました業務の一部を推進していく予定としているところでございます。

これらのことに関しましては、地区公民館長に説明を行いまして、地域と行政が一丸となって相互連携をし合い、新しい制度を推進していくことで確認をいたしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君）　ただいま課長から説明がありましたが、主事を廃止した場合、校区の公民館長の負担もふえてきたりすると思いますけれども、校区の公民館長さんの了解も得ているというふうな説明がありましたが、公民館長と協議をして、全ての館長が了解をしているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（小園實重君）　社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君）　お答えをいたします。3月1日に説明をいたしまして、その中で、いろいろ質疑等も当局もいる中で話をさせていただいております。

それぞれの館長さん方から、いろいろ発言もございましたけれども、これまで同

様の公民館の運営等につきましては、お互いに教育委員会も、また関係課も一緒になってやる形の中で連携を図って、統制をとりながら地域住民のために協力してやっていこうということで意見が統一されたところでございまして、私どももお互いに協力をしながらやっていこうということで館長、連協の中で、また再度確認を合ったところでございます。

以上でございます。

○議長（小園實重君） 6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） それでは、公民館長さんも100%了解を得ているということで理解してよろしいですか。

それと、この主事はそのまましておいて、今、出ましたほかの仕事を主事にさせるというような方向もあったかと思いますが、そういうことはできなかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） 私どもサイドだけのことでございまして、全庁的に、これからいろいろ考えていったときの方策の一つとして、このような形をとっていったほうがいいということで判断がなされておまして、そのような形で今回進もうということで提案をしているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） まず、改正の理由については提案理由の説明でありましたが、町長と、それから教育長に、第32回の生涯学習大会の講師の中川先生の講演で、地区公民館の重要性について非常に大事であると、そこで何でも自治で対応するんだと、地域の文化を絶やさないようにするんだと、人材の育成が必要だというような内容のことだったろうと思うんです。

だが、町長それから教育長、それぞれ、その講演の感想について答弁をお願いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 講演のとおりでありますから、やっぱり公民館は、公民館自体が何をその地域でできるかということに習熟してもらうということだと思います。

できないことについては、やっぱり教育委員会が社会教育的な見地で公民館主事を廃止しましたが、それはそれでよかったかもしれませんが、経費的な面も含んで、時間的なロスの問題も含んで、やっぱりそこは変えたほうがいいという判断に私としては達しましたので、基本的には教育委員会にお願いしたという。

お願いをする過程の中では、地区公民館のもろもろの意見があったわけですから、それを調整して理解した上でやっていくということです。

教育委員会が、じゃあ、どういった形で地区の公民館と連携をとるのかということになりますと、公民館は社会教育主事をきちんとそろえたいと、こういうことで役場における社会教育主事を返したいと思っております。

そういった中で、やはり、今やっていたそこを教育委員会は責任を持って、やっぱり今後、町が配置するいろんな形で町の仕事をやる職員を置くわけでありますから、その中で総合的にやっていけるという結論が出ましたので、また確認もできましたのでそれでいこうということにしております。

地区の公民館長に対しましては、行政連絡員的なお願いをするということにしております。月に1回は公民館長というよりも行政連絡員に集まっていただいて、町が今月はこういったことをする、あるいは来月はこういったことをするとか、もうちょっと地区住民にも知らせるような体制に変えると。

教育委員会が行政的なことをやるということにできませんので、やっぱり町長が、町がやろうとしていることは教育委員会あるいは農業委員会とか関係団体がやろうということも含んで、町の行事日程にかかわることというのは、全て地区にも知らせると、つまり行政連絡員に知らせることによって、集落の公民館長には行政連絡員というのを辞令を出しているわけでありますから、そういうこともやることによって、いわゆる公民館活動と行政がやるべきことの、その調整を図りながら、地区で、今までどおりやってもらうということで。

しかし私が、地区の館長さん方をお願いした点については、町が配置する、それは給与の2分の1は福祉のほうから出ます。それから、あとについては町のほうから出すようになりますが、全て国の予算を利用しますので、まあ、一応そういうことでございますので、それでやっていきたいということでございます。

○議長（小園實重君） 次に、教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 南種子町は、これまで集落や地区の発展を基盤として行政運営を行ってきていると思います。

それで、この前の中川先生の講話の中でのお話を、私なりに、このように理解をしたところです。今後も、自治公民館の自主活動を推進しながら自治公民館が本来の力を発揮することで、南種子町が発展していくのではないかと、このようにおっしゃったと理解をしております。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） それでは、教育長に質問しますが、この条例公民館をつくった理由、それを答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 現在置かれている条例公民館、いわゆる公民館主事の仕事と

しては、コミュニティー活動を活性化する業務、それと生涯学習を推進する業務を行っていくというようなことから設置をされているものと思っております。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） もう3回ですから、まとめて答弁を求めますが、その当時の教育長、その当時の公民館長、平山の場合は長田館長、西海の場合は山中館長、島間の館長は西園館長、荃永の場合は上浦館長、下中の場合は大平館長、西之校区は立石館長、長谷の場合は宮田館長、上中の場合は島田館長、この8地区の中で、「ぜひ、条例公民館としてください」と言った館が7地区ですね。上中だけは、「まだ早いんじゃないか」というような意見がなされたわけで、なぜこの条例公民館にしたかということ、各館の会費の負担が地区によって大きいと、そうすると館のほとんどの館費の6割が役員手当にかかっている。これでは、非常に公民館としては運営ができなくなってくる。

そうすると、各地区には館長、副館長、会計、いろいろあるわけです。それに、それぞれ手当を出しているから館費が大きくなっているんです。上中の場合は年に4,000円ぐらい、そうすると、平山が1万5,000円、荃永が1万4,000円、下中が1万5,000円、西之が1万1,000円、西海が1万2,000円、島間が9,000円、長谷が1万1,000円、このように、それぞれ高いんです。わかりますか。なぜ設置をしたのか、教育長は十分わかっているんですか。

そうすると、町長が出したその目的としては、公民館講座の開設も公民館でしてください、高齢者学級の開設もしてください、放課後の子供教室の運営、地区内の団体の支援、郷土振興に必要な広報調査、町民の融和に関する集会の開催、これをお願いをして、この条例公民館はできたわけです。

だから、何か議会と町民と語る会のときに、長谷地区の主事が仕事がないと無駄だというような発言もあったようですが、この事業を進めるには社会教育課も指導せんといかんわけです。

全部、名越町長の出したあれは、今までのこの事業内容に入っているんです。放課後の子供教室の開設。だから、この社会教育課の指導が徹底していなくて、これを7地区の公民館長は「ぜひ、してください」と言っつつくったこの公民館主事を廃止するというようなことは、館長がかわるごとにこのような改正をするということは、社会教育の推進上から私は本当にいいのかなと、こう思っているんです。教育長と社会教育課長、なぜこの公民館主事の主な仕事を今までさせてこなかったのか、月に1回、研修会もするようになっているんです。しなかったのかどうか。

そうすると、この条例公民館には公民館運営審議会に諮問をするというのは必要ないんですか。任命は必要だと条例ではあるんです。これをなくすには諮らなくて

いいんですか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　まず、社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君）　御指摘の各主事の研修等につきましては、発足当時から第3木曜日を定例の教育委員会の主事の研修日として定めておりまして、この間、ずっと、ただいま議員から御指摘がございました件等についての部分は、お互いに各地区の状況報告をする中で確認をし合いながら、お互いに意見交換をして、この間やってきたところであります。

やっぱりこちらのほうも、そういった全般的なことで指導、お願いはやってきましたけれども、それぞれの地区の状況、取り組みの状況等、その分野が、またそれぞれの地区によって活動の状況等も変わってきておりましたので、その状況に任せる形のところも一部あったのかもしれませんが、その中で、実質やっているところもあるわけございまして、そういったところに関しての状況を、やっぱり右へ倣えで、毎月の定例の中でお互いに確認をしたところでありました。

私のほうからは以上になります。

○議長（小園實重君）　次に、教育長、遠藤　修君。

○教育長（遠藤　修君）　先ほども申し上げましたが、現在のそのコミュニティー活動を活性化する業務とか、それから生涯学習を推進する業務、これを行っていただいておりますが、現在の主事の比重といいますか、それはどちらかというと自治公民館活動を支援する業務のほうが増えてきているのではないのかなと。

もう一方のほうの生涯学習のほうを今後充実していくためには、やっぱり社会教育課のほうで講座等の企画をしていくほうが、より充実するであろうと。また、自治公民館等の支援に関しましては、これから実施されるであろう地域支え合い推進委員。その方の業務内容が、ほぼ今、主事がやっている業務内容と一致する面がございしますので、そちらのほうにお願いするというようなことで公民館主事を廃止すると。

先ほども申し上げましたが、自治公民館の本来の力を取り戻していただきたいと、そういうような考えでございます。

○議長（小園實重君）　質疑にありました公民館運営審議会への諮問について答弁願います。社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君）　項目の中では、個別にそういった指摘は出てないところでございますが、今回は、まだ諮っております。

○議長（小園實重君）　暫時休憩します。

休憩　午後　2時16分

再開 午後 2時18分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） 失礼いたしました。社会教育委員会が兼務する形で、この審議会のメンバーに入っておりますので、その中での了解を確認をして、本日のこの議会に出しているところでございます。

○8番（立石靖夫君） そうすると16人以内の委員が社会教育委員に合わせて、その中に公民館長も入っているとかい。（「議長、休憩をとるとはどう、正式に質疑をさせて」「今、休憩やろが」「休憩じゃなか」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君） 再開をいたしております。

○8番（立石靖夫君） 議長、もう一回だけ、特別に。（「4回目をせえ」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君） 特別に。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 社会教育課長、私は、一般質問の内容を聞きにきたときに、こういうことも私は質問しますよということで課長に話をしてるんです。してるんですよ。

それから、もう最後ですから、先ほど地区の館長は納得してますということだったんですが、館長の話の聞いたり連絡協議会長の話を聞いたりすると、町長が選挙公約で主事を廃止したいんだと、だから、そのかわりにやるからさせてくれということだったから、そういう説明であったから、連協長はそれは議会が決めることだというようなことを話をされたんです。

だから、100%納得してないんです、みんな。かわりをやるということだったから納得をしたわけで、それでは福祉関係のその人が8地区に配置された場合、地区公民館の会計までしてくれますか。行事等のいろいろな手伝い、リーダーとしてできるかどうか、そこら辺を私は危惧しているんです。

だから、私はこの主事をそのままにしておいて、福祉関係のその任務をしてもらう。そうすると、その福祉関係の任務は、いろいろな資格は必要ありませんということらしいです。だから、誰でもできると。そして、国からの補助事業も半分でもいいからもらって主事がやるというようなことでいいと私は思うんです。

だから、社会教育課の信念というのか、当時の公民館長はそのように要望したのを、また館長が代わって、また4年間でこの条例を変えると、そういうのを繰り返して社会教育ができますか。もう一回、教育長、課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 先ほどの社会教育委員会、これは、公民館運営審議委員を兼ねております。この会は、1月15日に開催をしております。その中で、この廃止の方向で説明をいたしております。

この委員会の中には、連協の会長と副会長さんも出席をしておられます。それから、その後の公民館長と町長を含めた会議の中で、公民館の館は残す、それから主事は廃止する、講座は社会教育課が担当していくというような、それともう一つ、これまで主事が行っていた業務の中の自治公民館の会計については、その前までの話し合いの中で、自治公民館のほうで、地区のほうで役員はきちんともちますというのを公民館長さんたち皆さんでそう決めましたと、連協長からはそう聞いております。

その他の業務については、先ほどから出てます地域支え合い推進員、その方をお願いをしていくというようなことを話をして、その場では、これまでとほぼ同程度の効果が得られるものと思うというような御意見をいただきましたので、御理解いただいたと考えているところです。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） ただいま教育長のほうからも説明ございましたように、私どもも連協のほうとは十分に話をさせていただきました。3月1日の段階で、とにかく事務局だけとの話し合いではまずいと思いまして、教育長、副町長、総務課長、保健福祉課長、皆さんが参画、町長も含めてであります。参画いただく中で再度の確認をして、その中でいろいろと発言もいただいて、その会計の問題、これにもまた各地区で取り組んでいただくということでの確認をする中で、本日に至っているところでありますのでよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） この条例改正については、公民館運営にかかわる重要な件であります。したがって、ちょっと時間をかけて質問をしたいと思います。答弁は町長、教育長でお願いをいたします。

第3条、「公民館に法第27条第1項に規定する館長及び主事のほか、必要な職員を置く」と、これは明確に「置く」ということが示されております。改正後は、第3条、「公民館に法第27条第1項に規定する館長を置くことができる」、法第27条というのは社会教育法第27条のことだと思います。

この「置くことができる」ということは置かなくてもいいし置いてもいいと、非常に曖昧な、どちらとも決定しがたい文言と私は解釈をいたします。「置く」と明確にすべきであったと思いますが、「置くことができる」とした理由について、町長、答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 条例の所管からいくと教育委員会、どなたか挙手願います、答弁。教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 「置くことができる」、まあ、そのとおりでございまして、置かない場合もあり得る、置くことができると法的には解釈ができると思います。

○議長（小園實重君） 7 番、上園和信君。

○7 番（上園和信君） 「置くことができる」にした理由が欲しいんです。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 2 8 分

再開 午後 3 時 2 8 分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長から発言を求められていますので、発言を許します。社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） 先ほど、議案の説明の中で申し上げました、条例公民館制度に関しましては、地区公民館長がこれまで同様に条例公民館長として地区公民館の推薦に基づき教育委員会が任命をするという説明をいたしました。この点につきましては、こちらの不手際でありましたので撤回をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 質疑を続行します。7 番、上園和信君。

○7 番（上園和信君） 今 1 回質問ですね。あと 2 回ありますよね。ということで、1 回の質問で 3 項目から 2 項目を質問をさせていただきますが、まず 1 点目、「公民館にその他の、主事その他の職員を置く」、この条文が完全に削除されております。主事を廃止するということですが、廃止しなければならない理由ですね、お尋ねいたします。

2 点目、3 月号の広報誌でちょっとこういう町の雇用契約職員の採用を名称が地域支え合い推進員 8 名を募集をしております。

公民館主事に代えて、この地域支え合い推進員を新たに公民館に配置する考えだと思うが、現在、配置している公民館主事に地域支え合い推進員として兼務させても全く問題は私はないと思うんですよ、兼務させても。で、この公民館主事を一応やめさせて、地域支え合い推進員を新たに募集をして公民館主事の仕事をさせる。今の公民館主事にこの支え合い推進員を兼務させることは考えなかったのか、お尋ねをいたします。

次は、町長は 3 月 1 日の公民館長との話し合いの中で、新たに配置する地域推進

支援員に公民館の業務を持たせてもよいと。が、会計事務は除外してほしいということを言われたようであります。これに対して、公民館の皆さん、相当やっぱり憤慨といったらいいか、何かあれを持っているようですが、公民館の会計事務はだれに担当させる考えか、この3点について答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） まず、どなたから答弁されますか。教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 公民館主事の廃止でございますが、先ほども申し上げましたように、コミュニティー活動を活性化する業務とか生涯学習を推進する業務というのを行ってもらっているんですが、どちらかというと、ウエイトが自治公民館活動を支援するほうにウエイトが大きいと。

そのことは、先ほど申しましたが、自治公民館が本来の力を発揮するというようなことからしますれば、その地域支え合い推進員ですか、そちらの方に援助いただいてやっていくことができるであろうと。もう一方のほうの生涯学習の推進のほうにつきましては、社会教育課の担当がしたほうがいいであろうと。それから、もう一つは、財政面の問題もありまして、公民館主事は町の費用全て賄いでございますが、地域支え合い推進員のほうは補助事業であると聞いております。

そういうところを考えると、主事を廃止してやっていったほうがいいのかという考えでございます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 上園議員から質問がありましたが、私も具体的には言わなかったもので申し上げますが、実は3回話し合いをしました。私は、基本的には、今置いている公民館主事は各校区に1人ずつ、年間170数万円だと思いますが、払っているという点は、完全に町費でやっているわけですね。これは、実は私の実情で言うと、1週間前にしか予算を組むことはできなかったんですよ。大体2週間以上もその前からずっとやってきたんですが、財源を探すことができずに、こういったような形で財源を確保し、やるかという点でいうと、いわゆる補助金を全部、10%カットにしてあります。つけてない団体もちろんありますけども、それは1次か2次ぐらいでありまして、そのことを考えると、やっぱり100%国の事業を利用したほうがいいのかという結論に達しました。そこで、基本的には国の事業として福祉の点が出てきたので、福祉の事業を半分し、あとの半分は行政のほうの別の形のまた国費のそれでやることによって100%財源を確保して、それで、そのかわりにということよりも、中平小学校、先ほども予算説明のときに申し上げましたが、1校のやつを全部8校区で、いわゆる午後の部の学童保育をやると。その場合、1人はパート職員を置きます。その人と2人でやるわけでございますが、そういうのをやらせるということと同時に、いずれにしても半分は福祉の仕事をするわけですから、

そういうようなこととあわせてやった場合、あいた時間が出てくるので、そういった点を地区の公民館と連携をとって十分、その連携をとるようにしたらどうかというようにすることで、最終的には結論に達しました。

私は、地区に置くのは、2校区だけを除いて6人ということにしたんですが、それじゃだめだということで、地区の公民館から言われましたので、全部置いてほしいというようなことの要望があったので、それでは8人置こうという結論を出したのは1日の日ですから、その段階で言うと予算的なことの打ち合わせを総務のほうとしなかったという点もあって、こういうような不都合なことで、今議会に迷惑をかけているわけではありますが、私の考えでは、その辺については、社会教育的な点については、ちゃんと公民館と連携をとってそれをやると。それぞれできない部分については、教育委員会は公民館、地区公民館、自治公民館を支援するという点、それは1人置くその職員と連携をとる中でやっていくと。また、地区の公民館長に対しては行政連絡員をお願いするにしております。それはどういうことかということ、これからやっぱり地区の住宅の関係とか人を地区に住まわせるという、そういうもろもろのことを考えたときに、情報を町と共有する必要があるという点で、月に1回の会をすることによって、先ほど、私が申し上げましたような連携をとることが、より住民にわかりやすく町のことを知らせることができるんじゃないかというようなことも含めて、そういうようにしたと。そういった中で、公民館の仕事もできるんじゃないかということも地区も了解し、私もそれはそういうことにしようと。

ただし、会計については、これは役場の職員にも全て事務局を持ってる点ですが、事務局長と会計は持ってはだめと。これはやっぱりお金を、いわゆる職員でもない、いわゆる正規の職員ではないものの、契約職員は職員であるんですが、そういうように負担をかけるわけにはいけないというのもありまして、これは役場の職員は全て会計を持たないというふうに指示をしてありますが、新年度からですよ。そういうようなことを含んで、役場は役場の、事務局長についても関係団体等は事務局長をつくってもらって、それと連携というような、そういう体制の中で仕事を減らししていくという、そこを私は提案をして、その辺については、私としては1日の日に全部了解して帰ってもらいましたので、了解したと思っていたんですが、先ほど、立石議員のほうからの質問、発言にもありますように、意見としては個人的にもあったかもしれませんが、そこは今後、月に1回話し合いをする中で、どういうものが困っているのかとか、そこはずっと連携がとれるんじゃないかと。そのとき教育委員会も出てきて、当然話し合いというのもできると思いますから、そういう形で調整をとることによって、一般財源から当面、これがずっと続くとはわかりませんが、国の事業、県の事業を通して100%その財源を見つけたと、こういうことでの、

それを教育委員会にもお願いし、教育委員会もそういうことで、それでは地区の館長はどうするかという点があったんですが、その解釈の点が間違っていた点もありますし、釈明もいろいろでした。

最終的には、予算をどうすればいいのかという具体的な点をうちの総務課とが教育委員会の調整ができていなかったことによって、こういう面倒なことが起きたと。私としては、その5年前のことについては立石議員が発言したとおりでありまして、地区の館長さん方はそれでいいだろうということでしたいたんですが、今度は公民館としての自主活動は何をやっているのかということになると、もう全部その役場のそれにやらせたら、あとは命令するだけというようなことじゃなくて、自らやってもらえるような公民館にしてほしいというのを教育委員会にまたお願いしているわけでありまして、そういうことを今後していただくということで、町としてはそのカバーするようなことは教育委員会に一任をし、行政との連携をとって、地区の館長とも連絡をとって、地区の行政連絡になりますが、また、集落行政連絡員というのを配置して報酬を払っているわけですから、こういうことの点で、皆さん方も地区を回った時の公民館のそこで地区の状況を把握するというのもできると思いますし、ぜひそれをやらせていただきたいということがあって、予算的には不備点がありますが、それは早急にまた対応することとして、ぜひ通していただければありがたいと、こういうお願いでございます。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） ちょっと私の質問をしたことにしっかり答えてくださいよ。公民館主事に地域支え合い推進員の兼務はできないかということと、それから会計事務は誰がやるのかということです。

それでは時間がないので、公民館長の皆さんとちょっときのう話をしました、個別に。3月1日の町長との協議、話し合いでは、しぶしぶ了解をしたと。だけど、公民館主事の廃止には反対の立場はかわりませんということです。そこで、この条例案が改正されると、公民館長は教育長が任命、教育委員会の任命ですよ。地域支え合い推進員は町長が任命ということです。福祉課サイドから配置をするわけですから。任命権者が全く違うことになります。

南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則第3条に、「公民館に館長主事、その他の職員を置く」、このようになっております。その第4条には、「館長は公民館を代表し、職務を処理する」と。「主事その他の職員は、館長を補佐し館長の命を受けて公民館の事務を担当し、運営に当たる」とあります。

町長の任命した地域支え合い推進員に対し、教育委員会の任命した公民館長が公民館の事務命令ができると判断しますか。教育長、答弁をお願いいたします。

あと1点、公民館が教育委員会の管理下にある関係で、町長としてはいろいろなことにこの公民館に口出しができないと、何か3月1日にはこのようなことを言われたようであります。町長任命の地域支え合い推進員を配置、そのために配置するんだと、そういう考えで、今回のこの条例改正ではないかと私なりに思うところです。

この地域支え合い推進員、どういう条例に基づき各公民館に配置するのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） まず、教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 地域支え合い推進員。この募集要項を見てみますと、コミュニティ活動への支援というのが出ておりますので、公民館長が命令するということとはできないとは思いますが、相談して推進してもらっていくということについてはできるんじゃないかと考えております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 現在の公民館主事をそのまま置いて、推進員を兼務させることはできないのかということだと思いますが、それはできないと思います。これは、公民館と行政との違い、いろんなことをやらせんといかんわけですから、そこが違おうと。例えば、もう仕事もそれでわかったように、半分はいずれにしても福祉のことをしますし、あとは子育ての関係については、そこは教育委員会でいいのかもしれませんが、もう一人、2人置くようなことでありますが、この辺で言うと、町長が直接公民館主事に対して命令をすることができないので、その辺はもう町の職員として任命しますから、それはできないということです。

それから、会計事務については、これはもう地区でやってほしいというのをこっちでお願いしてありますので、副館長に会計事務をやらせるとか、それはそういうふうにしてくださいということを私は伝えました。

これは納得しないことかもしれませんが、役場の職員が一般住民のその会計をするということじゃなくて、それは、例えば、西之であれば西之の人が請け負ったとき、その人が個人的にやってもいいよと言った場合にどうなるかというときの、もしいろんなことがあった場合の責任を誰がとるかという、そういう問題が一つありますので、これは公民館活動の中でやるようなことをきちんと教育委員会が指導し、連携をとってやってもらうということを、私は教育委員会にお願いをしているというようなことで、公民館を本当の自分たちで自治公民館としてやるようなことに育ててほしいということを、教育長、社会教育課にはお願いしたいと。それで、公民館長さん方にもそういうようなことで、これから、今相当やっている、手伝いもらっているわけですから、その辺を含んでは、競合しますから一緒に話し合いはやっ

ていきますけど、原則的な点を言うと、その辺に一線を引いたということで御理解いただきたいと、こう思います。

○議長（小園實重君） まず、教育委員会においては、従前の地区公民館の会計事務についてどちらがそれを担うことになるのかということに対する答弁は町長のほうからありました。あと残り、地域支え合い支援員はどういった規定で任命をしていくことになるのかというお尋ねに答弁を願います。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 地域支え合い推進員でございますが、一般の契約職員でございますので、特に条例等は考えていないところでございます。

○議長（小園實重君） 執行部、それで可能かどうかという点については問題ないという部分も含めて、明確に答弁願います。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 兼務させるかというのは政務的な判断ですので、一職員が答弁することではないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 福祉事業的な点に重点を置くという点で言うと、それは兼務は適切ではないという、そういう判断で新しい方法をこれから福祉のことをやるということで区別したいと、こういう考え方でございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） この公民館に館長を置くことができるということで、今まで館長さんに行政連絡員手当てですか、月額3万5,000円を支給していたと思いますけれども、それをどこで予算化してどういうふうに支給するのか、それをお聞きしたいと思いますが、多分この公民館条例に置く館長であれば公民館費に組むのが当然かと思いますが、今後、どういうふうにしてこの予算、館長の手当等も含めてしていくつもりなのか、お伺いします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 先ほど、社会教育課長のほうが提案理由の訂正ということで、館長は置かないということでしたので、当初、そういう話をしていましたので、町としては地区町政連絡員ということで、総務費の中に計上を今のところはしているところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 主事を廃止した場合に、あるいはまた主事を継続した場合に、継続と廃止した場合の経費節減の比較を教育委員会のほうではなされておりますか。

私が、この設置条例をしたときに反対をしたんですが、その反対の理由は、憲法第20条のこの宗教の自由です。この憲法第20条を参考に、「国及びその機関は宗教教育、その他いかなる宗教的活動もしてはならない」ということになっております

が、地方自治体もこの館長や主事に報酬を支給して、長谷以外の神社仏閣の祭祀を行うということになると、憲法第20条に抵触するのではないかということで、自分なりに反対の理由にして反対をしたわけですが、そのときの説明が、館長は2つの顔を持っていると。地区公民館長としての顔とそれから自治公民館長の顔で、財産の管理をするという、それだけだというふうな説明が、この議事堂でなされたんですが、ちょっとお茶を濁したような、私のこの質疑に対して明確なこの回答がなかったものですから反対の立場をとったんですが、そういうことからみると、この主事を廃止するという点で私は賛成です。

もう一回、改めてこの主事を置く場合は、そこ辺のところをしっかりと明らかにしていただいて、憲法上問題はないということであれば、そのとおり主事を置いて、そして今の保健福祉課で募集をしている業務については、行政事務そのものは法定主義であるから、主事の業務を廃止ではなくて要綱等を整備をして、主事の業務を決めていけば適切ではないだろうかというふうに思うんですが、これは別に置いて、とにかく教育長、課長、この憲法第20条との関係で廃止するという点について、ちょっと私は賛成の立場であったんですが、この1点だけ、継続した場合の経費節減になるかならんか、そこ辺でどちらかお願いします。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） ただいまの御質問でございますけれども、主事の手当についてでございますけれども、これまで年間で約1,200万円程度の金額を支出をしているということになるところでございますので、その分が一般財源からの軽減になっていくのかなということで考えております。

○議長（小園實重君） 9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） そしたら、その主事の代わりに募集をしている契約職員。保健福祉課長、賃金等はどのぐらいになりますか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 公民館主事のかわりに募集しているわけではございませんので、介護保険事業の一環として業務をやっていただくことになっていますが、賃金はほとんど一緒です。ただ、上中地区にも配置しますので、1名分増になるということでございます。

○議長（小園實重君） 9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 実質、経費増というふうな考え方でいいんですね。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 介護保険の事業の中で実施をいたしますので、一般財源の持ち出しは2分の1をしているんですが、20%程度が一般財源の持ち出しとい

うことになります。

あわせて、放課後児童クラブの実施をいたしますので、国補助金が、残り一般財源の持ち出し分と、それからパートの賃金をあわせて、その3分の2を国からの補助金で対応するようにしているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。原案に反対者の発言を許します。7番、上園和信君。

〔上園和信君登壇〕

○7番（上園和信君） 反対討論をいたします。改正案では公民館に現在配置している公民館主事を廃止し、新たに地域支え合い推進員という名称で配置をするということを町長は公民館長に申し述べたということであります。

ですから、保健福祉課長がただいま答弁をした、主事としては配置しないということではありますが、推進員を主事として配置するという考えはないのであります。

この現在、任命している公民館主事にこの推進員を兼務させれば、この条例改正は必要ないことと考えます。別に問題もないと思います。公民館長としては、公民館主事の廃止にあくまでも反対との立場をとっているようであります。

条例公民館に移行してから間もなく3年、この条例公民館制度も徐々に軌道に乗りつつあります。定着しつつあります。この条例案が可決されると公民館の運営活動が低下、縮小していくことが非常に懸念をされます。地域を活性化させていくためには、地域の核となる公民館活動を充実させていかなければなりません。契約職員を何の条例で配置するのかという質問に対し、保健福祉課長は契約職員であるので条例化は考えておりませんということではありますが、今任命している公民館主事も契約職員であります。これは、南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例に基づき配置をしております。

きょうのこのやりとりの中で、町長部局と教育委員会との連携がうまくとれていないということを感じました。

よって、議案第7号南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定については反対するものであります。議員各位の御賛同方、よろしく願いをいたします。

○議長（小園實重君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。採決は起立によって行います。

議案第7号は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第7号南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第18 議案第8号 南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第18、議案第8号南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号は、南種子町出産祝金支給条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

南種子町における少子化対策の拡充と子育てしやすい環境を進めることで、若者の定住を一層推進するための施策の一環として、出産祝い金額の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、お開きをお願いいたします。

第3条、祝金の額でございます。生まれた子供1人につき一律10万円を、第1子及び第2子は10万円、第3子20万円、第4子以降は30万円とするものでございます。附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、平成28年3月31日までに生まれた子供の出産祝金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 2子目を1子目と一緒にした、その理由を教えてください。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 現在、1子目一律10万円でございますので、これを引き下げると不利益になるという観点から1子、2子を10万円としたところでございます。

○議長（小園實重君） 9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） ですから、3子目、4子目を設ける場合には、1子目10万円、2子目20万円、3子目30万円、4子目40万円でなぜしなかったのか、お伺いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 財政が許せばそれでもかまわないと思いますが、財政当局とも協議をしながら改正をしたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○9番（日高澄夫君） 財政が許せばというのは、それは理由にはならんですよ、町長。であれば、こういう一部を改正する条例を出す必要はないですよ。3子、4子のために条例改正をするわけですから、この子供の面倒を見るというのは非常に難儀な、難儀じゃないですが、厳しいことですし、そのためにも2子を1子と同じく扱うというのは差別扱いじゃないですか。やっぱり1子、2子、3子、4子というふうに、明確にやるべきじゃないですか、町長お伺いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員の発言はごもっともだと思います。それではごもっともであればなぜそうしなかったかということがあるんですが、やっぱり内部には内部の事情がありまして、基本的にはやっぱり職員の意見も踏まえながらやっていると、この辺で通した場合、またそこをどうしてもこれはかえる必要があるという場合には、対応するというようなことで、当面、了承したところでありまして、今回の場合はこの原案を通していただきたいと、こう思うところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。日高澄夫君。

〔日高澄夫君登壇〕

○9番（日高澄夫君） 反対討論をします。地方創生で県は私は一般質問でもするつもりでいるんですが、4つの政策で実施に入ろうとしております。その中で、子育て支援というのが3番目でしたか、入っておりました。

そういう中で、この2子を10万円にするというのは理由が成り立っておりません。旧条例は祝金の額は生まれた子供1人につき10万円と。今度は、改正案で3子、4子というふうに決めた以上は2子目もやっぱりそれなりの恩恵を与えるべきじゃないかということが常識であると思います。

そういう点で、第1子目、及び第2子目は10万円、3子目は20万円、4子目以降は30万円とするというのは、私にしてみれば差別扱いではないかというふうに思い

ますので反対をします。

○議長（小園實重君） 次に、賛成討論はありますか。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。採決は起立によって行います。

議案第8号は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第8号南種子町出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第9号 南種子町放課後児童健全育成事業条例の全部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第19、議案第9号南種子町放課後児童健全育成事業条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号は、南種子町放課後児童健全育成事業条例の全部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

南種子町における少子化対策と働く親の支援の一環として、全地区に放課後児童クラブの設置を進めるため改正を行うものでございます。

それでは、条例をお開きをいただきたいと思います。第1条は、条例制定の趣旨を定めるものでございます。第2条は、児童クラブを各条例公民館に設置できる旨、定めるものでございます。第3条は、現在、中平小学校で実施している放課後児童クラブと同様の開所時間及び開所日の規定を規則に委任するものでございます。第4条は、対象児童について定め、小学校3年生までを6年生までに拡大するものでございます。第5条から第7条は、通所の承諾等を定めたものでございます。第8条の保護者負担でございますが、保護者負担の軽減を図るため、現在1月5,000円などの負担金を徴収しておりますが、それを損害保険料など実費相当額の負担とするものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。なお、参考資料として、施行規則を添付しておりますのでごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、立石靖

夫君。

○8番（立石靖夫君） この放課後児童クラブの条例についてですが、場所は各地区の公民館を利用するということになるかと思いますが、町長が採用したこの契約職員が条例公民館をどのように使用していくのかどうかですね。建物で事故があった場合、どこが責任をとるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町長が設置者ですので、きちんと要綱をつくっていると思いますから、それに含んで、事故が起きないように対応していきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 公民館の放課後のそれに使用することについての説明を加えてください。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは、教育委員会と協議して毎日ということになりますから、日曜日を除いて。夏休み中はまたそれもずっととなりますので、当初の段階、始める段階で協議して、きちんと整理をしたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） この問題については教育委員会が主管ということですが、このことについて地区の公民館長と協議をしたのかどうかですね。条例を出す以上は、その前に協議をしてやるべきでないかと思うんですよ。教育長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） この放課後児童クラブは教育委員会の主管ではないので、保健福祉課のほうで提案をされているところでございます。

○議長（小園實重君） 要は相互の連携協議が必要ではないかという観点、視点になるんだろうと思いますが。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） けが等があった場合は、別に損害保険を加入いたしますので、それに対応するというにしたいと思いますが、現在も各地区の公民館では放課後の児童教室をやっていますので、それをちゃんと補助金に乗せて実施をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） だから課長、今までが条例公民館の中で実施をしているところがあったということでしょう。だから、今度は主事が中心になってやっと思ったわけですから、これを廃止をするわけでしょう。そうすると、さっき言われた新しいこの契約職員が来て公民館の開け閉め、管理をどのようにするのかということなんですよ、私が今質問をしたのは。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 当然、町がそういったことを、ことしから国の補助金を得て実施するわけですから、この辺については十分この教育委員会と協議をして、戸締り、あとその辺を含んでやりたいということについての協議をして実施したいと、このように思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） 要綱を見ると、児童クラブに支援員を置くとなっているんですよ。条例の中には、この地域支え合い推進員というのは放課後児童クラブの支援を行うとなっていますが、児童クラブに支援員を置く、地域支え合い推進員、これはどう違うんですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 別に児童の健全育成事業の基準の条例の中に放課後児童クラブの支援員の規定を定めているところでございますので、現在、経過措置がございまして、その資格がなくても実施ができるということになっておりますので、その資格を地域支え合い推進員にも講習を受けてとっていただくというふうにしているところでございます。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） この条例の中には職員を置くという条項はもう必要ないということですね。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） その別の条例で職員を置くように、児童クラブを実施をする場合は職員を置くように規定されていますので、それで対応をするというところでございます。

○議長（小園實重君） 7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） その別な条例は何の条例ですかね。私が公民館条例のときに質問したのがこれと関連しているもんだからそういう質問をしたんです。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのが定められております。その中に、放課後児童クラブを実施する場合の基準等について定めておりますので、それに基づいて実施をするということでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号南種子町放課後児童健全育成事業条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第10号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第20、議案第10号南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、負担の公平性を図るため、県に準じて医療費助成に所得制限を設けるものでございます。改正条例をお開きをいただきたいと思います。

第3条に次の2項を加えるものでございまして、第3項は、第1号から第3号の規定に該当するひとり親家庭等は医療費助成の対象としない旨の規定でございます。

第3項第1号は、ひとり親家庭の父、母及び養育者、さらに父または母が死亡した場合等について。第2号は、ひとり親家庭の父もしくは母の配偶者、つまり義理の父及び義理の母の場合等の所得制限について。第3号は、養育者の配偶者の所得制限について、それぞれ定めたものでございます。

次のページでございしますが、第4項は、災害による場合の適用除外について規定をしております。

附則として、この条例は平成28年8月1日から施行し、平成28年8月1日以降の診療に係る医療費から適用することとし、平成28年7月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第21 議案第11号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第21、議案第11号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 議案第11号について御説明いたします。

議案第11号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日より施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、賦課限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しを行うものであります。国民健康保険税は平成27年度税制改正においても引き上げられましたが、基礎賦課額分・後期高齢者支援金等賦課額分、介護納付金賦課額分の限度額超過世帯の割合のバランスを考慮し、4万円の引き上げを行うこととし、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、国民健康保険法は保健税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分の保険税について原則として7割、5割、2割軽減をしております。

こうした低所得者に対する軽減措置の拡充は、平成27年度税制改正においても行われたところでありますが、今回も5割軽減、2割軽減基準の軽減所得判定につい

て改正するものでございます。

具体的には、軽減の対象となる基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万円から26万5,000円に。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を47万円から48万円に、それぞれ引き上げることとしております。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。

第2条第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に改正するものでございます。

同第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に改正するものであります。

第23条は、減額措置に係る軽減判定の算定方法の変更を行うもので、第2号は5割軽減の基準について被保険者数に乘する金額を26万円から26万5,000円に改正するものです。

同3号は、2割軽減の基準について被保険者に乘する金額を47万円から48万円に改正するものでございます。

次に、附則第1条は、この条例は平成28年4月1日より施行するものでございます。

第2条は、改正後の新条例は平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第12号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正す

る条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第22、議案第12号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第12号について御説明申し上げます。

議案第12号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成26年に制定されました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が改正されたところでございます。

改正介護保険法による新たな総合事業は、地域包括ケアシステムの構築、つまりあらゆる団体、機関、個人が密接に連携して、住み慣れた地域で安心して暮らせるための仕組みを構築する事業でございまして、その結果、元気高齢者の増加を図り、介護給付費の適正化を進める福祉を基軸とした地域づくりでございます。

今回の条例改正は、この介護保険法の改正に基づき定めた、平成27年南種子町条例第10号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の附則第4条の実施時期を改めるものでございます。

実施時期を改正する理由でございますが、平成27年の改正条例は、新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整等に時間を要するとの判断から、実施時期を猶予限度の期間で定めたところでございます。しかし、介護給付費の増加への早期の対応や介護予防拡充の早期実施が求められ、実施時期を改めるものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げますので、お開きをいただきたいと思います。

改正前の第4条第1項は、介護予防・日常生活支援総合事業でございまして、実施時期を平成29年4月1日と定めております。並びに、第2項は、在宅医療・介護連携推進事業。第3項は、生活支援体制整備事業及び第4項は、認知症総合支援事業でございまして、実施時期を平成30年4月1日と定めているところでございます。それぞれを平成28年4月1日とするものでございます。

附則として、この条例は交付の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 今、説明がありましたけれども、制度改正により新たに市町村が実施をする必要のある地域支援事業、これも今回、提案されたということでござ

いますけれども、この新しい介護予防、生活支援事業サービスについては、平成29年4月までに全市町実施をしなければいけないと。また、包括的支援事業の中で地域支え合い推進員の配置、また協議体の設置については平成30年の4月までの配置となっているようでありますけれども、この中での今回、そういうふうな平成29年の4月とか30年の4月までにしなさいと、そういうふうな中で、今回、急に急ぐ必要があったのかどうかですね。そのことについてお聞きしたいと思いますけれども、やっぱりじっくりいろんな中での地域との相談もしながら、協議もしながらしてすべきではなかったのかと、私はこのように思うんですけれども、この件についてのことをお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 早急に実施する理由でございますが、先ほど、説明の中で介護給付費が急速に伸びているということも上げられますが、現在の介護保険制度の中で、介護予防、1次予防・2次予防実施をしているんですが、65歳以上の高齢者が約2,000人近くいる中で、その対象が50人程度、約3%程度になっているところでございます。国の方針としても元気高齢者をふやす、そういった取り組み。入所をしない、要介護認定にならない、そういった高齢者の健康対策をするために早期の実施が必要だというふうな判断のもとに行うところでございます。

早期の実施については国の補助金等の優遇措置もございますので、1年でも早く介護給付費の増加に対する対応をとってまいりたいということでございます。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） この新しい総合事業として生活支援体制整備事業については、各市町村そういう中で年次的に導入をしているとお聞きをするんですけど、県内市町村の予定ですね、これについてはわかっていればお聞きしたいと思いますが。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 本年度から法律が変わって施行されているんですが、種子島では西之表市が実施をしているところであります。ほかの自治体についても早期に対応するという自治体がふえているようでございますので、南種子町も町民のその健康づくりのためにも早期に実施をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第23 議案第13号 南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第23、議案第13号南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、小脇隆則君。

○教育委員会管理課長（小脇隆則君） 議案第13号について御説明申し上げます。

議案第13号は、南種子町へき地学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、教職員の入居希望がなく、現在空き家状態になっている西野小学校1戸と長谷小学校1戸の計2戸を学校の意見も聴いた中で、また、地元地区からの要望もございまして、一般の住宅困窮者向けの住宅として一般住宅に転用し、有効活用を図ろうとするものでございます。

新旧対照表で御説明をいたします。別表52の項及び61の項を削るものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上説明を終わります。よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号南種子町へき地

学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第14号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第24、議案第14号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 議案第14号について御説明いたします。

議案第14号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正は、既存の一般住宅等の転用に伴い条例別表を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3枚目、新旧対照表、裏面をお開きください。

新旧対照表、右側の改正前、下から4段目、所在地、南種子町中之下1932番地1の一般住宅につきましては、公立種子島病院の看護師等の職員招へいのため、職員等の住宅を確保する必要があることから、一般住宅から特定職員住宅に転用するため別表から削除するものです。

次に、新旧対照表左側の改正後、下段の所在地、南種子町中之上1794番地及び次ページの所在地、南種子町西之1814番地1につきましては、これまで教職員の入居希望がなく空き家となっている長谷小及び西野小の教員住宅について、地元公民館からの要望も踏まえ、一般住宅に転用し各地域への定住促進を図ろうとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第15号 南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（小園實重君） 日程第25、議案第15号南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） それでは、議案第15号について御説明いたします。

議案第15号は、南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正は、既存の一般住宅を特定職員住宅へと転用することに伴い条例別表を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の4枚目をお開きください。

新旧対照表左側の改正後、下から1段目及び2段目、所在地、南種子町中之下字東大曲1932番地1の住宅につきましては、公立種子島病院への医療関係職員等の住宅を確保することから、一般住宅から特定職員住宅に転用するため別表へ加えるものであります。

なお、附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決しました。

ここで16時50分まで休憩します。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時50分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長について議長宣告を行います。

本日の会議時間は本日の日程を全て終了するため、あらかじめ延長します。

日程第26 議案第16号 種子島産婦人科医院組合理約の変更について

○議長（小園實重君） 日程第26、議案第16号種子島産婦人科医院組合理約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第16号について御説明申し上げます。

議案第16号は、種子島産婦人科医院組合理約を変更するため、地方自治法第286条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

種子島産婦人科医院組合理約の一部を改正する規約をお開きをいただきたいと思います。

種子島産婦人科医院の建設、移転に伴い、第4条中「9952番地」を「16314番地7」に改めるものでございます。

附則として、この規約は平成28年5月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 関連でよろしいですか。新しい産婦人科医院の開院予定はいつごろでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 5月1日を予定をしております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号種子島産婦人科
医院組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第17号 南種子辺地総合整備計画の変更について

○議長（小園實重君） 日程第27、議案第17号南種子辺地総合整備計画の変更について
を議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） 議案第17号について御説明申し上げます。

議案第17号は、南種子辺地総合計画の一部を変更するものでございまして、辺地
に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項
の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページをお開きください。

3. 公共的施設の整備計画でございます。これは、平成26年度から30年度までの
5カ年計画について括弧書きが変更後の数値となります。これまでの実績と今後の
事業見込みにより変更するものでございます。変更後の合計数値が事業費で9億
5,116万3,000円、うち特定財源を6億783万1,000円、一般財源のうち辺地対策事業
債の予定額を3億3,360万円としたところでございます。

参考資料の年次計画につきましてはお目通しいただいてと思いますが、3ペー
ジの平成27年度につきましては実績の数値でございます。平成28年度から30年度に
につきましては、長期振興計画の全体的な事業調整の結果、今後の事業見込みによる
今回の変更となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号南種子辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第28 議案第18号 南種子町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（小園實重君） 日程第28、議案第18号南種子町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） 議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号は、南種子町過疎地域自立促進計画の策定について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

我が国の高度成長とともに深刻化した過疎問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、昭和55年、平成2年、平成12年と改正過疎法が制定され、着実に過疎対策が講じられてまいりましたが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年に改正され、東日本大震災の発生により平成24年に現行過疎法が5年間延長して施行されることとなりました。このたび、平成28年度から平成32年度までの南種子町過疎地域自立促進計画を策定いたしましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回策定いたしました南種子町過疎地域自立促進計画につきましては、長期振興計画の基本構想や基本計画との整合性、その他各種の既存計画にも配慮して策定をいたしております。また、この計画は過疎地域自立促進特別措置法において定めなければならない項目が決まっていることや、あらかじめ県知事との協議をしなければならないということがございますので、これらの経緯を経て本日提案しているところでございます。

直近の平成26年4月に改正された過疎地域自立促進のための特別措置の拡充策といたしましては、過疎対策事業債の対象となる施設に市町村所有の貸し工場及び貸し事務所、し尿処理施設を含む一般廃棄物処理のための施設、火葬場、障害者福祉施設、公立小中学校の屋外運動場及びプール、市町村管理の県道が過疎対策事業債の対象に追加することとなっております。

過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活

力が低下し生産機能及び生活環境の整備などがほかの地域に比較して低にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施することにより地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

今回の南種子町過疎地域自立促進計画策定に当たっては、近年の市町村を取り巻く情勢が大きく変化している中で、これまでの実績を踏まえた上で産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等を重点課題として捉え、それらについて県が策定した自立促進の基本方針に基づき具体的な事業計画という流れで整理し、計画策定をしたところでございます。

議決事項は計画本体でございますが、参考資料といたしまして平成28年度から平成32年度の事業計画について配付してございます。

また、別に平成28年度の事業計画についても配付してございますが、この中の事業内容の欄については平成28年度のみではなく、事業が複数年またがる場合には平成28年度から平成32年度までの内容を記載してございます。

具体的な内容につきましては、皆様既にお目通しのことと存じますので、説明を省かさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君）　河口課長、この計画については総合計画と言われないかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君）　町の総合計画の基本は長期振興計画でございますので、それに沿って計画をつくってるところでございます。

○議長（小園實重君）　8場、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君）　課長、議会基本条例の中でこれを計画する場合には、事前に議会と協議をするように努めることというような文言があるんですよな。だから、そういう条例を知っておったかどうか答弁をお願いします。議会基本条例の中でそううたわれているんですが。

○議長（小園實重君）　企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君）　先ほども答弁いたしましたけども、町の計画の基本は長期振興計画で、それをベースに過疎とか辺地とかほかの計画も変えていきますので、特に長期振興計画につきましては事前に相談することとしておりますけども、過疎

計画についてはベースが長期振興計画と思っておりますので、相談はしてございませんでした。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 企画課長が参考資料は議決案件じゃないというふうに言われましたが、一応平成28、32年度の12ページの給食費助成事業が1,458万8,000円で28年度だけになっております。また、地方創生対策事業が4,000万円で28年度だけになっておるんですが、これは毎年度継続されていくわけですけども、平成28年度だけ計画されているというのはどういうことでしょうか。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君） まず、地方創生のほうからでございますけども、新しく新年度の交付金事業制度が始まりますけども、なかなか条件が厳しくて、いただけるかどうかははっきりわかっていない部分がございます、とりあえず平成28年の目標としまして数字を挙げてるところでございます。内容によりまして今後変更になると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

給食費の助成事業につきましては平成27年度から始まっておりますけど、一応、平成28、29年度も続くとは聞いておりますけども、そこについても若干確認がちょっと足りないところもありまして、今後修正させていただくことになると思ひます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号南種子町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第19号 平成27年度南種子町一般会計補正予算（第9号）

○議長（小園實重君） 日程第29、議案第19号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第19号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第

9号)について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,310万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,986万4,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については追加4件であります。

まず、上記3件の事業は国の補正予算に伴い交付決定がおくれることなどから事業実施ができないため、ネットワーク強靱化事業1,617万9,000円、地方創生加速化交付金事業3,671万9,000円、中心経営体等施設整備事業2,675万7,000円を繰り越すものであります。

次に、恵美之江展望公園整備事業については県の交付決定がおくれたことにより標準工期が確保できないため、1億2,419万8,000円を繰り越すものであります。

次に、第3表の債務負担行為補正については追加2件と変更2件であります。

まず、追加の農産物災害緊急支援資金利子補給については、期間を平成28年度から平成31年度までの4年間とし、限度額を1万5,000円とするものであります。

南種子町が契約する南種子中学校通学バス運行委託料については、期間を平成28年度とし、限度額を3,960万円とするものであります。

次に、変更の南種子町が契約する公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務委託料については、限度額を34万6,000円減額し924万5,000円に。南種子町が借り受ける番号制度関連機器のリース料については、限度額を118万円減額し162万円に変更するものであります。

次のページ、第4表の地方債補正については追加1件と変更3件であります。

まず、追加の一般補助施設整備等事業については情報セキュリティ強化対策事業債を追加し、限度額を540万円にするものであります。

次に、変更の過疎対策事業については中山間地域総合整備事業債、南種子地区ほか9件をそれぞれ変更し、限度額を2億5,240万円に変更するものであります。

辺地対策事業については道路建設補助事業債ほか1件をそれぞれ減額し、限度額を9,060万円に変更するものであります。

災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業債ほか1件をそれぞれ減額し、限度額を730万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明をいたします。

今回の補正内容としましては、国の補正予算を活用した地方創生加速化交付金事業や各事業の確定、執行残及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものがあります。

なお、人件費については人事院勧告等に伴うものが主なものでありますので、以下の説明については省略させていただきます。

それでは9ページをお開きください。

まず、財産管理費については公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務委託の実績見込みに伴う減額が主なもので、119万3,000円を減額するものであります。

次に、財政管理費については、ふるさと応援寄付金の増加に伴うふるさと納税お礼費が主なもので、489万2,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、電算処理費についてはセキュリティ対策のためのネットワーク強靱化事業が主なもので、1,497万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページから11ページ、地方創生加速化交付金事業については、新規商品開発手数料及びALL種子島広域観光推進事業負担金が主なもので、3,671万9,000円を追加するものであります。

次に、12ページ、戸籍住民基本台帳費については通知カード、個人番号カード関連事務交付金が主なもので、109万9,000円を増額するものであります。

次に、14ページ、身体障害者福祉費については今後の所要見込みに伴う障害者自立支援給付費が主なもので、521万6,000円を増額するものであります。

次に、15ページ、児童福祉総務費については子ども・子育て支援交付金補助の実績見込みに伴う減額が主なもので、680万4,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、保育園費については保育士等賃金の実績見込みに伴う減額が主なもので、134万4,000円を減額するものであります。

次に、16ページ、保健衛生総務費については栄養士等賃金の実績見込みに伴う減額が主なもので、322万1,000円を減額するものであります。

次に、同ページから17ページ、予防費については予防接種委託の実績見込みの減額に伴うもので、300万円を減額するものであります。

次に、17ページ、医療対策費については種子島産婦人科医院建設事業に伴う負担金の減額が主なもので、876万4,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、健康づくり推進費については各種健診委託の実績見込みに伴う減額が主なもので、377万2,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、じんかい処理費については清掃センター設備等補修工事に伴う

減額が主なもので、1,196万6,000円を減額するものであります。

次に、18ページ、農業振興費については、さとうきび増産強化対策事業等の事業費決定に伴う補助金の減額が主なもので、258万9,000円を減額するものであります。

次に、同ページから19ページ、観光物産館運営費については管理人賃金の実績見込みに伴う減額が主なもので、191万5,000円を減額するものであります。

次に、19ページ、農地費については県営土地改良事業負担金の決定に伴う減額が主なもので、316万9,000円を減額するものであります。

次に、20ページ、農業支援対策費については機構集積協力金及び中心経営体等施設整備事業等の補助金に伴うもので、4,825万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページから21ページ、森林病虫害駆除事業費については松くいムシ防除事業委託の執行残に伴う減額が主なもので、295万9,000円を減額するものであります。

次に、21ページから22ページ、土木総務費については県単事業負担金の実績見込みに伴う減額が主なもので、1,114万8,000円を減額するものであります。

次に、23ページ、住宅管理費については公営住宅等補修工事の執行残に伴う減額が主なもので、253万6,000円を減額するものであります。

次に、26ページ、社会教育振興費については社会教育施設耐震診断委託の減額に伴うもので、155万1,000円を減額するものであります。

次に、27ページ、芸術文化費については国民文化祭町実行委員会負担金の決定に伴う減額が主なもので、200万5,000円を減額するものであります。

次に、29ページ、学校給食費については給食費補助の実績見込みに伴う減額が主なもので、263万8,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については災害復旧工事の事業費確定による減額に伴うもので、1,264万8,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、公共土木施設の現年発生補助災害復旧費については災害復旧工事の事業費確定による減額に伴うもので、1,744万2,000円を減額するものであります。

次に、30ページ、繰出金については簡易水道事業特別会計の過疎対策事業債の活用に伴う繰出金2,880万円が主なもので、2,662万6,000円を増額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入の主なものについて説明をいたします。

1 ページをお開きください。

まず、地方消費税交付金については社会保障財源交付金の実績見込みに伴うもの

で、281万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、地方交付税については補正予算対応のために財源留保しております普通交付税4,979万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、分担金及び負担金については小規模保育園等児童扶養者負担金240万円の減額が主なものであります。

次に、同ページから2ページ、使用料及び手数料については観光物産館使用料356万9,000円、広田遺跡ミュージアム使用料752万3,000円の減額が主なものであります。

次に、同ページから3ページ、国庫支出金については地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金545万円、地方創生加速化交付金3,671万9,000円の追加と、公共土木施設災害復旧費負担金1,395万5,000円の減額が主なものであります。

次に、3ページから4ページ、県支出金については機構集積支援事業費補助金2,148万5,000円、中心経営体等施設整備事業補助金2,675万7,000円の追加が主なものであります。

次に、4ページ、財産収入については堆肥売払金502万1,000円の減額が主なものであります。

次に、同ページ、寄附金については、ふるさと応援寄付金800万円を増額するものであります。

次に、5ページ、繰入金については歳入決定や歳出の不要額等の減額に伴うもので、減債基金繰入金1億160万円の繰り戻しが主なものであります。

次に、同ページから6ページ、諸収入についてはキャトルセンター受託事業収入517万5,000円の減額が主なものであります。

最後に、6ページから7ページ、町債については情報セキュリティ強化対策事業債540万円、簡易水道事業債2,880万円の追加と、農林水産施設災害復旧事業債980万円、廃棄物処理施設整備事業債980万円、種子島産婦人科医院建設事業債660万円の減額が主なものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足、あるいは詳細については、この後の審議においてそれぞれ担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君）　これから質疑を行います。質疑は款別におこないます。

まず、歳出から。款の1、議会費、8ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君）　款の2、総務費、8ページから14ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の3、民生費、14ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の4、衛生費、16ページから17ページ、質疑はありませんか。
5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 衛生費、じんかい処理費、この件についてお聞きをいたしたい
と思いますけれども、これは議会の議決案件でございましたのでお聞きをしたいと
思います。

まず、1,216万8,000円の事業内容はどのような施設が減になったのかどうか、そ
れと、これにまつわる前払い金は支出をしたのかどうか、この件についてお聞きを
いたしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 清掃センターの設備等の補修工事でございますが、焼
却炉の壁面の工事が主な事業の内容というふうになっているところでございます。
あと、関連のところも工事をしているところでございますが、前払い金は行ってお
りません。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 1,216万8,000円の減額をしておりますけれども、これにつつま
しては、変更設計をしてそれぞれでの減額をしたのであるのかどうか、聞きたいと
思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 変更設計はしておりません。

○議長（小園實重君） 5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 計画額が7,938万円。1,216万8,000円の変更に後価格6,721万
2,000円ということですね。計算をすれば。それで、この執行残が変更的なことにな
れば、議会の議決を得た契約の変更について、それが「議会の議決を得た事項の
変更が生じるときは全て議会の議決をしなければならない」という文言があるんで
す。今回の場合は減額をしても議会の議決案件5,000万円以上となっているので、
予算減額の議決ではなく、採決し変更契約をすべきではなかったのかと、私はこの
ように思ってるわけですが、これがその執行残というふうなことが、例えば変更設
計の減ではなくてそういうふうなことがあるのかどうか。自治法の中ではこういう
ふうなことでなっておりますので、そこが5,000万円以上にまだあると、5,000万円
以下になれば採決はしなくてもいいんですけど、私の認識はそういうようなことで
思っておるんですけども、この件についてどういう判断をしたのかどうかお聞き
をいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 仮契約書で議決をもらってますが、変更契約は実施をしておりません。事業の執行残でございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の6、農林水産業費、18ページから22ページ、質疑はありませんか。8番、立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 農業支援対策費、この補助金の中に機構集積協力金、それから中心経営体等の施設整備事業、この2つについて質問しますが、3月も入ってあとわずかですが、これが今も年度終了前になってからこのように出てきたこと、どういう目的でこういう事業に対して補助をするのかどうか、そこを総合農政課長説明をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今回、提案をしております機構集積協力金であります。ここにつきましては平成26年度から始まりました農地中間管理機構の事業ということで、農地の集積を図る事業になります。ここにつきましては平成27年度から機構集積協力金ということで、各地域の中の貸し借り関係集積をしたものの実績ということで、27年度の当初から小平山地区と上中の河内地区ということで、集落単位で取り組んだ団体的な取り組みと個人的な農地転換関係のお金も含めまして、実績で国のほうに報告を上げて、国からお金が入ってきて3月末までに各地域、あと個人のほうにも入っていくお金ですけれども、農地中間管理事業の流れになっていきます。

もう1点の中心経営体等の施設整備事業であります。ここにつきましてはTPP関連の国の平成27年度補正事業ということで、ここについては事業内容関係の大まかな要項が出まして、今回、各地区の農政座談会等で説明をしまして、機械関係の導入ということで特定の高性能機械導入関係について申し込みをとって、国のほうに要望を上げたところです。

内容等については議員から話があります、もう3月末ですから事業実施については、平成28年度のほうに繰り越し事業ということで取り組みをしていくということになります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。9番、日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 農業費の中で、1月の寒波襲来でソラマメやスナップエンドウなどが大変な被害があったと聞いておりますけれども、その被害状況はどうだったんでしょうか。共済制度などで幾らかの救済があるのかどうか、お伺いをします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今回の寒波関係の被害状況であります。本町では園芸関係の豆類を中心としたスナップエンドウ、あとキヌサヤ、ソラマメということで、35%から40%程度の被害という形と、早掘りのバレイショがあるわけですが、園芸関係でバレイショということでもあります。

町につきましては、ここの災害対策関係の補助ということで平成27年度予算関係で組んでおりましたので、その災害対策を農協のほうと協力をして対策をとっているところであります。

平成28年度に向けた対策ということで、県の緊急な説明会とか国の対策も出てきておりますので、ここについては、今回、被害を受けたところの農家に対する対策を国、県の補助事業も活用して今後対策をとっていきたいということで考えております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の7、商工費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の8、土木費、21ページから23ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の9、消防費、23ページから24ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の10、教育費、24ページから29ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の11、災害復旧費、29ページから30ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、款の13、諸支出金、30ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、歳入。款の6、地方消費税交付金、1ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の9、地方交付税、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の11、分担金及び負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の12、使用料及び手数料、1ページから2ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の13、国庫支出金、2ページから3ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の14、県支出金、3ページから4ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の15、財産収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の16、寄附金、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の17、繰入金、5ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の19、諸収入、5ページから6ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の20、町債、6ページから7ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、第2表、繰越明許費補正、質疑はありませんか。5番、塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 繰越明許費で総務費のネットワーク強靱化事業とか4事業項目があるんですけども、これについては、大体いつごろ事業執行して何月まで終わるというふうな基準、そういうことはあるのかどうか、それを聞いておきたいと思います。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君） 繰り越しのうちのネットワーク強靱化事業につきましては、年内といいますか、繰り越しですけど始まるのが5月から来年3月までにはしないといけないとなっておりますので、基本的に平成28年度中には終わらせないといけないと。地方創生の加速交付金につきましても、3月末につくつかないがはっきりする予定なんですけど、ついた場合には28年度中に終わらせないといけないということになってございます。

恵美之江の展望公園につきましても平成28年中に工事は終わる予定と聞いております。

○議長（小園實重君） 次に、総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 中心経営体等の施設整備事業関係の事業であります、国のほうからの協議ということで書類関係については送って、昨日、計画書の承認という形で電話で連絡がきたんですが、本格的には4月から補助金交付の関係の申請ということになっていきますので、事業完了については平成28年度中ということしか今のところは見えてないというような状況であります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、第3表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、第4表、地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号平成27年度南種子町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第30 議案第20号 平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

○議長（小園實重君） 日程第30、議案第20号平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第20号平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

それでは、表紙をめくっていただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,129万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億933万9,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略をさせていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入のほうから御説明申し上げます。

歳入の1ページをお開きをいただきたいと思います。

款の1、国民健康保険税の一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税につきましては、収入見込みによる補正でございます。

款の5、国庫支出金については交付決定によるものでございます。

款の10、共同事業交付金でございますが、交付決定により1,858万9,000円を追加するものでございます。

款の15、諸収入でございますが、一般被保険者第三者納付金116万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳出の3ページをお開きいただきたいと思います。

款の2、保険給付費でございますが、一般被保険者の療養給付費及び療養費2,125万9,000円、高額療養費190万4,000円の増に伴うものであり、保険給付費全体で2,316万3,000円を追加するものでございます。

款の7、共同事業拠出金でございますが、交付決定に伴うものでございまして、78万8,000円を減額するものでございます。

次に、款の8、保健施設費でございますが、執行残に伴います補正で125万9,000円を減額するものでございます。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号平成27年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第21号 平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（小園實重君） 日程第31、議案第21号平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

第4号補正予算書をごらんください。

平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,808万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億581万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

次に、第2表、地方債補正ですが変更1件であります。

簡易水道事業債を減額し限度額の変更を行うもので、限度額を2,890万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。

次に、歳入歳出予算補正、補正予算事項別明細書の主なものを歳入から説明いたします。

まず、款の1、使用料及び手数料ですが、水道使用料現年度水道使用料を360万円減額するものです。

次に、款の1、使用料及び手数料ですが、給水装置検査手数料を1万2,000円増額するものです。

次に、款の2、分担金及び負担金ですが、給水装置負担金4万円、給水施設の増設に伴い増額するものです。

次に、款の3、国庫補助金ですが、中央統合簡易水道事業国庫補助金を3,614万円、事業費の変更に伴い減額するものです。

次に、款の6、繰入金ですが、一般会計から2,880万円の繰り入れ予算を計上するものです。

次に、款の9、町債ですが、簡易水道事業債を6,720万円減額補正するものです。

次に、2ページの歳出でございますが、款の1、総務費、一般管理費については支出見込み額の確定に伴う減額補正が主なものであります。

款の2、事業費、簡易水道施設費ですが、賃金、需要費、役務費については精算見込みによる減額補正です。

委託料については、漏水工事等委託費の不足に伴う増額補正です。

原材料費については、同様に補修工事に伴う原材料費の増額補正です。

中央統合簡易水道事業費については、事業費額変更に伴い工事請負費及び公有財

産購入費の用地買収費について減額の補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第22号 平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（小園實重君） 日程第32、議案第22号平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第22号平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、予算書に基づき御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,725万3,000円を減額し、予算の総額を6億4,099万1,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入の1ページから2ページでございます。

款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金及び款の10の繰入金の目の1、介護保険給付費繰入金、目の2、地域支援事業繰入金につきましては、保険給付費地域支援事業費の今後の所要見込みの減額見込みに伴い、それぞれ負担割合に応じて減額するものでございます。

目の4でございますが、その他一般会計繰入金につきましては歳出の役務費等の減額に伴い、一般会計からの繰入金32万5,000円を減額するものでございます。

款の10、介護保険基金繰入金の減額につきましては、歳入歳出の差額285万2,000

円を基金に繰り戻すものでございます。

次に、歳出の３ページをお願いいたします。

款の１、総務費、項の３、介護認定審査会費認定調査等費につきましては、主治医意見書手数料の見込みに伴い33万3,000円を減額するものでございます。

款の２、保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、項の１、介護サービス等諸費で1,590万円の減額、項の４、高額介護サービス等費、項の７、特定入所者介護サービス等費で、それぞれ50万円を減額し保険給付費合計で1,490万円を減額するものでございます。

款の５、地域支援事業費につきましては、今年度のこれまでの実績及び今後の見込みにより、項の１、介護予防事業で162万8,000円、５ページでございますが、項の２、包括的支援事業、２事業費で40万円を減額し、地域支援事業費合計で202万8,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第33 議案第23号 平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（小園實重君） 日程第33、議案第23号平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第23号平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

それでは、表紙をめくっていただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,927万1,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込みにより64万5,000円を追加するものでございます。

次に、歳出の2ページをお開きいただきたいと思います。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療保険料の収入見込みにより64万6,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は3月16日、午前10時に開きます。

ここで、町長から発言の申し出があります。これを許します。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議員の皆様には、私どもの不行き届きな点がありまして、大変、長時間御迷惑をかけたこととおわび申し上げます。

問題点の公民館連絡協議会8人との3回の時間をかけて協議をしてきた経緯もあったんですが、事務局間の連携がうまくとれてなかったというのが申しわけなく思

うところでありますし、今後はこういうことがないような形で、十分配慮して議案の提出に努力する覚悟でございますので、お許しいただきますことと、おわび申し上げます、私のお礼の言葉とします。ありがとうございました。

○議長（小園實重君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 5時50分

平成28年第 1 回南種子町議会定例会

第 2 日

平成28年 3 月16日

平成28年第1回南種子町議会定例会会議録
平成28年3月16日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1 番	河 野 浩 二 君	2 番	柳 田 博 君
3 番	大 崎 照 男 君	4 番	西 園 茂 君
5 番	塩 釜 俊 朗 君	6 番	広 浜 喜一郎 君
7 番	上 園 和 信 君	8 番	立 石 靖 夫 君
9 番	日 高 澄 夫 君	10 番	小 園 實 重 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 日 高 一 幸 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君
教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	野 首 知 子 さん	企 画 課 長	河 口 恵一郎 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	観 光 課 長	坂 口 浩 一 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
教育委員会 社会教育課長	高 田 健一郎 君	建 設 課 長	島 崎 憲一郎 君
農業委員会 事務局 長	古 市 義 朗 君	教育委員会管理課長兼 給食センター 所長	小 脇 隆 則 君

保 育 園 長 小 川 ひ と み さ ん

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の
日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、立石靖夫君。

[立石靖夫君登壇]

○8番（立石靖夫君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさ
せていただきます。

鹿児島県議会も2月19日開会し、36日間の日程で平成28年度当初予算を含む議案
60件を上程いたしました。特に農業と観光を柱にした産業振興やT P P、地方創生
に重点を置いた予算が計上されております。

今回の質問は、名越町長の農業政策である堆肥センター、キャトルセンターの運
営と観光推進の考え、選挙時のマニフェストをもとに質問させていただきます。

答弁は、質問に対し的確に簡潔にさせていただくようお願いをいたします。

名越町長も2期目の就任から11カ月、選挙戦のマニフェストに掲げた公約も、
1年を過ぎようとしております。名越町長においては、選挙公約実現に向けた政策
予算を計上されてると思います。町民のための政策であるか、公平公正な予算であ
るか、町民を代表して質問をさせていただきます。

では、名越町長の政治姿勢について質問をいたします。

名越町長1期目の農業所得向上政策の堆肥センター、キャトルセンター運営状況
と建設後の赤字対策について質問をします。

この施設建設については、当時の議会においても、けんけんごうごう議論し、行
く行くは生産組織に委託するという条件で建設を議決した経緯があります。平成22
年から事業が開始し、その間、両施設の経営状況について、何回となく本会議で質
問がなされ、26年度までの5カ年で約8,700万円の累計赤字が建設当初から続いて
おります。

この赤字の理由は、建設ありきの予算の算出根拠の甘さ、預託者への手厚いもて
なしが主なものではないかと思えます。

まず、堆肥センターの平成27年度原料受け入れ計画に対し、受け入れ実績につい
ての答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 立石靖夫議員の御質問にお答えいたします。

町堆肥センターについては、畜産農家の家畜排泄物の適正処理と家畜排せつ物の有機質資源を堆肥化处理し、良質な堆肥を町内の農地へ還元し、土壌の生産能力の維持・増進と畜産環境保全を目的として設置し、管理運営を行っているところでございます。

農業所得向上対策の堆肥センター、キャトルセンターの運営、赤字対策であります。本格的な運用を始めて5年になります。両施設の運営、赤字対策であります。堆肥センターについては良質堆肥生産により、ばら堆肥は――。

○8番（立石靖夫君） 議長。

○議長（小園實重君） 名越町長。

○町長（名越 修君） はい。

○議長（小園實重君） 通告の（１）の①について答弁を願います。受け入れ実績27年度。

○町長（名越 修君） 実績については、担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センター関係の原料受け入れの状況についてであります。原料受け入れについては、牛ふん受け入れの2,593トン、計画堆肥86%であります。内訳としては、農家から2,151トン、それとキャトルセンターで441トンということになります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 合計幾らになるんですか。計画に対して実績は幾らかどうか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 牛ふん受け入れの計画は、2,986トンに対して原料受け入れで2,593トン、計画費の86%ということになっております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 計画では平成27年度は2,000トンという計画であったようですが、それを上回る受け入れができたということのようですが、28年度は4,500トン計画していますが、そのふえる理由について、総合農政課長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 平成28年度の計画であります。ここにつきましては、今現在、堆肥センターの利用につきましては、町内全体の家畜排せつ物の全体の排出量につきましては約2万8,500トンということで、約10%の利用を見込んでおり

ます。

その中で、堆肥製造の中で、水分量関係を緩和しまして、今回優良堆肥の製造ということで、各畜産農家関係に啓蒙を図りまして、量をふやしていくという計画であります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 平成27年度で、製品として2,500トンであります、需要と供給について、大体この2,593トンですが、この製品ができて需要がどれだけあるのか、供給がどれだけなされたかどうか、まだ在庫が幾ら残っているのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今年度の堆肥関係の量であります、先ほど言いました受け入れ量と副産物関係を含めまして、堆肥の仕込み量につきましては、若干仕込み量が上がってきますが3,121トン、ここは副産物関係も含めて副資材関係も含めた量になります。

堆肥の生産量につきましては、全体で仕上がってきたのは2,496トン、そのうち堆肥の販売量につきましては1,083トンで差し引きの1,413トンにつきましては、戻し堆肥として活用し、製品を出せる体制でいるところであります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 次に、キャトルセンターの当初計画の畜産農家数と現在の農家数、それから当初計画の預託農家希望数と現在の預託農家数、それから預託牛の総数を示してください。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） キャトルセンターの受け入れの頭数関係についてですが、平成27年度2月末現在で294頭、3月を含めまして323頭ということで、前年度より52頭の増で飼育頭数の実績見込みで、全体で414頭の前年度比較42頭の増であります。そのうち、競りの出荷頭数につきましては274頭で、前年度の7頭減という形であります。

預託農家戸保数関係ですが、預託農家戸数につきましては、当初預託希望農家数は44戸で、現在平成22年度から27年度までの預託利用実績者につきましては、44戸中32戸、72%の利用率ということで、27年度につきましては、現在25戸が利用しているところであります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 当初計画の畜産農家数と現在の畜産農家数を示してください。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 畜産農家戸数ですが、建設当時の平成22年度の畜産農家数につきましては115戸、現在の畜産農家戸数につきましては90戸ということで25戸の減ということになっております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） そういうことでですね、町長、当初は高齢畜産農家が飼いやすいように、それから高齢者の所得向上のためにということで計画をしたわけですが、ほとんど高齢農家がやめているんじゃないかと思うんです。だからその辺は本人の希望でしょうけど、やはり計画どおりにいかなかったというのが今の現状ではないかと思いますが、その点について町長の考えをお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

基本的には、牛を飼う農家が島内相当減っているわけでありまして、その中で減っていないのはうちの町だけだと思います。つまり子牛を育てるという農家です。この状況については、それぞれなんですけど、基本的に言いますと、なかなかこの飼料の点とか高うございますし、経営的にもいろいろ問題点もないじゃないわけでありまして、そういう点では実際の計画からすると下回っておりますが、これからより一層やっぱりキャトルセンターの重要性というのがわかってくるんじゃないかなというように私は思っておりますので、これはキャトルセンターの肥育の仕方の問題も1つ一義的にありました。だからその辺の改善についても、県の畜産課の課長補佐は、つくるときの本町の係長でございましたから、その辺含んで御指導もいただきながら、飼い方の改善を2カ月、3カ月やりましたが、その結果としては今回の競りがきのう、おとといありましたが、その結果も出てるような状況でございますので、いましばらくじゃなくてこれについてはきちんとやっていくことが必要であるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 総合農政課長、開始以来から平成27年度までの累計赤字、総額幾らになるかどうかです。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センターにつきまして平成22年度から運営を本稼動しましてから、累積赤字につきましては6,630万5,531円であります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 堆肥センター、キャトルセンターも含めてですか、両施設。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、堆肥センターとキャトルセンターの合わせた累積赤字をお尋ねですが。お答え願います。

○総合農政課長（羽生幸一君） すみません、堆肥センター、キャトルセンターの平成22年度からの状況であります。9,331万2,000円の赤字であります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 課長、この質問に対して調査に来たわけで、私がそういうことも質問するからということで指示をしておったんですが、全く資料の作成ができてないと、ちょっと私は不愉快でたまりません。

町長、両施設で5年間で9,300万円ぐらいの赤字なんです。この改善点について、例えば堆肥の値上げをしたら、それから預託牛のこの委託料の引き上げをしたら、そういうことは考えていないかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今はつくってから、そうですね、まだ10年にならないわけですが、私はつくってから2年ぐらいは携わったんですが、4年間いなかったんです。その間、堆肥については菌を買ってないわけです。つまり規定量を入れないと堆肥が腐らないわけですから1,400トンも生産するというのは、腐り方の問題もありまして、45日で107度まで上がるように菌を入れてなるようになってるんですが、これが堆肥を菌を買わないことによって、菌は実際は300トンは買ってあります。ところがちょうど私が選挙の前の2月の段階で100トンか幾らは買ってあるんですが、それを使い始めたのは、その私になってからの話でありまして、そのことを言えば、でき上がった堆肥が当たり前じゃないと、つまり粉になっておらんといかんかったわけですが、そうならなかったことによって、全体的に検討した結果、また再度指導員を向こうから来させて、それで菌を混ぜることによって全部やりかえました。そのことで今は販売ができるようになってきたんですが、そういうこの改善を図らなければいけないということが1つありますので、これは十分そういうふうにやっていきたいと思えます。

それからこの菌の運搬等について七千幾らもかかっていたわけですが、それをやっぱり改善すべく努力してきたわけでありまして、そういうことをするというのを今やっておりますが、基本的な点を言うと、もうしばらく実施して、この堆肥センターも民営化するというのを念頭に置いてやっております。ということは、いわゆるその前に当然のことながらJAの堆肥とすると2分の1、半分でございますので、散布料を含んで1万3,000円ぐらいになっておるんですが、うちは7,500円で散布まで含まれるわけでございますから、これをすると肥料の根拠とか全体的な肥料の量数の点から言うと話にならんので、これは上げる検討を今進めようとしておりますので、これはまたそのうちに議会にもお願いしたいと思っております。それから民営化については今言ったとおりでございます。

キャトルセンターについては、要するにこのキャトルセンターのその辺がうまくいってなかったのは実情でございますから、これをきちんと県からも来ていただきました。今、県の畜産課の課長補佐と係長に来ていただいて指導を仰いで、今餌やりの方法とか変えておりますから、その結果としてもいい方向で進んでおりますので、いましばらくこれはこのような形の中でやる中で改善を図っていききたいと。

やっぱり肥育料については、値段の問題等もありまして、短期間で出すような方式に変わってきておりますから、それを考えますとやっぱり餌代のこととか必要経費について預ける人に負担をしていただくということは、今検討をこれからしようとしておりますので、十分預ける人等の意見も聞きながら、これから対応していく必要があるんじゃないかということを御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 町長、今預ける人の意見も聞きながらと言いましたが、町長の施政方針で、堆肥の販売については考えますと。しかし、このキャトルセンターの預託費は何ら触れてないんですね。だから、この預託牛のこの委託料、1日に500円ということで計算をしてるわけですが、今現在、牛は値上がりして飼料が上がってるんです。だからそのことについて、やはり行政としてこのように飼料も値上がりもしてると。赤字がこれ以上にふえてはだめだということで、やはり例えば預託牛の500円を600円に上げるとか、それから堆肥のトン当たり6,000円を7,000円に上げるとかいう計画はないかということで私は質問をしたわけですが、それは農家と相談をするということでもありますので、やはり5年間で1億円近くの赤字が出てますので、今後やっぱりそういうことも考えながら、町長、この建設時の方針は私も十分わかっております。そういうことで、やはり農家の意見だけではなくて、行政の赤字を幾ら抑えるかどうかの問題だと思うんです。だから農家に無理をさせてもいけないし、この赤字が5年間で、もう1億円近くにもなるということになると、やはり大変でございますので、今後十分検討をしていただきたいと思います。

2番目に、観光振興に対する町長の政策方針と施設活用の利便性の改善策について質問をします。

国の観光立国推進基本法に基づいて、鹿児島県においても観光新時代への挑戦と位置づけ、観光施設の整備や観光交流人口の増大を図るための新年度予算案が発表されました。

外国観光客も東京や大阪等大都市の観光から、地方文化の体験を求める傾向に移りつつあり、鹿児島県も外国人の観光客が多くなっていると報道されております。

人口減少が進む種子島では、農業と観光をコラボした農業体験型観光や、文化に触れる体験型観光客の増大を図ることが必要であると思います。特に南種子町の場合

合は、ロケット打ち上げ基地、広田遺跡ミュージアム、鉄砲伝来の地、観光物産館、赤米館等を活用した観光PRを推進すべきと思います。

そこで、平成27年第4回定例会の同僚議員の質問で、公共施設の利用時間と休館日についての質問に対し、町長の答弁は「非常に財政が厳しいので」ということで答弁をされております。

せっかく離島に来た観光客は、ただ景観を見るだけでなく、どこにもない観光施設をいつでも見れる改善策が必要と思いますが、町長は町の施設だけでも年末年始以外は開館するような意気込みでないで観光振興は図れません。せめて、種子島鉄砲館が月に1回の休館として利便性を図っております。本町の観光施設というのか教育施設というのかわかりませんが、毎週月曜日の休館を月1回の休館とするべきではないかと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

当然のことながら、今議員が質問の中で申し上げましたとおり、実用衛星の打ち上げ基地、つまり種子島宇宙センターを有する町でございますから、これを最大限活用した観光振興を図るべきというようなことで、1つは観光課を企画課に統合し、そして責任者を置いてきちんとやらせることにしたいと、こう思っているところでございます。

そういうことを基本にしながら、前回塩釜議員の一般質問でもありましたとおりでございますが、施設の休館の件に関しましては答弁申し上げたんですが、各館に月3日から4日の職員配置を要求することに伴いまして、人員や財政的な負担増を考慮しますときに、現在の週1日の休館日の継続を考えているということでございます。

また、宇宙科学技術館への要望の件については、JAXAと語る機会が今後頻繁にあるわけでございますので、そういったことで提案もしていきたいと思うんですが、実を言うとはっきり言いまして、町の補助金を全て10%カットしました。つまり予算が、町の平成28年度予算が組めないこともありまして苦労したわけですが、その結果としてどういうことかということ、いわゆる税金がわずか7億幾ら。理由を言わないと、つながりませんので、一言言わせていただきたいと思います。交付税が21億円ですね、合わせて28億円のこの財源でもって52億の予算を51億幾らの予算を組んだわけですが、これにはいわゆる総務課がまとめた必要経費というのが42億円あったんです。これは本来なら28億、30億円以内に収めないと予算は組めないわけですけど、こういうことを鑑みまして、私としては1億幾らの基金も取り崩ささせていただきましたが、現況を言いますと、結局できないと。こう

いうことでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 町長、十分私はその財政上の問題はわかってるつもりでおるんです。だが、この鉄砲館は月に1回の休み、観光客が来て鉄砲館は見れるわけですね、そうすると南種子に来て毎週月曜日だと見れないということになると、この観光振興になるのかなと思ったりしてるんです。だから、この辺、町長は財政的にできないと言いますが。それでは私が提案をしますが、種子島観光協会に389万1,000円負担をしております。この種子島観光協会で、やはりこういう施設は観光協会に負担をしているお金で、それじゃあ毎週月曜日を月に1回休館できるような体制ができないかどうか、やはり検討すべきであって、町は毎週月曜日休んで、宇宙科学技術館にはお願いしますなんというのは、私はちょっとおかしいと思うんです。だから、自分の施設を月に1回休館にするんだと、だから宇宙科学技術館も週に1回できないかという話なれば、やはり宇宙センターも考えるところがあると思いますが、私は逆さまだと思うんです。

次にもう移ります。時間がありませんので。

公立種子島病院の午後診療は、町民のために絶対必要であります。公立種子島病院の診療については、平成27年第4回定例会の一般質問で同僚議員からも町民の代弁をしたところでありますが、特に広浜議員の質問に対し、町長の答弁は「私が院長の話を聞く状態ではない中で、私に答えろといったって無理です。」また、私の質問の午前だけの診療に対しての町民の不満に、町長の答弁は「私は直接病院で私の方針の打ち合わせをしていないが、医師の皆さんは朝から晩まで一生懸命頑張っている」という答弁をされてます。

そこで、町長は医師が5名以上にならないと午後診療はしないということかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的には今、議員の質問のとおりでございます。病院側とも十分協議し、そういうことになってるわけですが、またじゃあその、どうしてそうかということがあるんですが、そのことを聞いていませんので、答えません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 町長、1月29日に両町長、両議長、医師の皆さんと懇談会がなされております。午後の診療をお願いしたのかどうか、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その件については、院内会議等意見を踏まえて、院長とも語っておりますので、できないということで協議しておりましたから、その話について

は、しておりません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） これだけ町民の声に対し本会議から選出されている病院議会の議員、小園議長を初め2人の議員が、2月19日開催された病院組合議会でも何ら一般質問もしてないんです。まことに残念だと思うんです。今までやいやい病院の運営について町内を街宣して歩いたこの病院議会の議員が、このように町民が午後からも診療してほしいというこの声に対して、全く無頓着なこの病院議会の議員ではないかと思います。

私は町長、最近田上病院に行きました。病院は南種子、中種子の患者が多く、公立病院の運営方針に対し、管理者である町長、議会に対し非難ごうごうの話を聞かされました。

また、ある日の夜、子供が発熱し、公立病院に電話したら、あすまで様子をみてくださいとのことであったようですが、子供の苦しさ、母親の不安、子供の母は急遽職場に休みをお願いをし、翌日病院に連れて行ったとのことでありました。こうすることで、やはりいつでもこの診療を受けることができないことに町民は非常に不満を持っております。

そのことについて、町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は、今言ったことを含んで説明をしてないんです。議長からとめられましたので、あなたの質問については、そういったことでいくと私は何もしなかったことになるんです。なぜできないかという理由もあるわけですが、それは聞いてないわけですから、そういったようなことも考えて答弁させていただきたいというのが私の考えであります。このことについては、じゃあ私は広報誌か何かでまた説明をしたいと、こう考えるところでございます。

ただいまの問題については非常に重要なことでございますから、こういったようなことも議会に出てるというのは、当然のことながら病院側は先生方全部つぶさに見てるわけでありますので、それについては御理解をいただきたいと。ただ診察するだけではなくて、大変な仕事が医師側にあるということだけは説明をしておきたいと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 町長、私は町長の答弁が全く病院に関して、本気でやってるのかなと思うんです。ただ医師ができないと言うから午後からの診療ができない。今まで3名の医師が1日中診療して、それから在宅介護を回って歩いたり、予防接種をしたりいろいろしてきたんですよ。だから平成26年度は、そういう苦勞をしなが

ら黒字を出してるんです。27年度の赤字額は幾らかどうか、町長答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 赤字の見込みでございまして、2月19日の公立病院議会において4,704万8,000円の損失予定として御報告しています。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） だから私が言うように平成26年度は3人で黒字が出てきたわけで、27年度になってから午後も診療しないということで、そのような赤字が出てきております。26年度は黒字です。（発言する者あり）余計なこと言うな。

○議長（小園實重君） 私語は慎んでください。

○8番（立石靖夫君） 次に移りたいと思います。議長、西園議員を退席させてください。私の一般質問中に横から口を出すのは。

次に、2人の議員が町を相手どった裁判費用は、町民が苦勞して納めた税金の無駄遣いとは思わないか。また、本会議で議決された議案に対しての裁判をどのように思うかということでありますが、西園 茂議員の国家賠償法に基づいた裁判については、懲罰を課せられたことに対しての名誉棄損料280万円、弁護士費用30万円を求める裁判により、損害賠償を380万円を得ようとしたものであります。

鹿児島地方裁判所の判決は、地方議会が行う懲罰に司法権の審査は対象外、つまり懲罰議決の適否は裁判権の外であるということでありまして。ということで、本件請求は却下されました。

町長は同僚議員の質問に対し、町に与えた損害額、弁護士費用140万4,150円の賠償権を求める考えはないかとの質問に対し、町長の答弁は求める考えはないと答弁しております。

また、日高澄夫議員の町道上中下中線道路整備事業について、無駄遣いの事業として裁判したものの、勝ち目がないと思ったのか裁判は途中で取り下げをしております。

町の弁護士費用450万4,840円の無駄遣いをしたことになります。町が支出した2人の裁判弁護士費用は、合計約600万円の無駄な税金を使ったことになります。町民は町長の答弁に対して納得しておりません。町長は町民が難儀、苦勞して納めた税金で、無駄な裁判であったと思わないかどうか、また本会議で議決された懲罰動議、事業実施予算議案に対して、常識に考えたときにどのように思うのか、町が負担した弁護士費用を求める考えはないか町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それぞれの考え方があって裁判を起こされているわけでありましてから、これについて私が意見を述べることにについては、差し控えさせていただき

ます。いわゆる議会の議決した案件について、裁判についても、それぞれの考え方があってのことですので、意見は差し控えさせていただきます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 本当に私は、町長、一町民として、このような無駄遣いな裁判をするということ、一町民としてどのように考えるかどうかということですよ。また、町長として議会で議決された事業等について、このように裁判されたら名越町長も今後非常に苦勞すると思うんです。だから私はここ辺ですね、聞いてるんですが、そういう答弁のようですが。

先ほどの病院の問題からしても、町長はその午後から診療できない理由については、前の12月の同僚の質問についても広報紙で町民に知らせるという約束をしていますが、全くその後は広報誌にもその理由については掲載をしておりません。だから、町民がこれだけやはり関心を持ってるわけですから、町民の代表者である町長は、やはり的確な答弁をしていただきたいと思います。

それから、次に入りますが、町政座談会の開催をなぜしなかったのか、これも名越町長は議員の町政座談会開催についての2度の一般質問に対し、すぐやると答弁したのに、とうとう27年度はやりませんでした。施政方針の中で4月に入ったらすぐやるということでございましたので、やはりこの約束ごとは守っていただきたいところのように思います。

次に移りますが、町長は米軍基地と馬毛島移設問題協議会から離脱する考えはないかどうかということですが、町は毎年、米軍基地等馬毛島移設問題協議会へ負担金として毎年約50万円支出してるが、平成27年度の協議会活動内容と国の調査費計上ごとに、防衛省に反対の意を伝えるだけの協議会から今も離脱する考えはないか。

また、今までの協議会積立金は幾らになっているか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

米軍基地等馬毛島移設問題協議会に対する対応については、慎重に対応する必要がありますので、現在のところ離脱する考えはありません。それは理由は聞いてませんけど申し上げますとすれば、やっぱり町民には反対も賛成もあるわけでありまして、そういうのも私のどういった状況で動いているかというのを聞く必要があると。私は事務局にも言うておりますが、事務局というのは西之表市にあります。直接行くことも考えていることを御理解いただきたいと思います。

現在、710万円の残金が残っておりまして、何で平成28年度負担金をとるのかということも申し上げたところでございますが、これはもう協議会でございますので、私の1人の意見では通りませんから御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 今町長が言ったとおりなんです。ただ、国の予算が計上されれば、ただ反対の意を伝えに東京の防衛省にいくと。それだけのことで、毎年毎年50万円ぐらいですか、負担をさせておいて、もう積み立てが700万円以上になってるんです。だからそういう協議会でいいのかどうか、私は疑問に思ってるところであります。

次に移りたいと思いますが、前之浜での自衛隊訓練は町長が要請したのかという質問ですが、議会に前もって知らせず前之浜での自衛隊訓練は防衛省に要請したのか。要請してないとすれば、今後訓練の誘致を進めるのか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 誘致はしておりません。いろいろ書いてますけど、それは聞いてないのでということになりますから、それぞれ自衛隊が説明に来て、その前之浜であることについては、これは県の所管なんです。私には前の公園を貸してほしいということでそれを許可しました。これについては、今後また来れば私は了知すると思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 私は要請しておりませんということでありましたが、企画課長、あなたと町長は防衛省に出向いたと聞くが、訓練地を選んだお礼に行ったのかどうか、企画課長答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君） お答えいたします。

昨年8月から企画課に来ましたけれども、それ以降は防衛省には1度も行っておりません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 防衛省には行っていない、町長と企画課長がですね。私が調べたのは、平成28年の1月中旬ごろ、日にちははっきり申しませんが、企画課長と町長が防衛省に来たという情報を得ております。なぜ私がこのようなことを聞くかというと、西園議員の議会報告で、自衛隊と馬毛島問題、これは戦争につながるというようなチラシを町内に配ってるんです。だから私は今このように今聞いたんですが、それは行っていないということであればそれでいいと思います。

次に、町長の施政方針に対する質問をいたします。

児童福祉の放課後児童健全育成事業については、地区条例公民館の館を利用し、放課後の児童クラブ運営を実施することは理解するものの、その成果について想像すると、理想的に運営がなされるかどうかは疑問であります。

まず、放課後の児童が利用するのか各地区の保護者を対象にして事前調査をしたのかどうか答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 立石議員の御質問に答えます。

厚生労働省は、地域支え合い推進員を高齢者の生活支援介護サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において地域包括ケアシステムの構築に向けたコーディネート機能を果たすものを地域支え合い推進員とするとしてるものでございまして、これは全て国のお金でございます。

つまり地域の団体等と連携し、地域の住民が住みなれた地域で安心して暮らせるための仕組みづくりの推進役としていと考えています。そのために議員御指摘の集落及び地区公民館との密接な連携が必要でありますので、このことについては、別に問題なくやられるという判断で計画をしております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） この担当課は保健福祉課ですよね。私は質問したのは、各地区の保護者を対象にして事前に調査をしたのかどうかということ。事前に調査というのは、午後から子供を地区の公民館に預けるかどうか、その調査をしたのかどうかということなんです。課長、説明をお願いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 特別に調査は実施をしたことはございませんが、現在放課後の児童クラブではないんですが、放課後児童教室の実施をしているところがございまして、そういったところのお話を聞くと、要望があるということでございましたので、推進をしてまいりたいと考えております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） この事業については、町長、私も予算審査の中で聞いてるんです。聞いてるんですが、中平小だけで年間に6人しか登録してないんです。そうすると、長期休業等については8人の登録ということで、この大きい上中地域でもそれだけなんです。だからこの地域にせつかく国の補助金をもらって昼からこの推進員が携わって公民館にいても、この放課後、子供たちが実際に利用するのかどうか。なと私は心配してるわけで、やはりこの各学校の保護者等に共稼ぎをしているお母さんたちが預けるのかどうか、やはり事前調査をすべきでないかというのが私の質問内容なんです。だから、それをしていないということであれば、やはり一生懸命努力をして、国の補助事業でやる以上は効果があるような成果を出していただきたいと思います。

次に、地域支え合い推進員について質問します。

町長は条例公民館主事を廃止する代わり、補助事業を活用した地域支え合い推進員で主事の代わりを支援するとの約束で主事廃止に地区公民館長は同意したと聞いているが、地域支え合い推進員が公民館長書記の代役はできるか、また補助金適化法に触れないかどうか町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 地域支え合い推進員でございますが、2分の1を介護保険特別会計の予算の中から拠出をするものでございまして、全て介護保険で賄うわけではございませんので、ほかの業務も兼務することは可能だというふうに考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） だから、公民館の支援もするという事で約束をされているわけですから、ほとんどの公民館の支援というのは、夜間の会議の書記、各自治公民館への連絡調整、地区公民館の文化・体育の計画立案、各種団体、老人クラブ、婦人部の予算・決算資料の作成、これが支え合い推進員でできるかどうかということなんです。時間外にこのような活動ができるかどうか、もう1回課長、答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 地域支え合い推進員の業務は、あくまでも地域づくりの支援でございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） だから、公民館の地域の方々の支え合いもできるということになってるんですが、公民館の主事の主な仕事はさきに述べたとおりなんです。だから地区の公民館長も、それができると思って町長の要請に応えたということなんです。ここに町長宛ての要望書がありますが、やはりそういう趣旨で地区公民館長は納得をしましたということでありますから、地域支え合い推進員が夜のこのような公民館の活動に支援ができるかどうか、時間外ができるかどうか、もう1回課長に答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的には、地域活動は地域活動で自治公民館、地区公民館がやるべきことだという判断をしておりますので、地区公民館に公民館主事を教育委員会が置いたわけでありまして、地区の公民館のいわゆる書記なんです。これは計画はそれぞれ地区でやっていただくということを含んで体制を固めましたので、

当然社会教育主事をふやしますので、その中でそういったことを地区の公民館と連携をとるということとあわせまして、一部事務的な点については、半分は支え合いから、半分は別の形でまた予算を出すようにしておりますので、その辺で執行したいと思います。基本的には、もう社会教育課のほうできちんとまとめているわけですが、ぜひ説明させていただきたいと思うんですけど、それは聞かないでしょうかいいです。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 今、町長が別に社会教育主事を配置すると言いましたが、社会教育課長、各地区に社会教育主事を1人ずつ置くんですか。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○社会教育課長（高田健一郎君） ただいまの件に関しましては、町長の政策的な部分の考えでありますので、現在聞いてるところにおきましては、各地区に置くということではなくて教育委員会のほうに置いて、その中で地域との連携を図りながら対応していきたいということで考えている状況であります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○8番（立石靖夫君） 町長は、社会教育主事の資格も持っておったり、社会教育課長として長年務めて、このような立派な社会教育をつくったんです。だから私は何のために生涯学習の推進をしてきたのかと言いたいですよ。今までは公民館自体でいろいろな行事をしてやろうと言って、主事、公民館長を条例公民館にしてやってきたわけですから、これを廃止をして――。

○議長（小園實重君） 持ち時間が終了いたしております。

○8番（立石靖夫君） 1人指導員を上中にふやすなんて、とんでもないことです。
以上で質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、立石靖夫君の質問を終わります。
ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○7番（上園和信君） 一般質問をいたします。

三菱重工業と宇宙航空研究開発機構は、X線天文衛星アストロHを搭載したH―

Ⅱ A ロケット30号機を2月17日午後5時45分、種子島宇宙センターから打ち上げ、打ち上げ約14分後に衛星を分離し、予定の軌道に投入、打ち上げは成功しました。H-Ⅱ A ロケットは、連続24回成功、成功率は96.7%となりました。この快挙を町民全員でたたえ、喜びたいと思います。宇宙開発は、次のステップへ向け大きく前進しようとしております。宇宙開発の進歩・発展にあわせ、宇宙開発としっかり連携しながら本町の発展へとつなげていくことの必要性を痛感しているところであります。

さて、我が国が直面する人口減少、50年後には総人口8,000万人近くまで減り、約半数の自治体が消滅の可能性があるとの衝撃的な報告が日本創生会議から発表されました。国はこれに対応するため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、各地方自治体には、地方版まち・ひと・しごと創生戦略と地方人口ビジョンの策定を求め、各自治体は計画づくりを終え、まちづくりの実施段階に入ることになります。

南種子町の人口のピークは1960年、昭和35年の1万2,566人、世帯数2,757戸、1世帯当たり平均5.5人でありましたが、1965年、昭和40年ごろから徐々に減り始め、平成28年2月末住民基本台帳人口は6,000人を割り、5,896人となりました。2月27日、総務省が発表した2015年国勢調査市町村別速報値によると、本町の国勢調査人口は5,745人、世帯数2,724戸で、5年前の確定値に比べ473人減少、率で7.6%減少となっており、熊毛地区で一番高い減少率であります。

この少子高齢化と人口減少への対応は、先延ばしすることなく早く取り組めば取り組むほど効果が上がるのではないかと切に感じているところであります。減り続ける本町の人口、町長はこの現状をどう受けとめているか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） お答えいたします。

これまで離島振興法や過疎法など国の法律に基づき、各施策を展開してきたところであります。国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行など、国の制度を活用して各施策を展開してきましたが、今回の地方創生の取り組みについても喫緊の課題として、国・県、近隣市町村と一体となって取り組まなければならないと考えます。

また、本町の総人口は年々減少傾向にあり、今議員が申し上げられたとおりでありまして、国勢調査で5,745人でありますので、この数字というのは、今後5年間の地方交付税の基礎人口となって地方交付税は5年間変わらないということになります。

この問題につきましては、目前の高齢化と慢性疾患のようなじわじわと忍び寄る

少子化が、この町や暮らしに深刻な影響を与えており、ゆゆしき事態だと認識をしております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） ゆゆしき事態ということでもあります。この人口減少がもたらす影響、町政の運営や町民生活にも大きく作用をしてくると言われております。この人口減少が行政運営、住民生活に与える影響、どういうものがあると考えますか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） まず、地域経済力が低下するという判断をしております。これによりまして、行政運営上は歳入不足に陥り、住民サービスの低下を招くわけでございます。また需要が落ち込むことによりまして、民間企業も事業撤退等へとつながり、人口減少は加速化していくことが予想されます。

これらに対処するため、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどう維持していくのか、道路や環境、公共施設といったインフラをどう補修していくか、地域の産業の雇用をどう開発していくかなど多くの課題に取り組む必要があると考えております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） まず、人口減少がもたらす影響、生活関連サービス、小売り、飲食、娯楽、医療機関等の縮小低下、地域公共交通機関の縮小撤退、空き家、空き店舗、農業や商店街後継者の不足、耕作放棄地の増加、児童生徒数の減少が進み、学級数の減少やクラスの少人数化、いずれは複式学級や学校の統廃合という事態も起こり得ます。現に4校あった中学校は1校に統廃合され、県立高校は数年前に廃校となり、熊毛地区1市3町の中で唯一高校のない町となっております。町長、今南種子町の小学校の児童数、中学校の生徒数が何名か御存じですか。状況把握してませんか。小学校が303人、全校で。中学校が144人ですよ。統合の時期は300人は超えていたと思います。これは教育委員会からいただいた資料であります。毎年毎年児童生徒が減少しております。

人口の増減は、出生者数、死亡者数、転入者数、転出者数によって決まると言われております。地方の人口減少が進んでいる今も、東京への一極集中はとまってないと、このようなマスコミ報道を目にいたします。

次の質問ですが、平成27年度2月末現在で結構でございますので、本町の人口動態をお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 平成27年1月から12月の出生者数については53人、死亡者数は104人、転入者数は315人、転出者数は339人であります。同じく自然動態についてはマイナスの51人、同時期の社会動態はマイナスの24人であります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 毎年、自然動態で51人の減少、社会動態でマイナス24人、これだけの人数が南種子町から転出をしているということがおわかりになると思います。

南種子町には、日本で唯一、国策で進められているロケット発射施設があります。この射場からは、国産や海外の衛星を載せたロケットが年間多数打ち上げられています。この宇宙開発を宇宙産業と捉えて、宇宙開発と連携をし、それを生かしたまちづくりを進めていく必要があると考えます。そして、農業や水産業の振興、商工業の発展、観光の推進へとつなげて人口減少を食い止めながら、活力のある南種子町をつくっていく必要性を痛感しております。

人口減少に即効性のあると言われる企業誘致に取り組み、若者の定住・移住を促進していく考えはないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

上園議員が今質問の中で発言いただきましたそれぞれの現状というのは、まさにそのとおりでありまして、町民全体にこの内容について知らせる必要があると思っております。これは4月の中旬以降に、町政座談会を各校区1日ずつやりますので、この段階では具体的に南種子町の現状、財政的な現状について報告をする考えであります。今御質問の宇宙開発関連企業と連携した企業誘致を推進する体制づくりの問題であります。地元企業と地元就職希望者のマッチングを行う相談窓口を企画課の中には設置していきたいと。で、定住促進を図りたいという考えでございます。

企業誘致につきましては、大変難しいとは思いますが、努力してまいります。また、地方と大都市間を人が移動する機会があるわけでありまして、これは大学や専門学校への入学でありますとか、最初の就職、40歳ごろの転職再発、それからまたひとは定年という4つの段階があるんじゃないかと考えておりますが、人の流れを変えるためには、こうした時期を地方に人を呼ぶ込む好機として移住定住促進を検討してまいり所存でございます。

宇宙関連企業との関係については、また後ほどの質問で答えたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 政治家の責任とは、役人と違って、国の将来を考え、それに備

えての施策を考え、実行していくことだ。これは田中角栄さんという総理大臣がおりましたが、その人がこのように言われております。つまり、国づくり、町長であると将来に向けてのまちづくりをいつも頭に入れておきなさいということだろうと思います。

我が国における急速な少子化の進展と人口減少に対応するため、国は2014年12月に、まち・ひと・しごと創生法を制定をし、全自治体には、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンの策定を求めています。これを踏まえて、本町では南種子版総合戦略と人口ビジョンの両施策が策定をされております。

いよいよまちづくりの実施段階に入ることになるようであります。国はこうした自治体に交付金で施策の実施を応援していこうということで、平成28年度に1,000億円のこの地方創生交付金を創設をし、すぐれた事業と認定されれば上乘せされた交付金が支給されるようで、自治体のまちづくりの本気度と創意工夫が試されるということであるようであります。

策定した南種子版総合戦略、ほかの市町村にない南種子町の特色を生かした独創的なまちづくり戦略、その目玉は何かお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 後のほうで言われたこの辺の具体的な点について、私はその質問の趣旨については聞いておりませんが、基本的には、やっぱり宇宙開発と関連する企業との連絡提携というのが一番重要だと考えております。ここに事務所を置いている業者が11社ありまして、そのうち三菱重工業は1,000社の子会社を持つてるといいますよ。これは責任者が、この前の打ち上げ成功会の折、責任者からの発言がありましたが、これは議長がいろいろお聞きした、そういう中で答えていたのを、隣にいましたが聞いていたんですが、そういう状況は予想しておりましたので、それ昨年から11社をほとんど全部回りました。で、今立石議員から、さっき質問された点は、その回り方の点で、企業との連携する会議に行ったことをそういうふうに受けとめたというのかわかりませんが、それを回ってですね、これについては4月の第2週に南種子で企業代表が集まって、私の考え方を伝えて定期的に連絡会をすると、しようということを各責任者にずっと回って伝えてきました。そのことが実現するのが、4月の第2週にやるように、もう日程が調整できましたが、こういうことが一つのそれとして、そういう中で、やっぱり宇宙関連企業の仕事を奄美でやってるんですよ。だから、なぜここでできないはずがないんじゃないかというのは私の考えでもありますから、もう遠慮なくこの辺については提携してやっていきたいと。

もうJAXAのほうについても、宇宙センター本部長にも会って、その辺を申し

上げましたので、今、上園議員から提案いただいたことというのは当然のこととしてやらなければいけないことでありますので、やっぱり議会議員、議会の皆さん方のその力も借りながら、総体的に町民一体になって、この推進を図っていく必要があるんじゃないかというのは、今私の考えでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 私が今質問したのは、策定した、国から提出を求められている南種子版の総合戦略、提出したかどうかちょっとわかりませんが、南種子町の特色、宝を生かしたまちづくり戦略、その目玉は何かということを聞いたかったものだからこういう質問をしたんです。観光を目玉とするのか、宇宙開発と連携した観光とか、農業を目玉とした戦略とするのか、そういうことを聞いたかったんですけど、全く質問から外れた答弁だったようです。もう一回、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 具体的には企画課長から説明させますが、宇宙の町という本町特有の地域資源を広く全国に情報発信する施策の展開として、宇宙留学制度に取り組んでおるわけでありますので、こういったことももちろん柱にしたいと考えております。関連企業連絡会を4月早々立ち上げますという、それも一つの目玉となると思います。

人材育成確保でとありますとか、地域資源を最大限に活用した産業の維持・創出ということで行きますと、やはり農業の分野もそれしますが、農業の分野で行きますと、都会の人でもここに来て、5畝1反歩ぐらいの面積があれば農業は十分やっていけるという作物を、内田先生を招いて、今やろうとしておりますから、こういう中の展開で、やっぱり人口をふやすこと等を含んでやっていきたいということになります。

あと、企画課長から説明します。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一郎君。

○企画課長（河口恵一郎君） 今町長がほとんど話されましたけども、まずは、南種子町における安定した雇用を創出するということで、農業を中心とした地域産業を担う人材の育成確保、地域資源を最大限に活用した産業の維持、雇用創出の推進が必要、まず1番と考えてございます。

それと、先ほどから話が出てますように、宇宙の町という本町特有の地域資源を広く全国に情報発信する施策の展開と、宇宙留学制度の充実に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 観光は全然考えてないということですか。

この人口ビジョン、地方版総合戦略、人口が減少している、これは対策ですよ。人口をふやさないと将来的には8,000万人近くまで減ると。で、それぞれの町で自分たちの特色を生かした産業を興こしたり、そういうことをして人口をふやさないという国からの策定指示といたらどうか分かりませんが、まあそういうことだと思います。

その地方版の総合戦略、具体策が全然見えてきておりません。この人口ビジョンを見ると、平成72年の本町の推計人口3,490人としております。現在の人口が5,800人ですので大幅に減少しております。これじゃ、人口の増対策にはなっていないと、私はそうと思いますが、3,490人とした理由、これについて答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） 当然、人口の減少対策はやっていくわけでございますけど、計算上のこの3,490人の根拠といたしますか、推計の仕方を説明させていただきます。

推計人口の3,490人につきましては、社人研推計をベースにしまして、出生、死亡に関する仮定と移動に関する仮定を行い、将来推計を行いました。出生、死亡に関する仮定の考え方は、合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準2.1を超える2.2まで上昇し、2040年には2.3となる仮定です。また、移動に関する仮定は、2040年に女性人口に占める割合、20歳から39歳の割合を15%、女性の社会増数を5年間ごとに約30人増と見込み移動率を設定し、男性人口に占める25歳から39歳の割合を18%、男性の社会増数を5年間に約60人増と見込み、移動率を設定となる仮定であります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） この本町の人口は、もう減ってますよね。それに対して、なおさら人口が減る人口ビジョンを策定をしている。どうもつじつまが合わないような気がいたします。私は、現状の人口を5,800人でありますので、それに企業誘致とか農業の振興とか観光の振興、そういうのを図りながら、10年後、15年後には1,000から1,500人ほどを引き上げて8,000人程度までは回復させる、そういう人口ビジョンが策定をされるものと期待をしておりましたが、そうではないようですね。あくまでも人口問題、あれは何ちゅう、正式な名称は——の示したその三千何百人の人口に1,000人ぐらいをプラスして、推計人口3,490人としたという今の説明であります。納得する人口ビジョンとは私は考えにくいと思います。

町長ですね、10年後には人口8,000人台の南種子町をつくり上げていく、このような数値目標は設定できないもんですかね。町長、どう考えますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 国の政策が大幅に変わらないと、つまりこの働く場所がないんですよ、ここは。だから、そこを今ずっと説明をしてきているわけですが、そういうのをベースにして、まずは現状維持、それからふやしていく方策、企業誘致をして、何かここにその企業で働くような場所をつくるということであれば、出た人たちが、また帰ってこれる、来させたいという。

それからまた、宇宙留学制度のそれもあります、もう大変な何百人もの人が卒業しておりますから、そういう人が成人式に12名も来るような状態を考えますと、これからやっぱりふるさととしての高いわけでもありますから、これからやっぱりふるさと意識を持つような形の、こちらに来てもらう方策というのは、計画に、頭に入れながらやっていく必要があるんじゃないかと。

8,000人という実に十四、五年、まあ20年前の計画を今つくるというのは非常に難しいかなというのがありますから、これについては、わずか4年の町長の任期ではどうしようもないことでありますから、議員の皆さん含んで、総体的に町民の意見も相当吸い上げてやっていかないといけないんじゃないかというように思います。

そういったことを一つのベースにして、これから人口をふやす対策をとっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っているところです。議員から提案された問題については、参考として受けとめておきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 先ほども申し上げましたように、小学校、中学校、児童数も相当減ってきております。町内の8小学校は、中平小を除く全校が複式学級ですよ。それで、もう宇宙留学生を受け入れて学校が存続をしていると、そういう状況なようです。で、平成28年度の小学校の新入生、花峰小学校と大川小学校はゼロというふうにもお聞きをいたします。

こういう状況でありますので、町長、ちょっと本腰を入れて、この人口をふやしていくと、今の減少に歯どめをかけていくと、そういう対策をとっていきましょう。町長が、まず先頭に動かんごとには南種子町自体も動いていきませんので。

そういうことで、任期があと3年しかないとか何とかいうそういう寂しい話じゃなくして、やっぱり町長が元気でいきますと、走って汗を流して、その町長が約束した選挙公約に沿って行政を運営していくことについて、町長、どう考えますかね。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 具体的な提案もいただきながら、積極的に取り組んでいきたいというのが私の考えでありますのでよろしくお願いします。最終日、あしたの夕方、午後の時間帯で私は議会にお願いする機会があると思いますので、その中でざくばらんな話はしたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 元気を出して、町長、行きましょう。将来の南種子町のために。

名越町長は、町長選挙に立候補するに当たり、多くの公約と名越おさむ後援会だよりで選挙に臨む基本的な考え方を示し、当選を果たしました。公約は「病院経営の早急な立て直しで、医療福祉の充実と安心して入院できる体制を整える」。よく聞いとってくださいね。「基幹産業である農林水産業の振興により、商工業等への波及効果で町民所得の向上を図る」、「温泉水の活用で商店街の活性化と島間・屋久島間への高速船就航で観光客の誘致を図る」など5項目です。

後援会だよりでは、町長選挙に臨む基本的考えとして「南種子町の基幹産業である農林水産業の振興で所得の向上を図り、公共事業は町内業者に発注して雇用の促進を図る」また、「国の補助金、交付金を活用した公共事業の拡大を図り、就労者の賃金アップを目指す」、「賃金アップを目指す」ですよ。「商工会との連携により、商店街の活性化と市街地の中心部に駐車場とトイレの設置、地方に住む買い物に不自由する人たちの対策を図る」、これは交通対策ですね。など13項目です。公約等どれをとっても住民の福祉増進、南種子町の地域活性化については最重要項目と受けとめます。

公約の最初に掲げた「病院経営の早急な建て直しで医療福祉の充実と安心して入院できる体制を整える」、名越町長が就任し、野口院長を実質解任し、昨年8月からは外来診療は午前中のみとなり、町民に約束した公約には、ほど遠い状態にあります。一番影響を受けているのは町民であります。町長、公立病院がよくなったと思いますか。常勤医師を早急に確保し、早く立て直してください。これが町民の切な訴えです。

今年度の予算を見ると、公立種子島病院の負担金も1億9,182万1,000円、平成27年度が1億6,553万3,000円でしたので、2,628万円の増となっております。相当病院経営が苦しい状況であるというふうに私は受けとめます。

町長が公約等に掲げた項目、平成28年度はどの項目に重点的に取り組み、住民の福祉増進、地域活性化に努めていくかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 13項目ありましたので、やはり実施に向けてあと3年間頑張ります。1年間で全部できません。これは半分以上、3分の2ぐらいは手掛けて進んでおりますので、その辺は別としまして。

まず、私の政治姿勢としましては、お話のあったとおりでありまして、希望の持てる活力あるまちづくりに全身全霊で頑張りますということでありました。つまり、南種子町民の皆さんが安心して住みよく、明るい、楽しい生活環境をつくることが

私の首長としての使命であるということを思っておりまして、これをどう生かすかということでもあります。

就任して一番困ったことは、先ほど申し上げられませんでした、やはり財源が全くないということでもあります。基金が27億あったのが12億円しかありませんでした。こういうような状況の中で、あと3年で基金はゼロになります。今のままで行くと。ということは、役場の職員を首にするわけにはいきません。124名おります。同じ類似団体でいいますと五千七百数十名でございますから、これはもう地方交付税は、その数字によって5年間来ますので、これをもとに最大限どうやっていくかということになると、きちんとした南種子の実態を町民に私はわかってもらうことの説明を、4月の町政座談会では速やかにしたいと。これが私のとき、あるいは私の後任の町長がどういう仕事をやってきたかなどということもつぶさに報告する中で、町民に理解を求め、それを理解する中で現状の5,700人の人口で10名の議員で、私どもの職員を含んで、どう今上園議員の提案するようなことをやっていくかということに熱中したいというのは、基本的な考え方でありますので。

こうした中、今病院については、10カ月がはっきりいってたちました、もう過ぎましたが、野口院長から永嶋医院長にバトンタッチをして5カ月になりますから、野口先生は9月30日までの勤務でありましたので、9月中はほとんどもう年休とかでいませんでした。

その段階で言うと、2人の先生でよく頑張ってくれたと思うんですが、そういう状況が続いておる中で、現在、医療としては3月1日では3名の医師と研修医も来ておりますが、4名でありますけれども、そういうような体制の中で病院を経営するというのは、とても困難なことではないというのははっきりわかっておりまして、これには、先ほど私の発言をとめられましたけれども、やはり議員の皆さんの思うことと、実際中に入ってやってもらうことを考えると、病院の医師、職員がどれぐらい苦勞しているかというのはつかめたところでございます。十分その辺は話を聞きながら、今後改善していきますが、病院の医師確保の点が一つあります。まず第1としてはですね。こういった中で、やっぱり病棟の入院患者の診療管理、それからリハビリも均一的に医療を提供する体制を構築する経営を現在行っているということがあります。

それから午後の診療体制の構築につきましては、常勤5名でないと、ちょっと難しいというのが、いろいろ医師の4人の先生と私と中種子の町長含んで聞いたところ、難しいということがわかりました。そういった体制で、今は午前診療になっているわけですが、じゃあ遊んでいるのかということ、そういうことじゃなくて、ずっとそれぞれ、例えば、契約職員の段階でも非常勤のものについてはもう休むとか、

契約職員も休暇をやるとか、そういったようなこと等を含んで、今運営しているわけであります。

だから、昨年まで3名から4名の研修医を含んで入れてきておりましたが、平成28年度でいきますと、大阪の池田市民病院から4名と、鹿児島今給黎病院からも5名の、合計9名の医者も、研修医も斡旋するということになっておりますので、こういったことをする中で、寸暇をあれして、見つけてですね、やっぱり今医者の確保に私も飛び回っておりますので、この辺ははっきりいって早く今期待に沿えるよう医師を確保をして、それで住民の意思にこたえたいと、こういう考え方で進んでいることを御期待、御理解いただきたいと、こう思うところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 私が質問をしたのは、町長が掲げた選挙公約、それから名越おさむ後援会だよりで約束した公約と言ったらいいかな、これについて、平成28年度はどの項目に重点的に取り組んでいくかということです。

1点目として、病院の医師確保に一生懸命取り組みますということですので、その1点ですかね。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 予算で出しておりますので、そこを具体的に言えることにして、私は全般的に取り組んでいるつもりでおりますが、例えば、具体的にできなかったこととして言えば、いわゆる直営事業を減らして建設業にやらせると。そのことによって、いわゆるそこで働く人の賃金を上げようということで提案いたしましたが、これについては、全部建設業に出すことによって2割方高くなるというのが試算でわかりまして、そういったようなことがあります。子供の問題、福祉の問題とか給食費の問題とか取り組んでおりますから。それから学校の点については、私が入ってみますと、実質的には相当数の職員を学校に抱えておりますから、そういったような点については、また後ほど今の問題については答えたいと、こう思います。全般的に取り組んでいるということだけをお知らせしておきたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） やっぱりこういう公約というのは、あと3年後の選挙ですけど、（発言する者あり）そうじゃなくして、やっぱり公約に掲げる以上は責任を持たんといかんですよ、町長。何でもかんでもザーザー言ってしまうと、できない公約は幾らもありますよ。まず病院問題、全然進展してないじゃないの。（「まだ5カ月です」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君） 議長を通してお願いします。

○7番（上園和信君） そういう発言はですね、不適切発言といって議長の許可がない

とできないことになってますので、そこら辺もしっかり勉強してください。町長、公約に掲げているでしょう、議会には真摯に答弁しますって。町長とどうも、かみ合わないようでありますので、まだいっぱい質問は用意しておりましたけど、次の質問に移ります。

マイナンバー制度についてであります。昨年11月までに各家庭にマイナンバーを知らせる番号通知カード、簡易書留で届いているようです。ことし1月からは制度の一部運用と個人番号カードの交付が開始されております。平成28年2月6日付新聞に、「マイナンバー、鹿児島県未達4.5万世帯」との見出しで、県内約81万世帯のうち5.5%に当たる4万5,000世帯が市町村に戻ってきたままで、住民に届いてないと。住民票を移さずに引っ越した人や、病院、福祉施設に長期入院していると推測されます。全世帯に届ける有効な対策はなく、自治体の担当者も相当苦慮をしている。このような記事内容であります。

全国的にも、2月9日時点で267万通の未達があるようです。個人番号を知らせる通知カード、不在等で十分に届かず、南種子町役場で保管しているカード、何世帯分、何通かお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 役場のほうに12月末現在で転居や転出、配達時の不在などの理由により不達となり、返戻されたものが354通であります。2月末現在については、そのうちの221通について役場での受け取りが済んでおり、発送後に転出された方や死亡された方を除き、現在114通、292名分を保管しているところであります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） このマイナンバーの意義は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のためとされております。利用範囲は、法律で社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られているということであります。通知を拒否しても罰則はないというふうにお聞きをいたします。

住民に届かずに役場に戻ってきた主な理由についてお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） まず、主な理由としましては、通知カード発行の基準日であります平成27年10月5日以降に住所変更がされたことによる場合や、郵便局のほうに配達しても不在のために不在通知を置いてくるんですが、不在通知があるにもかかわらず、本人が受け取りをされずに郵便局での保管期間、1週間なんです、それを経過したものが多数あったということで、それが役場のほうに返戻された主な理由になります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 受け取りを拒否したという方はいないようであります。住所が変わっていると、主な理由、ということではありますが、この保管をしている114通、いつまでにどのように処理をしなければならないのか、お伺いいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） この通知カードにつきましては、平成28年3月末、今月末までは一応保管することとなっております。それまでについては、受け取りを促す通知を発送するなど、可能な限り本人との連絡または居所の把握を行い、住民のもとに届くように努めているところであります。

なお、発送後に転出された方や死亡された方の分につきましては、適正に廃棄処分することとなります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 私が聞きたいのは、発送後に死亡した方について焼却とか、そういうもので処分をすると思うんですが、転出者ですよね。転出者にはやっぱり番号を届けないことには、自分の番号がわかりませんのでいろいろ困ることも生じてくるのではないかなと思うんです。その分に対して処分、どのようにするのかということを知りたいんですけれど。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 住所のわかる方につきましては、当然、連絡をして、受け取りをしていただきたいということで、通知等によりしたいというふうに思っております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 通知をしてもやっぱりもらいに来ないという方もいると思うんです。職員が住むところまで持って行って届けるのか、あくまでも通知をして本人が来るのを待つのか、いつごろまでにそういう手続、処分をしないといけないのか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） この通知カードについては、本人があくまでも必要な場合ということになりますので、こちらから持って行って強制的に受け取ってくださいという方法はとれませんので、法的には平成28年3月末現在で受け取りに来ない場合は廃棄処分をすることになるんですが、本町としての考え方としては、しばらくの間はそういうふうに促しながら、役場のほうで保管をしていきたいというふうには考えてます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） なるべく本人にこの番号通知が届くように対策をとってください。

免許証には有効期限というのがあって、5年とか、事故歴のある方は3年とかいうのがありますが、個人番号カード、個人通知番号じゃないです、個人番号カードには有効期限があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 個人番号カードの有効期限につきましては、発行された日から10回目の誕生日までということになります。しかし、未成年者の方については、容姿の変化が大きいと考えるために、発行の日から5回目の誕生日までが有効期限ということになります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 114通を現在、役場で保管をしてると。これ住所が、実際の住民基本台帳の住所と実際に住んでる住所が異なってるというのが大きな理由のようです。総務省も、今の住まいと住民票の住所が異なる方は、住民票の異動を呼びかけております。せっかくの機会ですので、住民票と実際に住んでる方の住所が違う方については、住民票の異動をお願いすることについてどう考えるかです、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 今、質問の異動の関係の異動届についてですが、これまでにについても住んでいる住所と明らかに違う場合については、各種行政事務処理の関係から重要な意義を持つために、随時変更の届けをするようにお願いをしているところであります。今後においても、各課との情報連携も行いながら、住民基本台帳に基づき、適正な措置、要するに現在の住所等に異動をしていただくように、そういう手続を踏むようにお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 内閣府のコールセンターや南種子町役場、それから消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が多く寄せられているとのこと。数千万円の詐欺被害に遭ったと、高齢者の方が。これも報告をされております。このような被害に遭わないよう、南種子町から被害者を出さないよう、徹底した呼びかけをしていくことについて、町長はどう考えるか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えをいたします。

マイナンバー制度に便乗した詐欺行為の発生につきましては、報道等で御承知の

とおりであります。本町においては、被害を未然に防ぐため、これまで広報紙での呼びかけやチラシ配布などによりまして注意喚起を図っているところでございます。また、団体等への説明会の折にも、詐欺被害に遭わないように注意を促しているところでありまして、引き続き、さまざまな場を活用して呼びかけを行ってまいりたいと、このように考えます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） それじゃ、次の質問に。あと9分しかありません。

南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例第3条「公民館に館長及び主事のほか、必要な職員を置く」を「公民館に館長を置くことができる」に、条例の一部改正がありました。4月1日からは8地区の条例公民館には館長は置かず、公民館の庶務を担当してきた公民館主事も廃止されます。この条例公民館の館長には社会教育課長がつくという内容です。

これによって、南種子町には条例公民館と自治公民館の2つの公民館が存在することになります。ですよね、教育長。そうじゃないですか。条例公民館の館長は社会教育課長、自治公民館の館長は地区民から選出される。非常にややこしい制度が発足することになる。私が考えるには、条例公民館が廃止される前段ではないかと心配する。

町長、公約で、公民館の取り組みの充実と地域コミュニティ拠点の強化に努めるとの施政方針でありました。条例公民館は廃止して、主事も置かずに、どうして充実した公民館の取り組みができるのか、非常に疑問に考えます。公民館取り組みの充実、地域コミュニティ拠点の強化、どのような方法で図っていくのか、具体策をお示してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） さきに可決いただきました公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正の審議の折に御説明申し上げましたとおりでございますが、後、内容については社会教育課長から説明いたしますが、基本的には、いわゆる条例公民館をなくしたんじゃなくて改正をしたわけでありまして、地区公民館は地区公民館としての公民館活動を、地域でできることをやってもらうという、今、社会教育、教育委員会のほうは公民館主事のような仕事をやるわけでありますから、ここがいろんなことを企画し、それぞれ話し合いをして住民に周知してやっていくという、そういうことになると思いますので、内容的には社会教育課長のほうから答弁させます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 時間がありませんので。公民館は、南種子町の教育委員会の所

管に属する教育機関であります。南種子町教育委員会の行政組織等に関する規則第39条の2項から10項にそのように明記をされております。

今回の改正に当たり、規則第10条第2項、予算その他の議会の議決を要する事件の議案について、町長に意見を申し出る等、教育委員会は一連の事務手続は踏んできたのか、そこら辺が非常に気になるところです。

条例公民館主事の廃止に伴い、4月1日からは各地区公民館に地域支え合い推進員を配置し、公民館の業務を担当させるとの約束を町長が各地区公民館長に約束したということで、主事廃止にはしぶしぶ了解をしたということでもあります。

公民館の取り組みの充実には、公民館の事務全般を担当する庶務担当者は欠かせないと思います。今まで主事が担当してきた公民館事務の全般を担当する庶務担当者。その配置、町長、どのように考えているか、お尋ねをいたします。これ、公民館長との約束事であるようですので、その配置について町長、どのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 各校区に公民館主事として年間170万円余りを付与してやっていただけてありますが、本来の公民館というのは自治公民館でできること、地区公民館でできることを教育委員会の連携のもと、やれることをやってもらうということで、事業的な点については社会教育、例えば、社会教育学級であるとか老人大学であるとか、そういったものについては教育委員会のほうでやっていただくという、そういう趣旨でしておりますので、地区公民館の要望というのがありますから、できる可能なものについては、いわゆる今度、配置する職員に時間の範囲内でやっていただくと、こういうことをお願いしているわけであります。しかし、会計をさせるとか、そういうのは役場の雇用する職員にやらせるべきことじゃないので、それはもう一切させないと。役場の職員そのものも関係団体の会計とか、それをやらないうように指示をしてありますから、平成28年度からはそういうふうになると思います。

役場の職員というのは、当然住民のためにこういったようなことをやらなければいけないという、そういうようなことをお願いして、調整を図るような役割にして、本当の行政職員としての役割に徹していただくということにして、人件費等を減らしていくという、そういう考え方を念頭に置いて行政運営をやっていきたいと、こう思うところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） もう一回、確認をいたしますが、公民館主事を廃止するかわりに、4月1日から配置をする地域支え合い推進員に公民館の庶務業務、会計を除く

庶務業務、その方に公民館の今までやってきた主事の業務はさせるというふうに理解してよろしいですね。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 全般的にそれを全てやらせるということではできません。それは公民館と私が話し合いの中でしておりますから、最小限のことについてはやらしても差し支えないだろうということで、私はそれぞれ8名の公民館長と話し合いをしましたから、それはこれからの話し合いの中で進めることだと、ということでございます。教育委員会に2名ほど社会教育主事を戻しますので、そういったような活動も含んで教育委員会にやってもらいたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○7番（上園和信君） 町長、逃げちゃいけません、逃げたらだめです。公民館長の皆さんに約束をして、公民館長はそれで了解をしてるわけです。ということで、（「社会教育課長が説明したらわかりますよ」と呼ぶ者あり）地域支え合い推進員をやっぱり自治公民館の庶務担当者として配置をしてください。（発言する者あり）できません、できませんということですね。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小園實重君） これで上園和信君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開をおおむね午後1時15分とします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時11分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○5番（塩釜俊朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

三菱重工業と宇宙航空研究開発機構は、先月17日午後5時45分エックス線天文衛星「アストロH」を搭載したH-IIAロケット30号機の打ち上げ成功をいたしました。JAXAは、衛星を「ひとみ」と命名したということでもあります。この打ち上げで、24回連続で成功し成功率は、96.7%となったということでございます。町民とともに喜びたいと思います。また打ち上げ回数がふえると同時に町の活性化にも寄与すると思っております。「ロケットの日」を制定していただき、さらなる、飛躍を期待したいものであります。

それでは質問に入ります。キャトルセンター、堆肥センターの現状と運営につい

て質問をいたします。

まずキャトルセンター建設当初計画に基づいて、受託頭数の確保に努力していると思いますが、キャトルセンターの現状と、今後の運営について答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

キャトルセンター、堆肥センターの現状、運営についてであります。その前に肉用牛キャトルセンターにつきましては、農家の投資を抑制することにより肉用牛生産の基盤強化を図るため設置し、管理運営を行っているところであります。

キャトルセンターにおいては、全国的畜産農家の減少による生産頭数の減少により、競り市場への子牛出荷月数が短くなってきております。農家にとりましては、短い期間で子牛価格は高価で推移しておりますので、所得向上につながり喜ばしいことであります。子牛生産頭数が現段階減少していない理由は、1市2町でのことでありますが、キャトルセンターの影響があると思います。早期出荷傾向と去勢処置方法状況等の変化などによりまして預け入れた期間が遅く、預託日数が短くなったことで1頭当たりの預託量が7割程度に留まっていることが赤字に要因と考えております。

今後の対策としましては、さらなる飼養管理技術の向上と適正預託時期の啓発指導により預託頭数の増頭を図っていくことと、預託料を運営経費に見合った適正な価格に引き上げることも検討する必要があると考えております。何分にも畜産農家関係者の理解、協力が必要となりますので、肉用牛キャトルセンター利用組合との話し合いを進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、キャトルセンターの運営状況についてお答えいたします。

受け入れ頭数につきましては、平成27年度の2月末実績で294頭、3月を含む見込みで323頭、前年度より52頭の増ということであります。

飼育頭数実績見込みということで414頭、前年度と比較しまして42頭の増であります。競り市出荷頭数につきましては274頭で、前年度比較して7頭の減、農家の預託農家戸数につきましては25戸で、前年比較2戸の減ということになります。

当初計画の年間400頭に対します計画比であります。80%ということの実績になります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） ただいま現状と今後の運営について答弁をいただきましたが、平成27年度のこの経営に対しては、見込みでありますけれども、資料に基づいていうと赤字になると、そういうふうな状況でございます。

先ほど課長のほうから今後52頭ふえる見込みがあると、そういうふうな答弁でございましたけれども、この52頭ふえるというのは3月1日の見込みか、それとも3月末までの見込みか、それをお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 先ほどの私の説明がちょっとわかりにくかったと思いますが、実績頭数については3月見込みで323頭ということで、3月に入ってくる頭数につきましては29頭ということになります。52頭の増というのは、前年度との比較した実績で52頭の増ということになります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） この見込みの赤字の額が大体今示されておるんですけども、その中で飼料費が昨年度より、平成26年度でありますけども、約400万円増になっておるところでございますが、この飼料の400万円ぐらいの増というのはどのような理由で増になったかどうか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） キャトルセンターの運営費の支出の部分の飼料費の増であります。この約400万円の増につきましては、まず牛の数がふえたということが第1点、それと2点目につきましては、昨年の9月からキャトルセンターの飼養管理技術の向上ということで、今まで飼育管理をしてきた餌のやり方自体を、牛を5段階評価にわけまして、その中の大区分ということで3段階評価をしまして、飼養管理関係の中で熊毛地区の飼養管理マニュアルというのがあるんですが、その一律管理をしていたものを南種子キャトルセンター肥育の飼養管理技術ということで改善をしまして、餌のやり方をふやしたという形になっております。その中で1頭当りに餌を与える給仕量自体がふえてきたものであります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） この飼料費でありますけれども、どういうふうな中身、これを求めていっているのかっていうふうなことは私もわかりませんが、これは入札とかそういうふうなことで飼料の調達というのは考えられないのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） キャトルセンターの飼料費関係であります。飼料関係については、品質、あと価格ということでより効率的な餌ということで対策を取

ってきております。現在でも入札を行い、価格の安い餌を購入するような形で対策を取っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） ということは、入札というふうなことについては考えていないと、そういうことですね。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 入札につきましては、平成22年度の開所当時から入札方式で餌の購入をしております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） キャトルセンターの体制についてお聞きをいたしますけれども、当初の体制については、2名、委託1名、臨雇1名と、そういうふうな考え方で雇って、委託職員をそういうふうな方向で進めていたわけでありますけれども、今現在は委託は2名ということで御理解してよろしいですか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 現在は委託という、契約職員2名ということで委託職員に当たると思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） その委託職員でありますけれども、この2名というのはいわば常駐をした2名であるのかどうか、それが1.5名になっていないのかどうか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） キャトルセンターでは2名ということになっておりますが、農業関連施設ということで堆肥センター、キャトルセンター、それと安納芋関係の育苗ハウス、それと土壌診断室ということで野大野のほうの町の施設関係で4施設が隣接しているところであります。ここについては、職員の効率的な運営をしていきたいということで、堆肥センター、キャトルセンター、今現在厳しい運営状況にありますので、現在の中では堆肥センター、キャトルセンターで効率的な作業運営ということで、現在キャトルセンターについては2人体制ということですが、時間的に朝夕の餌やりの時間とか忙しい時間帯には2名、中間の管理作業がないときには堆肥センターの部分に応援で入っているというような状況で、堆肥センターとキャトルセンター6人体制の中で運用しているところであります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 牛の受託でありますけれども、聞く話によりますと、3カ月から4カ月の子牛約140キログラムを受託をして、飼育をし、市場に出すまでの約130

日間で260キログラムが平均だと、そういうふうな話を聞くわけでありますけれども、当然町としては、この預託増体を掲げていると思うんです。大体何百キログラムが目標であると、そういうふうな中でキャトルセンターではその目標に達しているのかどうか、達していなければ、どのような対策をしてきたのか、今後どのように達成に向けた対応をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、増体率関係については、数字関係は私のほうで述べたいと思います。

目標としております増体率については、去勢で1日当たり1キログラム、メス牛で0.9キログラムというのを目標に設定しております。

平成22年から開設しまして、個々の増体率については一部改善されたり目標に届かなかつたりということで計画しておりましたが、今現在の実績で、平成27年度実績で去勢につきましては0.99、それとメスについては0.92ということで、去勢につきましては0.01足らないところですけども、ほとんど熊毛地区のマニュアルによる目標の増体率については達成しているというような状況であります。

改善方法等ですが、ここについては牛に合わせた飼育管理をしていこうということで、先ほど述べましたが昨年10月から改善をしまして、県のほうの畜産課の指導のもと、熊毛支庁、関係機関の中で検討会を月に1回開催し、その中での飼養管理を5段階を飼養管理に改善を図ってきているということで、1日当たりの増体の改善を図ってきたというところであります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） では、次に堆肥センターについて質問をいたします。

原料となる堆肥の確保に努めていると、このように存じますけれども、堆肥センターの現状と今後の運営はどのように進めていくのか。この件については町長に答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 堆肥センターの現状と今後の運営でございますが、町の堆肥センターの運営につきましては、再三申し上げているとおりでございますけれども、議員も御承知のとおり、本町の農業振興としてどうしてもこの畜産業から発生する牛ふんの有効活用を図り、併せて環境に優しい資源の再活用を施設として平成22年から運用を始めているわけでありましたが、畜産農家の家畜排せつ物の適正処理と家畜排せつ物の有機資源を堆肥化处理し、良質な堆肥を町内の農地へ還元していこうという、そういう趣旨のもとにやっているわけでありましたが、赤字が続いており苦慮しているところであります。いろいろ対策を講じてきているところでありますが、

良質堆肥生産によりバラ堆肥は散布車による要望が増加傾向にありますが、袋堆肥の利用率が低いことなどもいわゆる赤字の要因になっていることを思っているところでございます。原料の牛ふんの確保と堆肥利用農家講習、農家への啓蒙、PR、宣伝等の不足が相当ありますので、これは今後積極的にやっていく必要があると思います。

しかし、この4年間の間にわずか300トンか400トンぐらいしか入れてないということで、私が入ったとき、先ほど申し上げましたが、100トンを使うような、そのうちの100トンを使うという状況でありましたから、堆肥が良質なものはできてなかったということで、でき上がった堆肥を完全に全部やり変えました。その間生産量が少なくなったんですが、現在は軌道に乗りまして、その量産にこぎつけようという、そういう体制で動いていることだけは間違いないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

生堆肥で農地に還元される現在牛ふんが非常に多い現状でありますから、バガスなどの敷料確保対策と合わせて原料牛ふんの増産と確保に努めていかなければならないということを指示しているところでございます。

今後、現状の運営状況を精査いたしまして、生産コストの軽減に努め適正な販売価格を設定したいと考えております。つまり、堆肥生産で販売している販売価格の2分の1が今相当価格でございますから、中身的には全然堆肥の質が違うわけありますので、その辺も農家にも理解を求めながら増進を図っていく必要があると。増進をより以上やるためには、現状の組織の中では私はやっぱり難しい点があると、つまり町が職員を雇って堆肥生産をするということ自体がありますから、これはやはり民営化を目指してしばらくこのテストケースでそういう指導を仰ぎながらやっていく中で、もうちょっと安く大量に生産して農家に思う存分入れてもらうようなそういうような方向づけて進みたいというのは、私の考えでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 民営化という言葉も出ましたけれども、将来的なそういうふうな方向づけも可能かとは思いますが、今現在の状況を見ますというと、2,100万円ぐらいの赤字になると、見込みとしてですね。そういうふうな状況でありますので、それで今後どういうふうな方向に行くのかっていうのを資料を見ながら私なりに検討をしてみましたけれども、平成25年度のバラ堆肥販売量が1,060トン、袋堆肥ですね、これが販売量が33トン、堆肥販売量が1,093トン、平成26年度、バラ堆肥販売量が802トン、袋の堆肥販売量が23トン、堆肥販売量825トンとなっております。これが平成27年度の見込みによりますと、バラ堆肥の販売量が1,062トン、袋の堆肥販売量が21トン、堆肥販売量が1,083トンとなっております。特に建

設当初より大幅な販売減がバラ堆肥のようであります。バラ堆肥を比較してみると建設当初が1,694トン計画をしている中で、3年間の平均は約974.7トンでございます。マイナス719.3トンになりますけれども、このことについて追跡調査、なぜこうなったのかというようなことを検証をしたことがあるのか、あるのであればその対策についての答弁をお願いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私の答弁の後に担当課長が説明するようになったら後ほど説明させますけど、基本的に言えばうちの堆肥はやっぱり今の牛ふんのそれに菌を入れないと発酵しないんです。大体最高は107度まで上がるわけですから、その中で木質の関係、木のちっちゃなのは四、五日でなくなりますし、豚とか牛なんかも1週間で骨はもう全くなくなるわけでございますので、そういう特殊なそういう状況を考えますときに全体的には4年間で400トン買ってないと思います。4年目の私が就任する2月の段階で200トンか幾らか買ってますけど、それは私になってから入れ始めたんですが、そのできた堆肥はまともでないということがわかりまして、また担当が来てですね、3カ月ぐらいずっと毎日いて、今やっと順調に今生産の過程を踏もうとして売り出したということがありますので、内容について少々担当課長から説明させます。その改善をするというのがいかに大事かということを説明したわけであります。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 運営条件につきましては、議員のほうで概略関係、収支関係も報告ありましたので、私の方はバラ堆肥の計画に対して約57%の実績であるということで、販売が伸び悩んでいるということの追跡調査、対策であります。ここにつきましては内容的には今現在5年間ですから分析もしながら進めているところですが、とにかく子牛農家、使っていく利用農家のほうの啓蒙、PR活動自体が徹底されてないということもあります。安価で供給をしているわけですが、供給の月ごとに見ますと、需要時期の9月から年が明けた4月までのこの時期に堆肥をいかに利用者のほうに供給するかということで、まず堆肥の需要に見込まれる堆肥生産が追いついてないというのが実情であります。こういうようなことの詳細について分析をして、大体堆肥をストックする時期の5月から夏場の時期、この時期に畜産農家から梅雨時期等に原料の堆肥を集めてきて堆肥生産自体の製品づくりに取り組むべきであるということで、今後の対策ということでありますが、原料の確保と利用者のほうの宣伝、PR、対策を強化をしていきたいということであります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 次の質問に入りますけれども、袋詰め堆肥の販売と新たな堆肥

の検討ということでお聞きをしたいと思います。現在、生産をしている袋詰め堆肥、これ15キログラムでございますけれども、生産量と販売数、販売額についてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 袋詰めの堆肥であります、現在計画の423トン、2万8,000袋に対して5%ということで、約21トンの販売ということになっております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 計画の423トンに対して21トン袋ですか、こういうようなことでございますけれども、この袋詰め堆肥については、家庭菜園とか野菜づくりによい堆肥だという声をよく聞くわけであります。今課長が言いましたように、423トンに対して、これは近年の3カ年の平均について25.7トン、非常に少ないわけです。その理由はなぜかっていうふうなことで、生産が、いわば生産の資材、そういうことを含めての需要がないからというふうなことで判断をしているのかどうか、その点にお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 袋詰め堆肥につきましては、商品名が「みなみバイオ堆肥」ですが、ここにつきましては今現在の形状的には粉状ということで、粉剤になっております。この今現在伸び悩んでいるところにつきましては、町内の堆肥、牛ふん堆肥、鶏ふんを由来とする有機堆肥等については、固形化のペレット関係が主流であるということで、農家のほうでも飛散をしたりとかいうことでバラ堆肥を購入をされる方が大部分であるというのが要因であります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 町長、この袋詰め堆肥の15キログラムでありますけれども、これを今後の販路、それを開拓して積極的に販売活動をして増産すべきだと、町長このように私思うんですけども、町長どう思われますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えします。

実情を言えば、JAが販売している袋詰めのペレット堆肥全体の四十数%は南種子の人が買っているんです。それはうちのものが少ないというのは粉をまくという、そこが問題点でありまして、やっぱり今度はペレット化の場合は鶏のふんを混ぜないと固まらないというのが一つありますから、そういうことを含んでぜひそれは検討したいということで思っておりますので、補助事業の関係もございますのできちんと今検討しているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 私は以前、平成26年6月の一般質問で、新たな肥料の商品開発はできないかと、そういうふうな質問をした経緯がございます。簡単に紹介しますというと、南種子のバイオみなみ有機1号と、中南衛生管理組合が出している肥料とのコラボ、こんなことをして新しい肥料ができないかと、そういうような質問をした経緯がございます。この中南衛生管理組合の肥料は、亜鉛の含有量が多いと、そういうところでなかなか難しいのではないとか、そういうようなことで私も理解をしたわけですが、今回私が提案をしたのは、さっき町長のほうが若干述べていただきましたけれども、現在販売しているバイオ有機みなみ1号、これは15キログラムでありますけれども、粒子になっておるんです。これは風が吹いたら飛ぶんです。そういうところ長所、短所いろいろありますけれども、そういうふうなことでこれを固形化できないかということでもあります。農林水産省は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針というのを定めております。これは農業新聞にも載ってございましたけれども、具体的には家畜排せつ物の耕地還元、肥料に関する情報の収集、整理及びネットワーク化、運搬効率がよい粒状ペレットすることによって広域的な円滑化及びニーズに即した堆肥づくりの促進などがあると、こういうふうに言われております。本町の肥料の原料は主に牛の堆肥であると、そういうことで理解をしておるんですけれども、県内ではこの袋詰め堆肥を固形状にして販売したら売り上げも相当上がったと、そういうふうな話もお聞きをいたします。バラ堆肥を固形状にするには相当の経費がいと、そういうことは理解をしておりますけれども、せめて袋詰め堆肥にどうしても固形化をしていただいて、またそれをすればまだまだ販売量、また買う人もいるんじゃないかと私はそういうふうに思うわけですが、これについては、機材については補助対応ができるかできないかわからないんですけれども、こういうようなことに対する補助対応があるのかどうか、これは課長のほうにお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 袋詰め堆肥関係の形状関係のことではありますが、バイオ有機みなみ1号については、粒子、粉剤の形の形状をしております。今、固形化、ペレット化の袋詰め堆肥製造に対する補助事業関係ではありますが、今のところ畜産関係の事業関係で補助事業は各分野であります。ですが、その中の補助率の高いものをということで、昨日も畜産関係の競り市が終わった後に補助事業の説明会があったということで、その中でも畜産関係のほうで対応関係、いろんな事業関係について、農林水産省以外の事業も活用できないかということでちょっと調査をしているところであります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 次に、鳥獣対策について質問をいたします。

有害鳥獣、カラス、ヒヨドリ、ドバト、シカ、それぞれ大なり小なり被害が見受けられるわけでございます。3月18日の南日本新聞でも技術面や経済負担が壁であると、このように報道しておりました。そのとおりではないかと思っております。町内一円の問題でもありますけれども、特に今回は堆肥センター周辺のカラス対策について質問をいたします。このことにつきましては以前から、苦情があったわけございまして、そういうことで取り上げるわけでございますけれども、皆さんもカラスの形態、特性については御存じかと思えますけれども、私が調べてみましたので紹介をいたしたいと思えます。

種子島に生息するカラスは、ハシプトカラスであると聞きます。くちばしが太めで湾曲をしている、カアカアと澄んだ声で1年を通して見られる。森林に住むカラスで生ごみを荒らすのはこのカラスだと言われております。

このカラスですけれども、2月はつがい形成、3月は縄張り強化、今の時期は日中群れで広めの行動範囲を巡回して食物を取るようでございます。

2月でございましたか、私に電話がございまして、カラスが多くて大変だという声を聞きました。野大野周辺でございます。私も堆肥センターの周辺を、3回程度調査をしました。この周辺は畜産農家もあると、そういうことは御存じかと思えます。私が行ったときにはちょうど牛舎の上は真っ黒でした。もうカラスが数え切れないカラスがおったと。多分牛の餌を食べに来たのであろうと、そういうことで私は思ったわけですが、このカラスは人がいれば行動しない、いなくなればすぐまた飛んでくると、こういうふうな頭のいいカラスじゃないかと、悪いほうです、そういうふうな思っております。当然、そういうふうな被害を被れば皆さんがその対策を取るわけですが、その対策がなかなかたちごっこでできないと、そういう話も聞くわけでありまして。またその2週間、3週間前ぐらいでしたかね、カライモの苗床がカラスにやられて大変だと、そういうふうな声を聞いて、すぐ縄を引っ張ったり藁を周辺にまいたりすればカラスも飛んで来ないだろうと、そういうふうなことでいろいろ対策を練っているようでした。

そこでやっぱり堆肥センターにはカラス箱、罠が一つありますね。それから年間、残飯などを収集しております。それを置いて被覆しているのかどうか、また網を被せる等その対策をしているのかどうか、それをお聞きをしたいと思えます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 町の堆肥センター関するカラスの関係ですが、町の堆肥センターにつきましては生ごみの搬入をしております。その中の受け入れのとき

に被覆対策をしているかということですが、受け入れにつきましては、終日4時ぐらいまでの受付と受け入れということになっておりますので、ここについては作業員のほうで被覆というか、堆肥の原料となるものを生ごみが見えないような状況で被覆をその都度しておりますが、なかなか作業の片手間ですしているということで、持ち込みに合わせてその都度というのは対策がなかなか取れていないのが実情であります。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 当分、私も堆肥センターに行ってみなかつたんですよ。先般1週間ぐらい前にのぞいてその辺もきちんと指示をしておりますから、キャトルセンターのごとく全部網を張るよにということ予算化を多分しているという話を聞きましたから、すぐ実行させたいと。そのことによって入ることができないということであれば幾分和らげる、周囲に対する迷惑も少なくなるんじゃないかなと思いますから、向こうつくるとき一番やっぱり野大野の人が言ったことは、迷惑かけんようにやってほしいということだったのでそれは十分踏まえた上で即対応したいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） そのような対応のお願いをしますけれども、カラスの罠、あれを今町内には4個設置をしていると、そういうようなことでありますけれども、堆肥センターのカラスの罠箱は機能しておりますか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） カラスの落とし罠であります。議員からありました4カ所設置をしております。畜産農家を主体とした設置をしておりますが、堆肥センターの入口に設置してある罠については、設置当初3年間はかなり運用をしていたようですが、今現在ここ1年間の活用自体は初期の6カ月間使用したのみ、今現在は使用されていないような状況であります。

内容的には、なかなか群れの中の今現在堆肥センターに寄ってくるカラス自体が今の捕獲箱では取れないということがあって休止中というような状況で聞いております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 休止中であれば、今後どのような対策をしていくのか。課長、そういうような協議をしたことありますか、お聞きします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） まず生ごみを堆肥センターに搬入する時点でカラスが寄ってくるということになっておりますので、先ほど町長が述べましたキャトルセ

ンターと同様の防鳥網関係の対策を入口、あと奥の方の出口の方ということで対策を取っていききたいということであります。この罨の状況ですが、落とし罨につきましてはここの中の林務水産のほうと協議をして移設をするか、もうずっと入口等とか古くなっておりますので、木材関係の補強関係を図って再利用関係、有効的に活用していきたいということ考えております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） カラスが堆肥センターに集中している原因は、私なりに今考えたんですけども、やっぱり年間を通じて餌があると、だからやっぱりそのカラスはその周辺の山に巣をつくと、因果関係はわかりませんが、これも一つの理由にはなるのではないだろうかと、私このように思っております。

保護活動支援については、カラスは1羽800円ということで私は聞いたわけでありまして、西之表市の松浦金物店にちょっと聞いたのですけれども、このカラスを打ち落とす装弾銃、これが10個で2,470円、1個当たり247円とのこと。カラスも1発でしとめるときもあるし、また2発、3発でしとめると、そういうふうなことで話も聞くんですけども、そうするというと、この800円の金額でなかなか無理があるのではないだろうかと、そういうふうな話も聞いたりして、また打ちに行っても時間がかかって大変ではないかと、そういうふうな声も聞くわけですが、先ほど南日本新聞にも出ておりましたように、やっぱりそういうふうな対策も必要だと、そういうようなことが出ておりましたから、経費負担等の対策等、そういうことについて町長どのように考えておりますか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えします。申し上げましたけど、やっぱりそれも活用して、私は実は1カ月ぐらい前にカラスが入っていないかってもらいに行っただけです。そしたら1羽そのときは入っていたんですね。それでそれを言っていたんですが、何日かもうちょっと行かずにいたらもうどっか処分したかなってありましたから、あれをハウスの上に下げたら、わいわい泣きますけど、その後来ないんですね、あれが下がっている間は。だから、そういうことの運用もありますから、充分現場行って確認した上で対応したいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 保健福祉課長にお聞きをしますが、本町のごみステーション設置について、新設については、ブロック等の原材料と被せ網、それを提供しているとお聞きしますが、カラス等の対策として全町のごみステーションを調査をして、網等を設置してない箇所については、町広報誌にて知らせて申請させ

て、提供するような考え方はないか、それを聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 現在も随時要請があれば網を配付しております。在庫も十分ありますので、広報して対応したいというふうに思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） そのようにお願いをしておきます。

次に、障害者の雇用対策について質問をいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律が平成17年に改正され、その翌年に雇用対策の強化を柱とした障害者雇用促進法の改正も行われたところであります。あれから9年になります。また、平成28年4月には新たに改正障害者雇用促進法も施行されることについては、御存じのことと思います。

昨年の11月28日の南日本新聞にこのような記事が載っておりました。「鹿児島県内民間企業、障害者雇用最多3,702名、前年比58人増」という記事であります。県内の障害者を雇う義務がある1,088社のうち642社が、法定雇用率の達成ということであります。本町の障害者の実数であります、精神障害者保健福祉手帳を保持する方も、この改正により法定雇用率に算定されることは既に御承知かと、このように思っております。本町の障害者と町内に働いている方が何名いるのか。働きたくても、職に就けない人が何名いるか、実態についてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

平成28年2月現在、本町の障害者手帳等の交付数でございますが、身体障害が389名、知的障害51名、精神障害21名、合計461名。人口の7.8%となっているところでございます。

働いている実態でございますが、給与収入のある方が54名です。営業等に従事をしている方が18名、農業に従事をしている方が77名、重複しておりますが、実数では123名でございます。単純に計算すると就労割合は27%という実態になっております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） ただいま実態について答弁をいただきましたけれども、461名のうち27%が働いていると、そういうふうなことでなかなか多い中においては働いている人が少ないのではないかと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、働きたくても働けない、職に就けない人が何名いるのかっていうのを把握しておれば教えていただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 数字については把握をしておりません。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） このことも非常に大事だと思いますので、ぜひとも時期を見て、そういう人がたくさんいるらしいですよ。やっぱりそういう人にやっぱり働く場所をやっぱり与えてあげるっていうのも一つの行政かなとそういうふうに思っておりますので、よろしく調査もお願いしたいと思います。

障害者の雇用の促進法等に関する法律では、国及び地方公共団体の義務として法定雇用率は平成25年4月から2.3%となっております。本町の職員、委託職員は何名で、その比率からして法定雇用率に達しているか、達していなければ、今後の対策について、お聞きいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 法定雇用率の算定に用いる係数というのがありますので、実際職員自体は122名いるんですが、除外職員がありますので、算定に必要な職員数というのは84名になります。84名で算定しますと、1名の雇用があれば基準を満たすこととなりますので、本町現在1名雇用者がいますので、法律に基づく雇用率には達しているということとなります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 障害者の雇用の促進等に関する法律第39条、採用状況の通報等が必要であると、こういうふうに書いてあります。「国及び地方公共団体の任命権者は、政令に定めるところにより、計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない」と、このように示しておりますけれども、この平成25年4月からの計画、実施事項、これを報告をしているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 報告のほうは6月1日現在でしていますので、平成27年度においても平成27年6月1日現在で報告をしているところであります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 教育委員会にお聞きをしますけれども、教育委員会としては、法定雇用率に達しているかお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

障害者促進法により法定雇用率2.3%以上の雇用が義務づけられているところでありまして、本町教育委員会の場合は1名以上の雇用が必要となっております。現在、1名雇用しておりますので、法定雇用率は達しているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 課長にお聞きしますけれども、この職員の人数とそれから委託職員がいると思いますけれども、その人数は何名になっているのか、対象人数ですね、お聞きします。

○議長（小園實重君） 管理課長、小脇隆則君。

○教育委員会管理課長（小脇隆則君） ただいま教育長のほうから答弁をしましたように、雇用率については達成をしているところでございまして、内容については教育委員会部局の算定の基礎となる職員につきましては、県費負担教職員を除いてカウントをされるものでございますので、内訳としては教育委員会の管理課、給食センター、社会教育課、その他教育機関がございまして、そのほか学校用務員、特別支援員、学校司書等がございまして、ことしの3月1日現在で再算定をしましたけれども、契約職員等を含む常勤職員で51名、パート職員で11名の合計62名を雇用しているところでございまして、雇用率算定に当たっては算定上パート職員1名が0.5名とカウントすることになっているところでございますので、障害者雇用率を達成するために必要な障害者については、1名となっているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 障害者の法定雇用率は、民間企業は2.0%となっております。法定雇用率を下回ると支払う納付金の対象が、平成27年度から101人以上の企業の拡大されたことで、初めて障害者を雇用する企業がふえているとのことであります。本町には50人以上の企業が何社あって、障害者の雇用はどうなっているのか、実態を把握されているのか、町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） お答えいたします。

本町の企業で法定雇用率に該当する企業の実態調査につきましては、厚生労働省鹿児島労働局が実施しております。法定雇用率は先ほど議員の指摘のとおりでございます。厚生労働省の鹿児島労働局にその事業所数とかを確認を取ったんですけども、公表できないということで、実態をつかんでおりません。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 大体町内の企業を見れば幾らかというのは把握はできると思いますが、そこまでは言えないということでございます。

この身障者の雇用に対しては、町も障害者の雇用に対する、いわば進めることについては、国のほうも言っているんです。この雇用の法律の中では第6条、国及び地方公共団体の責務。「国及び地方公共団体は、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害

者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければいけない」このように法律では示しております。したがって、やっぱり会社のほうにもそういうふうな中でやっぱり障害者のほうも雇用してくださいと、そういうふうな、町長、気持ちがなければいけないと私思うんですよ。町長の考え方をお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 職員を減らさなければいけないという立場にありますけれども、特に身障者関係含んで団体が活躍しておりますし、それから1カ月に1回は中種子の施設の子供たちが町内にも販売しているような、ああいったようなことも一生懸命やっておりますし、そこにやっぱり南種子の人も行ってやらせてもらっているわけでございますので、今の提言については十分可能な限りのそこはやっていくべきだという判断しておりますから、努力したいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 次の質問に入ります。

公立種子島病院の今後の運営について質問をいたします。

同僚議員も質問しておりますので重複になるかもしれませんが、通告では1、医師確保について、2、午後からの診療について通告をしておりましたけれども、質問の流れとして、まず初めに午後からの診療について質問をいたします。

6月議会、9月議会、12月議会、また今議会と幾度となくこのような病院関係の質問が出ているわけでございますけれども、町民が、地域医療の充実に期待していると、そのあらわれだと私はこのように思っております。町民からは4名体制であるのになぜ午後からは診療はできないのか、という声をよく聞くところから質問をいたします。

まず1点目、中種子町と南種子町の患者構成はどの程度か。

2点目、午後検診において従事者の業務内容についてはどのような業務内容か。

3点目、住民要望である午後診療は何名の医師を確保したらできるのか。

以上3点について、町長に答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） まず、中種子町と南種子町の関係でございますが、患者構成では中種子町が20.52%、南種子町が79.48%であります。

それから午後からのそれにつきましては、本当に申しわけないんですが私が8年前に町長になった段階では1年間で6名の医者を確保し、その後は全部病院のほうで、医者の方で対応してきたという経緯があるんですが、その後ちょっと変わって、現段階ではずっと4名ぐらいでずっと過ごしてきたわけですが、

4月の末に選挙ありまして5月1日から就任してみますと、基本的にはやっぱり医者が3人でございましたので、3人のうち院長がもう9月はほとんど勤務しておりませんから、その後2人の先生でやるなどということで非常に苦勞してやられてきたと。2人の先生方も全部もうやめたいというようなこともありました、それぞれ理解いただいて残っていただきました。10月1日で院長に中種子町いろいろ協議しまして、現職の永嶋先生になっていただいた後、病院できちんと医者の方々、先生方とも話していただいて、そしてまた医局とも話をした結果として今の状況になっていると。ちょっと立石議員のとき言えなかったわけですが、実を言うともう大変な仕事をやっているわけでありますので、これについてはもう時間の関係で省きますが、後ほど資料としては届けさせたいと、このように思います。

午後やるには5人いればもう完全に、午前中3と午後の2とでやれるとうことになっておりますから、今一生懸命やっています。きのう、おとついても実は行って、医者と3人ぐらいと会ってきたんですが、職員になってませんから、でもまだ何人もおりますし、そういう人たちの協力もいただいているということでございますが、出郷者とトンミー大使の方々からもう幅広くこの意見が来ておりまして、それを事務長含んで副管理者である副町長とそこをもう毎日のごとく対応しておりますから、今しばらく辛抱してもらうようなことをお願いして、可能な限り、やっぱり公立病院であるという点ではやるというようなことで、午後の点で院長は私には返事しておりますから、先ほどの返事を聞いたとき、いやそれじゃあ困るということも私感じましたが、でも職員一体になってやろうということを確認し合っておりますから、これはそういうことを一つの望みとして私としてはきちんとやっていきたいと、こう考えております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 5名の医師が確保できれば午後の診察が可能であると、こういうような答弁でございましたが、現在の医師体制について、常勤・非常勤合わせて何名か、このことについて、町長お聞きします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 医師が3名と、1名はいわゆる研修医です。4名です。つまりの鹿大の先生が戻った関係が、4カ月おった段階で、入院患者も実は54名かになりましたので、やっぱり医者を早急に寄せるっていうのが大事だと思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○5番（塩釜俊朗君） 医師確保目標5名としておりますけれども、そのためにはどのような会議を行い、どのような努力をしているのか、それについてお聞きします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今申し上げましたとおり、本当毎日、医者と折衝をしているんです。これはもう本当大阪関係とか、そのほかあちこちから福岡からも、院長も福岡にもう2回ぐらい行ってますから、福岡大からもうんぬんという話も今しております、私の方がまた詰めをするとかそういったことが役割としてありますから、そこをきちんとして、ちょっと先般西之表の田上病院のあれがありまして、開園の。その段階で鹿大の整形学部の小宮先生は、ちょっとこちらと南種子町と関係がありますのでその先生とも十分話をいたしましたし、昨年の1月以降鹿大病院の先生方、それから市町村長と語る会とか、それもあって、それからまたうちにいた緒方先生が病院に帰りましたが、同僚の大脇先生という方もおりますし、鹿大病院の院長に対しても私も要請しているわけでありますので、これを大事にしながらやっていきたいと。幸いにということではないんですが、来年度やっぱり鹿大病院の、医者の関係が20名ぐらいふえるというようなことも伺っておりますから、充分その辺が重要なということのを頭に置きながら動きたいと、こう思っております。

○議長（小園實重君） 持ち時間は終了いたしました。

○5番（塩釜俊朗君） わかりました。これを持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで塩釜俊朗君の質問を終わります。

ここでおおむね午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時19分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、柳田 博君。

〔柳田 博君登壇〕

○2番（柳田 博君） ことしも月日のたつのは早いもので、おめでとうございますと挨拶を交わしてから、卒業式や入学式という時期となってまいりました。

さきに開催されました第63回県下一周駅伝競走大会では、監督の目標としていたCクラス優勝にはいま一步届かなかったものの、本町出身の高田蒼太君が敢闘賞、第1日目1区を走った川内田玲央君が区間賞とヒーロー賞、第2日目の8区と4日目の1区を走った河東寛大君が、2区間を区間賞という快挙を達成していただき、本町はもとより熊毛の皆さんが元気をいただいたことは、かつてないことだと思うところです。

また、2月17日午後5時45分、巨大ブラックホールや銀河団を観測するX線天文衛星「アストロH」。我が国の科学衛星では最大級の大きさである衛星を搭載し、

H-II A ロケットの30号機の打ち上げの成功、まことにめでとうございました。いろいろな方面で種子島、この南種子町を全国ならずとも全世界へ発信していること、間違いないものだと実感するところです。

さて、平成28年第1回の定例会に当たり、一般質問の許可をいただきましたので、5項目質問をさせていただきますが、町長、関係課長におかれましては明快な御答弁を、よろしくお願いいたします。

これは、議会だよりを通じ、町民に周知する使命からでありますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、基幹産業であるさとうきびの収穫、ハーベスター作業についてであります。

今年度のきび増産事業については、春植え用の種苗や肥料の一部補助、堆肥の増産、供給力のアップ、圃場の土壌改良、栽培に関する技術指導など多岐にわたり実施されてきております。きび生産農家にとってはこの上もないありがたいことであり、収量アップに個々で努力することは間違いないところです。

平成28年度の収穫作業。ハーベスターでの刈り取り作業においては、個人・各事業所のオペレーターの一括技術指導、勉強会はできないものか、質問したいと思います。このことについては、メーカーごとに事前研修をするということですが、しかし、オペレーターが集まらないのが現実だそうです。ある農家は、前年度のオペレーターは上手で、きびの芽出しも非常によい。しかし、農業公社に刈り取り作業を依頼すると、割り振りの関係でどの事業所のオペレーターに当たるかわからない。生産農家がオペレーターを選択することはできないということです。多少は個人の技量の差はあったとしても、きび生産農家にとって1年一生懸命育ててこられたきびが無造作に刈り取り作業を行われたら、その後の管理作業が非常に困難であると私自身も思うし、聞きます。

オペレーターを事前に一堂に会し、刈り取りに関する意見交換や技術指導を実施し、株出しきびの栽培管理が良好な状態にできないか、まずは質問いたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

〔名越 修町長登壇〕

○町長（名越 修君） 柳田 博議員の御質問にお答えいたします。

さとうきびの収穫期のオペレーター講習については、毎年、農業公社において収穫前に講習が実施されているところであります。

町独自で各事業所のオペレーター講習を実施することにつきましては、使われている機械がそれぞれ違うこともありますし、講師の関係もありますが、基本的に、操作講習や技術指導については検討してまいりたいと思います。

詳しいことについては担当課長から申し上げますが、農業公社の理事もやっておりますわけですので、直接これは申し出をして、きちんとやるようにということは申し上げたいと思います。

問題点として、ことしの場合は特にきびが低くて、どうも刈り取るのに苦勞しているのは実情でございますが、それになぞらえることなく、やっぱり請け負う側としてのそこをやってもらうというのは大事なことでありますので、その旨を伝えたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきびの振興対策に関する質問であります。さとうきびの収穫機械であります小型ハーベスターにつきましては、本町において、農業公社のものを含めまして、町内で21組織の23台が稼働しております。

町長からもありましたように、農業公社につきましては、毎年、収穫前に講習会を実施しているところであります。

それと、議員のほうから報告がありました各メーカーごとには、オペレーター研修等を実施しているというような状況であります。

町のさとうきびハーベスター利用組合という組織を立ち上げ運営をしておりますが、ここで協議をしながら、今後、さとうきびは南種子町の基幹産業でありますので、生産振興対策として、ハーベスター取り扱いのメーカーと小型ハーベスターを操作するオペレーター全員が出席できるような体制で安全の対策、それと、収穫作業の技術向上ということで実施の方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 手だてをしていただけるということでございます。今年度、株出し作業が容易にいかないと、平成28年度のきび生産の増というのにもつながっていかないというふうに思いますので、よきに取り計らっていただければなというふうに思うところでございます。

次に、条例公民館の存続と公民館主事を廃止する件について通告をいたしておりましたが、さきの本会議で、議案第7号で可決をされました。しかし、いま一つ理解できかねることについて質問をさせていただきたいと思っております。

地区の館長は中央公民館の館長、社会教育課長が全地区の館長を兼務する旨の説明がなされましたが、今現在の地区の公民館長の配置と役名、また、地区での位置づけは行政連絡員と任命し、公民館の管理をするのみであるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 詳細については社会教育課長から御説明申し上げますが、公民

館活動を本来の公民館に戻したいというのが、私の基本的なこととして教育委員会にもお願いをしていると。そのためには、やっぱり公民館を本来のということは、小っちゃなこの5,700人ぐらいの人口のところに、各地区に公民館主事を置くというのは、どうしても不都合な点があると。置いたうえはないんですが、公民館で、地区で決まったことを役場の職員が事務だけをやるという、そういうことでは話にならんということで、私としては、本来の社会教育主事が公民館活動の手助けをするべくやっていくということで、国庫補助を利用した中で、半分は、全体的には高齢者の見回りとかそういうのも含む、そういう中での国庫補助の導入、一方では、町費を出すその状況の中で、公民館の今度配置するその人に手助けをさせるという、こういうようなことで進もうとしておりますので、具体的には担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） ただいまの柳田 博議員の御質問にお答えをいたします。

条例公民館の今後の取り組みとしましては、条例公民館長につきましては、中央公民館長である社会教育課長が兼務をすることとし、館の管理に関しましては、引き続き地区公民館長に地区町政連絡員の業務の中で依頼することとなります。館の管理経費につきましては、引き続き町が負担をすることとなります。

条例公民館は、地域の学習や家庭教育支援拠点としての機能の発揮などが求められておりますので、このような機能を推進していくために、集落や地区の発展を基盤として、自治公民館の自主活動の推進を図っていくため、公民館主事の配置につきましては廃止とし、公民館主事が各地区で行ってございました地区公民館講座につきましては、社会教育課が企画・運営をすることといたしております。

また、地区公民館の会計業務につきましては、各地区で行うことといたしております。

新年度からは保健福祉課が主管をします地域支え合い推進員が配置される予定でありますので、この推進員が業務の中で地区公民館長と連携を密に図り、主事がこれまで行ってございました業務の一部を推進していく予定でございます。

これらのことに関しましては、地区公民館長に説明を行いまして、地区と行政が一体となって相互に連携を図り、新制度の確立に向け推進していくこととすることで、了解をいただいているところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 地区の公民館長は、私も3期6年実際務めた経験があります。そういった中で、今、町長が言われるように自主的な活動、インフォーマルなグ

ループであるということは認識をしております。しかしながら、今、2年、3年になるかわかりませんが、この条例公民館になり、指導主事がおったという中で、そういうのは大体定着がしてきているというようなところから、やっぱり、今度、地域支え合い推進員というような格好になっていくと、その地区の公民館長というちゃんとした位置づけがないと、やっぱり福祉の面でも地域、集落とのつながり、そういったものが薄れていくんじゃないかなというように思うところから、そういった質問をしたところでございます。

次に、町長が各地区の公民館長を招集し協議した中で、町長がかたくなにその推進員に会計業務を負託させない理由は、推進員に負託させる業務が今までの主事の業務以上に激務なのか、そこら辺も含めてお聞きしたいです。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 役場の会計というのは、金銭の扱いはやっておりませんから、農協にお願いしておりますし、関係団体、例えば農業団体が一番多いんですが、そういうのも全てやっぱり自分たちでやってもらおうと。それで、役場は行政としての役割で団体と連携を密にし、それで方針を伝え、援助していくというそういう関係でいくということからしましても、地区の公民館についても、そういうようなことでやってほしいと。

それで、目指すは、「やねだん」みたいな活動をやっているところがあるわけですから、しかし、公民館は大小いろいろあります。上中が一番広いわけでありまして、約40%は上中に住んでおりますので、それと、そのほかでは下中でわずか120戸とか、西海も一緒ですが100戸とか、そういう状況の中で、全体的に大きな校区とやれるようなことはできないと思っているんです。で、そういうのを教育委員会はきちんと社会教育法に基づく公民館のあり方について十分検討をし、意見を聞いて、で、手助けをしていくということが本来であるという考え方を持っております。

人口が少なくなっていく中で一番重要なこととしては、子供はほとんど出ていって、やっぱり60、70才の人たちが集落に1人住んでいるという、その関係で見守り隊を置くようにしましたから、こういうことと、地区の公民館には、やはり町が招集する行政連絡員としての会を月1回は持ちたいと。で、町の行事関係については、課長会で示しているようなそういう案も全て示してですね、町と一体になっていくような公民館活動であってほしいという願いも込めまして、これから十分教育委員会の指導のもと、そういうことをやっていきたいと。

で、行政的には、行政として地区で悩んでいるような問題、これをやっぱり関係機関と連絡を取れるような方策はとっていくべきだと考えております。

内容等については教育長にお願いします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 今度配置されます地域支え合い推進員ですか、その方にいろいろと支援していただきながら、公民館活動を推進してまいりたいわけですが、先ほど議員も言われましたけど、南種子町は、これまで集落や地域の発展を基盤として行政運営を行ってきております。で、自治公民館の自主活動を推進しながら、本来の姿をも発揮していただきたいというのが趣旨でございます。

そこで、先ほどの地区町政連絡員の方にもいろいろお願いをしますが、これまでの公民館の運営というのは公民館連絡協議会が中心になりまして、そこでいろいろと協議して連携してやってきておりますので、今後も、この組織は住民の自治意識を高め、地域づくりに努めることを目的とした組織でございますので、活用しながら推進してまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 今、町長、教育長に御答弁をいただきましたけども、住民というか、地区館長の方々がそこら辺を十分まだ理解し切れていないところが多々あると思うので、そこら辺を十分思惑を、これからの自治公民館のあり方、そういったものを含めて話し合っていただき、いいものにしていいただければなというふう思うところでございます。

議員の各位も町民の声を聞き、いろいろな考えがあると思います。種々の事業、補助金を活用して一般財源を少しでも減らし、地域の活性化が図られれば言うことではないと思います。今後、公民館活動を見守っていききたいものだというふうに思っております。

次に、教育長に質問をいたします。平成27年度より新教育委員会制度が施行されました。教育長が委員長を兼務する新制度に移行して、問題点はないのか。

私自身、4年間という短い期間でありましたが、教育委員会に席を置かせていただきました。そのとき感じたところではありますが、教育委員会は学校現場も含め昔ながらの封建的なところが見え隠れするような組織に感じたものでした。教育委員も今1名減の状態でもありますし、点検・評価報告も見させていただきましたが、学校経営のほうもあわせて、また、地区公民館の運営等も含めて、教育長の総合的な意見をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 柳田議員の御質問にお答えします。

平成27年度から新教育委員会制度がスタートして、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の

構築、首長との連携強化を図ることなど、制度の抜本的な改革がなされているものであります。

本町でも、町長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置いたしました。この会議は、町長の諮問機関ではなく、町長と教育委員会との協議・調整の場となっており、会議では、地方公共団体としての教育行政に関する方向性を明確化するため、教育振興に関する政策の大綱、南種子町教育大綱を策定したところでございます。

この計画実現に向けて、特に地域コミュニティとしての学校の存続を掲げ、学校が小規模であることのメリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫を計画的に講じていくため、施設分離型の小中一貫教育の推進を図っているところであります。

また、宇宙の町として、宇宙留学制度の充実や、JAXA、宇宙関連企業等との連携を強化しながら、小中学校における体験活動等の取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

このように、これまで新制度によって教育行政を推進してまいりましたが、運営上大きな問題はないところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 問題がないということで、教育行政については非常に安心するところでありますが、これからもちっと目を配りながら、ひとつよろしく願いをいたしたいというふうに思っております。

次に、町内老人ホームについてであります。

町内には、特別老人ホーム芙蓉苑に50床、ショート12床、長谷の里20床——これは地域密着型だそうです。グループホームに1ユニット9床ということで施設があります。あじさいグループ9床、きぼうが9床、ブーゲンビリアが9床、フリーズア——ショートステイを含めて25床ということで、134床もあるにもかかわらず、常時30名強の方が待機しているということでございます。これは特別老人ホームの入所費が安いことが原因ではなかろうかと思うところです。

また、グループホームは、他市町村、全国など、どなたでも入所ができるということでもあるそうです。また、長谷の里の地域密着型の20床にしてみると、所得に応じ5万5,000円から7万円の入所費だということです。

入所費で見ますと、グループホーム——認知症とか重度の方が主に入所している施設ということですが、月額8万から10万程度の経費がかかるとお聞きしています。

いずれにしても、年金のみでは不足をし、その家族の負担は大きく、施設にあきがないことで家で介護するには、家族の誰かが仕事をやめ犠牲とならなければならない。そのためには、特別老人ホームの誘致か、費用の一部を補填することが望ま

れると思うが、その対策はないものか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それぞれ専門的なことも含んでありますので、担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

議員から説明があったとおりでございますが、南種子町の老人ホームの入所状況については、特別養護老人ホーム芙蓉苑は定員が50名でございます。29名が本町の町民でございます。小規模特別養護老人ホーム長谷の里は、議員から御指摘ございましたとおり定員20名で、地域密着型でございますので、全員本町の町民ということになっています。

平成28年2月現在の入所待機者は全部で20名ということになっておりまして、うち本町住民は10名、ほかは中種子町の方でございます。

入所に係る介護保険からの歳出でございますが、平成27年度は1億6,100万円程度を見込んでおりまして、入所者は52名でございますので、1人当たり介護給付費は年間310万円程度になるところでございます。個人負担は年間約40万円程度ということになっております。議員御指摘のとおり年金額が約60万円を下回ると、家族に負担が生じる可能性が出てくるところでございます。

また、グループホームについては、障害や高齢者で認知症の方がある程度身の回りのことができることを行いながら共同で生活する場所でございます。本町には3施設ございます。家賃、食費、光熱費でそれぞれ5万3,000円から7万350円ということになっております。それに介護サービス利用料の大体1割を負担ということになりますので、国民年金、基礎年金だけでは非常に厳しい状況にあると言えますところでございます。

グループホームと特別養護老人ホームは当然役割が違ってくるところでございまして、法律改正により、原則要介護3以上が特養に入れるということになっているところであります。

で、議員御質問の対応策でございますが、国は独自の軽減策は介護保険の趣旨から適当でなく、一般財源からの法定外の投入は慎まなければならないという通達も来ているところでございますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 財政を見る限り理解はするんですけども、やっぱりその当事者にとっては大変苦痛だというのが実態であるようでございます。

あるとき、都会のその施設を地方のこういったところに誘致をすると、都会の負担で建物を提供したら、都会の助成金であればできるというふうな、何かそういうのをちょろっと新聞で見ましたけども、そういうなのも、できればこれからも勉強いただきまして、採用していただければなというふうに思います。

この老人福祉については、もう勉強すればするほど頭はこんがらがってきてわからなくなって、私もてんやわんやしたわけですけども、今度、介護支援員の力もいただきながら、そういった軽度な人については見守っていただくような格好ですれば、もう少し手助けができていくのかなというふうに思っていますので、ひとつよろしくをお願いします。

次に、最後の質問になります。島間港は平成元年ごろから商工業港に整備され、多くのタンカーや貨物船、観光船が入港しておりますが、今後の島間港の係留バースの運用についてであります。

今現在、固定した専用荷役設備を持った会社が、九州電力の発電所、太陽丸、日米礦油、新光糖業、南国殖産、5社、5カ所あります。そのほか、九州商船や鹿児島商船、新光糖業の貨物船——カーゴ船の荷役と、年間を通して係留バースの競合性があります。今年度は、宇宙開発関連の専用船の入出港の船数も非常にふえるということになっておりまして、

利用者は、今から非常に危惧しているわけなんですけども、以前は、島間港利用協議会があり、入出港の船数も少なかったですけども調整が容易にできていたが、三、四年ほど前から利用協議会が廃止となり調整をとる方がいない。島間港の管理運営は熊毛支庁の管轄であり、本町の所管するところではないことは十分認識はしておりますが、管轄する熊毛支庁に申し入れ、係留バース競合性をスムーズに運用できるように利用協議会を立ち上げるなどして要請をする考えはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 柳田 博議員の質問にお答えしたいと思います。

島間港の管理については、県の熊毛支庁のほうでやるということは、もう今、議員御指摘のとおりでございますので、そこはやむないところでございますが、議会もやっぱり県に対して、島間港の拡充についての申し入れをしておりますし、私も町長に就任して、文書でもってこれは伝えておるわけでありまして、県の港湾課にもその旨も伝えてあります。

しかし、それは簡単にできるもんじゃないかということが一つありますから、これを強くいろんな方法を通して、やっぱり実現できるようにというふうなことで、そこは支庁も県も一応鋭意努力しますということになっていただいておりますから、今後、

下がることなくその辺についてはやっていきますが、具体的な点については担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 柳田 博議員の御質問にお答えいたします。

島間港の運用については、議員も御指摘のとおり、熊毛支庁建設課で所管しているところであり、建設課のほうに確認をしたところでもありますけれども、平成26年12月まで地元関係者による利用者協議会があったところです。調整会議等の開催も実質少なかったという点もあったようですが、平成27年1月から島間港の利用者協議会は解散をしております。

利用者協議会は利用関係者が任意で組織しているというところで、解散する時点で、関係者の話し合いにより、存続の必要がないというその時点での判断がなされ解散したということで、県の担当者からお聞きをしております。

利用者協議会の設置については、県のほうとしても利用者の方々の任意の組織であることから、港湾管理者である鹿児島県が設置を義務づけられているというものでなく、どうしてもその利用者の方々が自主的に組織していただくということになるということでもあります。

利用者協議会が解散後も、鹿児島県のほうには運用上の直接の苦情は寄せられていないということで、現状として大型客船などの寄港の際などは、地元の利用業者などに連絡をとって調整をしているということでもあります。今、議員御指摘の実情等は県のほうにも詳しく伝わっていないのが現状ではないかと思しますので、この点については、町のほうからも連絡をとらせていただきましたが、今後、文書をもってまた詳しく実情をお知らせして、県のほうの指導・対処をお願いしたいというふうに思っておりますので、議員のほうも御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） いろいろと対応していただいているようでございますので、ありがたく思っておりますが、この現場の事実が全然伝わっていないというのが、今、話を聞いた現状じゃないかなというふうに思っております。

タンカーなんかの入出港についても、やっぱり時期的なものが結構あって、今は新光糖業の砂糖積み、それから蜜を積む船、そういったものが結構往来をしている、係船をしているということで、非常に時期を見てその競合性があるということも理解していただきたいなというふうに思っております。

種子島のこういったエネルギーを運搬する商業港でありますので、そこら辺はやっぱり現状を把握しながら、熊毛支庁のほうに調査もしていただいて、現状を打開をしていただきたいなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

ます。

私、時間がちょっと短うございましたけども、これをもちまして、平成28年第1回定例会の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、柳田 博君の質問を終わります。

次に、大崎照男君。

〔大崎照男君登壇〕

○3番（大崎照男君） 議長よりただいま許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先日行われました鹿児島県県下一周駅伝におかれましては、熊毛地区はクラス優勝は逃したものの、3区間で区間賞というすばらしい賞をいただきました。

ロケット打ち上げに関しましては、実に24回連続という成功をおさめました。昨日行われました南種子中学校の卒業式におかれましては、式そのものもすばらしいものでございましたが、私が一番感銘を受けたことは、卒業する生徒たちが友達に関して、すばらしい友達だった、すばらしい仲間だったというあの言葉を聞いたときに、私は目頭が熱くなり、感動をすることでした。まことにおめでとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

平山地区河川についてでございます。

西之町集落内にある山田川について、長い歳月にわたり崩壊により幾度となく大雨ごとに氾濫したとのこと。杭を打ち応急策はされながらその効果も余り見られず、大雨ごとに氾濫し、宅地、民家もあることから、怖い思いをしているとのこと。崩壊による氾濫防止対策改修工事の実施をしてほしい。町長、担当課長、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

〔名越 修町長登壇〕

○町長（名越 修君） 大崎照男議員の御質問にお答えいたします。

山田川の改修につきましては、平成28年度の県営農村地域防災事業の西ノ園地区で、延長250メートルで用排水路の整備を計画しております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 計画中ということでございますので、次に入らせていただきます。

中之町集落内にある向井里準用河川についてでございます。

崩壊により幾度となく大雨ごとに氾濫し、民家もあることから、氾濫防止対策改修工事の実施をしてほしいということです。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 大崎照男議員の御質問にお答えいたします。

改修工事ではありますが、未整備の区間が50メートルあり、用地買収等を含め町単独の事業では厳しい状況であります。補助事業を活用するにも採用条件が厳しい場所でありますので、水路の改修に当たり十分に上流部と下流部の調査を行い、他の施設等に被害を及ぼさないようなことで検討をして、実施してまいりたいということでございますので、詳しくは担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 平山地区の向井里の河川工事関係の改修工事ではありますが、ここにつきましては、上流側と下流側につきましては、それぞれ別で整備された地区で、町長が言いました未整備地区の50メートルにつきましては、今現在、竹やぶということで未整備地区になっております。

現時点での対応策として、町の環境整備事業による重機借り上げ、原材料の支給等によって年次的に整備をしていくか、状況の調査も実施しているところであります。

今後、国、県の補助事業関係が対応できないかということで、先般平山地区の現地調査も県のほうからも随行がありまして、視察が来ております。今後、平成28年度に向けてまた現地調査を実施するということでしたので、今回、小規模的な対応ということになるんですが、国、県の補助事業関係の一部として対応できないか、検討してまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） どうか前向きによろしく願いいたします。

次に入らせていただきます。前田川準用河川改修工事についてでございます。

西之町集落内にある大浦川からの用水路になりますが、長い歳月により、崩壊により川が埋まり、用水路の役目がほとんどなされておられません。改修工事のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

具体的な現地状況の説明等もありますので、担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 大崎照男議員の御質問にお答えをいたします。

前田川については町が管理する普通河川であります。御要望の箇所につきましては、改修工事を行い、構造物で整備を行ってほしいという旨の要望であります、相当高額の仕事費の確保が必要となることから、緊急な対応は厳しい状況です。

より洲等の除去に合わせて、しがらを組んで保全をする対応を検討していきます。
御理解をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） こちらのほうもどうか前向きによりしくお願い申し上げます。

それでは、次に入らせていただきます。県道排水対策についてでございます。

県道西之表南種子線、平山地区浜田集落の排水対策についてであります。排水路はU字型側溝で施工されており、ふた付です。その側溝がより土のために完全に埋まり、側溝の役目が全く機能されていません。そのために大雨ごとに氾濫し、道はたちまちのうちに川に変化、水は民家にまで入り、床下浸水はこれまで数えきれないとのこと。側溝、ふたの大きさから人の手では土を取り除くことができず、非常に困っているとのこと。早急な改修工事をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 大崎照男議員の質問にお答えいたします。

御指摘の件につきましては、管理者である鹿児島県で対応をしていただくことになります。詳しくは担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 大崎照男議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘の箇所につきましては、私どもも現地調査を行い、道路管理者である鹿児島県に改善の要請をいたしました。隣接する受益者からも要請があったところであり、県も早急に対処するということであり、3月3日には現地のほうで対処したということで、熊毛支庁建設課から連絡を受けているところでございます。

あと、抜本的な改修については、現在のところ地籍調査を先行的に進めまして、一体的な大規模な改修を近年計画をしているということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に、荃永地区河川についてでございます。

東馬渡川上流宇都浦集落になりますが、通称馬渡川上流でございますけれども、宇都浦の方々は宇都浦川と申し上げております。その宇都浦川改修工事についてでございます。川沿いに農道があり、片面は川土手で竹や雑木で覆いかぶさっております。両面が長い歳月にわたり崩壊し、大雨による氾濫もしばしば。宇都浦集落のほとんど中央を川が流れているため、大きな洪水、氾濫が起きますと、民家の浸水も大いに考えられます。改修工事の件についてよりしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 準用河川の東馬渡川上流の管理につきましては、荃永地区宇都

浦自治公民館からも要望をいただいているところがございます。詳しい点については、担当課長から説明させていただきます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 大崎照男議員の御質問にお答えをいたします。

町長も申し上げましたとおり、宇都浦自治公民館からも御要望をいただいております。河川に覆いかぶさった樹木の伐採については、所有者の同意も求め、実施したいと考えております。

河川護岸の管理につきましては、現段階での河川の護岸拡幅は、補助事業の導入も含めて条件的に非常に厳しい状況です。対策については、隣接地や地元居住者の状況把握を行いまして、用地の確保などの問題もありますので、地元関係者等の御意見をいただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 宇都浦の集落の皆様も過去10年以上にわたり再三要望をしてきたとのございます。そこで、私に依頼があったわけでございます。集落の皆様方と一緒に現地調査をさせていただきました。早急に改修工事ができないかということでございますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） ただいまの件に関しましては、現在、地元の自治公民館長とも現地のほうを見まして、確認をしているところでございます。先ほども申し上げましたが、非常に補助事業としての採択要件は厳しいものがございますので、補助事業等の導入ですぐに計画ができるというものではございませんが、いずれにしても、地元の方々が安心して住むことができる環境づくりというのは重要でございますので、どのような対応が早急にできるか、地元の方々の御意見もいただいて検討していきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） よくわかりました。予算等いろいろあろうかと思っておりますので、しかしながら、どうしても危険性があるということでございますので、できるだけ早い期間の中で改修工事をしていただきたいものと思っております。答弁は要りません。

○議長（小園實重君） 次の質問に入ってください。大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に入らせていただきます。

国道58号線の安全対策についてでございます。

長谷地区街路樹、ソテツの植樹についてでございますが、南の島をイメージするとともに、景観を目的とし植えつけられたものと御承知の上です。道路は景観も大

切ですが、道路とは、人や車が安全に通行することが一番の目的だと思います。

さて、目的の中に植樹されたソテツについて、車の運転、特にホイールトラクターの運転に非常に見通しが悪く、目ざわりになるということです。そのようなことから、ソテツの撤去をしてもらえないか、近隣住民の要望でございます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私に対する意見としましては、ソテツをずっと植えてきて南国的で、株間というんでしょうか、要するに場所も広がっておりますから、非常にいいんじゃないかという意見もありますが、今、大崎議員から言われましたようなそういう面も一面あるのかもしれない。

しかし、この国道に出るには、一時ストップがいずれにしても乗用車も何も全て必要ですから、そういった関係でいくと、植えているあのソテツの葉っぱの状況からするとどうなのかなという思いもしますが、担当課長が検証しておりますので、課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 大崎照男議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま町長も申し上げましたが、私も町長と一緒に現地のほうを通りまして、現地のほうも確認をしました。職員も同行していただいて、現地も見させていただきましたが、鹿児島県のほうでは、国道の整備をする際、先ほど議員も申し上げられましたが、景観等の問題もまた十分配慮しなきゃいけないという点で、地元の方々にどういう樹木を選定すればいいかという御意見もいただきながら整備を進めているということであり、当時、そういう協議がなされた上で選定されたものを植栽されてきているのではないかと、また、県の担当者もそのように申ししておりました。

ただ、御指摘の点については、現在、本町が伐採等の管理委託、権限移譲を受けている区間でございますので、ソテツについてはできるだけ安全性を高める上で、今は葉っぱについては全部取り除いているような状況であります。

そうした中で管理をしているところですが、このソテツ自体の撤去については、やはり管理者である鹿児島県のほうの判断になるかと思っておりますので、議員御指摘の実情を県のほうに伝えまして、また現地調査もしていただきまして判断をしていただきたいというふうに思いますので、議員御指摘の内容については、十分県のほうにお伝えをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） よく理解できました。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小園實重君） これで、大崎照男君の質問を終わります。
ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、広浜喜一郎君。

[広浜喜一郎君登壇]

○6番（広浜喜一郎君） それでは通告による一般質問を行います。

最初に、公立種子島病院の運営についてであります。

本日も何名かの同僚議員の質問もありまして、重複する点もあろうかと思いますが、答弁は簡潔にお願いします。

まず1番目に、午後診療の開始予定についてであります。前回の12月議会でも質問しましたが、その後、余りにも町民からの意見や要望が多いですので、再度質問をいたします。

公立病院の午後の診療については、現在、救急的な患者に対してだけ診療しているようですが、常勤医師が4人体制のときでも午後の一般診療ができなかった理由は何か、病院管理者である町長に伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 広浜議員の御質問にお答えいたします。午後休診についての御質問でございますが、まず常勤医師が安定的に確保されていないということが一番の原因になっております。先ほどから申し上げておりますが、午後診察をやるには5名の医師を確保し、実施しなければいけないというようなことが協議の結果なっております。これを私も許可したという、そういう状況でございます。

現在の外来患者数では午前三診が不可欠でありまして、午前午後の外来診療になると、他の業務が追いつかない状況でありますので、半日は病棟管理等の業務を行うことなどで、均一的な医療機能を果たせるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長の今の答弁では5名の医師がいないとできないとか、ほかの業務が忙しくて追いつかないとかいう答弁だったですけども、前院長の時代には3名の常勤医師で午後の診療もやっておりましたし、午後のリハビリもやって

おりました。そして検査もやっておりましたが、どうしてこの4名体制の時点でできなかったのかというのを、私は聞いているんでありまして、そこら辺も先ほどの答弁と一緒にということですか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 午後の従事者の業務内容等それぞれあるわけでありまして、その4名の体制でありましても、医師は病棟の管理あるいは救急時間外の外診療それから予防接種とか、中種子中学校、それから町内の小中学校、保育園等の健診、各種職場健診、事業所産業医の巡視、それから福祉施設の巡回診療、在宅訪問等をずっとやってるわけでありまして。この辺が、若干ふえたこともあります、現在で申しますと、外来看護師のパートの看護師につきましては午前みの勤務で、常勤の看護師は医師の午後の業務の補助等、検査等をやってるわけでありまして、11月の医療学会の研究テーマであるロコモ体操による筋力考察でありますとか診察材料の在庫管理等を分担しているという。

これは職員がどう動いているのかということも、こういうのも、その午後の時間帯の中に入っているということ、私は申し上げておるわけでありまして、検査技師あるいは放射線、薬剤、理学療法技局においても病棟患者のそれぞれの検査、施術等を行っております。その他の業種につきましては平常の業務を行ってるといふ。

こういった実情もありまして、いわゆる医師の方々、それから医局の方々と、私も十分協議した結果、やっぱり医者も人間でございますから、ちゃんと休暇もありますし、それから土曜、日曜の宿直もあるわけでありまして、そういうことを考えたときに、今の体制でやっていくと。

要件としては、やっぱり早急に医者を確保することが至急命題として、私は背負っているわけでありまして、これを7年、8年前は1年間でやったんですが、今、實際上、私が動き出したのは、新しい院長になってからでございますから、今、5か月でございますので、今、しばらく町民に辛抱していただいて。

それで、先ほど、各議員から診療体制の問題点についても指摘がありましたから、この辺については十分、院長とも協議して先生方とも協議して。的確な対応をする中で、どちらかに行っていただくとか、そういう点にいくと、また救急のほうの消防を使うとか、こういったようなこと等の連携をとらせるようなことを、また病院と、院長と協議して、住民の不満を払拭するようなやり方じゃないといけないということは、病院側も十分、わかっておりますので、私もその辺は、そのように進めたいと思います。

また、非常に悪いことだけの意見が多かったんですが、実は、病院も変わってよ

くなったなという人も、また別にたくさんおるわけでありまして、その辺は、それは別にいたしましても、両方の意見というのを、私としては確実にやらなければいけないということだけは、そういう考え方で進みますので御理解いただきたいと思います。一生懸命頑張ろうと思っております。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 私が聞いておるのは、町民から余りにも午後の診療をどうしてしないのか、できないのかという意見や要望がありますんで、質問をしているわけです。

午後の診療、健診とかそういうのが若干ふえたというような答弁もありましたけれども、午後の職場健診、あるいは予防注射等の前の院長の3人時代でもやっていたことで、そんなに仕事もふえていないと思います。そういうことで、町民から聞かれていることに対して簡潔に答弁をする場合に、どういう答弁をしたらいいのかというのを私は聞いているんです。簡潔にひとつまとめて、もう1回、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 現在、3名の医師ではどうすることもできないということで、はっきり答えます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 前院長時代に3名で十分にやっていたことができないということで、そういうふうに町民に知らせてよろしいですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） よろしいかどうかじゃなくて、議員もやっぱり、病院の実態についても行って見て、ちゃんと意見も聞いて、病院議会の議員でもありましたし、監査委員でもありますから、その辺はわかっているんじゃないかと思うんですが、やっぱり、それぞれ院長が代わることによって、実態が変わってくるわけですから、私は就任してからの、そこからいうと5か月間、今一生懸命やっておりますので、こういうような状況の中では、医者も職員も一体になってやっていこうということを、病院議会でもそれぞれお願いをし、中種子、南種子が全職員含んで、医師の確保をやろうというそこまで進んできておりますから、それをこういうことをやっていくということで知らせてほしいと思います。

私としても、病院議会の広報、あるいはまた、町の広報紙を含んでも、町民に今、質問のあったことについては知らせる機会があると思いますから。また4月には、実際、市政座談会を各校区やってまいりますので、理解を求めるような努力をしたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 私は現時点では、病院議会の議員でもありませんし、監査委員でもありません。勘違いしないでいただきたいと思います。

町長、あなた、私の12月の一般質問の中で、午後の診療ができない理由とか、検査ができない理由、リハビリのできない理由の町民への周知を町の広報紙や病院の広報を通して中種子町民、南種子町民にきちんと伝えたいと答弁をしておりますが、それをやりましたか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それをやっておりませんから、厳しい質問を受けていると思いますので。

これは今、議員の質問していることは医者攻撃みたいなことにしか聞こえないわけでありまして、そうじゃなくて医者も一生懸命やってるわけありますから、その実情を言えば、病院の医者というのはどれぐらい苦勞してやってるかということと考えたら、私は医者の意見も聞いてやるべきだと。

そこで、行政と医者と一体になって、あるいは病院の職員と一体になって、これから住民の不満を言ってる住民のそれに応えることをせんといかんということでやってることを御理解いただきたいということです。

全て、一言、一言ずつ、それぞれ言われますので、そこは私も十分考慮しながら、住民の理解を求めていくことをせんといかんわけですから、これについてはわかりました。その辺を、今、私が答弁したようなことを住民に知らせたいと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） それでは、このいつになったら、午後の診療やリハビリができるようになるのか。開始予定があるのかどうか、答弁できたらお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 5名の医者を確保して、即、実施するようになると思いますので、それまでいつということは言われません。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） その5名の医者の確保の見込みはいつごろになるのか教えてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それがわからないんです。一生懸命やってるということを言ってるじゃないですか。議員も医者探しをお願いします。言うことばかりじゃなくて、議員もこういうふうにやろうという立場に立っていただきたいということを、私は町長としてお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 私は、医師の批判はひとつもしていないつもりです。

この病院の経営の方法、運営の方法について、ただ質問してるだけですんで、医師の批判はしておりません。

町長、あなたは病院の最高責任者の病院管理者です。院長とも、午後診療の話し合いや相談をやったことがありますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは、野口先生のいる間は話ができなかったんです。その辺は、あなたが一番よく知ってるじゃないですか。

今の院長を10月1日任命しましたから、それから話し合いをして、病院側でも十分協議してほしいと。こういうこと。今の院長、それぞれ、ほかの先生方も、みんな帰ると言ったわけですから。それを引き止めて、なっただいて、今、一生懸命になってやってるわけです。

この辺は、やっぱり、院長が代わればそういうふうに変わるということだけはわかっていただいて、これから、従前やっていた公立病院に戻すために一生懸命頑張っておりますので、ここを批判じゃないと言っても批判に当たります、それは。次の広報紙をちゃんと見ますから、医者はずぐわかるんじゃないですか。前やっていたのに、なぜやらないのかということですから。

それから、何か遊んでるんじゃないかと思ったりしますので、そういうことじゃなくて、みんな一生懸命にやってるということを、私は今、説明しているわけでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 次に、2番目の各種検査の実施見込みですが、現在、胃カメラ等の各種検査が公立病院でできないため、西之表市の病院で検査を受けたり、鹿児島まで行って検査を受けたりして、町民が非常に苦勞し、無駄な経費を使っています。

町長にも苦情や要望が耳に入ってると思いますが、医師だけ人数がふえても、町民のための診療ができなければ何にもならないんじゃないですか。各種検査が実施できる見込みはあるのか町長に伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そういう点での不足の点も含んで、事務局、医局、それから先生方、それから中種子町議会と中種子町長を含んで協議会を持ちましたから、議員の皆さんも含んで、これからやっぱり、そういう不足分の医者を寄せることによって、本当に中種子、南種子の病院としてやっていこうという、そういうことを確認

しておりますから、それに基づいて、私どもは一生懸命頑張っていることについてはお認めいただきたいと、そのように思っているところです。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 私の質問は、各種検査が実施できる見込みがあるのかないのかを伺ってるんです、町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ないから、そういうことを今、言ってるんです。見込みはないと。だから医者を寄せる中で、あるいはまた、検査技師だけを来ていただくような、そこを今、一生懸命やってます、病院も。私どもも、関係機関に対してそういうことをお願いしてるわけでありますから、全く、責任者として遊んでるということじゃなくて、私は、責任者ですが、全体の職員でもって、あるいは関係機関でもってやってるということをお認めいただきたいです。

これはいつ病院に行って尋ねても結構でございますので、議員ももちろん聞きにくるということも聞いておりますが、報告を受けておりますから、だから状況を詳しく先生方に聞いても構いません。聞いてみてください。こういう状況できちんとやるということを、皆さんの意見として、私は、きちんとまとめて、それで一生懸命やろうと。

そういった不足分の先生についても、検査技師についても何とかしようじゃないかというのを手配してるわけです。それがまだ、目星がつかないから、いつするというのはできないということを私は言ってるわけでありまして。

院長は福岡大の出身でございますから、今、2回行っていただきました。感触も受けておりますが、まだそこまでいっておりませんから、いつ、どうというところまでいっておりませんので。こういうようなことを続ける中で、やっぱりやっていきたいと、確保していきたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 議長、次の3番、病院の経営状況の質問と4番の入院・外来患者数の状況について質問を交替してよろしいですか。

○議長（小園實重君） どうぞ。

○6番（広浜喜一郎君） それでは、3番目に入院・外来患者数の状況について質問をさせていただきます。

ことしの入院と外来患者数を昨年と比較した場合、どのような状況になっているのか。4月からことしの2月までの患者数と昨年との比較を提示してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 病院議会ではないので、それぞれ、私が、全て数字的な点を掌

握しているわけじゃないんですが、一応報告を受けているものについて御報告申し上げたいと思います。

平成28年2月の患者数は入院患者数1万2,836人、外来患者数2万7,455人となっております。昨年2月末の患者数と比較しますと、入院患者1万4,976人で2,140人の減少ということになっております。外来患者では、3万1,226人で、3,771人の減少であります。2月だけを申し上げますれば、入院患者数は延べ61人の増で、外来患者数が21人の減と、これが、今、質問の数字でございます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 今、町長の答弁もありましたが、昨年の2月末とことしの2月末を比較しますと、入院患者数で2,140人の減、外来患者数で3,771人の減となっております。午後の診療やリハビリ、そして検査等をしないわけですから、当然の結果だと私は思っておりますが、町長はこの患者数の減少の理由は何だと思っておりますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 原因は医者の方から4人体制が3人体制に変わってきたというのがあります。

それから、3人の医師でやっていたわけでありますから、その間では院長は9月末で終わりでしたから、9月は全然出てきておりませんが、2名の先生が頑張っていたわけであります。その間、宿直とかそれについては各方面から来ていただいて、やってもらっていたわけでありますが、今、病院関係4名の方の質問もありますが、私は申し上げましたとおり、条件が整ってないので、今、過渡期だと思っておりますから。

私は、前のことを何回も言いまけど、8年前は1年で、私は1人で動きました。6名の医者を確保したんですよ。ところが、私が辞める段階では、結局、新しくなった先生3人はいなくなったわけでありますから、そういった中でよく、前の院長先生は覚悟してやられてこられたと思います。

それはそういうことではありますが、基本的には、やっぱり入院患者をふやさないといけないというのもありましたから、今後、そういうのを前提にして、きちんと医者を、専門医を可能な限り寄せるということで努力をしておりますので、そこは御理解いただきたいです。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 平成26年度は4名医師がおりましたか。3名じゃなかったかと思えますけど。この患者数の減は医師の人数に余り関係ないと私は思えますけど。要するに、午後の診療をしないわけですから、当然、患者数もへってくると思いま

すし、医師の人数とは関係ないと私は思います。

次に、4番目の病院の経営状況についてであります。平成27年度の病院の経営状況について、入院患者数、外来患者数とも大幅に減少していますので赤字だとは思いますが、昨年4月からことしの1月までの収支状況はどのようになっていますか。先ほど同僚議員の質問もありましたが、再度、簡潔に答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 管理者であります。こんな数字を詳細に、私が報告するというのはどうでしょう。書いてきてるから、読みますよ。ですが、これは事務長がいて、報告するということでは、全て皆さんにわかるように伝わるわけですが、それが伝わらないんです。そういうものじゃないでしょうか。首長は南種子町の予算を組めずに相当長期間を要したわけですから、こういうようなことをやりながら、病院のことについてはきちんとけりがついた。けりというのは、病院議会とそれから先生方との話し合いもきちんとし、それで議会も含んで一生懸命やっていこうという、そういうことで進んでおりますから、これを含んで、やっぱりこれから中種子町民、南種子町民1つになって、今、辛抱してやっていこうという、そういう気持ちになってもらいたいというのが私の切なる要望であります。

今、数字で申し上げますと、平成28年の1月診療分については、2月例月出納検査については1,432万6,741円の損失、これが実際の赤字でございます。これは、1月診療分に係る2月末時点の例月出納検査の結果でございます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 今の数字は、私の聞いている数字は平成27年度ですから、28年の1月、ことし、1月末の収支は4,535万6,099円の赤字だというふうに聞いておりますが、今の数字は間違いないですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これは、通告1の3の病院の経営状況について、平成27年度4月から1月までの月例の収支経営状況はどうなっているのかと。

これだけでございますので、私はそれについて、今、28年の1月診療分に係る2月の例月出納検査結果についてこれだけの数字だと。これは多分、事務長がうそを言うはずはないと思うんですが。

それじゃ、後ほど正確には数字を確認して、また、答弁をさせていただきます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長は、この議会で数字を出すのはいかがでしょうかというような話もしますが、別に出しても構わないと思います。この収支の状況も町民にも知らせる

必要がありますんで、町長は出せないということですが、私の聞いている範囲内で申し上げますと、平成27年度の1月末の収支は、先ほど言いましたように4,535万6,099円の赤字となっております。

3月の年度末では、これは見込みですが、昨年度は45万4,483円の黒字だったんですが、今年度の3月末では4,704万8,000円ぐらいの赤字となる見込みのようです。前年度末の累積赤字額が5億9,964万8,853円でしたので、今年度分を足しますと、今年度末での累積赤字額は6億4,669万6,000円ぐらいになる見込みのようであります。

町長、あなたは選挙公約で公立種子島病院運営を早急に建て直し、医療福祉の充実を図ると言っておりますが、病院経営はますます悪くなり、診療体制も前よりも悪くなっていると思いますが、町長の公約に対しての結果をどのように思っているのか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は、あなたの言う逆です。私になってよかったという人が多いです。それは本当です。

でも、数字な点で言うと、医者が交代していなくなった時期とかあるわけです。2人になったとか。そういうのが総合的にあるので、数字をはっきり言えないというのは、そういうことを言ってるわけでありまして。この議会に参考者として、うちの事務長を呼んでいいんであれば呼びますけれども、そういうようになってませんから、これはきちんと病院に行って、事務長がいますから、ちゃんと。

そこで確認していただいて結構でございますので、私は全てオープンにするというふうに公言しておりますから、そういうふうにして、今、言った点については、正確な数字を出したいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 私は、病院の質問の件については、全て事務長に内容も説明しております。ですから、事務長が答弁を書いていると思いますんで、その答弁の通り、町長が答弁してくれればいいんですけど。何か、勘違いしてるような感じもいたします。

この病院の経営状況についての最後に、昨日、町民から電話がありまして、病院経営にも関係がありますので、電話のとおり質問をいたしますが、午後の診療をしなくなって外来の看護師や受付事務の職員は何をしているのですかと、給与の無駄づかいになってるのではないかという問い合わせでした。町長は、この状況を把握していると思いますが、どのような対応をしておりますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は、それを一番最初言ってしまったんです。あなた、全く聞いてなかったです。それは、そのことを聞いてなかったからですが、これはつまり午後休診において従事者の業務内容を示せという、そういうことでしょう。

さっきも、聞いてないとき、私が言ったので、病院経営上は、こういうことがあって、医者の問題とか医者が不足しているとか、午後の診察ができないんだというのを伝えたつもりでしたが、また同じことを申し上げます。

午後の従事者の業務内容についてでございますが、医師は病棟管理、救急時間外診療、予防接種、中種子中学校、それから南種子の小中学校、保育所の健診、各種職場健診、事業所産業医巡視、福祉施設巡回診療、在宅訪問診療等でございます。

外来看護師のパート看護師は午前みの勤務で、常勤の看護師は医師の午後の業務等の補助業務等、検査等のデータ管理。それから11月の医学学会の研究テーマとしてロコモ体操というのが、筋力考査値でございますが、これがあるのでございまして、ほかに診療材料の在庫管理等を分担してやっているということでございます。

そのほか、検査放射線、薬剤理学療法の方局においては、病棟患者のそれぞれの検査、施術等を行っています。その他の業種につきましては平常の勤務を行っているということでございます。職員は三勤交替でございますので、その辺でこういうふうに分担をしてやっているということでございます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 職員が三勤交替という意味がわかりませんけども。外来の職員は、別に三勤交替はないと思いますけど。入院のほうは夜勤もあったりするんであるかと思いますが、外来はないと思いますけど、その三勤交替というのはどういう意味ですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） パートの外来の職員は休みにしてあるようでございます。ほかの職員については、先生についてまわるといふ状況です。その辺で御理解いただきたいと思います。

これは、私の説明で不足すると思いますから、申しわけないんですが、やっぱり病院の事務局に行っていいただければ、正確なものを、ちゃんと事務長が報告すると思いますから御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 次にいきます。

人口の減少対策についてであります。先ほども同僚議員からも質問がありましたが、平成28年2月末現在の南種子町の人口は5,896人となっているようです。毎年、人口の減少は続いておりますが、このような人口の減少傾向に今後どのような

対応策を町長は考えているのか伺います。簡潔にお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 広浜議員の質問にお答えいたします。

今、人口数のあれがありましたが、実際の国勢調査の人口は5,700人ちょっとでございまして、これが交付税の基礎数値になるということは間違いありませんが、つまり、地方における当面の人口減少は避けられないと思っております。これは、本当に全国の自治体がこのことで一生懸命悩んでいるわけでありまして、この厳しい条件下で限られた地域資源の再配置や地域間の機能分担と連携を進めていくことが重要であると、私は思っております。このためには選択と集中の考え方を徹底し、人口減少という現実在即して、最も有効な対象に投資と施策を集中することが必要ではないかと思っているところでございます。

ちょっと大げさな表現になりましたが、しかし、これは本町の場合は非常に厳しい財政事情だということがありますが、しかし、議員の皆さんからの提案もありますので、やっぱり必要なときに使うべきじゃないかというのがありますが、それも頭の中にあるわけでございます。

具体的には、宇宙開発関連企業と連携した、企業誘致を推進する体制づくりや、地元就職希望者のマッチングの相談窓口を設置するなど、展開を図っていききたいと。つまり定住促進を図りたいという考えでございしますが、これは平成28年度、そういう方向で進みたいと思っております。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 何と言いましても、町長、若者を地元に残さないと人口減少は防げないと思います。高校を卒業しますとほとんどの高校生が島外に出ていくと思います。若者を地元に残す対策を、町長は考えているのかどうか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 行政をやるには、全て、私1人の力でやるんでしょうか。私は考え方としては施政方針でも述べておりますから、総合的に、うちの町をどうしようかということを含んで、産業のあらゆる点で施政方針に述べたつもりでございします。

その各面において、手っ取り早い方法としては企業誘致しかないんです。それからやっぱり農業をやろうという人を、どう誘致するかという点がありますから、それには住宅の問題とか総合的にいろんな点がありますので、こういうことを含んで、私としては取り組まなければいけないんじゃないかと思うわけでありまして、具体的に、じゃあ、広浜議員がどうしたらいいということを御提案いただければ参考にしたいと思います。

ぜひ、私も反問権を使って質問をしてもいいと思いますが、それは別として、これから、やっぱり議員の発言と同時に、そういったような形で提言をしていただくことが、よりうちが職員とかそれぞれの機関を通してするよりも、議員としては特別な感じでもって、この南種子町をどうしようかということ。私の提案だけを決定するということよりも、そういうことも含んで提案していただくようなことを、私としては望むわけですが、私1人の能力ではどうしようもないので、全職員、副町長以下、吸収して一生懸命頑張ろうということで確認はしておりますから、これは御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 私の考えということですが、私の考えの1つとして、若者を地元に残すにはどうしても働く場所があることが大事だと思います。企業の誘致をして、働く場所をつくることが大事なことだと思います。この企業誘致、特にJAXA関係の企業の誘致活動を今後、何かめどがあるのかどうか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それについては、3回も4回も述べているとおりでありまして、これから進めるということです。JAXAの責任者も先般の3回目の打ち上げの祝賀会に、わざわざ名古屋から来ていただきましたから、十分この協議もしながら。

私は、11社全部、これは企画課長とですが、回りました。ぜひ、会を開いて、私どもに対する要望、私がまた企業に対する要望、これを今後協議していこうということになりましたので。こういう中から、1つの望みとして。

ということは、やっぱり、三菱重工業は大変な子会社を持ってるわけですから、これを鹿児島県内でもやってることをお聞きしましたから、ぜひ、そういうことをこっちでもやってもらうような要望とか、具体的にそういうのがあるのかなと。しかし、これは相手があることでありまして。

私どもは、今、広浜議員の今の提案のように、そういうことも、私も考えておりますので、そういう会と議会とまた話す機会も考えたいと思いますので、ぜひ、その辺で御提言いただくなり、話しする機会をつくる中での折衝にいただければありがたいと、こう思うところでございます。

私としては、各方面、今、そういったことを手を出していつてるということだけは御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 時間もありませんので、次にいきますが。

町長、前之峯の陸上競技場です。

現在、雨が降った場合使用できない状況であることは、ご存じのことと思います

が、そのために大きな体育行事等が中止になることが多々あります。町長は中種子の陸上競技場も見たことがあると思いますが、この全天候型への運動場の整備、これをする考えはないか伺いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 広浜喜一郎議員の御質問にお答えします。

町内の社会体育施設に関しましては、各施設において年数の経過とともに老朽化が進んでいる現状にあります。各施設を利用していただいている各連盟等の施設改修の要望もあるところでございますが、状況を判断し、臨時的に補修をしながら、維持管理に努めているところであります。

議員御指摘の件につきましては、近隣町においては整備されているところでありますが、高額な費用を要するようでありますので、町内の各施設の現状を鑑みながら財政事情を踏まえた上で検討をしなければいけないんじゃないかと思います。財政事情等については、ぜひ御理解と私どもと協議をする機会を議長に今後、お願いするつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） この中種子においては補助事業があったみたいで、それに乗っけてこの事業をやったというふうに聞いておりますが。そういう補助事業があれば、乗っけて、ぜひやっていただきたいと思いますが。

この整備をするとした場合、幾らぐらいの予算が必要なのかどうか、社会教育課長でも答弁ができれば。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、高田健一郎君。

○教育委員会社会教育課長（高田健一郎君） お答えをいたします。

前之峯陸上競技場につきましては、現状で300メートルトラック、9レーンの施設状況でございます。この300メートルトラック9レーンの現状の状況のままで、単にトラック部分を改修をするとした場合につきましては、概算でありますけれども、約8,000万円程度の経費を要するというようなことでございます。また、これに排水対策等を含む付帯工事を行うとした場合は、約1億円程度の費用を要するというようなことであります。

フィールドや本部席等を含み改修をする場合につきましては、約1億3,000万円程度の経費を要するというようなことであるようでございます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 予想外に安いというあれですけども。内部だけでしたら8,000万円ぐらいでできるということですが、町長、ぜひひとつ、考えていただきたいと検討していただきたいというふうに思います。要望をしておきます。答弁が

あれば。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 非常にいい提案です。本当にうちのところだけ雨の日できませんから、これはやっぱり検討をする余地があるんですが。

基本的には基準財政需要額、あなた、財政係長をやっておりましたから、僕は知ってるわけでありまして。この辺からいうと、今の基準財政需要額28億円なんです。だから基本的には、約30億円ぐらいで全てをやるようなことにして、そのほか事業費がありますし、事業を新しくやるには全て補助金と起債ですから。起債は、今はもう、やろうと思えばたくさんできるんです。ところが、うちは償還金があるわけなんです。

やっぱり、今、償還金は私が前町長時代でいうと年に4億円程度ということになっておりましたが、今は5億円を越えておりますから。それと、その当時の人口が七千幾らだったと思うんですが、これを考えたら、いわゆる財政の原則というのが、あなたの知っているとおりでございますので。

ことしの職員数を考えたときに、42億円の必要経費を組んで。そのほか、出張旅費をまだ、完璧に組んでおりませんから、たくさん、そういうのがありまして、あと、補助金とかありますので。こういう状況を考えると、きついなと。だから、私は、そこもざっくばらんに出して、これからいわゆる行政改革をやるため、もう答申をいただきましたから、あしたの夕方、午後の時間帯で説明できると思っておりますので、それに基づいて、十分、町民に財政状況をわかってもらった上で、今後、施設運営を含んで、職員の管理状況を含んで、どうやっていくかというのを提案するということにいけば、遠いかなと思うんですが、やっぱり、それも、みんなの要望のそれで、町民が1年に1回か2回集まる重要な場所ですから、事業選択の中に入れたらできないわけじゃないですから。

1億円ぐらいといいますから8,000万円、1億6,000万円という8,000万円。そのうちの80%は償還期間のうちに70%は返ってきますから。しかし、その間のお金はつくらんといかんわけですので、こういうことを考えたら財政運営というのは非常に厳しい状況にあるということを御理解いただいて、特に注目されることとして、気にとめておきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長は、金がない、財政的に非常に困難だというふうなことをおっしゃいますが、余計なことかもしれませんが、新年度予算で森林組合に1,000万円の増額の貸付金を予算化しております。ということで余裕があるのだなと。この貸付がいい、悪いは別にして、余裕があるんだなというふうに、私は思い

かたでした。

次に、いきます。

町長の施政方針についてですが、観光物産館の運営についてであります。

施政方針の中で早い機会に観光物産館の民営化を目指しますと言っていますが、農家や、特に高齢者の貴重な収入源にもなっております。大幅な赤字も出さずに比較的順調に運営がなされていると思われませんが、民営化にする理由は何ですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 原稿を一旦読ませてください。

各施設の民営化については現在、6次行財政改革大綱の策定に取り組んでいるわけでありまして、この中の基本政策で利便性の高い効率的な行政運営を図る計画とこのを第一に上げているわけであります。業務において、町が直営で行うよりも民間の能力や専門知識、ノウハウ等を生かしたほうがより効果的、効率的にサービス提供につながる業務については、行政責任者の確保に留意しながら民間に引き継ぐことが望ましいというのが私の信念でありまして、これをやっぱり実現したいと思うわけですが、観光物産館トミー市場は、民間活力の積極的な活用により消費者ニーズの動向に応じた迅速な対応ができ、さらなる農家の所得向上と地域産業の振興が期待できるのではないかと。

ですから民間運営をいうんですが、基本的にはふるさと納税が、はっきりいって5,000万円を超えたわけであります。前年度は25万円だったんです。これがふえたことによって、それを向こうに全部利用するという形で黒字になったわけでありまして、前回、1年間の計画を400万円もマイナスにしたわけでしょう。

そういうことを含んでいうと、役場が職員を雇ってやるというのはやめにしないといけないと思うんです。これから、やっぱり最低、必要なものはどうしても必要なんです。これを少なくする方法というのは人件費ですから、やっぱり町長があちこちから雇うてやるというのは、本当に毎年同じ人でも試験をせんといかんように、私は試験するように決めておりますから、毎年試験をせんといかんと思います。ずっと雇ってる人でも。

こういうようなことをすると、気持ち的に悪くなりますから、みんなが。だから、やっぱり民営化できる分については自分たちでやっていくような、その条件整備を調和してやってもらうほうが望ましいんじゃないかというようなことでございます。ちょっと長くなりましたが。

これはことしするということは、私決めておりませんが、今、1年間やってみて、その状況を掌握した上で専門職を入れてやらせておりますから、それが、うまくいけばいいかなと。うまくいけばいったで状況を判断して、また議会にお願いすると

いうことになるのかなと、こう思ってるところでございます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長は、この観光物産館に顔出しをしたことがありますか。

ここに勤務する職員とも話しをしたことがありますか。私の聞いている範囲内では、近ごろ1回だけ来たという話を聞いてますが。

また、この運営会議、それから役員会にも1回も顔出しはしていないというふう
に聞いておりますが。せっかくなつくた町の施設ですので、運営もうまくいくよう
役員の皆さんとも十分話し合いもしていくべきだと思いますが、どう思いますか、
町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 役員改選があるので、私に來なさいという通知は全くありませんので、それは別として、はっきり言って1回行きました。

これはどうするのかと。赤字で数百万円の予算減額したでしょう、歳入を組んでいたのを。それは平成27年度予算ですから。もうないという、それがあったから、減額したんですが。そういう状況ではなおさらのこと、民営化じゃないといけないと思ったんです。

そこで責任者の鮫島さんが、3月末で退職したことによって募集しましたところ、見つかりましたので……。 （「12月末」と呼ぶ者あり）12月末ですか。それで今やってもらっておりますが、その辺は若干、前と変わってきてるところで、私は行って、職員からも話は聞きましたが、そのころ、多分、女の人が2人と男が1人、3人しかいませんでしたが、ほかの職員、課長も含んで行って状況を見ました。

非常に清潔に整備されてやられているなということを思いましたが、これが民間であればAコープと同じように、なかなかそこ辺についてはうまく……。どうかなというのはありますが、これは人の品物を預かってやる商売でございますから、Aコープの場合はAコープの責任でもって全てやるわけであります。その違いはありますから。

ですけど、やっぱり多くの人たちが利用していただいておりますので、これは大事にするということで、いましばらく運営していくと。

私は1回しか行っておりません。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 時間がないので、次にいきます。

キャトルセンター・堆肥センター、先ほども同僚議員の質問もありましたが、キャトルセンターについては、施政方針の中で飼養改善により預託頭数の確保をする

ようなことを言っておりますが、いままで飼養管理が悪かったということですか。これだけ飼料代も値上がりしているのに預託をする農家が少ない。預託頭数が当初の計画よりも大幅に少ない原因は何だと思っておりますか。簡潔にお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 簡潔にいかない場合もありますが。

私は4年間いなかったんです。今10か月です、町長に就任して。それで今、改善を図ろうとしているんです。だめだったものを。だから、管理者をきちんと置いて、それで、全部有効に、あの施設一体を動かすという方向に切りかえて。

きのうのせりでも、他の市町よりも2万5,000円高いです、1頭当たり。これは、やっぱり改善がされてきているということだと思いますから。きょうもせりがあっておりますが、それは一部のことで、きのうのだけを申し上げたんですが。

やっぱり改善をしていかないといけないということだけは事実でございますから、これには十分、前の方の質問にも答えましたが、やっぱり幾分、えさ代をふやしておりますから、そういったのも利用者と相談していく中で、できるだけ多く入れてもらうという、そういうことをしてまわらなければいけないんじゃないかと。それをしてないというのが現状でございましたから、これは今、担当に厳しくそこを伝えて、それぞれ職員に指示をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 次に、堆肥センターについてであります。適正な販売価格の設定により黒字化を図り、民営化の検討を行いますと施政方針の中で言っておりますが、平成26年度の決算でも1,446万3,914円。27年度の決算見込みでは、2,118万3,000円ぐらいの赤字が出るというふうな予想のようです。このような、赤字の施設を民間委託した場合、やろうと言う人がいると思っておりますか、町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 逆に聞きたいんですけど、それは別として。

これを黒字にしないといけないんです。要因は何かというと、あくまでも必要な菌を購入して、敷料を多くすることによって黒字化されますから。

しかし、料金が本当に、名前を言って申しわけありませんが、JAは散布して1万3,000円です。うちは7,000円です。これが、堆肥の質が全然違うわけですから、45日間で107度は1週間ぐらい続くわけですけど。そういうことで、豚一頭、牛一頭の骨が全然なくなるぐらい。ここではやっておりませんけど。

そういう強力な菌を使って、それは、山形県では特殊米で販売しておりますから、お金を高く。そういう状況をすれば、その堆肥を入れたらいいということの表現でありますので、これをもうちょっと安くする方法として運搬経費がかかります。堆

肥の菌の運搬がトン当たり7,000円ぐらいかかっておりますから、これを会社経営に出すことによって、一緒に持ってくるということはできますから。

町は、やっぱり予算の関係がありまして、全体一度に持ってくるというのは不可能でございますので、この辺はこれから折衝によって、すぐということじゃないんですが、やっぱり、堆肥をつくって農家にこれはいいということを実証して民営化していくという、これをやりたいと思っておりますから。

全部赤字を黒字化にするというのは難しいとは思いますが、努力をしようということで、全力を尽くしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 町長は簡単に黒字化を図ると言っておりますが、今のような状況では収入が倍になっても黒字にはなりません、町長。

わかります。今のこの経費、平成27年度の見込みでは経費が2,900万円です。収入見込みが堆肥だけで800万円。倍でも1,600万円で全然、黒字化にはならないでしょう。どのようにして黒字化するつもりなのか、もう一度お聞きします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） だから4年間ですね、当たり前の菌を入れてないんです。買わないんです。堆肥センターをつぶせばいいと思わなかったでしょうけども、私はやっぱり、何の目的でどういような形でやればいいのかというのは、そこは問題なんです。予算をつけなかったということですから。だから、私としてはこれをきちんとして値上げもさせてもらいます。はっきり言って。こうすれば、きちんと。

だから、前、生産していた堆肥の大半を2次加工したんです。また、やりなおした。それで、今、出しているわけですが。こういうことは、その辺は前年度の分の、そこまで含んで、今、生産加工をやっておりますから、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（小園實重君） 広浜喜一郎君。

○6番（広浜喜一郎君） 最後に。時間がありません。シルバー人材センターの設置。

町長は12月の議会では、シルバー人材センターを平成28年度には、ぜひ、立ち上げたいと言っておりますが、今回の施政方針では南種子町シルバー人材センターを検討してまいりますと後退した考えを示していますが、このシルバー人材センターを立ち上げる予定。それから対象人数とか、いろいろ条件があると思いますが、その条件がクリアできそうなのか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 検討とやりますという点のありますが、やっぱり全体的には検討にしましたが、検討というのは検討してやればいいわけですから、やらないやい

けないんです。これ、やります。

いつになるかというのは、やっぱり条件整備をする必要があるので、福祉のほうとしては後のほうを予定しておりますが、私は、できたら早目にとということで、その条件について、担当課と内部打ち合わせを十分やって。これをやることによって、例えば、公営住宅が草ば一ぼ一のところもたくさんありますし、高齢者はできませんから。

こういうのにも、シルバーセンターを利用して、トラック1台持っていけば、1,000円ぐらいでできるんじゃないですか。そして各家庭の、うまく掃除できるような、そういったこと等も含んで活用していきたいと、こう思っているところでございます。やります。

○議長（小園實重君） 持ち時間終了でございますが、質問漏れがありますか。

○6番（広浜喜一郎君） 答弁で、条件があれば。保健福祉課長、条件があるでしょう。何人以上とか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。特別に答弁してください。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） シルバー人材センターについては2年間の実績を見て補助対象とするということがありますので、設立をして2年間の間に、議員御指摘のとおり120名。それから、スタッフが働いた日数の要件がありますので、その実績を見て、国の補助対象とするようになっているところであります。

○6番（広浜喜一郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、広浜喜一郎君の質問を終わります。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の本会議は3月17日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時23分

平成28年第 1 回南種子町議会定例会

第 3 日

平成28年 3 月17日

平成28年第1回南種子町議会定例会会議録
平成28年3月17日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第24号 平成28年度南種子町一般会計予算
- 日程第3 議案第25号 平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第4 議案第26号 平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第27号 平成28年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第28号 平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 委員長報告 総務文教委員会
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出
- 日程第10 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	西園茂君
5番	塩釜俊朗君	6番	広浜喜一郎君
7番	上園和信君	8番	立石靖夫君
9番	日高澄夫君	10番	小園實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱田広文君 書記 日高一幸君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名越修君	副町長	長田繁君

教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	野 首 知 子 さん	企 画 課 長	河 口 恵一朗 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	観 光 課 長	坂 口 浩 一 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
教育委員会 社会教育課長	高 田 健一郎 君	建 設 課 長	島 崎 憲一郎 君
農業委員会 事務局 長	古 市 義 朗 君	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小 脇 隆 則 君
保 育 園 長	小 川 ひとみ さん		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許します。初めに、西園 茂君。

〔西園 茂君登壇〕

○4番（西園 茂君） 本日は、4点について一般質問をいたしたいと思います。まずは、農業振興についてでございます。それから2番目に、自給率の向上についてでございます。それから3番目に、保育施設の整備、それから国保の新制度に向けての国保税の滞納者に対する具体的対策ということで、4点について一般質問をさせていただきます。

まず、12月議会での一般質問で、集落の再生について議論ができました。偶然でしょうか。先般の生涯学習大会で、集落・地区公民館の運営内容について中川先生の講演がなされ、すばらしいとお褒めの言葉をいただきました。地区公民館のあり方がこれほど評価されたという内容でございまして、非常にすばらしい講演であったと思います。

また、東大の鈴木先生の地方議会人の特集で組まれていましたが、「地域社会を守る農業」の中で、「TPPによって、我々が伝統的に大切にしてきた助け合い支え合う安全安心な地域社会は崩壊する」ということの記事が載っておりました。

私は、本町の農業振興について、具体的な方向性を自分ながら持っております。それは、自給率の向上、農産物の増産、安全性の追求、おいしさの追求、そして強い農業の実現でございます。

今後の強い農業とは、東大の鈴木教授は、「少し高いけど、徹底的に物が違うからあなたの物しか食べたくない」と言う人がいてくれることが重要で、本物を提供する生産者と、それを理解する消費者との絆、ネットワークこそが強い農業であるとしています。ネット社会、チャンス到来だと私は思います。

名越町長の平成28年度の予算にも私の考えと同様な事業が反映されていますので、自分ではやや満足しています。完熟堆肥の増産に本町農業の未来があると確信しております。

さて、TPP問題、12カ国間の輸出・輸入の自由化ですが、政府は12カ国中、関

税撤廃率が81％と一番低いことを強調しています。重要5品目、聖域は守るとしていましたが、我が鹿児島の森山先生も一瞬にして立場を変えました。残念でなりません。

現在、日本の農産物の生産額は約10兆円弱と聞いております。鹿児島は、うち4,000億円程度でございますが、毎年2番目から3番目の農産物の生産を上げております。日本の輸出額は約6,000億円、食糧の輸入量は5,500万トンで、33.6兆円。うち1,800万トン、11兆円を廃棄しております。廃棄処理費に2兆円かかっているとの内閣府の報告でございます。ですから、本当に日本で農産物の生産が必要かともう少し1,800万トンの農産物を大事に使うことによって日本の農業は要らないのではないかというような、この数字でございます。非常に残念ですが、それが今の日本の実態でございます。

質問いたします。TPPは本町農業にどんな影響があると考えているか、名越町長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 西園 茂議員の御質問にお答えいたします。

西園議員は、国政レベルでの農業の関係、県内、町内の農政全般にわたって農業関係の数字等を含んで調査研究なさってる方でありますので、私の答弁がそのとおりいかない分もあるかもしれませんが、基本的には、やはり農業振興というのが本町の大きな課題でありますし、一生懸命取り組みたいという考え方は変わらないところでございます。

2010年、6年前からスタートいたしましたTPP、環太平洋戦略的経済連携協定交渉が、平成28年の2月4日に協定が確定いたしました。交渉が本格化した平成21年度時点での本町農業影響試算では、推定損失額が約20億円。約7億円の影響が出るのではないかと危惧をしておりますが、国は5品目、米、麦、牛、豚肉に乳製品、甘味資源作物、さとうきび、でん粉用の甘しょでございますが、聖域として守るとした国会決議の遵守が最後まで求められ、合意内容では決議を守ったとされていることから、本町の影響は少ないと考えているところでございます。しかし、一部では影響が懸念されるところでもあります。

合意されたことで、日本の農業は大きな転換を迫られます。関税の大幅な引き下げによる安い輸入農産物が脅威となり、将来、地域経済の弱体化が非常に心配であります。しかし、このことについては、それに各自治体としては、あるいは農家としては耐えなければいけないというのが基本的な考え方でございます。詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） T P Pが本町の農業にどんな影響を与えるかということとありますが、T P Pにつきましては、12カ国間の交渉で進められまして、農林水産物の関税品目につきましては81%の関税が撤廃され、2年後の発効ということの進めになっております。関税が撤廃されることとしまして、長期的に引き下げられ、輸入が急増した場合には、緊急輸入制限のセーフガードの発効など盛り込まれております。

また、野菜関係であります、野菜につきましては、既に関税率が6%から3%ということで引き下げられておりまして、鮮度や検疫上の理由から、関税がなくなっても輸入が急増しないと予測されているところであります。

その他、耕種作物や林産物、水産物の影響につきましても懸念が残されてるところであります、本町への影響について具体的試算につきましては、T P Pに関する詳しい内容と影響が出ておりますので、今後、農林水産省の九州農政局鹿児島事務所の方に本町の影響度について試算関係を依頼する計画でいるところであります。

全体的、国としましては、総合的なT P P関連大綱が示されまして、それに対する農政新時代、グローバル化、新輸出関係について展開をしていくということで、本町農業関係についても影響関係についてはかなり心配するところでありますが、新たな農業転換の時期ということで、世界情勢関係、日本の情勢を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 私は、このT P Pの問題で、2月4日だったですか、ニュージーランドで調印がなされて、大体T P Pの運用関係、発効についてはいろんな要件があつて、6カ国の国内のそれこそ認可といいますか、それが通らないと発効しないとか、それから大体3カ国の、約85%以上のG D Pの達成する、クリアしているという形じゃないと発効しないという、いろんな要件があります。

その中でも、特に発効関係につきましてはいろいろ問題あると思いますけれども、私が単刀直入に感じたのは、古くから続いている農家を生かさず殺さずという時代がまだ続くのかなというふうに思っております。

日本の農業の作物の中で、自給率100%に近いというのが2つございます。その一つは、米なんです、米については日本の自然環境といいますか、自然災害に対する対策の一環という意味もありまして米がつくられておりますけれども、それから、あともう一つは、穀類、餌の輸入で成立している牛乳です。酪農です。これが、大体、米、それから牛乳についても約800万トン前後の生産で、どうにか日本の自給で足りてるとというのが、今、日本の現状でございます。

実は、米については2014年に米の値段が大暴落をしました。それから、酪農関係につきましては、バターの不足ということで急遽輸入という形をとりましたが、この件についても、ほとんど政府は対策をとらなかったというのが現状でございます。若干、既存の農家については、余り期待もしてないんじゃないかというようなところが見える内容だったと自分は感じております。

本町の農業ですけれども、実際、米の将来については全く見えておりません。それから、ほかの作物では、お茶ですけれども、対策が八方ふさがりの状態でございます。それから、米農家については、どうにかW C Sで何とか生活ができているというのが現状ですし、酪農については、もう一軒しか残っておりませんけれども、和牛の子牛生産でどうにか保っているというのが本町の現状でございます。

ちょっと世界のほうに目を向けると、全世界のG D P、生産額ですけども、大体7,700兆円と言われております。その中のT P Pの参加国12カ国で約3,100兆円、日本が大体537兆円の総生産額ですので、大変な生産をしてるんだなというふうに思いますけれども、鹿児島に至っては約5兆7,000億円です。九州管内で一番大きいのが福岡で約18兆円、それから次で、熊本だったと思うんですけども5兆8,000億円。

そうすると、南種子はどうかというと、平成17年の数字ですけども、大体220億円程度。きのうからいろんな質問が飛び交っておりますけれども、この規模を大きくしないと、南種子経済はよくなっていきませんし、町民の生活もよくなっていきません。ですから、まあ、17年の数字しか出てないんですけども、これをいかにして上げるかというのが本町の一番の大きな課題だろうと思っております。

平成27年度の国が補正を組んでおりますけれども、約3,200億円程度でしたか。国の目指す方向で、このお金を使ったとしても、私はあんまり意味はないのじゃないかなと。国の目指す方向に対する政策ですけども、あんまり意味がないのかなというふうに思います。しかし、これだけの予算が組まれたわけですから、本町としても大いに利用するというのが基本だろうかなと思います。

町長が、このT P Pの影響があると思っているだろうと思うんですけども、特に本町のこういう点については具体的な対策をとりたいなというのがあったら教えていただけませんか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、西園議員からの質問の内容というよりも、説明の状況の中で私も感じることもあるんですが、やはり基本的には農業生産をどう上げていくかということが、私の方針にも書いてる一つの大きな課題でありまして、これをどうするかは、例えばオーギで申し上げますと、やっぱりもう反当4トン500ぐらいな

んです。一方では、現段階でも、やっぱり8トンとかそれ以上いってる人もいます。やっぱり管理関係含んでなんですが、そこで町の堆肥がいかにそれかというのを、実証試験もやりますけれども、もう気づいてる人は、それ、今、全部使ってるんです。ですから、これは全体にこれを使うということで、今、本来の質問のからちょっと外れてますけど、これを言いますと、これをやることによって、私は生産量は全体的に上がると思います。農業は中種子に迫いつけですから、やっぱりまずそこを目指してやるためには、生産性を高めないといけないと。今の体制の堆肥の生産量では足りません。

だから、これはやっぱり私が言った民営化の方向によって、もうちょっと大量にやってもらうというのは、直営でやったほうが安くつくわけですから、そういうようなことを目指してやることによって、例えばきのうも申し上げましたが、山形では反当2トンずつずっと入れてるんです。私が町長になったとき、まず最初行ったのはそこでしたから。といったら、もう堆肥以外金肥は全然入れてません。その試験は、今、旧財部町で試験をしていますが、そういうことになるためには堆肥の生産量で。今の影響については、ちょっと別の機会にまた話すとして、質問の内容については、担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） T P P 関係に関する本町の対策関係であります。町長のほうも述べましたが、本町自体の生産額につきましては30億円ということで、農業関係の生産額であります。一応、平成28年に国から示された事業関係を活用して、農林水産分野におけるT P P 関連対策の予算事業活用によって対策を講じていきたいということで考えております。

本町関係の耕地面積としましては2,209ヘクタールということで、うち畑が1,450ヘクタール、水田については780ヘクタールということであります。この農地を有効的に活用していくということで、土地利用型作物、土地を集約的に使う高収益作物関係の園芸関係の作物ということで、このT P P 関係の輸入の自由化を見据えた形で今後どういうふうな形で進めばいいかということで、それぞれやっぱり生産額の本町では誇れる技術、やっぱり農産物の安心安全なものの生産に取り組んで、国内の消費量関係の減少関係もありますが、輸出関係にも少しでも対策をとっていきたいということで考えております。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 平成27年度の補正で3,200億円というお金が国で組まれたわけですので、関連する事業を一つ一つ、できる事業があれば取り入れてやっていくのが基本かなというふうに思っておりますので、その方向性で進めていただければと

いうふうに思います。

3番目の、ふるさと納税と農業振興についてでございますけども、町長の施政方針でトンミー市場、観光物産館ですけども、地元産品の島外発信と販路開拓の拠点基地にしたいとありました。既に昨年より、ふるさと納税の返礼品として、安納芋の取りまとめを観光物産館で実際行っていますし、ことしからの取り組みでJTBとタイアップした事業で、返礼品のネット商品紹介の作業にも観光物産館は取り組むとのことですので、大いに期待しております。

しかし、課題があると思います。課題として、謝礼品の商品数が非常に少ないこと、それから加工商品の生産体制、それから貯蔵も含めてですけれどもできていないというのが現実であろうかと思います。今後どうしていくのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 国の農業政策が、本町でやっている米、さとうきび、それからカライモ、全部国が値段を決めるようになっておりまして、これをどうクリアして、別の物も含んで総生産を上げるかがやっぱり農業の方針だと思うんです。大きな重要な課題だと思ってます。これはJAの関係もありますが、町は町として、やっぱりそれをクリアするような方策をとらないといけなと。

例えば、さとうきびで5町とか10町とか1人でやったにしても、それは1人の一家の所得であって、実質上は今のような生産額ではどうしようもないわけでありまして、それをクリアするような方向に転ずるといようなことの意気込みをもって、農業に関しては取り組みたいと思っておりますので、そうした中で、今、質問にありました納税の関係でいきますと、道の駅関係はたくさんあるんですが、でも直営は2カ所です。それはどういうことかという、国道の通る県外、そういった人の相当通るところでは成り立っているんですが、普通成り立ちません。ですから、本町の生産物を本町だけで売るといことは到底無理でございますので、今、提案がありましたようなことを含んで、それをふるさと納税との関係も含んでやる方法しかないんじゃないかと。その見通しをつくれるということでいくと、民間のほうが一番やりやすいわけでありまして、それは町ときちんと連絡することによって、その企業が民間のそれをやるようなことになれば、町がやるよりもより一層進むんじゃないかという、それは町との連携はもちろん重要だと思いますから、こういったようなことを中心にやっていこうと思います。

ちょっと私の答弁が長くなりましたけど、担当課長がまず説明をいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） ふるさと納税関係の農業振興についてということで、

物産館関係でありますので、私のほうで説明をしたいと思います。

本町では、ふるさと納税の寄附者に対し、物産、特産品の返礼を平成27年4月より開始して、平成27年9月からインターネットによる大手と連携し、広告にも力を入れ、4カ月間で5,000万円を超す納税がされ、農産物地域特産品の返礼として取り組んでいるところであります。

また、平成28年度より旅行代理店のJTBと連携し、ふるさと納税寄附者に対し、返礼用農林水産物特産品の拡大・拡充に力を入れていくところであります。

農畜産物、加工品など、品ぞろえの充実であります。南種子町農林水産物関連の商品化ができないか、積極的に取り組んでいきたいということで考えております。平成28年度から、返礼品の受付自体がインターネットによる応援事業者登録が必要となっておりまして、この受付の指導関係、物産館でも登録を行い、納税制度を活用して地元産品の島外発信、販路開拓、地元産品の発信を行うなど取り組みを行い、高齢者を初めとした農家の所得向上に努めていきたいということで考えております。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） その方向性で、ぜひとも進めてもらいたいと思います。

今現在ですけれども、安納芋が起爆剤となって、いろんなルートで販売されておりますけれども、観光物産館につきましては、恐らくこの取り組みについても、本町の経済規模の拡大という観点から、大いに期待してもいい場所じゃないかというふうに思っております。

ですが、この点だけは気をつけてもらいたいというのが、観光物産館より出荷する芋については、糖度10.7以上ということで決まっておりますけれども、それ以上に甘いいものをつくってクリアしてもらいたいということと、それから、残留農薬の抜き打ち検査もぜひともやってもらいたいと。チェック体制を充実して、お客さんに観光物産館経由の品物については非常に安心できるという雰囲気をつくっていただくと、そういう形をどうしてもとってもらいたいというふうに思います。これによって、恐らく農業関係では経済規模の拡大が少し見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、町内で一つ気になることがあります。それは、町民の多くが、農業に関して余りにも過保護じゃないかという点でございます。トップである町長の中で、過保護ということに関して、ほんとに町長はどういうふうに思っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 詳細な点については担当課長から申し上げますが、町にはそれ

ぞれ特色があると思うんです。うちの町はJAXAがあります。そのことによって、関連企業が十数社もいるわけでありますから、これから、それも大事にすることが第一ですが、この辺でいくと、生産性というよりも、そっちのほうはもう企業がやる、そういうことでありますが、今後取り組もうとしてることについては、きのうも発言したとおりでございますので。

しかし、生産性を上げるという点では、やっぱり農業しかないと思ってるんです。だから、農業は過保護というよりも、まだ基盤ができてないというのが一つでありまして、方向を行政が示すと。今、西之表で言いますと、私の感じでは、さとうきびが非常に少なくなって、面積は西之表広いわけですから。ところが、園芸関係が非常に多くなって、そこに突っ込んでいるわけです。これのほうはいいんですが、しかしそれぞれの作物の部会等もあって、私はそれを推進しておりますので、これはそれでやっていってもらいながら、やっぱり西之表市がさとうきびの面積が少なくなる、あるいは牛なんかも中種子も少なくなっておりますから、こういった多くこれからの、今、国が保障できるようなそれについては、我々はやっぱり4年に1回のそれを踏まえて、短期間ではありますが、その時点で必要なことをやっていくというのはいかに大事かということを私は感じておりますので、その辺、過保護だとは思っておりません。

不足する点については、もうちょっと課長のほうから説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 国の農業施策の過保護だと考えるかという質問であります。今、町長が述べたような形で、国につきましては、先ほども述べましたが、輸入貿易の自由化を進め、経済発展を目指すため、農林水産分野で新たな市場開拓、グローバル化の構築支援など、輸出対策について強化が図られてきております。

このため、本町でも、国の関連施策事業を活用し、新規就農者の育成・確保や新たな販路開拓など、積極的に推し進める必要があります。社会情勢も日々変動してきておりますので、農林水産分野での状況変化に応じた経営が求められているところでもあります。

国の農業施策は、状況に応じた振興対策が講じられてきますので、本町農業振興上必要な対策ということで、一部の中では有効活用していけば、過保護ではないということで判断をするところでもあります。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） きんのうも、2040年だったですか、3,400人程度の人口になると。目いっぱい頑張ってその数字ですよ。ですから、今の人口よりふえる可能性っていうのはほとんどないというのが現実だろうと思います。そこら辺の事情もわかっ

ておいて取り組みをするというのが肝心なことで、町内の中で、あの人がいい経営をしてるようだ、もうけたということで、足を引っ張るような形があつては、ほんとにこの町はすたれていくだろうと思うんです。ですから、私の隣の人が非常にもうけたとか、それから私の集落でもこういういい成績を上げたとかということであれば、周りが大いに喜んでやって、まだ頑張れ、まだ頑張れということで生産性を上げていくことが非常に大事だと思います。

ですから、過保護という点について、もう少し町民が理解をしてもらいたいと。ほんとに過保護かどうか、世界と比べてどうかとか、それから離島のハンディ等も相当ありますので、そこら辺なんかもちょっと理解してもらえると、国のやってる政策というのがほんとに過保護なのかどうか、本町の農政がほんとに過保護かどうかということをもう一度考えてもらいたいなという思いで、町長の考え方を聞いたわけですけども。

私は、何度も言いますけれども、本町の平成26年度の農業収入27億円です。農業所得が2億4,000万円です。その中で、町内で約900農家ありますから、大体年に26万円の農業収入。これは、今、担い手、かれこれ言いますと200人程度でしょうか。その人たちで割ったとしても、大体100万円ぐらいの農業所得です。それで生活ができるかという、ほとんどできないというのが現実でございます。

それから、離島のハンディ、これは非常に大きいと思います。実際、安納芋5キログラム箱送ったとしても、遠いところでは1,500円かかりますし、安納芋1キログラム、農協の買い上げでは約200円が最高です。それから、手数料かれこれ引かれて、実質、手に残るのは150円程度でしょうか。これを5キログラムで300円で売ったとして、1,500円です。それに運賃が1,500円ですから、もう3,000円です。こんなに高い芋はないというふうに私は思うんですけども、ただ、本町以外の方々は非常にいい評価をしてくれて、500円でも600円でもいいよという人たちがふえてきておりますから、その辺の点についてはやっぱり安納芋が起爆剤かなというふうに思います。

それから、これだけ日本には水田もありますので、多面的機能といいますか、そこら辺がありますので、本来であれば、こういう水田があることによって災害が起りにくいという状態を、国民、消費者の人たちが高く評価してくれればいいんですけども、そういうこともなく、米はこういう大暴落をしてるのが現状でございます。

ちょっと世界のことを申しますと、アメリカは米を含む3穀類で1兆円の輸出補助金を出してます。1兆円ですよ。大変な金額を出すもんだというふうに思います。それから、もう皆さんもわかるように、日本の農地、一農家の農地、南種子は2町、

3町というふうに日本全国の中でも多いほうなんです、平均すると。ですけども、アメリカ、それからオーストラリアに比べると、あの人たちは何百町歩という、それから何千町歩という面積です。これは、もう比較にはならないんです。競争しようにも競争もできないという状態。それを頭の中に置いてもらいたいと。

それから、ヨーロッパの農業の中で、スイスに至っては補助金が95%です。農業所得の95%。どういう95%の補助金が払われてるかという、環境支払いという面で、豚の食事をするところ、それから寝床、それから豚が外に自由に出て運動ができると、そういう豚の飼い方をしてる人には年間230万円お金をあげますという制度です。それから、生物多様性維持への特別支払いということで、草刈りをしたとか、それから木を切った、それから雑木林化を防ぐことで170万円の補助金が出ます。それから、イタリアでも直接支払ですけども、水田にオタマジャクシが住めるという生物の多様性、ダムとしての洪水防止機能、それから水をろ過してくれる機能ということで、これにも補助金が出ます。

そういうことで、外国に至っては、本当に補助金を出して農家を守ってます。そういう観点から申しますと、日本の農業をほんとに大事にして、自分のところで食糧を増産して自給率を上げようと、実際39%のカロリーベースの自給率ですけども、これが上がらないという現実がそこにあると思います。ですから、そういう理解を町民の方にも知っていただいて、大いに応援するという形をとっていただければ幸いかと思います。

皆さんも御存じのように、島内の若者の県外流出、毎年のごとく鹿児島県が一、二番です。そういう状況を考えると、先ほど鹿児島県の総生産額5兆7,000億円というお話をしましたけれども、ほんとにこの若者たちが定着してないという現実をやっぱり頭の中に置いて、ほんとにこのままの行政でいいのか、本町の行政もこのままでいいのかということは考えなくてはならないというふうに私は思います。

その中で、どうしたらいいのかというのが課題になろうと思うんですけども、もう私も5年過ぎましたけれども、この議会、町民のために一生懸命やろうということで審議もし、どういう方法があるかということで頑張っておりますけども、あんまりよくなってないと。何をしてるんだというふうにも自分は思います。本町の課題です。的確に処理していくという作業というのが大事ですし、どうすればいいのかなという、その可能性を模索するということも非常に大事なというふうに思います。

一つ例を挙げてみますと、箱根駅伝の2連覇をした青山学院、あの監督が、生徒とおつき合いの中で、毎日の数値目標を設定せえと。だから、走り込む距離数は幾らやとか、いろんな運動を組み立てて、自分たちに目標を立てさせて、それをクリ

アしていくという作業をしたところが、皆さんも御存じのように、箱根駅伝で2連覇をしたと。やはり数値目標というのは非常に大切だと思うんで、今回、地方創生で数値目標できておりますけれども、それを目標達成のために頑張っていこうではないかなというふうに私は思っております。

次にまいりますけれども、町内の食糧自給率の向上についてでございます。

以前、見たことはあるんですけども、県のデータでしたか、本町の食糧自給率、100%を超えているんだそうです。だから、もう自給率上げること必要ないんじゃないかと、そういう反論が来そうですけれども、ことしのような異常気象であつたら、ほんとに安心はできません。私は提案したいんですが、私の小さいころ、お袋が園畑をいじってましたけれども、全家庭に園畑の復活を提案したいと。

どういう事業を行っていくかということなんですけれども、園畑の復活というのは、安心安全な食材を確保できます。自分の食べるもんですから、余計な農薬は使わないし、極力いいものをつくろう、いいものを食べようという働きが来ますんで、ひょっとしたら、日本一の長寿の町南種子町という形ができるんじゃないかなというふうに思っております。

実際、以前、野菜市場で約3,000万から4,000万円の売り上げでした。ほんとに南種子町はこれだけしか生産能力がないかなと、自家野菜関係です。そして、野菜市場に出して、それを利用して生計を立てる人もいたんですけども、実際は、それだけしか生産基盤がないのかなというのが実感でございます。既に、平成28年度のハウス事業が提案されています。農地を持たない町民への完熟堆肥プラス農地の賃貸事業であるとか、それから巡回栽培技術指導事業とか、それから防虫ネット推進事業とか、トンミー市場への野菜バス運用事業とか、それから大量の供給にも対応できる貯蔵施設設置事業とか、そういう事業を通じて、食糧の自給率を上げるべきじゃないかと私は思うんですが、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 西園議員にお答えいたしたいと思うんですが、スケールがちょっとやっぱり大きいことももちろんあります。基本的には、ほんとにやりたいことたくさんあるんですよ。ところが、財政事情というのがもう絶対条件です。税金の7億7,000万円は、ことしは落ちます。それは、地方交付税21億円をちょっとはふえると思っておりますが、こういう状況の中での通常予算というのは40億円上限なんです。

ところが、うちの職員もそうですが、町民も1万2,000人の人口があつたときから、1万人に下り、8,000人に下った、そういう感覚と全く変わってないわけです。これをちょっと今、もとに戻して、町の財政運営というのはどうなってるかという

と、財政の中でしかできないと。事業をどんどんやれば、あとは起債を戻さないといけないわけですから、その辺のバランスの問題です。これが人口によって決まるということにはっきり言ってなってくるわけでありまして、こんな話をしたってしょうがないので、私はこの件についてはまた議会にも議長にもお願いして、議会の取り組みについてもお願いしようと思ってるところですが、この辺について、御質問の点で、前問の質問の後のほうで言われたことの中で、安納芋のチェック体制、これについては、今言われたことについては全部採用してやりたいと思います。これをやらないと問題がありますから、そのことによって、一層やっぱりこっちからの発送物を取り扱っていただくというようなことにしたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

自家菜園の普及推進については、もう全く発言のとおりでありますので、独自普及推進事業に取り組みたいと、こう思っております。これは、町の農業振興と高齢農家対策として、こちらに普及員としてもう二十数年前いらした内田先生に10月1日から月1回は来ていただいておりますわけでありまして、あの先生は、県内の市町村に毎週何日かずつ行ってる先生でありますけれども、またうちの町との関係があるわけではありますが、やっぱり鹿児島では菜園みたいな関係で、一つでいうと、もう10万円以上あると。向こうは運送費とかかかりませんから、そういったようなことでいくと、それをどうしてもやらんといかんということになっておりまして、今、取り組み中であります。

委嘱した背景につきましては、培った高い野菜栽培技術を本町に取り入れたいということです。それで、集約作物の新規作物の導入や技術指導、農家、高齢農家への高収益野菜、それから町への観光物産への搬入等をふやしていけばいいんじゃないかというようなことで、農業所得の増を図りたいと、こういうことでございます。

関連する事業については、今後展開する計画であります、実際のいろいろ予算を伴うこともあります。基本的には、例えば町が全体的に園芸をやろうということで、ハウスの補助をすとかということは、町が補助するということは、今後、ずっと削っていかないとどうしようもないわけありますから、自分たちでやるような条件整備を町はやっていくということで、私としては、残された期間は一生懸命それをやりたいと思ってるところでございます。

平成28年度につきましては、一部モデル事業として予算を計上している点がありますが、それはそれとして御理解いただいて、応援していただきたいと思います。

少々、課長のほうから説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 健康増進と自給率向上のための町独自の普及推進事業

の質問であります。今現在、町長が述べました、昨年の10月1日より、2名の方に農業技術指導官ということで委嘱をしまして、町の農業の振興のほうの自給率向上も含めまして対策をとっているところであります。

その中で提案があつてのが、高収益作物関係の、特にインゲン等の新規作物の導入、あと、高齢者への高収益作物関係と観光物産館への安定的な搬入関係の野菜の供給体制ということで対策をとっているところであります。

事業関係については、一部モデル事業を取り組み、各個人じゃなくて、老人会関係とか65歳以上を対象にした新たな取り組みということで計画をしてるところであります。

家庭菜園についての関連になりますが、昨年の11月から、四季折々の栽培技術の講習会ということで、物産館の搬入者を中心とした啓蒙をしたんですが、町内の方にも町広報の折り込み、それと防災無線等で啓蒙して、それぞれに合った時期時期の栽培技術講習会というのを中央公民館の研修会とかみんなが集まりやすい場所で開催をしていきますので、今後、健康づくり、自給率向上の形につながっていければということで考えてるところであります。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） 先ほど、食糧の自給率、カロリーベースで39%ということを書きましたけれども、皆さんももうお気づきのことだと思うんですけども、地球環境からの大きなしっぺ返しが世界的に起きている現実があります。異常気象が頻発し、林業、農業が衰退し、山が荒れ、耕作放棄地がふえたため、ゲリラ豪雨に耐え切れず洪水を起こしやすくなっております。

お金を出しても食糧が買えないという事態が、私はもうそんなに遠くない時期に来るだろうと思います。食糧の量的確保についての安全保障が崩れてくるんじゃないかと。それから、安全性に不安があっても輸入せざるを得ないという、輸入に頼らざるを得ないと。それから、量の安全保障、質の安全保障とも、もう崩れる結果となるんじゃないかというふうに危惧いたします。

その中で提案ですけれども、私は国の施策に振り回される必要性はないと思います。今、私たちの町は、大体3,000世帯、400万円以上の収入を上げようということであれば120億円の収入が必要なんですけれども、収入イコール所得と考えていただければ幸いかと思いますけども、今、本町で58億円の所得です。倍以上です。ですから、それがほんとにすぐ可能かと言えば、可能じゃありません。

ですから、何をするかといえば、私は先ほど言いましたように、自給率を上げて、どうにかその間は対処してもらいたいというのが一つと、それから、キビ、甘しょについては、もうお金が決まっております。あとは反収さえ上げれば所得は上がり

ますんで、これはもう簡単なことなんですから、それをもう一生懸命頑張ると。あとは、園芸作物ですけれども、やはりいろんな作物を商品開発。今、あれをやればいいんじゃないか、これをやればいいんじゃないかというふうにたくさん上がってますけれども、それを現実化していくと。それで、これだけネット社会になりますと、生産者イコール消費者という購買の構図がもう既にでき上がってきておりますので、それを大いに利用すると。そして、なおかつ窓口は観光物産館でやれば、これはほんとにいいんじゃないかと。

ただ、町長が言われてるような民営化については、早急にしたいほうがいいと。というのは、民間でやれば、やりやすい点がたくさんありますし、また、それに参加する人たち、生産農家であったり、それから商店街のお店屋さんであったり、そういう人たちが自分のためにという形で励んでもらうこと。その生産組織なり、それから町内のお店屋さんの人たちが経営者になってもらって、そういう民間委託をして、そして自分たちのためにこの施設を利用するというふうな形の民間委託をやってもらって、これが町長の目指す販売関係の開拓であったり、それから本町の商品のPRの窓口となるということで進んでいけばいいのかなというふうに私は思います。その方向で行けば、ある程度、町民の生活も、若干ずつですけれどもよくなっていくんじゃないかなと。

また、先ほども申しましたが、国の補助事業関係については大いに利用して、余り経費もかからなくて済むような形で取り組んでいけばいいのかなというふうに思っております。

この形は、恐らく南種子町だけじゃなくて、ほかの地域もそろそろ始めるだろうと思います。なぜなら、ほんとに安全性のことを気にする国民がふえてきております。大阪でも、東北の品物は余り買いたくないとか、西のほうに偏ってるというような傾向もありますし、非常に安全性の面において危惧する国民がふえてきておりますので、恐らくその方向性で行くのかなというふうに思っております。ひとつ、今後とも、検討のほどよろしくお願いいたします。

次にまいります。

保育施設の整備でございます。これだけPM2.5の話題があって、ことは余り来てないのかなというふうに思いますけれども、どうしても心配するのが、保育施設に空気清浄機あたり入れてもらって、どうしても子供たちの健康を維持するためをお願いしたいということで提案したのですが、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 西園議員の質問にお答えいたしますが、私はやっぱり国の事業

については利用しないとだめな点があるんです。つまり、今、農家は直接あるいは団体は直接100%ぐらいで事業を相当やってますから、それが過保護的に言われている点もあるかもしれません。一般の人はそれがわかりませんので。これは、町が予算を通してやる関係で町が全部やってるというふうに思ってるんですが、中身的には全て町をトンネルで個人がやってるとというのが相当あるということでの御理解を、町民にももうちょっとわからせんといかんのかなというのがありますので、それはまた広報を通して取り扱わさせていただきたいと、こう思う次第でございます。

言われた提案事項については、直接それぞれ対応してまいります。

保育所の清浄機の問題であります、PM2.5や杉の花粉の飛来によるアレルギーに耐えなければいけないわけでありますので、インフルエンザのウイルス感染も和らげると言われてるところでもありますから、これはぜひやっていかないとはいえないわけですが、順次、町としてはそれぞれやっていきたいと思えます。ゼロ歳児クラスには空気清浄機、1歳児クラスには加湿器を設置してはおりますが、教室における湿度の調整をして空気の乾燥を防いだりして、年次的に調整をしていかなければいけないと。健康上の大事なことでありますので、これは取り組みたいと思えます。

町内の保育施設等についての関係も通告ではふれておりましたが、やはり町と同じようなことで、やっぱりそれを運営してることについては、町としては要請を図って、協力を願いたいということを申し入れたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○4番（西園 茂君） よろしくお願ひいたします。PM2.5、飛散量の多いときは、どうしても防災無線等も使ってもらって注意喚起もしてもらって、極力健康に害がないように努めていただければというふうに思います。

それから、次の国保の新制度移行に向けて、保険税滞納者に対する具体的な対策はないかということですが、南種子町民の中には、いろんな人がいると思います。ほかの町税かれこれもそうだと思うんですが、健康保険税につきましては、滞納未納額が1億円を超えている状態でございます。多くの人が苦しんでいるという現実があります。

1年間の保険証がもらえずに、保険証の交付申請に何度となく足を運んでいる現実があります。当然、心のゆとりさえもなく生活している町民がいますので、特別な条件整備ができて、例えば分割払い方式とか、それから政治的な判断による不納欠損処理とかという対策がとれるかと思えます。私たちも、平等性から言いますと、非常に判断に苦慮するところがありますけれども、これだけ多くの人たちが苦しんでいるところを見ますと、何らかの形で、住みやすい、生活しやすい環境をつ

くり上げていくというのが重要だと思うんで、その方向性ができれば進めてもらいたいと思いますけども、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 非常に重要な問題だと思っております。私が今、税務課に言っていることがあります。税の徴収で滞納が相当あると、どうしようもないというような状況があるわけです。収入が全くないというわけですから。それをどうするかというと、やっぱり福祉のほうときちんと連絡はとりなさいということで、それはそういうふうにやってるということは、私は報告受けておりますから、まあ、この機会には申し上げませんが、別の機会です。

やっぱり基本的な点で考えることも一つあります。どういうことかと言いますと、不納欠損処分を実はやってるんです、財産の差し押さえをやって。そしたら、10分の1ぐらいでしか落札しないんです。そうすると、100万あるもんが10万円でしか財産を売れないということでもありますから、こういったことではもう本当に、全部処分してやればいいんでしょうが、買う人は、今、いませんから。

そういった対応の問題等ありますが、私としては、平成30年度から国保税については特に新制度に移るわけでございまして、この現在の都道府県によって組織されている国保基盤強化協議会というのができます。議論の取りまとめを基礎として、持続可能な医療保健を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が成立いたしましたし、県では国保制度移行準備連絡会を組織して準備をしているところでございますので、国保税の滞納対策や県から指導等を含め、具体的なことについては課長から説明させますが、これでは解決できないこともたくさんあります。これについては、また内部でも十分協議したいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 新制度が平成30年度からスタートするわけですが、現段階で協議されている内容につきましては、保険料率の決定、賦課徴収は市町村で行うことになります。県は、市町村ごとの標準保険料を算定して、市町村は県の示す標準保険料率を参考に保険料率を定め、保険料を賦課徴収して納付金を納めることになります。したがって、これまでと同様、現年度及び滞納繰越税についても、町が徴収することには変わりはありませんので、引き続き滞納税額の縮減に向けて取り組んでまいりたいと思います。

滞納整理の強化についてでありますけども、私たち徴税吏員に課せられている使命としましては、税の公平性の確保のため、納期内納入者との均衡を図ること、また少ない自主財源の中で、滞納をなくし自主財源を確保することにあります。そのためにも、滞納整理に係る専門知識を高め、法律に基づく滞納整理を進めていく必

要があると思います。

これまで、高額滞納者に対しても少額納税の誓約書で対応しているケースも多く、なおも滞納額がふくれ上がることも多少なりとも存在しておりまして、滞納額の減少を阻害する要因となっているところであります。

現在の滞納処分の実施状況であります、預金調査による預金の差し押さえを初め、国税還付金の差し押さえ、不動産の差し押さえと競売、搜索による動産の差し押さえ等、熊毛地区合同公売会での競売、役場行政からの報酬及び手当、農協出資金等の差し押さえなど、あらゆること、できることを積極的に実施をしているところでございます。

また、不納欠損処分につきましては、法に基づき適正に実施していきたいというふうに考えておりますが、これまでも県の実地指導におきまして、延滞金を徴収するよう指導を受けております。このようなことから、平成29年度からは、法に定められた延滞金を徴収することとし、現在、周知を図っているところでございます。

滞納者が真に納付困難な場合は条例、規則に基づく減免や、公の扶助が必要な場合は関係課と綿密な連携をとって対応していくこととしております。滞納整理を強化することで、滞納者にとっては追い込まれていくように感じるようですが、滞納者を苦しめようというものではありませんので、善良な納税者との不均衡を是正するため、法律に従い、公正・公平な税務行政を推進し、何よりも滞納者の生活再建を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。1時間消化でございます。

○4番（西園 茂君） コミュニケーションを深めて、ぜひとも対応していただきたいというふうに思います。町長のほうには政治的な決断というような対応でよろしく願いいたしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、西園 茂君の質問を終わります。

ここで、おおむね11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日高澄夫君。

〔日高澄夫君登壇〕

○9番（日高澄夫君） 一般質問をします。

安倍政権は、アベノミクスで3本の矢、新3本の矢などの政策を矢継ぎ早に繰り出し、円安や株高にすれば企業のもうけがふえ、雇用や賃金も回復して消費が拡大すると大宣伝をやってきましたが、実際は、日銀が安倍政権の3本の矢に呼応して、異次元金融緩和の実施、挙げ句の果てはマイナス金利の強行実施、昨日の新聞では、「奇手で自縄自縛、国民反発、政府とすきま風」のタイトルや、大企業がもうければ雇用や賃金が改善するといいながら、雇用は賃金が低い非正規雇用だけがふえ、正規雇用は減っている状況であります。預金金利は下がる一方ですし、マスコミが頻繁に流す「下流老人」「子供の貧困」「貧困女子」「漂流青年」「困窮中年」、今後、世の中はようになっていくのでしょうか。

最近、「保育園落ちた日本死ね」というブログへの書き込みをめぐって、2月29日の衆院予算委員会での安倍首相の「匿名なので確かめようがない」と突き放しや、自民党議員のやじ、そして安倍政権の大企業など強い者に優しく弱い者には厳しい政策に批判が高まって、3月5日は子育て世代が国会前で集会という状況であります。

3本の矢、新3本の矢の恩恵は、南種子町には全く反映されていないのではないのでしょうか。こうしたトリプルダウンは、国民にとって好循環は生まれないということです。

それでは、質問通告により質問をします。

町行財政についてであります。平成28年度町財政の立て直しと行政サービスの推進ということで、まず、財源等の問題で質問をしたいと思います。

平成28年度町財政を分析する上で、国家予算はどうなってるのかを見ることが基礎であると思いますから、昨年12月24日閣議決定された政府予算案から、地方財政計画を見たいと思います。

地財計画は、2月9日閣議決定されました。合わせて、1月20日成立した平成27年度補正予算とセットで見なければならないと思います。地方財政計画の中の通常収支分のうち、地方税は3.2%増、地方交付税は0.3%の減、地方債は6.7%の減。そのうち、臨時財政対策債16.3%の減、うち財源対策債1.3%の増という状況です。地方税の増収見込みが大きくなっている中で、一方、地方交付税は減っております。

こうした中で、南種子町の平成28年度当初予算では、町税全体で△367万9,000円、△0.5%であります。地方交付税は8,000万円の増で、およそ4%増の21億円が予算計上されております。

こうした中で、まず地方交付税の21億円は担保されているかどうかについて、簡単にお伺いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 日高澄夫議員の質問にお答えいたします。

平成28年度一般会計予算における地方交付税の予算については、普通交付税で19億5,000万円、特別交付税で1億5,000万円を計上しており、地方交付税合計で21億円を計上したところでございます。

地方交付税額の算出に当たりましては、普通地方交付税の算出に用いられている単位費用等がまだ国から示されていないため、平成27年度交付決定額等の諸要因を勘案して算出したところであります。

なお、平成28年度における国勢調査人口の置きかえが行われるため、地方交付税額につきましては減少する見込みとなっておりますが、平成27年度の普通交付税決定額は21億6,484万4,000円、特別交付税決定額は1億8,883万4,000円となっております。予算計上している21億円については確保できるものと見込んでの計上でございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） いろいろと議論をしたいと思いますけども、国家予算がもうすぐ通るという状況の中で、この21億円が担保されてるかというのはちょっと言い過ぎではないかなとも思ったんですけども、やっぱり10年、11年前の市町村合併当時の資料なんかを見ますと、地方交付税は合併しないと十五、六億になるというふうな話もあって、町民をびっくりさせたようなこともあったんですが、その後、この10年間、市町村合併をやったところでは、今度は10周年を迎えて、今後、特例債がなくなる中でどうなっていくのかという中で、今度は、安倍政権は参議院選挙もあるからでしょうけども、特例債がなくなってどうなるか、交付税が下がったりする中でどうなるかという点では、それを保障すると、担保するというようなことになっているようでありますが、この21億円が、今後、この水準で人口が減っても、自治行政というのはやっていかなければならないわけですので、これをどうしてもやっぱり確保する必要があるんだろうというふうに思いますけども、今、町長が答弁をしたように、まだ平成28年度の国家予算が成立されておりませんけども、一応、閣議決定はされておるわけですので、一定の21億円確保というのが担保されてるのではないかと思いますけども、その辺で、この21億円が、総務課長、具体的に予算計上した段階で、今、町長がおおざっぱな答弁をしましたけども、ほかに何か担保できる要素はありますか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 今、町長のほうからも答弁があったとおりのんですが、当然、前年までの実績、それとあわせて今回の国勢調査による人口減による減収、そ

れから国の動向を踏まえた上で算定した結果、21億円については担保できるという形で今回予算に計上しているところであります。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 次に行きます。

国の地方債計画は、臨時財政対策債を含め大幅な減額になっているのは先ほども申し上げました。町の財政では、平成27年度補正予算（第9号）で1,070万円増の起債総額が5億3,252万3,000円ということと、平成28年度当初予算は5億7,900万円で、平成28年度は、今議会提案の平成27年度一般会計補正予算（第9号）に比較して、4,647万7,000円の増となっております。地方債がふえていくのではないかと心配でありますけれども、例えば堂中野線を整備することで新栄町焼野線は無駄な投資になったのではないかと、一方、急ぐ対策として、海拔ゼロメートル地域の緊急防災事業は組まれていないように思います。

また、集落内環境整備事業でも、過疎債を活用して整備することも求められておりますが、例えば本町の信光寺裏の通りに側溝を整備して、合併浄化槽の推進を含めた排水対策を検討するとか、こういうような生活に密着したことが要求されるわけですが、こういう中でも、ブロードバンドの1億何千万円という起債は、昨日からの議員の皆さんの質問の中にもありますように、人口減少対策のための企業誘致等には、今後、IT社会の中ではどうしても必要なことというふうに考えると、この平成28年度当初予算の5億7,900万円はやむを得ないのかなというふうな気がしますけれども、その中でも、やっぱり生活に密着した事業を優先すべきでないかという点で私は取り上げたところです。

例えば、1月の寒波による野菜、スナップエンドウ、キヌサヤあるいはソラマメ等が大変な被害を被ったわけでありましたが、野菜農家対策としての共済制度、これが県にはあるようですけれども、これを発動させる。それに町として、またプラスアルファをするというような、そういうようなことが今後はどうしても必要であるのではないかというふうに思います。

そういう中で、過疎債、辺地債を活用してまいるわけでありますから、どうしても住民の生活に必要な事業を十分選択をして、行政サービスを図っていくことが大事ではないだろうかと思いますので、この地方債計画、臨時財政対策債を含め、国の方針が減額になっている中で、こういうふうに繰り越しを含む平成27年度補正予算と28年度当初予算で5億7,900万円もの起債を予定してる、こういう中で、なぜこういうふうになったのか、町長、お伺いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員の質問にお答えいたしますが、基本的には、前半、説

明で申し上げたのに私も賛成です。しかし、それぞれ長期振興計画に基づく、その中で、議会が決定したことについて、私はやっぱりそれは町長が変わってもやらないといけないというようなことの方針を、きちんと自分で整理していることもありまして、基本的にはそういうことも含んで現状になってるということは御理解いただきたいと思います。

つまり、私は9年前に町長になったときのことを申し上げますれば、起債の借入額を4億を超えてはならないということで、財政のほうから強く言われたことがあるんです。しかし、そうしたことで、議員も御承知のとおり、ちょっと余計になりますが、私の場合は柳田さんから引き継いだ焼却場のその辺、十数億円かかりました。危険校舎はどうしてもせんといかんということの、そういったような事業等を含んでやっぱり50億円の予算に上がっていったと、これが今、引き続いているということが大きな要因でありますので、経常経費からいいますと、基本的には、やっぱり30億円以内のことで事業をあとどうやっていくかという、10億何がしの。これが適正な南種子町の予算でありますから、こういうことを、今後、それでやっていきますが、まず町債発行に当たりましては、過疎対策事業債や辺地事業債などの交付税対策等のある有利債をどうしても活用する必要があると。しかし、その場合でも、半分は補助金でも、あと半分は返済期間のそれ、ずっと立てかえてやらんといかんわけですから、これが償還金ということで加わっていくという、そういう状況は御理解いただきたいと思います。

また、過疎対策事業債については、子供の医療費の助成金や給食費の補助金などのソフト事業等についても適用して、最大限の財源確保に努めているということでございます。

町債残高でございますが、これは大変なことになっていることはもう間違いありません。平成27年度末の現在高見込みで65億8,831万9,000円でございますので、平成28年度末現在の見込み額では、若干減りますが65億35万8,000円、8,796万1,000円の減になる見込みであります。

なお、平成28年度においては、情報通信基盤、先ほど議員の申し上げたとおりでありまして、1億7,000万円を実施するための町債の発行を予定しておりますので増加しております。これは、ブロードバンド、光ファイバーの導入でございます。町内外業者を初め、住民、観光客等からの要望を強く受け、また今後、防災、福祉、医療などさまざまな用途での活用ができるものとして、今、お願いしているところでございます。

なお、平成28年度の予算規模については51億760万円となっておりますが、今後においては、現在策定中の第6次行政改革大綱、議会終わった後、説明させていた

できますが、徹底した行財政改革の推進に取り組み、予算規模についても縮小を図っていきたいと考えているわけであります。

しかし、今議会でも議員の皆さん方が発言したことについては、どうしても取り入れなければいけないという事項も出てきておりますから、それは全体の予算の中を精査しながら予算執行してまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 私の要望したいことは、そういう大きなブロードバンドに1億何千万円もの起債をするんだったら、ほかの事業を狭めて、やっぱり標準的な起債運営を図ってもらいたいというのが、これが自治体としての考え方、あり方ではないだろうかと思います。議員させてもらってから何回も言いますけども、南中をつくったときに、あるいは河内温泉センターつくったときに、その後起債がふえて、起債の適正化計画というのを4年か5年間、県の命令でした経験があります。そういうこともありますから、起債がふえてくというのは、やっぱり町の財政の首絞めになっていくと思いますので、そこを十分判断をしてやるべきだろうというふうに思います。

2番目の税収・交付税等の歳入の確保と町独自の行政サービスの充実ということで、安倍自・公政権になってから、国民を不安に陥れる大変なことを次々に打ち出してると思います。平成26年5月、896自治体消滅などとする人口減少問題を、増田寛也元総務大臣に行わせたり、既にスズメの涙と言えるほどの低い預貯金の金利のさらなる引き下げで、国民にとって、日本銀行は百害あって一利なしのマイナス金利政策を強行しました。戦争法の強行ほか、こうした国民不在の政治批判を交わすために、新3本の矢を打ち出し、希望出生率1.8、介護離職ゼロなど、子育て支援や介護サービス等の充実、教育費負担の軽減などを打ち出しております。

そこで、町独自の行政サービスで何ができるかということで、自分なりに考えたことでありますが、敬老金支給条例第3条を改正をして、5歳刻みの節目支給ではなくて、1歳刻みのものに戻してみたらどうだろうか。

それから、高齢者給食宅配サービス事業は週2回で十分でしょうか。高齢者に対するアンケートをとっているでしょうか。もし、こういう給食宅配サービスなんかでコミュニケーションを含めた元気老人対策をつくることも必要ではないだろうかというふうに思います。

それから、子育て支援でいえば、無認可保育所に対して、やっぱり何らかの助成をできるだけ考える必要があるのではないかというふうに思います。

要するに、新3本の矢を町が先取りをして、独自の行政サービスを行ってほしいということであります。職員は、町民のために何をしなければならないかを十分に

わかってると思いますけども、一方で法律に制約をされておりますから、職員の段階では必要以上に、こうしたいけども予算がないとか、いつも言われるのが、農道や里道のバラス敷きなんかでも、予算がないというのが一番の典型的な問題でありますけども、こういうふうに、職員が何をしようと、あるいは町民と話し合いをしてこうしたい方がいいなというときに、前にはばかるのが予算ということになっていきますけども、そういうことを職員と首長三役が十分に話し合いをやりながら、町民のために何をしなければならないかということで考えてもらいたいと思いますけども。

国がいう、こういう事業があるからどうかというような上意下達方式の行政サービスでは町民は納得もしないだろうし、不満があるだろうと思います。そういう中で、平成28年度の南種子町の名越町長としての独自サービスの目玉は、予算委員会を各常任委員会で検討をやりましたけども、特別にこれをやりたいというのが、何か持っていますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 日高議員の提案については、もう意見としては、今、例えば具体的な点を申し上げましたが、この辺については、ほかの皆さん方から提案された事項も含んで、全体的には検討を私としてはしたいと思っているわけであります。

しかし、予算総額をこれからふやすという点については、非常に問題だという意識を私は強く持っておりますので、こういう中で、どういうふうに使った方がいいのかという、その検討をする必要があるということでありまして、つまり、私も5,700の人口規模の交付税のその辺という地方財政法に基づく予算執行というのは義務づけられておりますから、これをやらないと、裕福というか、市町村長が思うようにやれるような予算というのは確保できないわけでありまして、それを相当数、20億近く、十数億円は超えているわけでありまして、この辺が大きな課題だということはもう何回も申し上げているとおりであります。

御質問の件でございますが、主要施策については、施政方針で述べたわけでありましたが、私の町政に出馬する一つの状況の、それ13項目、議員の質問に答えなかった分があるんですが、大半はやっているわけでありまして、これはまた後ほど各課長にそれぞれ精査して住民には知らせますが、こういうようなことの中で、農業面であります、バイオ堆肥の問題等、足腰の強い産業、子育て支援対策、放課後児童クラブ関係含んでやっておりますが、企画とか観光面では光ファイバーによるということで、光ファイバーでいえば実は補助金が高いのもあるんです。ところが、つくった後の管理運営が、町が職員を置かなければいけないとか、そういうのがありますので、この辺は配慮した予算になってることは間違いありませんので、そこ

は御理解いただきたいと。

というようなことで、十分提言については検討して、町民のニーズに合ったような対応、サービスが展開できるようにと考えてることは議員の意見と一緒にございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 今まで質問したこと等については総論ということで、国家予算が今後、九十何兆円というのがずっと続けばよろしいんでしょうけども、最近は来年4月からの消費税の増税等について、テレビ、新聞では何かと騒がしくなってるというような状況で、参議院の選挙に対して衆議院解散をして同時選挙をするんじゃないかとか、選挙対策に安倍政権が何でもかんでもそういう国家予算を考えないでやっていくんじゃないだろうかというようなこともありますけども、ほんとに国民をしっかりと見て、大企業なんかの部分だけを見るんじゃなくて、国民をしっかりと見た政治をやっていくべきじゃないかなというふうに思うわけでありですけども。

次に、介護保険制度についてお伺いをしますが、国は、医療・介護綜合法に基づき、要支援1、2の訪問介護と通所介護を介護保険から外しました。市町村の新総合事業に移行することになっております。

南種子町は介護保険から要支援者外しを既に実施しているかどうか、まず具体的に課長にお伺いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 御指摘のとおり、医療・介護総合確保推進法により、介護保険法が改正をされたところでございます。

南種子町においては、本定例会において議決をいただきました改正介護保険条例に基づき、本町においては、平成28年4月より要支援者の訪問介護と通所介護を市町村事業に移すものでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） もう町長に答弁させると時間を食いますから、事務的なことについては課長で行きます。

今後、何人ぐらい外される予定かどうか。もちろんこの場合は、介護認定が必要でしょうけども、そういう場合に、およそ何人ぐらい外されるかどうか、わかれば。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

現在、要支援者1及び2の認定者は、71名でございます。認定見直しに合わせて

順次移行することになるところでございますが、これまで介護認定審査会を経て認定されなければ、給付の対象とならなかったところでございますが、市町村事業へ移行するに伴い、チェックリストにより、対象者と認定できれば給付の対象になるということになってるところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 肝心なことは、南種子町の新総合事業がどんな事業を実施するのかということで、これはもちろん、イメージとしては国の訪問介護とか通所介護を外した部分を、介護保険にならった事業ということになっていくだろうと思えますけども、そういう場合に、町の新総合事業が介護保険のサービスと質が変わらないかどうかということが心配なんですけど、受け皿は十分かどうか、課長、伺います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 南種子町の新総合事業では、生きがい活動室等で実施をしていました運動教室等を全地区で実施をして、対象者の拡大を図って、介護予防に重点を置き、進めてまいりたいと考えてございます。

市町村事業に移行される訪問介護、通所介護については、これまで同様、継続して実施をするように計画をしているところであります。サービスの質が低下しないように努めてまいりたいと思います。

また、受け皿についてでございますが、これまで介護保険事業所と協議を進め、本町にある資源を最大限に活用し、対応しているところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 国は、安倍政権は、今度は要介護1、2の外しのために、来年の通常国会に提案する準備を財務省、厚生労働省がやっているとあります。2000年の介護保険の発足当時は、介護サービスは契約だからいいサービスが受けられるというもっぱらの宣伝だったわけですけども、これは介護保険事業を始める前には措置制度でしたから、措置制度は大変なお金が必要と。ともに助け合おうじゃないかという、この介護保険制度にもってきたわけですけども、実際は悪くなるばかりです。3年ごとの改正、改正で悪くなるばかりです。このように、サービス利用を抑えながら、保険料負担は強化をしていきます。改悪、改悪の介護サービスについて、町長はやむを得ないという考えであるでしょうか。

例えば、最近、本当にひどいことがありましたけども、認知症の訴訟の問題で、これはもう新聞で皆さん御存じのとおりでありますけども、認知症の男性が徘徊中に線路に入ってしまう、列車にはねられて死亡しました。この際の振りかえ輸送などの損害賠償をJR東海が遺族に求めた訴訟で、最高裁は、遺族に賠償責任はない

との判決を下して、国民の皆さんがほっとしてるところだろうと思いますけども、ここで投げかけられている問題というのが、軽度を含む認知症の患者だけではなくて、独居老人、そういう方々も含めて、社会が面倒見るべきじゃないかというふうな社説で、全国紙を含めて、全てそういうふうなことが挙げられております。社会が責任を持つということになると、まず、自治体が大変な責任を負うべきでないだろうかということになっていくんじゃないだろうかと思いますし、そういう中で、今後、自治体の長として、町長は介護サービス等について、簡単に答弁をしてもらえますでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私としては、国のやる方向の中で最大限有利な事業を導入してやっていくというのは基本であります。意見としては、議員の発言内容については、もっともな話だと思いますから、基本的には私のマニフェストの中でのそういったことを中心にして、住民のそれをどう救うかと、これを掲げたわけではありますが、市町村移行となる要支援者の訪問介護、それから通所介護、今後も相当サービスとして実施してまいりますので、サービスが低下するということにはならないという判断を現段階ではしております。

議員御指摘のような少子高齢化あるいは人口減少の中では、介護保険料の負担の増加が予想されているわけでありまして、このことについては、議員のおっしゃるようなことを含んで、そこにしわ寄せが来てるのかというようなことでありますが、これは今、政府の政党の関係含んで外国との関係、それありますから、やってるだろうと思うんですが、これに対する評価としては私はできません。しかし、その対策として、住みなれた地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築ということが求められておりますから、地区に配置する地域支え合い推進員や本町の資源の全てを活用して、元気高齢者をふやす取り組みというのは、やっぱり国の事業を導入して、一般財源をなくしてやっていくような事業を図らざるを得ないと、そういうことをするというのを職員と一体になってやろうとしてるわけでありま

す。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） いろいろありますけども、地域包括ケアシステムをどのように構築をしていくかということに、今の町長の答弁も含めて、構築していくのかということになっていくだろうとは思いますが、介護保険が改悪される中で、自治体の取り組みは本当に重大だと思います。地域包括ケアシステムは、できるだけ住みなれた地域で人生の最後を終えられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されなければならない仕組みになっております。制度的にはこう

なっております。中・重度の要介護者や認知症高齢者などの介護サービスの充実、地域支援事業の新しい包括的支援事業としては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催、生活支援の充実・強化等であります。在宅サービスが切り捨てられる中で、町はこの4点について、どのような構築策を持ってるか、お伺いをします。これで課長に答弁させたら1時間使うと思うんですけども、5分もかからない状態で答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議員御指摘の地域包括ケアシステムをどのように構築していくかが重要な課題でございますが、御質問の新規4事業についてでございます。

まず、在宅医療・介護連携の推進では、町長が施政方針でも方向を示したとおり、医療と介護の切れ目ないサービス提供体制の整備のために、多職種連携研修会を今後も継続して開催し、医療・福祉・介護分野の共通理解を図っていきたいと考えております。また、公立種子島病院に在宅介護・医療連携相談室を設置をし、住民の相談窓口として病院との連携強化を図っていく考えでございます。

次に、2点目の、認知症施策の推進でございますが、介護施設入所原因で一番多い認知症の早期診断・早期対応を行う認知症初期集中支援チームを組織をすることとしております。これは、医師、それから看護師、福祉の関係の専門職でチームを結成して、対象者の対応を図るということにしているところであります。

地域ケア会議の開催では、地域包括ケアシステムの実現のため、地域の資源の構築や課題の把握を行うために継続して開催をしてみたいと考えます。

最後に、生活支援の充実・強化では、地域支え合い推進員を各地区に配置をし、運動教室、サロンの開催や高齢者の見守りなどを含めた生活支援のための組織づくりなどを進めてまいりたいと考えてるところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） そういう中で、今、予算委員会の中でもいろいろと質疑もあったわけでありましても、職員がそういうイメージとしてはいい施策を推進をやっていく中で、現実の問題として、情報あるいは知識を十分に持っている職員が120%活動ができるかどうかという、その保障がされるかどうかということで、非常に私は危惧をします。日常の業務のほかに、これを日常の業務として取り入れていただければ、24時間体制の中で職員がどういうふうに取り組んだらいいのだろうかということがあろうかと思いますが、そこも含めて、新しい介護保険事業から町の事業に移った中で模索をしている状況だろうと思いますので、そこはしっかりと手落ちのないように十分な配慮を持った制度にしていってほしいというふうに

思います。

次に、時間もないですので、生活困窮者自立支援制度について。

この制度は、昨年4月から始まったものでありますが、町として、この制度に対してどう向き合っているのでしょうか。この制度の趣旨は、最後のセーフティーネットである生活保護の手前で支えるのがねらいだと言われているようです。自治体は相談窓口を設けて、担当者が一人一人の支援計画を作成し、就労支援や子供学習支援、家族関係や心身の不調、住宅の確保などの困り事に総合的に対応することで、今日の生活環境の中では必要なことであろうというふうに私は思います。

町として、この生活困窮者自立支援制度に対してどのように対応しているか、それとも今後どういうふうな対応をしていこうとするのか、お伺いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 非常に重要なことであります。

生活困窮者の自立支援制度でございますが、第2のセーフティーネットを拡充して、包括的な支援体系を整備するというものでございまして、昨年の4月から実施されている事業でございます。

事業主体は福祉事務所を設置する自治体でございまして、本町は熊毛支庁が事業を委託しているという社会福祉協議会との連携をとらなければいけません。このためには、やっぱり社会福祉協議会といかに連携をとるかというのが非常に重要でありまして、これは大々的に各地区と、あるいは老人クラブと一体になってやっていけないといけませんので、町だけでは絶対できませんから。

それとあわせて、病院との関係も打ち出しましたので、病院との協議はできておりますが、こういうことを考えておるといことは御理解いただいた上で、担当課長から短く説明させます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 私の思いというのは、社協だけでは不十分だと思うんです。町の保健福祉課の中に窓口を置いて相談員を置くという、そこが一番大事じゃないかと思うんですけれども、これは昨年から始まったばかりでありますので、教育委員会やあるいは社会福祉協議会、そして町が中心となって、なにも福祉事務所置いて、これが縦の関係の弊害なわけでありまして、やっぱり自主的に、こういう政策はどうしても必要だということであれば、町の首長の裁量でできることだろうと思いますので、もちろん職員の定数のどうのこうのという形にもなっていきますけれども、やっぱり今、社会が求めている生活困窮者自立支援という、こういう観点からすると、どうしても行政が率先をしてやっていくべき仕事ではないだろうかというふうに思いますから、これは何よりも、もちろん熊毛支庁とも協議もする必要があ

るでしょうけども、首長の政策の一環として取り組んでいただきたいというふうに要望をしたいと思います。

国保税の減免対策の改善についてでありますけども、これまで何回となくこのことについては改善をしてくださいという形で質問をしてきました。

例規集には、条例規則等で災害や解雇などによる減免制度はあります。設けております。しかし、例えば生活困窮者の減免。町長の裁量による規定が残念ながらありません。そういう点で、これまでもお願いをしてきたところなんですけども、それをもうちょっと、繰り返しになりますけども一部負担金の徴収猶予、減免などの要綱、これは平成23年3月31日告示第24号ということでありまして、国民健康保険税の減免に関する要綱とあります。

介護保険では、所得が保護基準をわずかに上回る境界層の世帯が介護保険料を負担することで、保護基準以下に落ち込む場合に介護保険料を減免する仕組みというのがあります。

この、ちょっとこんがらがないように申し上げますが、国民健康保険でもこの介護保険制度にある所得が保護基準をわずかに上回る境界層の世帯が介護保険料を負担することで、保護基準以下に落ち込む場合に介護保険料を減免するというこの仕組みを国民健康保険のこの一部負担金の徴収猶予減免などの要綱、そして国民健康保険税の減免に関する要綱の中にも首長の裁量権として組み入れてもらえないかという私の質問であります。

まずこの南種子町は、この介護保険の境界層世帯の免除制度を実施しているかどうか、規程を設けているかどうか、関係課長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。議員御質問の境界層措置でございますが、介護保険料は9段階に設定をされております。より負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態となるものについては、当該基準より低い基準を適用するという制度でございます。この制度は、平成17年10月から適用されたもので、介護保険法施行令第38条に定められておりますので、条例等については規定をしておりません。

また、境界層措置の判断は福祉事務所が行うことになっておりますが、本町での適用者はこれまでないところでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 課長の答弁では、これまで南種子町に該当者はいないということなんですが、例えばですよ、国保税は基礎控除が30万円しかありませんから、それで国保税がかかった場合にその国保税を払う額を差し引いた場合に、生活保護基

準、例えば南種子町で言えば6万円ちょっと。月々6万ですから72万、72万の80万、100万円ぐらいですか、基礎控除が30万ですので100万から110万円ぐらいの所得があった場合にこの境界層になっていくんじゃないかと思うんですけども、そういう考え方、私が持ってるこのイメージというのは課長、間違っているんですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。介護保険料は9段階に設定をされておりますので、最高が10万円ということになってまして、最低が1万7,700円ということになってます。

この、例えば平均である5万8,800円を1万7,700円に落とせば生活保護の対象にならないという方については、この1段階の1万7,700円に落とすという制度でありますので、その対象者は熊毛支庁が生保の担当が判断をすることになってますので、適用者はいないということでございます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 申請をすればいいということですので、これを国保の減免対策と抱き合せて考えてみたいと思うんですが、国保の保険税の減免対策については先ほども申し上げましたとおり、まず災害関係、そして解雇あるいは失業という場合にこの減免制度があります。申請減免の制度があります。

それを、今介護保険の説明をしましたように、所得が保護基準をわずかに上回る境界層の世帯ということで、保護基準の6万ですから72万円の1.3倍とか1.5倍ぐらいまでは申請減免を設けるというようなことで、何回も町長に要求をしてきたわけでありまして、その1.5ぐらい設けるというのは町長、考え方はないでしょうか。

これを初めて聞いたかどうか分かりませんが、今非常に生活実態としては苦しい状況があるわけでありまして、先ほどもありましたけども年金だけでは介護施設には入所できないというふうなことが社会問題になっておりますけども、この保険税についてもますますこの30年からは県と市町村で運営をしていくということになると、保険税は上がっていくということになろうと思いますし、そういう点で減免制度こういうのをしっかりと充実させるべきじゃないかと思うんですが、例えば介護保険のように境界層をしっかりとフォローするという点で、生活保護基準の1.5倍ぐらいまでは申請減免で減免をするというような要綱改正を町長、首長の裁量権を1項目設けるというそういう考えはないでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的には、町長がその裁量権でやるということであってそれでやった場合、それが尾を引いてきちんと全体の均衡がとれない状態というのは困

りますので、ちょっとやっぱり勉強させていただきたいと思います。担当課長からそれぞれまた聞かせてもらいます。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） もう時間がありませんから、また議長から請求されますので飛ばしていきます。

茎永の大雨で冠水した水田の排水対策のために、大型ポンプの配置が必要ではないかというふうに思うんですけども、これは一番手っ取り早い例として、去年の鬼怒川の土手が決壊されて大変な被害をこうみました。

この茎永の排水対策というのは、T P Pが批准されれば、今度は品質のよい米しか売れないということになっていくんじゃないかというふうに心配をします。8時間から9時間ぐらい冠水を除去すれば大したものではないとうふうな専門家の意見もありますけども、昨年1日でしたけども穂から10センチか15センチぐらいオーバーしてるわけですよ。

ですから、少なくとも1時間ぐらいで排水が可能な大型ポンプ、直径300ミリとかそういうサンドポンプを四、五台セットして、ただ満潮時と重なった場合に宮瀬川の排水がどうなるのかというのが心配がありますけども、T P Pという厄介者が出てきた以上、やっぱり米の品質管理というのが一番大事ではないだろうかという点で、どうしても排水対策のために大型ポンプが必要ではないかと思うんですが、簡単に町長、そういう必要性についてお伺いをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私、就任する前から向こうに関心を持っておりまして、大分向こうに通いましたはっきり言って。この件については、県の土地改良理事会等が、役員会それぞれありまして、私は1市2町のこの理事として今度出ていくようになります。残念ながら23日理事会があるんですがそれには欠席せざるを得ませんけれども、基本的には日高議員から提案されている問題について私も同様の意見を持っておりますから、これを強くそういう話の中で求めて、国に対する補助金の増額の問題とかということについては、国に対して直接言う機会がございましたのでそれをやってきたわけでありまして、特に事業主体で言うと土地改良のほうでやるようなことになりますので、そこについては意見を十分提案しながら、つまり負担金が少ない事業でやられるような方向でございますので、取り組みたいと思っております。

○議長（小園實重君） 日高澄夫君。

○9番（日高澄夫君） 最後に、小規模企業振興基本法の制定が20何年ぶりというふうに新聞にありましたけども、制定されました。

中小企業振興法はあったんですけども、鹿児島県は中小企業振興法に基づいて条例を制定しておりますが、従業者5人以下の小企業の振興を図ることを目的にして、小規模企業基本法が制定されました。

この小規模企業振興法というのは、条例を制定しますとその条例は南種子町の小規模企業、従業員5人以下の小企業をどのように発展させるかという、南種子町の小規模事業の憲法になると思うんですよ。そういう点で、部分的にあれをしようこれをしようじゃなくて、まず小規模基本法に基づく条例を制定をして、そして南種子町の上中の町をどういうふうに発展させるかという点で、現在の地方創生も含めて考えていくためにこの条例を制定する考えがないかどうか、お伺いをして終わりたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 結論言いますと、県下では2市町、県含んで市は1つですがあります。実質上はまだ動いておりませんが、その検討をしたいと思います。

○9番（日高澄夫君） 終わります。

○議長（小園實重君） これで、日高澄夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開をおおむね午後1時15分といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時13分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

河野浩二君。

[河野浩二君登壇]

○1番（河野浩二君） 3月20日開催される第29回ロケットマラソンの参加者数が発表されました。総勢1,825名で、前回比140名の減でしたが、大会を継続するために最も重要な指標となる島外参加者が605名で、昨年より13名ふえました。

第1回の鹿児島マラソンが開催されるということで、大幅減を心配しておりましたが、観光課職員の皆様や関係各位の御努力で大健闘ではなかったかと思います。当日の良好な天候を祈るとともに、大会の成功を祈念したいと存じます。

また、本年3月2日、宝満神社の御田植祭が国の重要無形民俗文化財に指定されました。県内では8件目、熊毛地区では初指定となる快挙でございます。300年以上前から続く農耕行事で、宝満神社氏子の皆様、荃永地区民の伝統の継承力が発揮されての指定であります。もちろん社会教育課職員の努力もあったことと存じます。

心からの敬意と祝意を申し上げたいと存じます。

一般質問に入ります。

昨日の同僚議員からも民営化についての質問がありましたが、トンミー市場の運営と販売状況についてお伺いします。ことし1月より経歴豊かな新館長が就任し、新しいスタートを切りました。そこで、現在のパートを含めた職員数と新たに副館長の雇用は考えていないか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 河野浩二議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度整備拡充した南種子町観光物産館トンミー市場は、地産地消のための地元農産物や加工品等の販売拠点として活用され、農家の所得向上が図られております。今後、食育や地元産品の島外発信、販売開拓の推進拠点施設として、地産地消はもとより出郷者と町外居住者へ地元産品の発信を行うなどの取り組みを行い、高齢者を初めとした農家等の所得向上対策と地産産業の振興を図りたいと考えているところであります。

現在は副館長が不在の状態であります。物産館を食育や地元産品の島外発信、販路開拓、ふるさと納税返礼品等の推進拠点施設として活用していくためにも雇用体制整備は必要であるとは思いますが、物産館の収益が当初計画より相当落ち込んでおりまして、現段階においてはふるさと納税返礼品のそれにより、黒字化が図られようとしているところであります。

詳しいことについては担当課長から答弁させていただきますが、現段階における副館長を置くということについては、検討をするということにしたいと思っております。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 観光物産館トンミー市場の雇用状況であります。現在パートを含めた職員としての状況であります。館長と臨時雇用4人ということで5名体制が現状であります。副館長については、町長も述べましたとおり不在という形であります。

ここのトンミー市場につきましては、推進拠点施設として重要な役割を果たしておりますので、町長答弁のように雇用体制の充実化を図っていくということで、体制整備関係につきましては、検討している状況であります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 収支の状態が思わしくないということで、検討ということでございますが、商業全てのことに当てはまるんですが、まず人でございます。人によって、商売の場合特に営業力、企画力が違うわけでございます。また、常時契約職員が館に常駐するのが理想であると、私はこのように考えます。

パートの人数については、それは4人で十分かなと私も思うところでございます。ただ、男性女性というわけではございませんが、やっぱり力も要ったりしますので、男性が2人いたら仕事がスムーズに行われるのかなというふうに思っているところでございます。

次にいきます。登録会員数と、常時商品を搬入している会員数を伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 観光物産館トンミー市場の登録会員数と常時、商品を搬入している会員数について述べたいと思います。

2月末現在であります、登録会員数につきましては536人で、常時商品搬入者につきましては、月198人であります。

1日平均で30人程度ということであります。時期によっては、搬入が多くなったり少なくなったりという形であります。

地場野菜販売所の登録者数であります、平成26年度は289人ということで、会員登録数については物産館になりましてから247人の増加というような状況であります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 登録会員数は随分伸びているようで何よりでございますが、常時搬入者数これが200名前後で推移をしてるようでございます。この登録会員数の半分以上が商品を搬入していない、その原因は何だと考えていらっしゃいますでしょうか。課長で結構でございます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 登録人数関係については536人ということですが、月平均で198人ということで、ここにつきましては各品目、作物を出す時期に集中するということがありまして、それぞれ年間を通じて出す方ということで、この向上対策、今の現況としましては加工品等については周年出荷されてる方がいます。野菜等につきましては、時期的に春先とか秋口のみという方もいますので、ここについては四季折々な対策ということで栽培講習会とか、年じゅう野菜が出荷できるような体制づくりということで、今少ない原因としましては、野菜関係の時期的な搬入者が多いということになります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 新しい館になってから、商品にはバーコードをつけなければいけないということで、初め私もちょくちょく覗いておったんですが、少し不得手に

している生産者の方もいたようでございますけども、今そのバーコードについては生産者は困っていないでしょうか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 商品管理の徹底ということと、生産者、出荷する方が今どういう品物がなくなってるということで、随時1日ごとのメール発信等も現在行ってるところです。

バーコードの作成の仕方につきましては、高齢者については大変だということが最初からありました。そこについては、物産館の職員関係と、あと総合農政課の職員のほうでスムーズに登録ができるようにということで、搬入ごとに作成しないといけないということになりますので、事前に商品の搬入とか価格がわかってる分については事前に作成協力しますということで、手続等の指導と全面的な支援をしてるところであります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） わかりました。

次に、商品の充実と、搬入困難な高齢者のため集荷を定期的に行えないか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 現段階において、採算の問題もありますから、当然やっぱり本格的なといいましょうか、体制を整えようと今しておりますので、そういう段階で多くなるという段階では方法を考えないといけないわけですが、つまり販路、持ってくるのが高齢者の場合は非常に困るわけありますから、これを今後私が進めようとしている高齢者の農業のそれとあわせた検討になるのかなと、こういうことは念頭に置いてるということでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） パートは公用車に乗れないということを私は初めて知ったんですけども、乗れないそうです。ですから、先ほどもありましたが副館長を採用すれば、契約職員だったら乗れるというようなことです。

また、この定期的な集荷ということになりますと、運送業法に引っかかるそうでございまして、車両に青ナンバーが必要だということも聞いております。少しハードルも高いのかもしれませんが、ぜひ今後検討していただきたいとそう思うところでございます。

次にまいります。ふるさと納税謝礼品の取り組みについてお聞きします。

昨年より、ヤフーふるさとチョイスへの加入で納税額が飛躍的に伸びています。平成26年度は件数8件、収納金額22万円、県内43市町村中42位でしたが、平成27年

度は2月末日で件数4,173件、収納金額4,972万9,540円と、一挙に14位に躍進をいたしました。

また、このことでトンミー市場の収益増になったと聞いております。つまり、安納芋、タンカン、米の注文、商品管理をトンミー市場が行うことで、その手数料収入が入ったということでございます。

生産者は11%を手数料として支払いますが、受注、送品手続を全てやってくれるため、ポータルサイトと直接やり取りすることなく、商品を荷造りして出荷するだけとなっています。今後も謝礼品送付を、この手法を使うことで生産者も助かりますし、トンミー市場運営にも大きく寄与すると思いますがどうでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） まさにそのとおりでありまして、内地の道の駅等については国道があつて人の出入りが非常に多いということと、それだけ搬入者、それから買う人が多いということもあつて問題なくやられているんですが、直営店が県下では2店だけということもありますから、そのことを考えたときやっぱり返礼品の取り扱いというのは重要なと思います。

担当課長から補足の説明をさせます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） ふるさと納税関係であります。この物産館にかかわる説明ということで、主管課としては総務課のほうで各課連携を取りながら進めているところであります。

状況については、今議員のほうで状況を話されましたので、私のほうでは農産物関係のふるさと納税の返礼品の取り組みについてということで、状況を話したいと思います。

今現在、平成27年度になりまして安納芋、タンカンということで、安納芋につきましては物産館を拠点とした取り組みということで、物産館を経由して安納芋自体が33トン880キロ、金額にして1,524万6,000円ということで、4カ月間の中で飛躍的に緊急な対応でしたが伸びているところであります。

今後、物産館を拠点とした登録ということでありますが、ここについては物産館自体は推進拠点として位置づけをしていく予定であります。その中でもやっぱりこう自主的に返礼品を送れる応援事業者登録ということと、町内の中でも品ぞろえを幅広くするためにもそこに取り組むべきであるということで、議員今指摘の事項であります物産館については、高齢者が持ってきて地元消費のみでなくて県外のほうに推進が図られる地元産品の島外発信、販路開拓という意味でも重要な地位を物産館は占めてますので、取り組みを積極的に進めてまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 先ほどJTBとちょっとやり取りすることがありまして、JTBの担当の方といろいろお話もする機会もあったんですが、非常に優しく接してくださいまして、パソコンとかそういうのは苦手でも大丈夫ですよというようなことを伺っております。

ただ、どうしても生産者によってはそういう対応、やり取りが苦手な方もおります。また、ましてやパソコンを相手にちょっと仕事しなければいけないということで、伝票をつくったりとかいろいろ煩雑なことがあろうかと思しますので、その辺のところは、総合農政課というよりもトンミー市場のほうで品目を絞ってでもやっていただければと思うところでございます。

次に、6次加工について何うつもりでしたが、トンミー市場の取材をしているうちにトンミー市場を中核として実施することは今のところ困難なようです。今は体制をしっかりと築くというようなところではないかなと思いますので、6次加工については今回は控えます。

そこで、トンミー市場に納品された商品を各種組み合わせ、トンミーセットとしてふるさと納税謝礼品にしようかどうか。答弁ができたならお願いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 町の特産品関係を物産館関係、この返礼品関係のセット的な取り組みですが、ここについては地元消費関係を重点的に販売の対策もとっていきます。

島外関係に発信ということで、このふるさと納税関係の返礼品、それとふるさと便のような形の対策をとっていこうということで、物産館の開設当初から計画した分野であります。

今現在取り組まれてなかったのがインターネットへの対応、それと新たな発信ということでありますので、平成28年度積極的に取り組む体制でどれとどれを商品セットでしていくとか、南種子町の特徴をあらわせるような取り組みということで、試験運用となりますが28年度から取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 1品だけでは送品できないところに対処した私のアイデアでございます。ぜひ検討してもらいたいと思うんですが、例えば分蜜糖ですね、それから黒砂糖、それから二節か三節の本物のさとうきびですね、これをセットにして送

れば非常に生産者も喜ぶし、大半の都会の方たちは、さとうきびで砂糖ができるというの知らない人もひょっとしたらいるかもしれません。非常に喜ばれるセットになろうかと思いますので、その辺も検討してくださればなと思うところでございます。

6次加工については、ニガダケの水煮や安納芋のけんぴ、チップなど再度研究調査をして、どうしてもこの6次加工には取り組まなければならないと思っておりますので、また次回御質問をいたしたいと存じます。

トンミー市場運営についての最後に、直近の月での年商、月商平均と来客数平均を伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 物産館トンミー市場の直近2月末現在ということで、平成27年度の運営状況であります。

販売金額につきましては8,699万5,856円、営業日数につきましては328日で、1日の販売額については26万5,231円、1日当たりの来客者数につきましては235人ということになります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 来客者数も多いようでございます。また、1日の売上も20万を超えるということで、何よりなことだと思います。27年度の今期の見込み、総売り上げは幾らと見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 平成27年度、残すところ3月いっぱいということになりますが平成27年度3月の実績見込みを合わせまして、販売金額で9,693万8,696円の見込みであります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） あわせて平成28年度の販売目標をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 平成28年度の販売売上目標につきましては1億2,000万円ということであります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） ぜひ到達できますように頑張ってくださいと思います。

先ほどもからも民営化というようなお話も出てるようでございますが、私は民営化には賛成でございます。どうしても自治体が行いますと縛り等が多くて、できるこ

ともできないというようなこともございますので、ぜひ民営化の方向で進めていただければいいのかなと思ってますけども、このことについては商工会、そして会員の意見を十分収集して検討していただきたいとこのように思っているところでございます。決して急がないでやっていただきたいと思います。

次にいきます。地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。

この制度は、2009年に総務省によって制度化されております。西之表市では即座にこれに反応して申請をし、現在6名の方が活動中であります。そして3名の方が制度を終了し、うち1名がそのまま定住しているようでございます。

活動内容については、特産品開発や移住、過疎対策支援、安納芋販路拡大など多岐にわたっております。本町でも平成28年度予算に432万円計上しておりますが、何名募集するのか、そしてどの方面で活動してもらうのか、一括して質問を申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 企画課長、河口恵一朗君。

○企画課長（河口恵一朗君） お答えいたします。

人数につきましては3名を予定してございます。活動内容でございますが、現在、決定ではございませんが今検討している内容は大きく3つありまして、1つはインターネットを利用したネットビジネスの指導やインターネットを活用した自宅ビジネス教室、2つ目は特産品開発や販路開拓業務、3つ目はユーチューブなどを利用しました地域情報発信や定住情報発信などできないかと検討しているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） これは全国に募集をかけるようでございます。新しい人材が入ってくることですので、もう大変歓迎をしておるところでございます。特別交付税の算定措置を受けてこの予算が配分されるということでございます。

一定期間支援を受けた後も地域に定住する可能性が60%もあるということで、大いに期待をしておるところでございます。

ちなみに、西之表市では現在活動中は6人でございますが、女性が5人、男性が1人のようでございます。ぜひ御期待申し上げて、いい人材が集まることを祈念いたしたいと存じます。

次にいきます。新規就農者4名と懇談する機会がありました。1ターン者2名、地元出身者2名であります。青年就農給付金で現在のところ生活は基本的にはできているが、給付終了になったとき、農業で自立できるか心配をいたしておりました。

特に、Iターン者は地縁血縁がないため、耕作地の確保や作物の選定等に悩みを抱えているようでございます。人口増や農業振興のためにはなくてはならない制度と考えますが、この制度についての説明と現在までの南種子町での実績をお示しく下さい。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 以下、担当課長から暫く説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 新規就農の支援であります。どのような制度かということですが、国庫事業の青年就農給付金事業で農業技術及びノウハウを習得するための研修に専念する就農希望者を支援する準備型と、経営リスクを担っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する経営開始型であります。対象者は45歳未満で、準備型が2年間、経営開始型で5年間あります。年間150万円の支援があります。

現在までの実績ですが、本町では平成24年度より取り組みをしまして、平成24年度で3名で450万円、25年度7名で825万円、平成26年度5名で600万円、平成27年度5名で525万円、11名が事業に取り組んでおります。これまで10名が農業経営を開始してるという状況であります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 農業技術指導への取り組みはどのようになされていますでしょうか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業技術指導につきましては、町の技連会関係の総合農政課、熊毛支庁、それと農協関係からの指導、それと南種子町のほうに担い手協議会関係、認定農業者指導者連絡協議会とか本町で組織する今現在農業を認定農業者として行ってる方が直接指導ということで、特に実践に取り組んでるスナップエンドウですとスナップエンドウで所得を上げてる実績のある方等が、直接この新規就農者の現地に行って技術指導、それと年間を通じた指導ということで、定期的に指導を行ってるところであります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 町長も時折申しておりますが、3反程度で生活ができる、農業所得ですね、そういうのをこれから南種子町は伸ばしていかなければならないと思うところでございます。そういう作物の選定等にそういう十分な技術指導をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

随分、やはり中には、農業というのは孤独な作業でもございますので、1人でいろんなことを考えながら悩みも抱えてやっているようでございますが、ぜひこの新規就農者同士の懇談会の開催。これをしていただきまして、それで町長もぜひそれに参加をしていただいて、彼らの意見を十分に聞いていただきたいと思います。お願いをしておきます。

次にまいります。厚生労働省は、全国で800万人いる団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を提言しております。そこで、本町が目標とするケアシステムの現在までの進捗状況について説明を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは福祉を基幹とした地域づくりでございまして、恒久的な課題でございますので、南種子町は南種子町でできることを最大限に実施していきたいと考えております。

生活支援コーディネーターの概要については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 先ほど町長が答弁したとおり恒久的な課題でございますので、毎年努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） まだ緒についたばかりで、なかなか担当課としても苦慮しているところだと思います。私もまだ勉強が足りません。

ただ、この地域包括ケアシステム、町民の大半がこの言葉なかなか知りませんし、なかなか理解ができないということだろうと思います。これは簡単に申し上げますと、要するに国の医療が今後大変になると、介護も大変になるということで、できるだけ家で終活を迎えていただきたいと、簡単に言えばですね、そういう制度じゃないかと思います。これはぜひ、町の柱として、基本政策の柱として今後も検討を十分にさせていただきたいと思います。

また、医療関係者や介護事業者、社会福祉協議会、民生委員、生活支援コーディネーター、老人クラブ、公民館婦人部との全体会議を行ったかどうかと考えるがどうでしょうか。全体会議を行って、この地域包括ケアシステムの宣伝と申しますか、周知を徹底をしたかどうかと思いますが、町長の御意見を伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 具体的な点を担当課長は申し上げませんでした。大体週1回

の運動教室のそれでありますとか、月曜から土曜までの放課後児童クラブの運営を基本として、高齢者の見守りの活動の支援、あるいはサロンの開設、高齢者の生活支援もあります。

そういったようなことを含んでこれからやっていかなければいけないんじゃないかということを念頭に置いて取り組みたいと、こう思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 現在の日本の一般会計の税収は約50兆円だそうですでございます。

これとは直接関係ないのかもしれませんが、国民が医療に使っているお金が約、保険も入れてでしようけど40兆円あるそうですございます。

この日本の40兆円も、2位が韓国でございまして、その韓国にも大きく差をつけて世界第1位ということのようでございます。医療に相当お金を使っているという実情がございまして、国としてもこの包括ケアシステムの構築を急いでるのじゃないかと思っているところでございます。

次に、地域支え合い推進員、前日より相当同僚議員からも出てるようでございますが、これ生活支援コーディネーターと呼ぶそうですございますが、これについては同僚議員から同様の質問がありおおむね理解できましたが、保健福祉にかかわる仕事はどういうものか具体的に示してください。

つまり、今回公民館の活動と一緒になってしまうと、誰がその主体となっているのかというようなことがありましたが、あくまでもこの生活支援コーディネーターは保健福祉課のほうで進めている事業だと思いますので、課長に説明をいただきたいと存じます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、国では同じことになってるんですが、南種子町では第1層町段階を生活支援コーディネーターとしてます。地区段階を地域支え合い推進員という名称を使わせていただくようにしてるところでございます。

具体的な福祉の関係の内容でございますが、現在生きがい活動室で実施をしている運動教室を各地区で週1回運営をしたいというふうに考えております。また、月曜日から土曜日までの放課後児童クラブの運営を基本に、高齢者の見守り活動の支援、サロンの開設、高齢者の生活支援、防災対策など地区集落公民館や関係機関、団体と連携のもと、地域における健康福祉づくり、地域づくりの推進役として業務を予定しているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 高齢者の見守りについては、十分力を入れてやっていただけたらと思います。

例えば、下中の消防団員の皆さんは、下中地区にいる高齢者の人がどこにお休みに、個人情報に当たると思うんですけども、それは個人情報をクリアした形での活動でしょうけども、どこにお休みになってるのか、どこで生活してるのか、そういうことまで把握してるそうでございます。

いざ災害があったときに助け出すのに利用されることでございますけども、そういったきめの細かい活動ができればと思っておりますので、よろしく指導をしていただきたいと存じます。

次にまいります。南種子町内の歩道に設置されている緑樹帯の撤去について伺います。

昨日も同僚議員から、国道のソテツの撤去というかそれがございましたけども、昨年上中本通りが樹木帯を撤去したことですっきりした道路になりました。交通安全、そして管理費を考えたとき、撤去をし、見通しのよい道路にしたほうがよいと考えます。

まず、この緑樹帯の管理費について、現在どのぐらいの事業費となっているかお示してください。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 河野浩二議員の質問にお答えいたします。

町道の管理における緑樹帯の管理についてであります。作業にかかる日数や使用する機材等からおおむね算定しまして、350万円程度ではないかと算定します。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 私が考えているよりそんなに大きな金額ではないようでございますが、上中市街地のJ Aから焼野に至る線、それから山崎団地からAコープに至る線、この緑樹帯は私はもう撤去したほうがいいのではないかなと思います。

というのは、ツツジの間から雑草が相当伸びて来まして、もう非常に見苦しいというのもあります。それから、もちろん交通の関係からもじゃまになってるんじゃないかと思うんですよ。

それでも町長、再三予算がない、財政が非常に苦しいというようなことでございますので、余計な仕事をさせないためにもぜひ撤去をして、アスファルトで塗るかどうかにして、この上中市街地の分はですね、見通しのよい道にしたらどうかと考えてるところですが、町長の所見をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） もう十数年前、中平中学校があるときに町のほうがいわゆる樹

木を伐採して議会から大分しかられた経緯が長年の経験者はわかってるんですが、そういうことと全く最近の違いまして、交通安全というのがこれが大きな課題になってきたという点では、平成27年度事業で商工会、通り会のほうがああいった事業を行ってくれたので、これが基本じゃないかと私もずっと思っていたんですよ。

いろいろ提案してる、住民から提案いただいている点もありますが、後ほどまた答弁の中に出てくると思いますので、この辺についてはやっぱり樹木を撤去して、もうちょっと爽やかにしたほうがいいと。

経費の点についても、もうちょっと僕はかかっているんじゃないかと思ったんですが、建設課長の話を聞くと安いようではありますが、詳細については課長のほうから説明させます。

○議長（小園實重君） 建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 河野浩二議員の御質問にお答えいたします。

町道の緑樹帯については、現在の管理延長が町道4路線で8,440メートルです。町長申し上げましたとおり、どのような形でやっていけばいいかということもあるわけですが、建設当初は緑化による環境整備が1つと、あと断面的にその緑樹帯が交通安全の目的、機能も有しているということで、それぞれに補助事業の際に断面協議を行って、県の指導等も行いながらつくられてきた経緯がございますが、現在の断面ではそれぞれが交通の利便性も含めまして、高齢者の方々や子供たちが通行しやすいような断面に変わってきておりますので、そこら辺の機能を考えますと、議員御指摘のとおり緑樹帯の撤去等も十分に考えていかなければいけないと思っております。

町長も申し上げましたが、都市計画街路の本通り線、それから町道の上中西之線で、議員も御存じのとおりですが、黒潮の前のところの緑樹帯はもう既に撤去をしてありますけれども、そのような形で必要な部分から予算に照らしながら現在改良整備を進めているところで、今後もその方向で検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 昨日、念のために議会が終わりましたから西之線を走ってみました。普段よく通る道なんですけど、改めて見てみますともう非常に殺伐とした緑樹帯でございます。ときどき木がぽつぽつと生えていると。あとはもう全く何も植わっていないというような状態でもありました。

あれはもうないほうがいいですね、あのままにしておくとしたらですね。ただ雑草が生えてきてそこにまた人件費が要ということでございますので、ぜひ検討していただきたいなと思うんですが、この西之線は観光道路でもあります。

これについては、密集性があり雑草が生えないツワブキの植栽をしたらどうでしょうか。花が黄色でとてもきれいです。観光客の目を楽しませることができると思いますがどうでしょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 例えば西之線で言いますとそういったような問題もありますから、これはやっぱり緑地帯をつくってやってるという点では警察との関係ももちろん十分協議しますが、方向としては今議員提案のようなことが望ましいという判断しておりますから、また内部検討あるいは警察の関係含んで、予算的な点を総合していきたいと思います。

ツワブキについては、何人かの方がやっぱりぜひツワブキを植えてあの黄色い花を咲かせてほしいということもありますし、検討の余地があるんじゃないかとかこう考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1 番（河野浩二君） ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

ついでと言っちゃなんですが、もしその撤去をする際に防風林になるような樹木がありましたら、2年ほど前に完成した西之地区のグラウンドに植栽をしていただきたいと思います。

地区民の方が、北西の風が冬になると強くて、その風が平野の集落におりてくるそうでございます。非常に難儀をして、ほこりも舞って大変な思いをしてるようでございます。地区としては、以前から要望はしているようでございますけども、いまだに対処されていないというようなこともございますので、ぜひ西之地区のグラウンドですね、ここに防風林を設置していただきたいとこのように思いますので、それもあわせてよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次にまいります。来年3月より開設予定の警察・交番制について伺います。

このことについては、鹿児島県警から再編計画が発表され、平成23年度より警察署による住民説明会がありました。種子島警察署によると、住民のコンセンサスは得ていると伺っておりますが、町民の安心・安全をつかさどる重要な制度再編であります。町広報等で改めて住民に説明したほうがよいと思われますがいかがでございましょうか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 当然のことでございますので、4月の中旬以降には町政座談会も開きますから、その折説明はしたいとこのように思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1 番（河野浩二君） その際は時期を考慮して、ことしの8月ぐらいから工事に入る

ようで、来年の3月開設予定ということですから余り早くしてもあれですので、工事が始まった所に住民に十分な説明をしていただければなと思うところでございます。

交番制に移行することで、島間地区、荃永地区、西之地区の駐在所が廃止されます。島間駐在所は明治35年設置、荃永駐在所は大正5年設置、西之駐在所は設置年不明ですが大正年間と推察されます。上中の南種子駐在所は大正10年であります。

長年駐在所が地区内にあり安心・安全だった各地区内は、今後どのような形で防犯防災を担保するのか、警察署から説明を受けていましたならば答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 交番制が始まりますと、勤務時間帯において上中に設置される交番に勤務することになります。移行後、当分の間においては、警察官がこれまで駐在所を住宅として使用し、それぞれの地区に居住するとのことでした。

また、交番制にする最大のメリットは、夜間体制の強化と有事即応体制の強化とで、これまで以上の体制で交番への人員配置体制につきましても、最大限の能力を発揮できるように現在本部と協議をしてというのが署長の方針で、考え方でありました。

さらに、交番制になっても各駐在所が所管していた地域当番制は崩さずに、巡回はもちろん地域の行事にも積極的に参加していただけたとのことでしたので、警察のほうといたしましても、現状を下回ることのないような形で地域安全のために配慮をしていただいてもらうというようなことになっているわけであります。

地域の安全は、町としての責務でもございますので、今後におきましても警察と連携をしながら最大限の安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいとこのように思うところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 今町長が言ったことと同じことになろうかと思いますが、私が取材した中では上中の交番から各地区へ緊急走行した場合、臨場時間が8分だそうでございます。また、24時間交代で勤務に当たりますので、今まで以上に安心・安全が図られとる私も伺っております。

町長も申し上げましたが有事即応体制と言われておりまして、特に夜間体制の強化が図られるということでございました。住民にもこのことを十分に説明をしていただければなと思うところでございます。

次に、新交番の名称についてであります、ある会合で主催者側のイベント的なアンケートが挙手方式でありました。新交番の名称についてであります、町長ち

よっと聞いてください。1番、南種子交番、2番、種子島南交番、3番、宇宙の町交番、町長はどれがいいと思いますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 県内に交番の名称を、今議員のおっしゃるようなことでやっているとこの中がありまして、それで言うと、私個人のことを言っているかわかりませんが、これは皆さんが思うようなことになるんじゃないかと思うのは、やっぱり他の町で、鹿児島県でやっているそういう形でいけば一番後のほうが適切かなという思いですが、これは最終的には警察署が決めますのでいろいろ警察の意見も聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） その会合と全く同じ回答でございました。1番の南種子交番は2人でございました。種子島南交番の方が1名でございました。あと圧倒的に宇宙の町交番、これがもう圧倒的でございました。20名近い方が宇宙の町交番がいいということでございました。

出水市に鶴の町交番というのが実在します。また、沖永良部島の空港はこのたびえらぶゆりの島空港と命名をされました。私どもの町にある交番も、ぜひとも宇宙に関係する名称であればよいなと考えるところでございます。

これは、最後の決定は鹿児島県警本部長ということでございますけども、ぜひ町長が警察に用事があって行くかどうかそういうのはわかりませんが、警察の皆さんと懇談をする機会がございましたらそういったようなことも申してみたらどうかと思うところでございます。

ちなみに南種子中学校ができるときに公募をいたしました。公募するから違った前が出てくるのかなと思ったら、結局南種子中学校に収まったわけですね。それはそれで、南種子中学校で間違いはないわけですからそれはそれでいいんですけども、もし公募、そういう南種子交番とかということであれば公募とかやめていただきたい。非常に期待をいたしますので公募されたほうはですね。ですからぜひ、南種子はもちろん尊重すべき名前でありますからそれはそれでいいんですけども、ぜひ違った名前がいいのかなとこのように思うところでございます。

最後の質問になりました。本年10月15日は南種子町制60周年の記念日であります。予算は1,000万円を計上しておりますが、どのようなイベントを計画しているか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） お答えいたします。

町制施行60周年の記念行事についてであります。現在調整中でありまして、決

定次第町広報でそれぞれ知らせたいと思うんですが、町のホームページを通じまして広く知らせていく必要があるんじゃないかと思います。

そのほかいろいろあるようでございますので、その都度答えたいと思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 60周年ということで、100周年ではありませんので経過的なイベントということになろうかと思いますが、各種ふるさと祭りであるとかロケット祭りであるとか、それに冠をつけてちょっと膨らませてやっていただければどうかかなと思っているところでございます。

50周年の記念碑が前之峯陸上競技場にあります。それには、年代別人口、世帯数、児童生徒数、高齢化率、高齢化率はまだ20%のようでした。産業別総生産額が刻まれております。あのような立派なものではなく、プレート状のほんの安い薄い石でよいですので、作成することは考えていないかお伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 具体的な点について課長から聞いておりませんので、その辺については今後十分検討して、そういった意見も踏まえて対応する必要があるんじゃないかと思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） もう石碑みたいなそういうもんじゃなくて、簡単なこんぐらいのプレートをつくっていただいて、どっか庁舎内の壁に貼りつけていただければもうそれで結構でございますので、歴史の好きな人とか、歴史というまではないかもしれませんが、そういう過去のものを見るときにそういうのをちらっと見たら参考になることが十分ありますし、ああ南種子はこのような推移してるのだなというのがよく学習されるようでございますので、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

質問項目が多くて走り過ぎてしまいまして、まだ時間があるようでございますがもうこれで終わりたいと思いますけども、最後に余談を1つ申し上げます。

さきごろ、利発な男子小学6年生3名と会話する機会がありました。その中で、現在の南種子町長の名前を知っていますかと聞いてみました。即座に3人一緒に声をそろえて名越 修町長ですと返ってきました。

それではと、南種子町には議会議員が10人いますが知っている名前を上げてくださいと問うと、残念ながら私が前に座っているにもかかわらず沈黙でありました。つまり誰の名前も上がってこなかったのであります。それだけ町長職というのは存在感が大きいのだなと思った次第でございます。また、子供から大人まで町長に期待するあかしとも感じました。

町長は、2期目の2年目に入ろうとしております。ホップ・ステップ・ジャンプ

のステップにかかるころではないでしょうか。準備は整ったように思われます。どうぞ健康には十分留意をなさしまして、町政のよりよき舵取りをしてくださいますようお願いを申し上げまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（小園實重君） これで、河野浩二君の質問を終わります。

ここで午後 2 時10分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 0 5 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2 議案第24号 平成28年度南種子町一般会計予算

日程第 3 議案第25号 平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第 4 議案第26号 平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算

日程第 5 議案第27号 平成28年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第28号 平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（小園實重君） 日程第 2、議案第24号から日程第 6、議案第28号までを一括上程します。

平成28年度予算案については、委員会に付託していたものです。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、西園 茂君。

〔西園 茂産業厚生委員長登壇〕

○産業厚生委員長（西園 茂君） 産業厚生委員会に付託された、平成28年度一般会計、4 特別会計予算の審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3 月 4 日、7 日に全委員出席のもと、関係課長、係長の出席を求め、審査を行いました。審査の方法は、平成28年度予算編成方針及び内容について、各課より説明を受け、質疑応答にて審査をいたしました。

3 月 4 日、農業委員会、平成26年 4 月農地法改正、農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、担い手農家への農地の集積と耕作放棄地の発生防止、解消の強化を図るとしている。今後も農地法に係る事務、農業振興に係る事務を行い、遊休農地の権利調査、担い手への農地集積推進、農用地利用配分計画案の作成協力、農地情報の提供、インターネットでの公開を進めるとのこと。

質疑では、担い手農家の定義はあるのか、に対して、65歳以下の農家を対象としているとのこと。貸し手農家の農地流動化奨励金は一筆で 1 反以上、2 反以上の制

約があるのかについては、貸し手は一筆当たりでなく1反当たり5,000円とのこと。

観光課。本町は種子島の中でも特に観光資源の豊富な町である。28年度は江美之江展望公園整備事業の年度内完成を目指している。観光イベント事業は、第30回たねがしまロケットマラソン、ロケット祭、第3回星コンの婚活イベントの開催支援の実施、平成29年の第1回種子島宇宙芸術祭の開催に向けて支援したいとのこと。商工業の振興は、第12回関西かごしまファンデーへの参加、起業家育成セミナーの開催、グリーンツーリズムの推進、支援をしたいとのこと。

質疑では、観光客数を把握する対策については、観光客だけをとりえるのは困難であるとのこと。ロケット打ち上げ時の民泊を何とかできないのか、については、国において、民泊の要件を4月から緩和するとの話がある。民営圧迫がないように島内の旅館、ホテルが満杯になったとき施設の開放をしたい。島内の観光施設の休館を統一できないか、の質問に、町長は財政問題があると答弁した。島内の休館の統一は当然のことと思うが、については、いつでも利用できる体制にあることが望ましいと思う。結婚祝い金、町に居住することが条件だが、転勤前に結婚しても支給されている。人口増が目的だと思うが、については、見直しをしたほうがいいのではないかと相談している、慎重に進めたい。平成29年の種子島宇宙芸術祭について、主催がどこなのか。町の立ち位置、事務局がどこにあるのか、はっきりしない、盛り上がりがない、の指摘に対して、平成24年よりプレイベントを実施、昨年、種子島全島の実行委員会が発足した。文化庁の補助事業の予算がつけば、種子島だけが持つ宇宙芸術祭、全島挙げて推進したい。

あおぞら保育園。平成28年度保育運営は、130名の定員に対して、3月1日現在で77名の申し込みと保健福祉課に申し込みを行う3号認定子供、満3歳未満の調整分、数名を預かり運営する方向とのこと。子供たちの安全を第一に考え、保護者の子育てを支援し、子供たちの成長をサポートしたいとのこと。

質疑では、幼児数が減っている。全体の幼児数のうち保育園は何名か、については、平成27年調査ではゼロ歳児から5歳児出生が284名、あおぞら保育園90人、ひかり保育園47人、ちびっこくらぶ10人、中央認定子供園57人、自家保育85人とのこと。空気清浄機は全室に入っているのか、については、完備されていない。現在、乳児室に1台設置しているとのこと。平成28年度に1台設置の計画。

総合農政課。国の農業農村政策として4つの改革、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設です。TPP関連政策として農政新時代、攻めの農林水産業の実現、経営安定、安定供給のための備え等政策大綱が示された。国・県の農業政策を活用し、本町でも青年就農給付金事業を利用した担い手の確保、所得向上を目指し、元気の出る農

業推進をしたいとのこと。町観光物産館は地産地消、地元農産物や加工品等の販売拠点であります。今後は、食育、地元産品の島外発信、販路開拓推進拠点として農家所得向上と地域産業の推進を図りたい。林産業では、町森林整備計画に沿った振興を進める。また防潮、防風林の管理保全に努めたい。水産業については、離島漁業再生事業を利用し漁業振興に努めたいとのこと。

質疑では、施政方針で観光物産館を民間委託するとの内容であったが、協議はしているのか。いつごろを予定しているのか、については、品物を納品する組織の会議と物産館自体の運営会議がある。協議は運営会議で昨年より実施、平成28年度は生産者との調整会議を実施したい。民間委託する理由は収支の採算的な問題か、ほかに問題があるのか、については、町の農業施設関係はそれぞれ独立した運営方針でいくと指示を受けている、指定管理等も含めて検討したい。島外への販路開拓等を進めるためにも民間委託の方向、平成27年度の収支見込みは収入約1,200万円、支出約1,300万円の見込み。ふるさと納税の返礼品、物産館の新たなスタートになるのではないかと、出品も少なくJTBも困っていると聞く、生産者へのPRと6次産業化に取り組む業者を育てる考えはないか、については、現在は安納いも、米、タンカンを返礼品としている。町民への周知を図りたい。安納芋苗増殖体制整備のハウス設置補助は生産者組織に加入している方だけ優遇しているのでは、については、管理は生産者組織でしている。バイオ苗の利用率が低い。バイオ苗100%利用の支援体制を確立したい。堆肥センターは赤字が出ている、どうやって民間委託するのか、については、堆肥の適正価格への見直しと積極的販売にて収支をプラスマイナスゼロにし、民間委託を協議したい。土地改良区への補助、予算化していない理由は、については、支出が9月以降に多いこと、受益者への対応が悪いとのこと、補助金の有効活用の観点から指導し補正対応としたい。森林組合への貸し付け1,000万円から2,000万円となっている、担保はとっているのか、については、担保はとっていないとのこと。種子島周辺漁業対策事業のFRP活魚水槽はどこに設置するのか、については、漁協の天空のパラダイスに設置予定とのこと。

3月7日、建設課水道特別会計。平成28年度の水道事業会計は、昨年度より57.0%多い5億4,909万7,000円であります。給水人口の減少や施設の老朽化等による維持管理費の高騰があり、また基金の枯渇による非常に厳しい経営となっている。水道使用料の改定が必要とのこと。

質疑では、3億4,000万円の事業費、起債残高も多い、計画的に事業をすべきであり長期的な計画がなされていないのでは、については、簡易水道の補助事業は平成28年度までだったので計画した。平成27年度事業も補助金が減額された、この事業が終わらなければ上水道に移行したくないとのこと。水道料金の過年度滞納者に

給水停止を実施したことがあるか、については、給水停止をしました。文書にて水道料金の未納について、給水停止について、給水停止の執行について、3段階で実施している、水道料金の収納率を高めたいとのこと。町内水道の敷設図面、何割程度わかっているのか、については、管網図が残っているが8割から9割程度が正確に表示されているとのこと。

建設課。第5次長期振興計画を基本とし、国庫補助事業の継続事業で、堂中野線、恵美之江線、新栄町焼野線、宇都浦線、防災拠点施設整備事業を計画し、緊急性を要する事業を重点事業として取り組むとのこと。公営住宅の補修事業を実施、また住宅使用料の収納にも力を入れたいとのこと。

質疑では、道路除草剤等の作業委託を業者にさせる理由は、については、町道の整備がおくることがあり、町内の道路は満遍なく定期的に整備したい。現在実施している集落等の除草作業は要綱を定めて協力いただき、補助金を支給して、両方でうまくマッチングしながら環境整備に努めたい。今までの直営は維持し、早急に除草の必要性がある作業に対応したい。公営住宅、独身住宅は足りているのか、については、公営住宅の管理戸数が198戸、うち空き家戸数は21戸、独身住宅は75戸のうち空き家は19戸で多くが手を入れないと住めない。上中の希望者が多く、足りているのかといえは足りていないとのこと。集落生活配水路整備で合併浄化槽の推進がなされていないようだが推進はしないのか、については、非常に重要で平山地区、島間地区で実施している。中山間事業に乗せられる事業はすぐに予算化し、単独事業も連携してやりたいとのこと。道路ふれあい愛護活動助成金とはどんな事業か、については、希望する集落、地域に助成金を支給し道路管理等をしてもらう事業とのこと。

保健福祉課。福祉年金については、高齢化社会に適応した福祉サービスの提供ができる事業推進、シルバー人材センターの設立を検討し高齢者の幅広い社会参加の推進、日常生活や社会生活ができる障害者支援の推進、児童福祉は民間保育所の増改築における保育所等整備事業、また、全地区で放課後児童クラブの開設を進めます。健康増進では、胃がん原因9割といわれるピロリ菌検査を加え、がんの早期発見、早期治療のための健診の受診率向上を図ります。また、18歳までの医療費助成事業を実施するとのこと。環境衛生では施設の適正管理、運用を図ります。また、海岸漂着物等地域対策事業を実施するとのこと。保険給付では、国保特別会計、後期高齢者特別会計は特定健診等の推進で医療費抑制を図り、また、国民健康保険法の改正で、平成30年から県と市町村の共同保険者制度へ移行するとのこと。介護保険事業では、第6期介護保険事業計画の中間の年度であり、高齢者の自立支援を図り、また、地域全域で支えるため各地区公民館に地域支え合い推進員を配置し、住

みなれた地域で安心して暮らせる健康づくりを推進したいとのこと。また河内温泉センターでは、河内温泉センター応援団を組織し利用拡大を図りたいとのこと、新規事業として在宅医療、介護連携相談員を公立病院に配置、相談室の設置をするとのこと、初期認知症に対応する支援チームを組織するとのこと。

質疑では、放課後児童クラブの運営、活動方法と勤務、賃金体系については。それぞれの児童クラブで企画して担当職員と協議決定し活動するとのこと。勤務は月曜から土曜日と長期休業期間。臨時職については、午後から出勤、賃金は役場臨時職員と同額単価を考えているとのこと。放課後児童クラブの保護者負担については実費相当額のみ負担ということで、損害保険料相当額を考えているとのこと。海岸漂着物等対策事業の実施方法と委託先、ごみ処理については。平成28年度の方法はシルバー人材センターの設立もあると聞きますので、活用について検討したい。平成26年度は600万円で2工区に分けて、町内建設業者を対象に入札。ごみの処分まで含めて実施しております。予算計上する以上は、ある程度までの計画はまとまっていないと予算計上をしていて、方法はこれから考えますというのはおかしいのではないかと。平成30年度から国保運営が共同化されるが、具体的にはどうなるのか。また、保険料の金額決定については。具体的には政令がきておらず、協議段階だが、県と市町村で共同運営される。県が保険料や医療費等の調整運営を担当。市町村の業務は現在とほぼ変わりなく、保険料は各自自治体で従来どおり条例で決定する方向とのこと。在宅医療の現況と方向性については。公立病院は在宅診療患者が10名いないと聞く。ともファミリークリニックは求められれば対応しているが、定期的ではないとのこと。現在は特例で看護師だけでできる制度となっており、介護と連携して進めたい。地域支え合い推進員の内容と勤務体系については、勤務場所は各地区公民館。用務は週1回の運動教室、サロンの開設、介護を中心とした団体の育成や自主活動の啓発。勤務時間は役場の契約職員と同じとのこと。

以上、産業厚生委員会に付託された、平成28年度一般会計予算について総括質疑を行い、終了した。

次に、当委員会の平成28年度一般会計予算の討論を行いました。

委員より反対討論あり。今年度の予算審査を通じて、曖昧な事業が非常に多いと感じているので反対とのことでした。

ほかに討論はなく、採決の結果、賛成少数。よって、当委員会が付託を受けた平成28年度一般会計予算は否決すべきものと決定しました。

次に、平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行いました。討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算について討論を行いました。討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成28年度南種子町介護保険特別会計予算について、討論を行いました。委員より反対討論あり、地域支え合い推進事業の予算が出ているが内容が不明瞭であり、公民館とのつながりがあるので反対。ほかに討論なく、採決の結果、賛成少数。よって、平成28年度南種子町介護保険特別会計予算は否決すべきものと決定しました。

次に、平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論を行いました。討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

町執行当局に対する申し入れ事項・提言事項はなく審査を終了した。

以上で、産業厚生委員会に付託されておりました平成28年度南種子町一般会計、4 特別会計の予算審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小園實重君） 次に、総務文教委員長、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（塩釜俊朗君） 総務文教委員会に分割付託された平成28年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月4日と7日に全委員出席のもと、第1委員会室で関係課長、係長の出席を求め、一般会計歳入予算、一般会計歳出予算、議会費、総務費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、地籍調査費について審査を行いました。

審査の方法は、平成28年度予算の予算編成方針及び内容について各課より説明を受け、質疑応答にて審査をいたしました。

まず、3月4日、会計課です。会計課は、役場関係及び病院会計の歳入、歳出の全般にわたる会計事務を適正に行うとともに、公金の適正な出納・保管はもちろん、公金のきめ細かな運用を図ることが主な業務である。地方自治法235条の4の現金及び有価証券の保管については、金融機関に安全に保管することであり、かつ支払い準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることと示している。そのことを重視し、今後も適正な管理運営を図ってまいりたいとのこと。

質疑では、指定金融機関が種子屋久農協だが、いつごろからか、また見直しについて、の問いに、平成7年から。公金管理協会でも協議しているが、現在のところ双方から疑義の申し入れがないため、当初契約の自動更新となっている。公金管理研究会は内部組織か、の問いに、副町長を会長とした内部組織で、委員は副町長、会計管理者、総務課長、保健福祉課長、税務課長、財政係長、会計係長とのこと。

燃料費。決算審査特別委員会で石油商業組合との契約の問題があったが、平成28年度はどのような契約とするのか、の問いに、平成28年度は町内5社で見積もり等行う予定とのこと。

議会事務局、監査委員室。議会は町的意思決定機関であり、研修会、調査等にて資質を高め、議会としての責任を果たすことである。監査委員室は、常に職務は公正不偏を保持し、監査機能の充実強化を図ることであるとのこと。

質疑では、議会費の費用弁償、特別委員会も設置されており、費用が今後かさんでいく。今後補正対応が必要だと感じているが、との問いに、特別委員会分も含めて要求しているが、財源との調整で昨年と同額になった。不足する分については、補正要求を行い予算確保していきたいとのこと。全国における議員年金の受給者数と負担率は、との問いに、全国分は把握していない。平成27年度が100分の63.7、平成28年度が100分の41とのこと。負担金で1万4,000円増となっているが要因は、との問いに、県町村議会議長会への負担金、均等割プラス基準財政需要額に率を掛けて算定される。基準財政需要額に変動があったため増となっている。

社会教育課。社会教育に課せられた使命は、地域社会をよくすることであり、町内の全ての住民が心豊かで生きがいと温もりに満ちた生活を送ることができる地域を創造していくことであると考え。そのためには、自治公民館を初め、関係するさまざまな団体との連携を図り、町民一人一人がみずからのニーズに基づき学習した成果を地域に還元する体系的な方式を確立し、継続することが重要であり、この学びをとおした地域づくり、人づくりが社会教育の果たす役割であると考え。平成28年度は、各地区の公民館を基軸として、学校・家庭・地域・各種団体の連携を図りながら、生きがいと温もりに満ちた生涯学習社会を推進し、共生・協働の地域社会づくりに努めていくとのこと。

質疑では、公民館主事の廃止。公民館活動の低下が懸念される。主管課長として、どのような方策で活動強化に努めていくか、の問いに、地域と一体となった活動については、館長を中心にしながらやっていく。主事廃止で変わる環境の中で、公民館と話し合いをしながら、公民館講座やほかの関係も事務局の配置を含め検討し、体制づくりを図りながら公民館と連携をとってやっていきたいとのこと。公民館長の皆さんは会計をどうしたらいいか心配している。どのようにしようと考えているのか、との問いに、公民館の会計については、それぞれの公民館で対応していただきたいと考えている。地区公民館の管理はどこがするのか、の問いに、経費的な関係については社会教育課で対応。管理については、新たに配置されようとする地域支え合い推進員と協議しながら、地区の館長とも連携を図りながら行っていきたいとのこと。公民館館長の委嘱は考えていないのか、の問いに、中央公民館長である

社会教育課長が全ての条例公民館長を兼務する形で対応。平成28年度から地区の館長を行政連絡員として任命。その業務の中で公民館の管理等について入れていくとのこと。主事が担ってきた事務的な分野は誰が担うのか、の問いに、今度福祉のほうで採用しようとしている地域支え合い推進員とのこと。公民館長の手当は従前と比べてどうなるのか、の問いに、平成27年度までは月額3万5,000円、28年度からは月額5万円とのこと。中央公民館の夜間管理と婦人会の組織の存続の問題の経過について、の問いに、夜間の管理については、中央公民館と体育施設の管理を毎日午後6時30分から10時までの勤務。公民館婦人部については、昨年度、総会の中で組織解体という噂を聞いて、婦人会の3役との話し合いを続けてきた。先月から婦人会のほうで各地区を回り、地区の婦人部の意見を聞きながら、次年度以降も取り組みをすること。御田植え祭りの国指定になったメリットは、との問いに、対外的に情報発信する際、県指定より国指定のほうがPRできる。赤米をとおした日本遺産登録の取り組みをしているとのこと。保存伝承活動に対する補助金はないのか、政教分離との関係について、の問いに、大きなイベント等の場合は補助対象となる。伝承活動に対する補助はない。政教分離については文化庁からも2回調査に来たが問題ないとのこと。広田ミュージアムの人件費について、の問いに、契約職員2名、名誉館長、語り部9名（ローテーションで月4回程度勤務）とのこと。休館日の見直しについて検討の状況は、との問いに、赤米館については、新年度から休館日を水曜日に変更。JAXAの科学技術館との一貫性を図るため当面現在のままとしたい。事前に相談があれば臨時的な対応は可能。長期の休み・ゴールデンウィーク・ロケット打ち上げの際なども臨時開館の対応をしている。

税務課。町税は本町の重要な自主財源である。適正な課税客体の把握と適正な課税を基本として税収確保を図ることを基本に予算編成を行った。町内の景気につきましては、畜産を除き、異常気象により農作物全般で収量、品質の低下により大幅な減少となった。また、個人消費の冷え込みは続いていると思われる。今後とも、適正課税と税収確保に努めていくとのこと。

質疑では、滞納繰り越し分の収納見込みが低いのではないか、との問いに、滞納繰り越しが多くなっている状況もあり、徴収については難しくなっている。例年、このような予算計上している。予算以上に収納できるよう滞納整理、差し押さえ、搜索等やりながら努力していきたい。税収率アップにどう努力してきたか、の問いに、臨戸徴収はもちろんのこと、預金調査し、預金がある者については即差し押さえを実施、動産についても搜索を行い、熊毛地区の共同競売会において競売を実施、不動産についても差し押さえをして競売を実施。延滞金の関係も含めて見直しを図っていきたいと考えているとのこと。償却資産等どのようなものが新しい客

体としてふえているのか、の問いに、新規では個人の新築家屋、JAXAの家屋が1件入っている。償却資産については年明けから申告を受け付けているとのこと。JAXAの課税について今も3分の1か、との問いに、建物5年目まで3分の1課税、6年から10年は3分の2課税、11年目以降通常課税とのこと。固定資産等所在地交付金について、交番についても交付されるのか、の問いに、現段階で固定資産等所在地交付金の対象は島間港の関係、国有林関係が主とのこと。

教育委員会給食センター。学校給食は、より安全でおいしい給食の提供に努め、食中毒や異物の混入などの事故が発生しないよう栄養士を中心に取り組んでいる。子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校での食育の取り組みを推進し、学校給食センターでは南種子産の米や地場野菜の活用など地産地消に配慮した、安心でおいしい学校給食の提供に努めるとのこと。

質疑では、給食センターは建築後かなり老朽化している。安全面・衛生面含めて新築の方向で検討されていると理解していいか、との問いに、給食センターは昭和54年3月に完成、現在36年経過。床、トイレ等維持管理して使用。老朽化も進んでいる。平成28年度中に建設に向けた検討をしていきたいとのこと。米は何社から調達しているのか、の問いに、新栄物産からとのこと。給食費の無料化について、学校給食法に給食は保護者負担とすると明記されている、そこはクリアされているか、との問いに、学校給食費については、学校給食法で学校の設置者と保護者が分担するように定められている。食材にかかる費用は保護者負担となっているが、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能。この解釈については学校給食の執務ハンドブックの質疑応答の中にもある。また、昭和29年の文部省事務次官の通達の中で、給食の一部負担を禁止するものではないとある。国会答弁でも無償化については、地域の実情に応じて設置者が判断するという見解をしていることから法的には問題ないと判断しているとのこと。

教育委員会管理課。教育文化の振興については、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、生涯学習の観点に立ち、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して活力ある教育の振興を図る。昨年から実施を進めている小中一貫教育推進については、小中連携・小小連携の充実を図る。21年目となります宇宙留学制度については、中平小学校以外の小学校7校に32名の受け入れを行うとのこと。

質疑では、宇宙留学の補助はいつから4万円になったのか、との問いに、平成28年度から。里親対策の関係や消費税も3%から8%になったりして、総合的に検討したとのこと。奨学金貸付事業について滞納している方はいないのか、との問いに、奨学金については滞納者はいないとのこと。学級編成の複式になる人数について、

の問いに、1・2年生は9名以上から単式、3年以上は17名から単式とのこと。

企画課。第5次長期振興計画については、南種子町の恵まれた自然環境のもと、住民、事業者、行政が協力、連携していくテーマとして、「人と自然が輝き夢がふくらむふれあい元気タウン（自立・自興参加と連携によるまちづくり）」を目指して、関係部署との連携を密にしながら、過疎地域自立促進計画、辺地総合整備計画、離島振興計画を中心に計画事業の調整を行い、事業の効率的な推進を行い、平成27年度に策定した地方版総合戦略計画「トライタウン南種子町、宇宙・歴史・文化の町総合戦略」に基づき、政策目的を明確にし、客観的な指標により検証を行い継続的な取り組み改善に努めるとのこと。また、平成28年10月には、町制施行60周年を迎えることから、記念行事を開催し、住民の町への愛着心の高揚に努めるとのこと。

質疑では、町制施行60周年記念植事業はどのような事業を考えているのか、の問いに、現在調整中であるが、式典は11月3日、町制要覧写真編発行、広報みなみたねDVD作成、記念焼酎の販売、我が町南種子の写真展、南種子オリジナルグッズの製作販売、南種子PR動画の作成公開、ロケット祭りでの花火の増発、ふるさと祭りのお楽しみ抽選会の景品増、桜の記念樹等検討しているとのこと。H3開発に向けて、どのような整備、危険区域の拡張があるのか、の問いに、危険区域の拡充はしない、施設は改修して使う、ブロックハウスは3キロメートルとのこと。地方創生交付金はどこで受けるのか、事業の実施は、との問いに、歳入はまだ見ていない。事業は幾らか入れ込んでいる、4月以降申請、要綱がはっきりしてから財源確保に努めたいとのこと。企画主管の事業は、との問いに、総合情報サイト構築事業、ふるさと創生事業の中の地域おこし協力隊推進事業、情報通信基盤整備事業であるとのこと。地域おこし協力隊推進事業、国県から人材を派遣してもらうのか、との問いに、自治体が受け入れの募集要項をつくり募集、国・県の職員でなく一般の方、人件費等については400万円までは特別交付税の算定基礎が入るとのこと。地域おこし協力隊は何名を予定していて、配置、活用方法、期間はどのように考えているか、との問いに、3名。住む場所は地方に。仕事は拠点上中。そこから町内に移動して業務をさせたい、基本的には1年契約でしたいとのこと。飛鳥村との友好協定調印はいつごろ予定しているのか、の問いに、4月11日、村長が来町予定。そこで調整をしてできるだけ早く調印式をしたいと考えているとのこと。飛鳥村と協定を結ぶに当たって、人的な交流の先にどのような考え、意向があるのか、の問いに、まずは子供たちの交流。飛鳥村のふるさと納税の返礼品に南種子の特産品は使えないか、三菱重工業株式会社の工場での種子島の物産の販売、災害時の物資の提供、支援などの災害協定などを考えている。トンミー大使の人数は、各イベントに来る場合の経費について、の問いに、17名。旅費は出していないとのこと。

総務課・選挙管理委員会。選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき、公正かつ適正な選挙事務の執行が委員会に課せられた職務である。平成28年度も引き続き選挙に携わる関係者の資質の向上と選挙の公正な執行、明るい選挙啓発に努める。なお、本年度は7月に参議院議員通常選挙、鹿児島県知事選挙、海区漁業調整委員会選挙が執行される予定であり、係る経費を予算措置したとのこと。

総務課関係の予算編成の基本方針としては、真に必要と認められる行政需要に対応するため、重点的かつ効果的・効率的な施策の展開に努めている。なお歳入において、税収の確保、国・県支出金や有利債の活用など、引き続き財源確保に努めることにしているとのこと。

質疑では、県知事選挙、参議院議員選挙で一般財源を使う理由は、との問いに、決算では今まで同額程度になっている。予定されている交付金の中で済ませるようにしたいとのこと。18歳から選挙になるが、啓蒙活動はどのようにしているのか、の問いに、チラシ・パンフレット・ポスターを利用。高校については、中種子町とも協力しながらやっていきたいとのこと。

定員管理適正化計画との関連は、との問いに、退職不補充で対応したとのこと。平成28年度末で65億円の地方債の残高。健全財政といえるか、の問いには、指数的には範囲内、起債残高はふえないよう努力するとのこと。新規の町債発行、平準化の方針となっているか、の問いに、基本的にはそのような方針とのこと。新規町債の上限は幾らをめどにしているか、との問いに、3億円をめどにしているとのこと。ふるさと納税の推進。昨年の200万円の予算から1億円となっている、これだけの見込みを立てた根拠は、返礼品はどのように考えているのか、の問いに、9月からPRの方法を変えて実施、9月から現在まで5,000万円の実績がある、1年に換算すれば1億円は入るだろうと判断した。また、昨年9月からYahooのふるさとチョイスを活用、ことし4月からはJT Bを活用し、さらに推進を図る。増額が十分見込めると判断したとのこと。登記事務の進捗状況は、との問いに、進捗率は平成27年9月末で85.87%とのこと。中長期在留者居住地届け出等事務委託金とあるが、中長期在留者はどのような判断で認められるのか、との問いに、在留資格により期間は決まっている、入国管理局で決める。町で行う事務は住所の届け出、入国管理局で発行される在留カードに住所地の記載をすること。住民基本台帳人口と戸籍人口は、との問いに、2月末で住民基本台帳人口5,896人、戸籍人口1万1,219人とのこと。

次に、総括質疑において、地域支え合い推進員の制度を受けて、公民館の活動が円滑になっていくのか危惧するなどの意見があり、教育長、社会教育課長の出席を求めることとした。

質疑では、地区公民館の運営が主事を置かないことによって、書記的な部分は支え合い推進員にさせるという説明だったのか、連携してやっていくのか、兼務した形でやっていくのか理解できなかった、との問いに、兼務させるというより職務の中に入れてもらう。書記・会計という言葉を使うかどうかは別として、公民館の支援、補助的な仕事をしてもらう、公民館長が頼める状況をつくっておくとのこと。推進員が社会教育分野の仕事を担うことに法的な違法性はないのか、の問いに、推進員プラス集落支援員という事業で実施すると思う。そちらの補助金を使うか、町単独の予算をつけて、そのこともできるようにするので可能とのこと。地区の公民館長も行政連絡員になるのか、の問いに、条例公民館長は社会教育課長が兼務。条例公民館長の予算はない。行政連絡員として予算計上。行政連絡員の職務の中に条例公民館長を補助するという項目を入れて維持管理してもらうとのこと。

以上で、総務文教委員会に分割付託された議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算について審議し、当委員会の総括審議を行い、終了した。

採決に入り、討論もなく、総務文教委員会に分割付託された議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会に分割付託された議案第24号平成28年度一般会計予算審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（小園實重君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで、資料整理のために暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて、再開をいたします。

これから、各会計ごとに委員長報告について質疑を行います。

初めに、議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） 産業厚生委員長に質問をいたします。

公立種子島病院の負担金が平成27年度当初予算に対して、2,628万8,000円増額がされております。この増額をしなければならなかった理由について、委員のほうから質疑は出されなかったか。出された場合は、どういう執行当局から答えが返ってきたか、お尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 産業厚生委員長、西園 茂君。

○産業厚生委員長（西園 茂君） 委員のほうからの質疑はございませんでした。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第25号平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第26号平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第27号平成28年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから、各会計ごとに討論を行います。

初めに、議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算について、討論はありませんか。8番、立石靖夫君。

〔立石靖夫君登壇〕

○8番（立石靖夫君） 私は、議員になってから13年になりますが、この当初予算に対して反対討論をするのは初めてでございますが、当初予算については大事な予算であると私は認識をしております。

私の反対する理由について、今後、改善される機会になればと平成28年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

1番目に、議案第7号の南種子町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案審議において、改正条文の説明の甘さと曖昧な答弁により1時間も議案審議を中断したことは、提案者の責任であります。

2番目に、南種子町基本政策、新しい人の流れをつくる、交流・移住・定住の促進を図る町長の政策は絶対必要な政策であります、その重要な観光課を廃止した理由に費用対効果だけ論ずるのでなく、先行投資をすることが重要であります。県

内の町村に観光課がなくとも、宇宙センターのある町として観光課があることで観光宣伝になります。観光課を廃止した町長の政策に反対するものであります。

3番目に、条例公民館主事の廃止であります。平成24年4月、地区公民館連絡協議会では、人口減少による地区公民館運営費の館費の増大、役員になり手がいない、そのため、館費の6割が役員手当になっていること、地区公民館で活動すればするほど館の維持管理が増大することから、条例公民館を一部改正して行政から支援を受け、地区公民館員の館費負担を軽減したところでした。条例公民館の一部改正については、地区公民館の要望を受け、総務文教委員会は県内の条例公民館を調査し、議会に報告し、平成24年第4回定例会において、公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について協議した。質問の中で、西園 茂議員は条例公民館移行については、「私も賛成です。地区民にお金を出させることはいけない」、また、日高澄夫議員は、条例公民館は組織体制確立することは賛成です。ただ、改正条例案について、アンケートをとらなかったことで反対討論を行いました。起立多数で可決した経緯があります。議会で議決した改正条例に対し、地区館員の意見を聞くことなく、全員協議会にも説明もなく、一方的に一部改正を改悪したことに反対するものです。

4番目に、一般町民を対象とした雇用対策事業、道路、公園、公共施設の草払いを廃止して、建設業者に委託することは一般町民の働く場の切り捨てであり、一般町民でできる草払い等はさせるべきであります。また、海岸漂着物等対策事業の委託先、シルバー人材センター設立後委託するのか、町内業者に委託するのか、曖昧な事業の予算計上であります。

以上の理由で、平成28年度一般会計予算に反対をします。

○議長（小園實重君） 次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、議案第25号平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

次に、議案第26号平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

次に、議案第27号平成28年度南種子町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の討論を許します。8番、立石靖夫君。

[立石靖夫君登壇]

○8番（立石靖夫君） 平成28年度介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

まず1番目に、町長は条例公民館主事廃止について、地区公民館長と協議の中で、主事の代わりに地域支え合い推進員に地区公民館の運営支援をさせると約束し、地区公民館連絡協議会は承諾したようですが、本来の業務内容と地区公民館の会計書記、行事の準備から段取り、集落自治公民館との連絡調整、地区公民館長の会議代理出席など地域支え合い推進員が兼務できるはずがありません。町長は、一般財源で支出するのでなく、国の補助事業である地域支え合い推進員で対応するとの説明であったようですが、補助金適化法に触れるのではないかと思います。このような業務以外の兼務はできないと思っております。町長の政策に反対をするものであります。

2番目に、地域支え合い推進員の募集を広報紙に掲載しておりましたが、応募期間は3月2日から15日までとなっているが、まだ予算も決定していないのに議会軽視ではないかと思います。

以上のことから、平成28年度介護保険特別会計予算について反対をします。

○議長（小園實重君） 次に、賛成者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。採決は各会計ごとに起立により行います。

初めに、議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、総務文教委員会委員長の報告は原案のとおり可決、産業厚生委員会委員長の報告は原案否決です。したがって、原案について採決します。議案第24号平成28年度南種子町一般会計予算に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第24号平成28年度南種子町一

般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第25号平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第26号平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案否決です。したがって、原案について採決します。議案第27号平成28年度南種子町介護保険特別会計予算に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第27号平成28年度南種子町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小園實重君） 起立多数です。したがって、議案第28号平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を15時20分とします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（小園實重君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、柳田 博君の退場を求めます。

[柳田 博君退場]

○議長（小園實重君） 提出者の説明を求めます。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、南種子町島間4898番地の6、氏名、柳田 博、昭和25年9月26日生まれ、65歳。

人権擁護委員は、法務大臣が任命する委員であります。これを推薦することについて、議会の意見を求めるものです。柳田氏は人格・識見からして適任者と認め、提案する次第であります。今回の提案で4期目になります。御同意方よろしく願います。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、上園和信君。

○7番（上園和信君） この人権擁護委員は任期3年という説明であります。給与は支給されないと。ただし、職務を行うために要した費用弁償、これは支給をされるようであります。

柳田 博氏は現在、議員という立場にあります。前回までは議員ではなかったということでもあります。南種子町議会には、議員の職務に専念をするため、行政の末端組織的機関の役職、つまり地区公民館長、民生委員並びに消防団長、漁協長、JA組合長、農業共済組合長、森林組合長、商工会の役職は自粛しようという申し合わせ事項があります。

人権擁護委員はこの役職になってはならないという明記はされておりませんが、私にいわせると人権擁護委員もこれに準じた取り扱いが必要ではないかと思えます。

町長は、この役職の禁止、申し合わせ事項があったということを御存じだったのか。それから、議会にも相談があったのかどうか、したのかどうか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 何か申し合わせがあるというのは聞いておりますが、私はやっぱり議会議員といえども、今回の場合でいいますと、国の機関としての役割があるわけでありまして、やっぱり人格的に、そしてまた経験も豊富で、こういった人のほうが適当であるという判断をいたしましたので、4期目の推薦をしたいということで提案をした次第でございます。

○議長（小園實重君） 答弁もれについて、町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 相談はいたしておりません。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず初めに、反対討論を許します。7番、上園和信君。

〔上園和信君登壇〕

○7番（上園和信君） 先ほど質問でも申し上げましたように、議員に専念をするために地区の公民館長、民生委員並びに消防団長、漁協組合長、JA組合長、農業共済組合長、森林組合長、商工会長の役職につくことは自粛しましょうという申し合わせ事項があります。よって、諮問第1号に反対するものであります。議員各位の御賛同方をよろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小園實重君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、大崎照男君、4番、西園 茂君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（小園實重君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、賛成しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（小園實重君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順番に投票をお願いします。局長。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	河野 浩二君	3 番	大崎 照男君
4 番	西園 茂 君	5 番	塩釜 俊朗君
6 番	広浜喜一郎君	7 番	上園 和信君
8 番	立石 靖夫君	9 番	日高 澄夫君

○議長（小園實重君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、大崎照男君、4 番、西園 茂君。開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（小園實重君） 開票の結果を報告します。投票総数 8 票、投票総数のうち賛成
4 票、反対 4 票。以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。したがって、
地方自治法第116条第 1 項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

諮問第 1 号については、議長は適任と採決します。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（小園實重君） ここで、柳田 博君の入場を許可します。

[柳田 博君入場]

日程第 8 委員長報告（総務文教委員会）

○議長（小園實重君） 日程第 8、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会の所管事務調査の報告について、総務文教委員長の報告を求めま
す。総務文教委員長、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（塩釜俊朗君） 総務文教委員会が閉会中の所管事務調査として申し
入れておりました、コミュニティーバスの運行拡充についての経過と結果について
報告いたします。

当委員会の調査の目的は、本町が運行している高校への通学バスとコミュニティーバスを兼用している関係から、現状把握と交通弱者への運行拡充について調査することを目的とし、まず本町が運行しているコミュニティーバスの運行状況と、島内で実施運行している西之表市のデマンド方式の乗り合いタクシー、島外の市町村でコミュニティーバスからデマンドタクシーに切りかえた肝付町を調査することとしました。

調査は、平成27年8月27日、委員全員が出席し、役場企画課長、係長の出席のもと第1委員会室で行いました。

課長から、資料に基づきコミュニティーバスについての概要、運行の状況について、利用実績について、利用料及び運行経費について説明を受け質疑に入りました。

質疑では、高校へのバスは朝1便、下校は2便か、の問いに、朝1便は6時40分に上中を出発するバスが1台、2便が7時45分発が2台、帰りは種子島中央高校17時発1台と19時発が2台、その運行の空き時間を利用して、コミュニティーバスが町内4地域を回る。午前1回、午後1回の1往復とのこと。空き時間をフルに使っているので余裕がないとのことですが、路線をふやすとか時間をずらすことは今のところ考えられないと理解してよいか、の問いに、今のバスでは無理、別途契約すれば可能。しかし経費が必要とのこと。町民からどのような要望があったか把握しているのか、の問いに、便数をふやしてほしい、家の近くまで来てほしいなどの声があることは聞いている。その要望に対して協議会等で話し合いがされているのか、の問いに、企画課内では検討している、再生協議会には上げていない、事例ですが、西之表市が運行しているデマンドタクシー、デマンドバスについては、時間を設定して事前予約で利用、デマンドタクシーでよいのかタクシー料金の一部助成でいいのか検討しなければならないとのこと。本町の場合は、利用者はほとんど病院関係か、買い物か、アンケートはとっていないのか、の問いに対し、アンケートはとっていないが、ほとんど病院のほうだと思うとのこと。島間線は、時間的に病院は無理、西之線は11時受付にぎりぎりである。運行時間の見直しが必要ではないか、の問いに、私見であるが、住民の要望をかなえるためには、今のバスを高校バスに特化し、別に委託契約して希望の時間で走らせるのがベストだと思う。町長の指示で今調査しているのは、便数をふやすダイヤの改正か、との問いに、そうですとのこと。

以上で、本町のコミュニティーバスについての調査を終了した。

次に、平成27年10月13日に西之表市が運行している市街地巡回バス及びデマンド型タクシーについて調査をしました。

当日は西之表市議会議長、議会事務局、行政経営課の出迎えを受け、西之表地域

公共交通について説明を受けたところです。

西之表市のデマンド型乗り合いタクシー（愛称どんがタクシー）は、各校区に居住する交通弱者等の移動手段を確保するために、各校区と市街地を結ぶデマンド型（予約運行型）の乗り合いタクシーを運行している。また、市街地巡回バス（通称若狭姫）ですが、交通弱者の市街地での移動手段を確保するため、西之表港を始発・終点として市街地の主な公共施設、医療機関、スーパー、銀行、郵便局の拠点施設を結ぶコースを南回りと北回りの2方向で循環する乗り合いバスを運行しているとの説明です。

質疑に入り、何人乗りか、の問いに、どんがタクシーは10人乗り、若狭姫は13人乗りとのこと。予約は市を通すのか、委託業者が予約を受け付けるのかの問いに、全て路線の運行会社が受け付けるとのこと。利用者が減となっていると説明がありましたがその理由は、との問いに、利用者の減については大字の人口の減少も大きな要因だったと考えられる。需要の掘り起こしができていないのではと思う、また登録、予約の手続等が面倒という声がある。運行については利用者の見込みがあつて始めたのか、の問いに、高齢者を対象にしたアンケートの実施や各校区を回り意向調査を実施した。その調査をもとに、どんがタクシーでは1日当たり150人程度、若狭姫は1日当たり50人程度くらい見込めるのではないかと試算を行った。現実的には半分程度の実績、住民の声を生かした運行形態、大型バスだと運行経費がかかる。小型化による便数の増、維持費の縮減を図ったとのこと。2つの事業に分けて実施した理由は、との問いに、公共交通になるため、バス停が必要、目的地までということになると、タクシー事業者がある。バス停は22カ所設置、病院、公共施設、大きなストアに設置、自由乗り降りという制度もあるが、市街地では難しいとの答弁でした。

以上で、西之表市の調査は終了しました。

次に、平成28年2月23日に肝付町のデマンドタクシーについて調査をしました。

肝付町は、鹿児島県の大隅半島に位置し、温暖多雨な気候の町で2005年に高山町と内之浦町が合併して誕生した。人口が1万6,296人、JAXA内之浦宇宙空間観測所があり、2013年に肝付町と南種子町が宇宙兄弟宣言をした町でもあります。

当日は、肝付町議会の議長、議会事務局、企画調整課の出迎えを受け、デマンドタクシーについての運行状況について説明を受けたところです。

肝付町公共交通の課題として、1、高齢者への対応、2、利用者が少ない路線への対応、3、交通空白、交通不便地域への対応などとのことをご紹介します。

このような課題に基づいて、地域の交通問題の解決のため、平成23年に地域公共交通会議を設置したとのことです。

肝付町の路線バスは、高山岸田線（廃止路線代替バス運行は三州交通）、ふれあいバス（内之浦地域のコミュニティーバス）を運行していたが、岸田高山線については利用者が少なく、平成19年から20年にかけては多くの利用者があったが、その後、平成22年までには減少傾向にあった。また、コミュニティーバスについても減少傾向にあったとのこと。

なお、運行については、路線バスは乗車距離により運賃が決まっていたが、ふれあいバスにおいては、大人1人200円との説明です。このようなことから平成25年度からこれまでの公共交通（廃止路線代替バス）やコミュニティーバスから事前予約型タクシーへ変更したことで利用者が増加し、利便性の向上が図られ、また国の補助金（地域間幹線系統確保維持費補助金）を活用することで、経費節減が図られたとのこと。

質疑に入り、導入に当たり町民の意見を求める場を設けたのか、またアンケート等行い路線を決定したのかの問いに、住民説明会の実施、公共交通会議でアンケート等行い、利用調査を実施したとのこと。デマンドタクシーの乗車人数は、の問いに、通常、タクシー5人乗り、ジャンボタクシーも検討をした経緯があったとのこと。業者の選定方法は、の問いに、町内3業者あるので、3業者とも依頼している。地域も考慮しているとのこと。高校のスクールバスは運行していないのか、の問いに、以前は高山高校に運行していたが廃止、通常の路線バスを利用しているとのこと。町内の路線バスの運行は、の問いに、町内の路線バスは運行しているとのこと。デマンドタクシーは利用者の年齢制限はないのか、の問いについては、特に年齢制限は設けていない、町外の方でも利用可能、バスが事前予約制のタクシーに代わったとのこと。デマンド用タクシー台数は何台か、の問いに、各業者専用として届け出ている台数は2台、それ以外にタクシー業務の兼用で2台とのこと。

以上の調査結果を踏まえ、3月15日に所管事務調査のまとめを行い、当委員会は次のとおり意見の集約をいたしました。

現在運行しているコミュニティーバスの利用実態を調査し、今後の運行形態について、早急に検討し、巡回バス、デマンドタクシーについても調査・研究をすべきである。

これを当議会の意見として、執行当局へ申し入れることが適当であると決定した次第です。議長において、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見については、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第9 閉会中の継続調査申し出

○議長（小園實重君） 日程第9、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りしました申し出のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 議員派遣

○議長（小園實重君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成28年第1回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午後 3時49分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 小園 實 重

南種子町議会議員 大 崎 照 男

南種子町議会議員 西 園 茂